国史跡古市古墳群保存活用計画

令和5年3月 藤井寺市教育委員会 羽曳野市教育委員会



私たちのまち、藤井寺市には、多くの歴史資産があります。いにしえから連綿と続く人々の生活の跡が地中に遺跡として残り、発掘調査で当時の様子が明らかになっています。また、葛井寺、道明寺、道明寺天満宮の国宝、重要文化財をはじめとした多くの文化財が現在に受け継がれています。そして、本市を特徴づけるものとして、古市古墳群の存在があります。本市ではこれらの豊かな歴史資産を活かすことによってまちの魅力を高め、「つどい つながり 育つまち ふじいでら」の実現に向けて取り組んでいます。

古市古墳群は藤井寺市と羽曳野市にまたがって所在しており、4世紀後半から6世紀中頃の間に形成されました。大王墓を含み、もとは130基もの古墳があったことが分かっています。令和元年7月には、堺市に所在する百舌鳥古墳群とともに「百舌鳥・古市古墳群一古代日本の墳墓群一」として世界遺産一覧表に記載されました。

このことにより、古市古墳群は地域に根ざした貴重な歴史資産であるとともに、人類にとっても稀有な文化遺産として認められることとなりました。私たちは、このような古市古墳群を未来に継承すべく、適切に保存し、活用する基本方針として、本計画を策定いたします。

本計画の策定にあたり、整備検討委員会委員の皆様方には多大なご尽力を賜りました。また、文化庁、大阪府教育庁や関係機関の皆様には幅広い視点からご指導とご協力を賜りました。おかげをもちまして本計画を策定する運びとなりました。ここに深く感謝申し上げます。今後は本計画に基づき、古市古墳群の保存活用への取り組みを進めてまいりますので、引き続き、ご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令 和 5 年 3 月 藤井寺市教育委員会 教育長 濱崎 徹 大阪府の東南部に位置する羽曳野市は、金剛、葛城の山並みを仰ぎ、石川がゆるやかに流れる、水と緑に恵まれた自然豊かなところです。このような自然環境は太古の昔から人々の暮らしに恵みを与え、文化を育んできました。長い時の流れの中で残された数多くの歴史的遺産は、今も大切に受け継がれています。本市では、これらの豊かな自然や歴史的遺産を活かしつつ、第6次羽曳野市総合基本計画(後期計画)の施策目標のひとつに"歴史・文化が息づき心身ともに躍動するまち"を掲げて、まちづくりを進めています。

この歴史・文化の中でも、特に古市古墳群は百舌鳥古墳群とともに令和元年 度に世界遺産に記載され、その普遍的な価値の保護が不可欠となりました。ま た、文化財保護法が改定され、これまで受け継がれた文化財はしっかりと保護 を図った上で、広く国民に公開・活用する方針が示されました。

本計画は、こうした点を踏まえ、史跡古市古墳群の価値と魅力を伝えるための大綱を掲げて、保存管理・活用・整備等の基本方針やその手法について、整備検討委員会にお諮りし、議論・検討して策定したものです。

文末になりますが、本計画の策定にあたり整備検討委員会の先生方をはじめ、文化庁並びに大阪府教育庁や関係機関の皆さまには多大なご指導とご協力を賜りましたことに厚く感謝申し上げます。今後は、本計画を市民の皆さまと共有し、古市古墳群の保存活用の取組みを推進してまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 5 年 3 月 羽曳野市教育委員会 教育長 村田 明彦

例 言

- 1. 本書は、大阪府藤井寺市・羽曳野市に所在する史跡古市古墳群の保存活用計画である。
- 2. 本計画の策定事業は、令和3・4年度に「国宝重要文化財等保存整備費補助金(史跡等保存活用計画等策定事業)」の補助を受け、藤井寺市教育委員会が事業主体となり、羽曳野市教育委員会と共同で実施した。
- 3. 本基本計画は、藤井寺市教育委員会及び羽曳野市教育委員会が、各市教育委員会の「古市古墳群整備検討委員会規則」に基づき設置した「史跡古市古墳群整備検討委員会」による審議・検討によりまとめたものを、藤井寺市教育委員会及び羽曳野市教育委員会が所定の手続きを経て策定したものである。
- 4. 策定に関わる事務は、藤井寺市教育委員会事務局教育部文化財保護課、羽曳野市教育委員会事務局世界遺産・文化財総合管理室文化財課が担当し、関連作業を株式会社文化財保存計画協会に業務委託した。
- 5. 本保存活用計画策定にあたり、以下の関係機関の方々から多大なご協力とご指導を賜った。記して、厚くお礼を申し上げる次第である。(敬称略・順不同) 文化庁文化財第二課、文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室、宮内庁書陵部陵墓課、 大阪府教育庁文化財保護課、百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議事務局、堺市文 化観光局文化部文化財課、堺市文化観光局世界文化遺産課、宮内庁書陵部古市陵墓監区 事務所
- 6. 本書で使用する現況図などの地図は、地形・工作物などの概略を示すもので、土地境界 や建築位置などを厳密に示すものではない。

目 次

第1章 計画策定の沿革・目的	1
1. 計画策定の沿革	1
2. 計画の目的	7
3. 委員会の設置・経緯	7
4.他の計画との関係	8
5. 計画の実施 1	.6
第2章 史跡の概要1	7
1. 指定に至る経過1	.7
2. 指定の状況1	.9
ア. 指定告示1	9
イ. 指定説明文とその範囲2	20
ウ. 史跡指定地及び周辺の発掘調査履歴4	5
エ. 古市古墳群を取り巻く環境7	7
オ. 指定地の状況9	12
3. 世界遺産への登録12	20
ア. 世界遺産への登録12	20
イ. 世界遺産の保存・管理12	25
ウ. 緩衝地帯(バッファゾーン)の概要12	26
第3章 史跡等の本質的価値12	
1. 史跡等の本質的価値の明示12	28
2. 新たな価値評価の視点の明示12	
3. 構成要素の特定12	
ア. 構成要素の分類12	
イ. 各古墳の構成要素の特定13	;1
第4章 現状・課題16	2
1. 保存(保存管理)16	52
ア. 共通の現状と課題16	62
イ. 各古墳の現状と課題16	i3
2. 活用	′5
ア. 共通の現状と課題17	′5
イ. 各古墳の現状と課題17	'6

3. 虫	を備	81
ア.	共通の現状と課題1	81
イ.	各古墳の現状と課題1	81
4. 追	運営・体制の整備 1	85
ア.	保存(保存管理)1	85
イ.	活用1	85
ウ.	整備	85
第5章	・ ・大綱・基本方針1	87
1. ナ	て綱	87
ア.	保存(保存管理)1	87
イ.	活用 1	87
ウ.	整備 1	87
工.	運営・体制の整備1	87
_	基本方針	
ア.	保存(保存管理)1	87
イ.	活用1	87
ウ.	整備	88
工.	運営・体制の整備1	88
第6章	【 保存(保存管理)1	89
第6章	に 保存(保存管理)1 F向性1	89
第6章 1.カ ア.	保存(保存管理)	89 189
第6章 1. カア. イ.	保存(保存管理) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	89 189 189
第6章 1. カ ア. イ. 2. カ	保存(保存管理) 1 5 向性 1 保存管理の目的 1 保存管理の方向性 1	89 189 189 189
第6章 1. カ ア. イ. 2. カ ア.	保存(保存管理) 1	89 189 189 189
第6章 1. オ ア. イ. 2. オ イ.	保存(保存管理) 1 方向性 1 保存管理の目的 1 保存管理の方向性 1 方法 1 地区の設定 1 史跡追加指定について 1	89 189 189 189 190
第6章 1. カ ア. イ.カ 2. ア.イ.ウ.	保存(保存管理) 1	89 189 189 189 190
第6章 1. カ ア. イ.カ 2. ア.イ.ウ.	保存(保存管理) 1 方向性 1 保存管理の目的 1 保存管理の方向性 1 方法 1 地区の設定 1 史跡追加指定について 1 保存管理の共通事項 1	89 189 189 189 190
第6章 1. カ ア. イ.カ 2. ア.イ.ウ.	 保存(保存管理) 保存管理の目的 保存管理の方向性 地区の設定 史跡追加指定について 保存管理の共通事項 保存管理の個別事項 	89 189 189 189 190 193
第6章 1. アイ・アイウエ 7 7	 保存(保存管理) 保存管理の目的 保存管理の方向性 地区の設定 史跡追加指定について 保存管理の共通事項 保存管理の個別事項 	89 89 89 89 90 90 93
第6章 1. アイ・カエ 第7	保存(保存管理) 1 5 向性 1 保存管理の目的 1 保存管理の方向性 1 法 1 地区の設定 1 史跡追加指定について 1 保存管理の共通事項 1 保存管理の個別事項 1	89 189 189 189 190 193 197
第6章 1 2 2 7 1 2 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1		89 89 89 89 90 90 197 19 219
第6章 1 2 2 7 1 2 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1	は 保存(保存管理) 1 方向性 1 保存管理の目的 1 保存管理の方向性 1 地区の設定 1 史跡追加指定について 1 保存管理の共通事項 1 保存管理の個別事項 1 活用 2 活用の目的 2 活用の方向性 2 活用の方向性 2	89 89 89 89 90 90 93 97 19 219 219
第 1 2 第 1 アイ・カエー 第 1 アイ・カエー 章 ガ・・カ	は 保存(保存管理) 1 方向性 1 保存管理の目的 1 保存管理の方向性 1 地区の設定 1 史跡追加指定について 1 保存管理の共通事項 1 保存管理の個別事項 1 活用 2 活用の目的 2 活用の方向性 2 活用の方向性 2	89 89 89 89 90 90 97 19 219 219 219

第8章 整備228
1. 方向性 228
ア. 整備の目的 228
イ. 整備の方向性 228
ウ. 世界遺産の構成資産の整備228
2. 方法 228
ア. 整備の共通事項229
イ. 整備の個別事項230
一本、字学、仕別の報告
第9章 運営・体制の整備
1. 方向性
ア. 運営・体制の整備の目的
イ. 運営・体制の整備の方向性239
2. 方法
After a control of the black of
第 10 章 施策の実施計画の策定・実施241
1. 短期・中期計画
2. 長期計画 241
Andrew of the Court Not Andrews
第 11 章 経過観察
1. 方向性 244
1. 方向性
1. 方向性 244 2. 方法 244 ア. 保存(保存管理)に関する経過観察 244
1. 方向性
1. 方向性 244 2. 方法 244 ア. 保存(保存管理)に関する経過観察 244
1. 方向性 244 2. 方法 244 ア. 保存(保存管理)に関する経過観察 244 イ. 活用に関する経過観察 245

第1章 計画策定の沿革・目的

1. 計画策定の沿革

古市古墳群には、消滅した古墳を含め130基以上の大小さまざまな形の古墳で構成され、群中には墳丘長200mを超える巨大な前方後円墳7基を含んでおり、4世紀後半から6世紀中葉に形成されたことが知られている。これらの古墳は、築造以来、開発等様々な要因のために墳丘を消失したものも多く、現在では45基の墳丘が遺存している。

この古市古墳群は、古代国家形成期の政権構造を考える上で学術的価値は極めて高いものである。 貴重な古墳の消滅を防ぐため、昭和 31 (1956) 年に古室山古墳、赤面山古墳、大鳥塚古墳、助太 山古墳、鍋塚古墳が、古墳群内の古墳で初めて国史跡に指定された。これを端緒として、墳丘が遺 存する各古墳の史跡指定が進められ、その保護が図られた。また、史跡指定された古墳を一体的に 保護する必要があるため、平成 13 (2001) 年に「古市古墳群」としてこれまで史跡指定された古 墳が統合され、史跡名称が変更された。

「史跡古市古墳群」への統合・名称変更以後も、各古墳の追加指定や新たな古墳の追加指定が進められ、現在では前方後円墳 12 基、円墳 2 基、方墳 8 基の計 22 基が国史跡に指定されている。市域別内訳として、藤井寺市に所在する古市古墳群として史跡指定された古墳は、前方後円墳 10 基、円墳 2 基、方墳 8 基の計 20 基である。羽曳野市は、前方後円墳 4 基(別表:墓山古墳・応神天皇陵古墳外濠外堤は両市)である。

表 1-1 古市古墳群一覧表

番号①:通し番号 番号②:史跡に設定した通し番号 (未指定の野中宮山古墳も含む) 区分 :※は墳丘が消失した古墳を示す。

墳形	番号 ①	番号 ②	古墳名	大きさ (m)	所 在 地	指定等	区分	備考
	1 [1] 応神天皇陵(誉田御廟山)古墳		425	羽曳野市誉田6丁目 藤井寺市道明寺6丁目	陵墓・国史 跡・世界遺産			
	2	[23]	仲姫命陵(仲津山)古墳	290	藤井寺市沢田 4 丁目	陵墓・国史 跡・世界遺産		
	3		仲哀天皇陵(岡ミサンザイ)古墳	242	藤井寺市藤井寺 4 丁目	陵墓•世界遺 産		
	4		允恭天皇陵(市野山)古墳	230	藤井寺市国府 1 丁目	陵墓•世界遺 産		
前	5	[2]	墓山古墳	225	羽曳野市白鳥 3 丁目 藤井寺市野中 3 丁目	陵墓・国史 跡・世界遺産		応神陵飛地ほ号
方後	6	[3]	城山古墳	210	藤井寺市津堂・小山4丁目	陵墓参考地・ 国史跡・世界 遺産		陵墓参考地
円	7	[22]	白鳥陵(前の山)古墳	200	羽曳野市軽里3丁目	陵墓・国史 跡・世界遺産		
墳	8	[18]	野中宮山古墳	154	藤井寺市野中 2 丁目	未指定		
	9	[4]	古室山古墳	150	藤井寺市古室 2 丁目	国史跡・世界 遺産		
	10		仁賢天皇陵(野中ボケ山)古墳	122	藤井寺市青山 3 丁目	陵墓		
	11		安閑天皇陵(高屋築山)古墳	122	羽曳野市古市 5 丁目	陵墓		
	12		清寧天皇陵(白髪山)古墳	115	羽曳野市西浦 6 丁目	陵墓		
	13		ニツ塚古墳	110	羽曳野市誉田 6 丁目	陵墓•世界遺 産		応神陵域内陪冢

墳 形	番号 ①	番号	古墳名	大きさ (m)	所 在 地	指定等	区分	備考
	14	[5]	大鳥塚古墳	110	藤井寺市古室 2 丁目	国史跡•世界遺産		
	15	[6]	はざみ山古墳	103	藤井寺市野中 1 丁目	国史跡•世界遺産		
	16	[7]	峯ヶ塚古墳	96	羽曳野市軽里2丁目	国史跡•世界遺産		
	17		春日山田皇后陵(高屋八幡山)古墳	85	羽曳野市古市 5 丁目	陵墓		
	18		盾塚古墳	73	藤井寺市道明寺 6 丁目		*	
	19	[8]	鉢塚古墳	60	藤井寺市藤井寺 4 丁目	国史跡•世界遺産		
前	20	[21]	唐櫃山古墳	57	藤井寺市国府 1 丁目	国史跡		
方	21		蕃上山古墳	53	藤井寺市野中 1 丁目		*	
後	22		鞍塚古墳	51	藤井寺市道明寺 6 丁目		*	
円	23	[15]	稲荷塚古墳	50	藤井寺市野中5丁目	国史跡		
墳	24		水塚古墳	47	羽曳野市軽里 1 丁目		*	
	25		小白髪山古墳	46	羽曳野市西浦 1 丁目	陵墓		清寧陵飛地い号
	26		城不動坂古墳	36	羽曳野市古市 5 丁目		*	
	27		青山 2 号墳	33	藤井寺市青山2丁目		*	
	28		軽里 3 号墳	33	羽曳野市軽里3丁目		*	
	29		次郎坊 2 号墳(林 9 号墳)	20	藤井寺市沢田2丁目		*	
	30		軽里 4 号墳	18	羽曳野市軽里3丁目		*	
	31		雄略天皇陵(島泉丸山)古墳	75	羽曳野市島泉8丁目	陵墓		
	32	[13]	青山古墳(青山 1 号墳)	62 (72)	藤井寺市青山 2 丁目	国史跡•世界遺産		造出し付
	33		誉田丸山古墳	50	羽曳野市誉田 567	陵墓・世界遺産		応神陵域内陪冢
	34		高塚山古墳	50	藤井寺市沢田 3 丁目		*	
	35		宮の南塚古墳	40	藤井寺市国府 1 丁目	陵墓		允恭陵飛地は号
	36		長持山古墳	40	藤井寺市沢田 3 丁目		*	
	37		越中塚古墳	40	藤井寺市野中 2 丁目		*	
	38		兎塚1号墳	36 (43)	藤井寺市国府 1 丁目		*	造出し付
	39		赤子塚古墳	34	藤井寺市林 5 丁目		*	
	40		五手治古墳	33	羽曳野市野々上3丁目		*	
円	41		北大蔵古墳(林 11 号墳)	32 (35.5)	藤井寺市沢田 2 丁目		*	造出し付
墳	42		青山7号墳	32	藤井寺市青山 2 丁目		*	
垻	43		今井塚古墳(はざみ山 1 号墳)	30	藤井寺市野中4丁目		*	
	44		御曹子塚古墳	30	藤井寺市道明寺 1 丁目		*	
	45		横江山古墳(小山 1 号墳)	30	藤井寺市津堂 1 丁目		*	
	46		矢倉古墳(野々上 1 号墳)	28 (33)	羽曳野市野々上3丁目		*	造出し付
	47		軽里 2 号墳	25	羽曳野市軽里3丁目		*	
	48		下田池古墳(はざみ山3号墳)	25	藤井寺市野中 5 丁目		*	
	49		若子塚古墳(軽里 1 号墳)	23	羽曳野市軽里3丁目		*	
	50		藤の森古墳	22	藤井寺市野中 1 丁目		*	
	51	[14]	蕃所山古墳	22	藤井寺市藤ヶ丘2丁目	国史跡		
	52		潮音寺北古墳	22	藤井寺市国府 1 丁目		*	

墳形	番号	番号	古 墳 名	大きさ (m)	所 在 地	指定等	区分	備考
	53		狼塚古墳(土師の里 10 号墳)	21 (28)	藤井寺市道明寺6丁目		*	造出し付
	54		沢田古墳(林2号墳)	20 (23)	藤井寺市沢田2丁目		*	造出し付
	55		白鳥2号墳	20	羽曳野市白鳥2丁目		*	
	56		衣縫塚古墳	20	藤井寺市国府 1 丁目	陵墓		允恭陵飛地ろ号
	57		落塚古墳	20	羽曳野市野々上 1 丁目		*	
	58		道端古墳(土師の里3号墳)	20	藤井寺市道明寺 1 丁目		*	
	59		白鳥 1 号墳	20	羽曳野市白鳥 3 丁目		*	
円	60		サンド山 2 号墳(はざみ山 2 号 墳)	20	藤井寺市藤ヶ丘2丁目		*	
	61		西代1号墳	15.7 (19.6)	藤井寺市小山3丁目		*	
墳	62		翠鳥園 12 号墳	15	羽曳野市翠鳥園		*	
	63		元屋敷古墳(林1号墳)	15	藤井寺市林 4 丁目		*	
	64		葛井寺 3 号墳	13	藤井寺市岡2丁目		*	
	65		大正橋 1 号墳	10	藤井寺市小山7丁目		*	
	66		葛井寺 1 号墳	10	藤井寺市岡 2 丁目		*	
	67		土師の里1号墳		藤井寺市道明寺 1 丁目		*	
	68		塚穴古墳(土師の里6号墳)		藤井寺市道明寺 2 丁目		*	
	69		古地古墳(林 5 号墳)		藤井寺市沢田 2 丁目		*	
	70		向墓山古墳	68	羽曳野市白鳥3丁目	陵墓•世界遺 産		応神陵飛地に号
	71	[19]	净元寺山古墳	67	藤井寺市青山 1 丁目	国史跡		
	72	[9]	鍋塚古墳	63	藤井寺市沢田 4 丁目	国史跡•世界 遺産		
	73		雄略天皇陵(島泉平塚)古墳	50	羽曳野市島泉8丁目	陵墓		
	74		中山塚古墳(三ツ塚古墳)	50	藤井寺市道明寺 6 丁目	陵墓•世界遺 産		仲姫陵飛地い号
	75		八島塚古墳(三ツ塚古墳)	50	藤井寺市道明寺 6 丁目	陵墓•世界遺 産		仲姫陵飛地ろ号
	76	[16]	東山古墳	50	藤井寺市野中 2 丁目	国史跡•世界 遺産		
	77		アリ山古墳	45	藤井寺市野中2丁目		*	
方	78		西馬塚古墳	45	羽曳野市白鳥3丁目	陵墓•世界遺 産		応神陵飛地は号
, ,	79		栗塚古墳	43	羽曳野市誉田6丁目	陵墓•世界遺 産		応神陵飛地ろ号
墳	80		久米塚古墳	42	羽曳野市軽里3丁目		*	
	81	[10]	野中古墳	37	藤井寺市野中3丁目	国史跡•世界 遺産		
	82	[11]	助太山古墳(三ツ塚古墳)	36	藤井寺市道明寺6丁目	国史跡•世界 遺産		
	83		岡古墳	33	藤井寺市藤井寺 4 丁目		*	
	84	[17]	割塚古墳	30	藤井寺市藤井寺 4 丁目	国史跡		
	85		珠金塚西古墳(土師の里7号 墳)	30	藤井寺市道明寺 6 丁目		*	
	86		東馬塚古墳	30	羽曳野市誉田6丁目	陵墓		応神陵飛地い号
	87		西清水古墳(土師の里5号墳)	30	藤井寺市道明寺 6 丁目		*	
	88		珠金塚古墳	27	藤井寺市道明寺 6 丁目		*	
	89	[20]	松川塚古墳	25	藤井寺市古室2丁目	国史跡		

墳 形	番号	番号	古墳名	大きさ (m)	所在地	指定等	区分	備考
	90	[12]	赤面山古墳	22	藤井寺市古室 2 丁目	国史跡		
	91		隼人塚古墳	20	羽曳野市島泉8丁目	陵墓		雄略陵飛地い号
	92		野々上古墳	20	藤井寺市青山 3 丁目	陵墓		仁賢陵飛地い号
	93		大半山古墳	20	羽曳野市野々上3丁目		*	
	94		小具足塚古墳	20	藤井寺市沢田3丁目		*	
	95		茶臼塚古墳	20	藤井寺市野中 2 丁目		*	
	96		西墓山古墳	20	藤井寺市青山 1 丁目		*	
	97		青山 4 号墳	20	藤井寺市青山 2 丁目		*	
	98		藤ケ丘 1 号墳	16	藤井寺市藤ヶ丘4丁目		*	
	99		翠鳥園 9 号墳	15	羽曳野市翠鳥園		*	
	100		青山 6 号墳	14	藤井寺市青山 2 丁目		*	
	101		土師の里8号墳	12	藤井寺市道明寺 6 丁目		*	
	102		翠鳥園 1 号墳	12	羽曳野市翠鳥園		*	
	103		茶山 1 号墳	10	羽曳野市誉田 6 丁目		*	
	104		土師の里9号墳	10	藤井寺市道明寺 6 丁目		*	
方	105		西清水2号墳(土師の里12号 墳)	10	藤井寺市道明寺 5 丁目		*	
墳	106		殿町古墳	10	藤井寺市小山3丁目		*	
块	107		西楠古墳(土師の里 11 号墳)	8	藤井寺市道明寺 5 丁目		*	
	108		青山 3 号墳	8	藤井寺市青山 2 丁目		*	
	109		青山 5 号墳	7	藤井寺市青山 2 丁目		*	
	110		翠鳥園 2 号墳	6.5	羽曳野市翠鳥園		*	
	111		葛井寺 2 号墳	5.5	藤井寺市岡 2 丁目		*	
	112		西代 2 号墳	4.5	藤井寺市小山3丁目		*	
	113		次郎坊古墳(林3号墳)	_	藤井寺市沢田2丁目		*	
	114		ヒバリ塚古墳(林4号墳)	_	藤井寺市林 5 丁目		*	
	115		バチ塚古墳(林6号墳)	_	藤井寺市沢田 2 丁目		*	
	116		屋敷中1号墳(林7号墳)	_	藤井寺市沢田3丁目		*	
	117		屋敷中2号墳(林8号墳)	_	藤井寺市沢田3丁目		*	
	118		屋敷中3号墳(林10号墳)	_	藤井寺市沢田3丁目		*	
	119		志貴県主神社南古墳(惣社 1 号 墳)	_	藤井寺市惣社 2 丁目		*	
	120		兎塚2号墳	_	藤井寺市国府1丁目		*	
	121		西出口古墳(林 13 号墳)	_	藤井寺市沢田 2 丁目		*	

墳 形	番号	番号	古 墳 名	大きさ (m)	所 在 地	指定等	区分	備考
	122		サンド山古墳	_	藤井寺市藤ヶ丘 1 丁目	陵墓		応神陵飛地へ号
	123		土師の里2号墳	_	藤井寺市道明寺 1 丁目		*	
	124		東楠古墳(土師の里 4 号墳)	_	藤井寺市道明寺 5 丁目		*	
墳	125		長屋 1 号墳(惣社 2 号墳)	_	藤井寺市惣社 2 丁目		*	
墳形 不明	126		長屋2号墳(惣社3号墳)	_	藤井寺市惣社 2 丁目		*	
明	127		折山古墳	_	藤井寺市林 5 丁目		*	
	128		小森塚古墳	_	藤井寺市道明寺 6 丁目		*	
	129		翠鳥園 10 号墳	_	羽曳野市翠鳥園		*	
	130		尻矢古墳(林 12 号墳)	_	藤井寺市沢田2丁目		*	

※表中では古墳名に周知の埋蔵文化財包蔵地の名称を併記しているものがあるが、本文中では史跡名称としての古墳名を使用 している。

こうした保護体制の中、古市古墳群は、平成22 (2010) 年11月、百舌鳥古墳群とともにユネスコの世界遺産暫定一覧表に記載された。これを契機とし、藤井寺市・羽曳野市共通の認識による適切かつ計画的な保存管理の推進のため、両市共同で保存管理計画を策定することが急務となった。

このことから、平成 25 (2013) 年度に、藤井寺市と羽曳野市の共同で、『国史跡古市古墳群保存管理計画』を策定した。同計画では、史跡古市古墳群の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準を定めた。また、史跡指定された古墳の周囲で、遺構など本質的価値を有する範囲が広がる可能性が考えられる地区は、遺構及び開発等の状況を把握し、将来的に史跡の指定拡大等の措置を検討する範囲として、「第3種地区」を設定した。

平成 27 (2015) 年度には、史跡古市古墳群整備検討委員会準備会を設置し、史跡に指定された 古墳を含む古市古墳群全体の整備の方針を定めるため、『史跡古市古墳群整備基本構想』を策定し た。

平成 28 (2016) 年度から 2 年かけて、史跡古市古墳群整備基本構想の方針を踏まえ、住民の意見を反映しつつ、古墳の保存と公開活用を実現するため、『史跡古市古墳群整備基本計画(第 1 次)』を策定した。

その後、文化財保護法が改定され、文化財は適正且つ確実な保存を行った上で、広く市民に公開・活用することが求められるようになった。併せて、『国史跡古市古墳群保存管理計画』の策定後、新たな古墳が追加指定され、また既指定古墳についても追加指定による指定範囲の拡大が行われた。このため、追加指定地も含めた保存活用の方向性を再整理する必要が生じてきた。また、第3種地区について、羽曳野市は平成30(2018)年度、藤井寺市は令和2(2020)年度に、史跡指定地周囲の既設範囲の見直しと、陵墓・陵墓参考地の周囲での新たな設定を行った。このことにより、古市古墳群内の第3種地区が大きく拡張された。この範囲には多くの市民が生活している実態を踏まえると、その実効性を確保するためには、市民や関係者の広範なコンセンサスを得る必要がある。また、拡大した第3種地区を視野に入れた活用や整備についても一層の検討を深める必要がある。

令和元(2019)年7月、古市古墳群は堺市に所在する百舌鳥古墳群とともに「百舌鳥・古市古墳群一古代日本の墳墓群」として世界遺産一覧表に記載され、国内的な評価だけではなく、人類にとっても稀有な文化遺産として認められることとなった。

古市古墳群は、地域に根ざした貴重な文化遺産であるとともに、世界的にも優れた人類の遺産として、適切に保存活用していかなければならない。私たちは、古市古墳群を正しい姿で未来に継承するため、ここに『国史跡古市古墳群保存活用計画』を、藤井寺市教育委員会と羽曳野市教育委員会との共同で策定する。

本計画は、史跡指定地を中心とした古市古墳群を対象範囲とする。

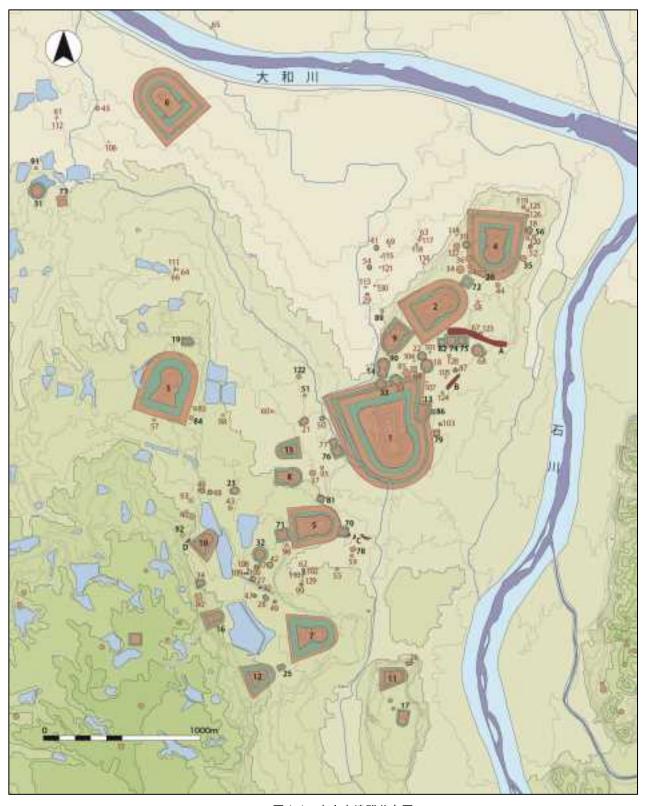


図 1-1 古市古墳群分布図 (数字は、表 1-1 の番号①と対応。黒文字は墳丘が現存する。赤文字は墳丘が消失している。)

2. 計画の目的

本計画は、「史跡古市古墳群」を文化財保護法に基づき、国の重要な遺跡として万全な保護を図ることを目的とする。そのため、史跡古市古墳群の歴史及び現状を整理し、史跡の本質的価値と構成要素を明確に示す。そして、保存管理、活用、整備、運営・体制の整備の基本方針、方向性、方法を、行政の指針として策定する。

3. 委員会の設置・経緯

本計画の策定にあたっては、藤井寺市と羽曳野市において「付属機関の設置等に関する条例」に 基づき設置した「史跡古市古墳群整備検討委員会」で審議、検討を重ねつつ、文化庁及び大阪府教 育庁からの指導・助言を得た。

平成 28 (2016) 年 9 月 7 日付け「羽曳野市執行機関の付属機関に関する条例の一部を改正する 条例」(条例第 38 号) 一部改正 「羽曳野市史跡古市古墳群整備検討委員会」の設置

平成 28 (2016) 年 9 月 28 日付け「羽曳野市史跡古市古墳群整備検討委員会規則」(羽曳野市教育委員会規則第 15 号) 策定、10 月 1 日施行。

令和2 (2020) 年3月 19 日付けにて、第2条 所掌事務に「活用計画等」の文言を追記。4月 1日施行。

平成 28 (2016) 年 3 月 28 日付け「藤井寺市執行機関の付属機関に関する条例の一部を改正する 条例」(条例第 3 号) 一部改正 「藤井寺市史跡古市古墳群整備検討委員会」の設置

平成 28 (2016) 年 3 月 24 日付け「藤井寺市史跡古市古墳群整備検討委員会規則」(藤井寺市教育委員会規則第 1 号) 策定、4 月 1 日施行。

令和2 (2020) 年6月1日付けにて、第2条 所掌事務に「活用計画等」の文言を追記。6月1日施行。

■委員 藤井寺市: 令和2 (2020) 年10月1日から令和4 (2022) 年9月30日

令和4(2022)年10月1日から令和6(2024)年9月30日

羽曳野市:令和2 (2020) 年11月1日から令和4 (2022) 年10月31日

令和4 (2022) 年11月1日から令和6 (2024) 年10月31日

会長 田中哲雄 (日本城郭研究センター名誉館長 造園学 遺跡整備)

副会長 和田晴吾 (兵庫県立考古博物館館長、考古学)

委員 福永伸哉 (大阪大学大学院文学研究科教授 考古学)

委員 市 大樹 (大阪大学大学院文学研究科教授 歴史学)

委員 今西純一 (大阪公立大学大学院農学研究科 教授 造園学 緑地環境計画)

委員 前川 歩 (畿央大学健康科学部人間環境デザイン学科 講師 都市計画 遺跡整備)

■助言者

文化庁文化財第二課

大阪府教育庁文化財保護課

■協力者

宮内庁書陵部陵墓課 百舌鳥·古市古墳群世界遺産保存活用会議事務局 堺市文化観光局 文化部文化財課 堺市文化観光局 文化部世界遺産課

■事務局

藤井寺市教育委員会事務局 教育部 文化財保護課 羽曳野市教育委員会事務局 世界遺産・文化財総合管理室 文化財課

表 1-2 史跡古市古墳群整備検討委員会開催経過

		名称	開催日	開催場所
令和3年度	第1回	史跡古市古墳群整備検討委員会	令和3(2021)年7月5日	藤井寺市役所
令和3年度	第2回	史跡古市古墳群整備検討委員会	令和3(2021)年10月8日	藤井寺市役所
令和3年度	第3回	史跡古市古墳群整備検討委員会	令和3(2021)年12月20日	藤井寺市役所
令和3年度	第4回	史跡古市古墳群整備検討委員会	令和4(2022)年3月18日	書面開催
令和4年度	第1回	史跡古市古墳群整備検討委員会	令和4(2022)年5月31日	藤井寺市役所
令和4年度	第2回	史跡古市古墳群整備検討委員会	令和4(2022)年10月11日	羽曳野市役所
令和4年度	第3回	史跡古市古墳群整備検討委員会	令和4(2022)年12月20日	羽曳野市 時とみどりの交流館
令和4年度	第4回	史跡古市古墳群整備検討委員会	令和5(2022)年1月20·24日	羽曳野市役所
令和4年度	第5回	史跡古市古墳群整備検討委員会	令和5(2023)年3月7日	書面開催

4. 他の計画との関係

ア. 関連法規制

史跡古市古墳群とその周辺の保全にかかる、文化財保護や都市計画、その他法規制の設定状況を 整理する。

文化財保護法に基づいて周知の埋蔵文化財包蔵地として位置付けられた古墳や遺跡等は、史跡や 陵墓等として管理されるものを除いて、開発等に先立ち市教育委員会への届出が行われる。また、 住宅地として開発が進んできた周辺環境に対し、藤井寺市と羽曳野市は古墳群周辺の重点的な景観 保全に取り組むこととし、景観計画及び都市計画において建築物等の高さと形態意匠を制限し、古 墳群と調和した景観形成と眺望景観の確保に努めている。周辺環境を保全する範囲は、比較的大規 模な古墳周辺を対象とし、文化的価値の高い古墳と調和した景観形成を進めて、その価値や環境を確保するために、古墳の墳丘裾や濠・堤等の境界を含むよう設定している。その結果、藤井寺市側 271.7ha、羽曳野市側 178.0ha、合計 449.7ha に及ぶ広範囲が対象となっている。これは、世界文化遺産推薦に際してのバッファゾーン(緩衝地帯)の概念と方針を共有し、範囲設定したものである。

表 1-3 関連法規制一覧

規制区域	担当部局	概 要
文化財保護法 (史跡)	藤井寺市教育委員会教育部 文化財 保護課 羽曳野市教育委員会世界遺産•文 化財総合管理室 文化財課	史跡は、文化財保護法第 109 条により指定。 史跡指定された土地において、現状を変更または保存に影響を 及ぼす行為をしようとする場合は、文化庁長官等の許可(文化 財保護法第 125 条)が必要。
文化財保護法 (周知の埋蔵文化財 包蔵地) 藤井寺市教育委員会教育部 文化財 保護課 羽曳野市教育委員会世界遺産・文 化財総合管理室 文化財課		土木工事の予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地である場合、届出または通知(文化財保護法第93条・第94条)が必要。 陵墓等を含む古市古墳群及び周辺地は、周知の埋蔵文化財包蔵地であり、保護と開発の調和を図り、遺構遺物の保存と活用を推進。
宮内庁法 国有財産法 (陵墓等)	宮内庁書陵部 陵墓課	陵墓等は、国有財産法で皇室用財産と規定され、宮内庁法第2 条第12項及び第14項によって、陵墓に関すること及び皇室 用財産の管理に関することは宮内庁の所管事務とされている。 陵墓は、天皇及び皇族を葬る所として宮内庁が治定した墳墓で あり、皇室の祭祀が現に継続して行われている。その性格を踏 まえ、静安と尊厳の保持を最優先し、参道と拝所を除き基本的 な立入を禁じ、厳重に管理を行っている。
都市計画法 第8条に基づく地域 地区	藤井寺市都市整備部 都市計画課 羽曳野市都市開発部 都市計画課	古市古墳群は市街化区域に位置し、用途地域が設定されている。特に、第一種低層住居専用地域は高さ 10mに制限される。 平成 28 (2016) 年1月から都市計画で定める「高度地区」と「景観地区」が指定された。高度地区は、建築物の高さ 15m以下(第1種)と31m(第2種)がある。景観地区では、建築物の外観や色彩等が基準に適合するよう、市長の認定が必要である(景観法第63条第1項)。
景観法 藤井寺市景観条例、 羽曳野市景観条例に 基づく行為の制限	藤井寺市都市整備部 都市計画課 羽曳野市都市開発部 都市計画課	「古市古墳群景観形成地区」(藤井寺市)及び「大規模古墳景観 形成促進区域」(羽曳野市)においては、工作物の建設等に関す る届出が必要であり、形態意匠や色彩などが制限されている。
保全課 公園条例」で都市公園を設		都市公園法に基づき「藤井寺市都市公園条例」及び「羽曳野市 公園条例」で都市公園を設置している。 史跡古市古墳群では、峯ヶ塚古墳が都市公園(峰塚公園)の敷 地に含まれている。
大阪府屋外広告物 条例	大阪府住宅まちづくり部 建築指導室 建築企画課	古市古墳群景観形成地区における屋外広告物規制の強化。(平成28(2016)年1月) 〇「屋上広告物」及び「高い自立広告物」の掲出を禁止 〇住居系用途地域と商業系用途地域に区分して許可基準を設定 〇野立広告をはじめとする「非自家用広告物」の掲出を禁止

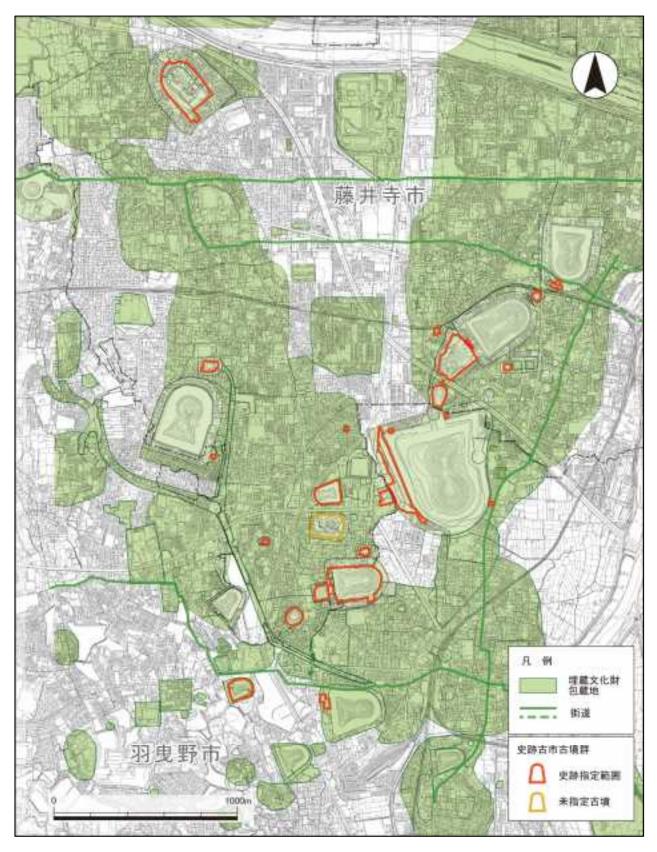


図 1-2 古市古墳群周辺 埋蔵文化財包蔵地分布図

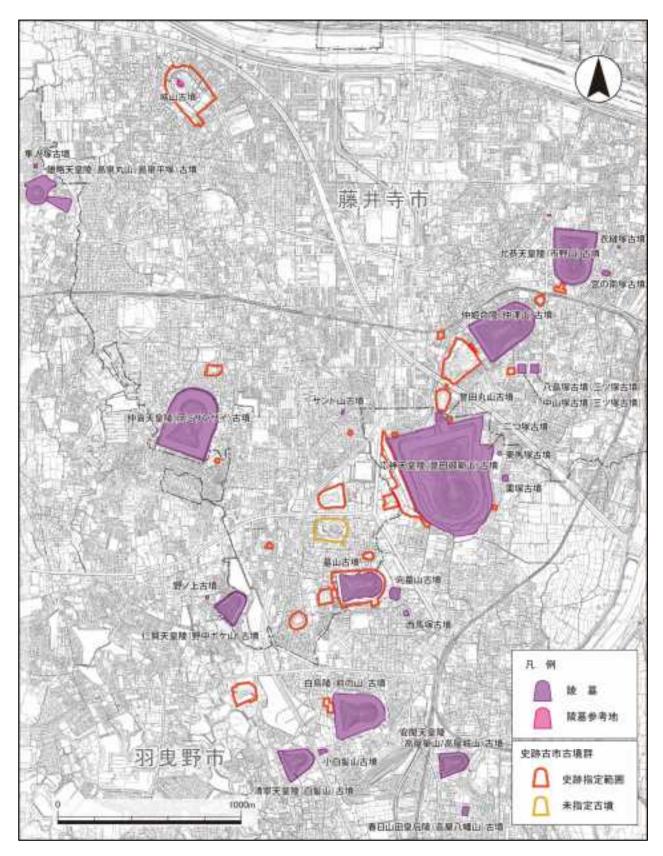


図 1-3 陵墓等分布図(名称は表 1-1 の古墳名を記載している)

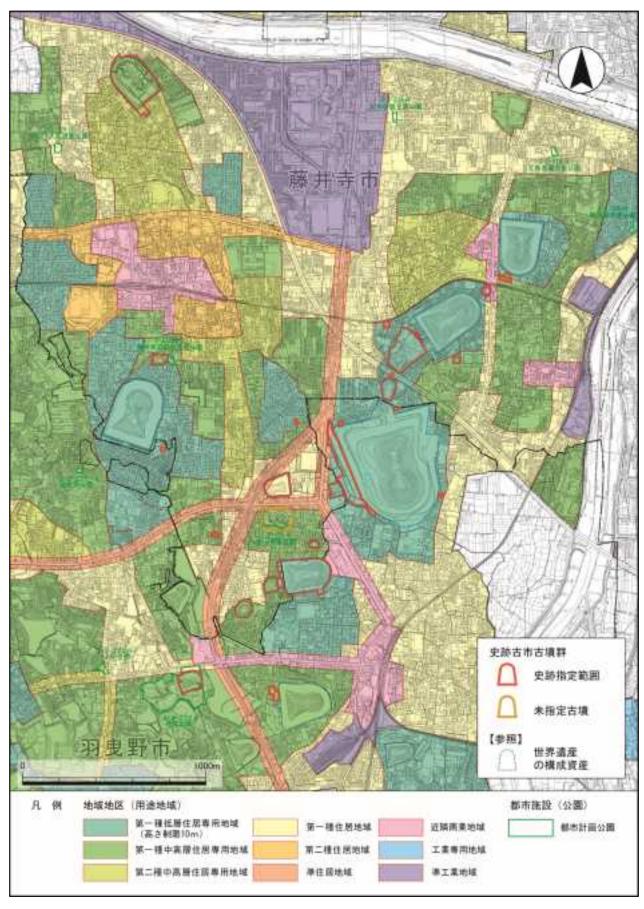


図 1-4 古市古墳群周辺 都市計画 (用途地域・都市施設 (公園)) の設定状況

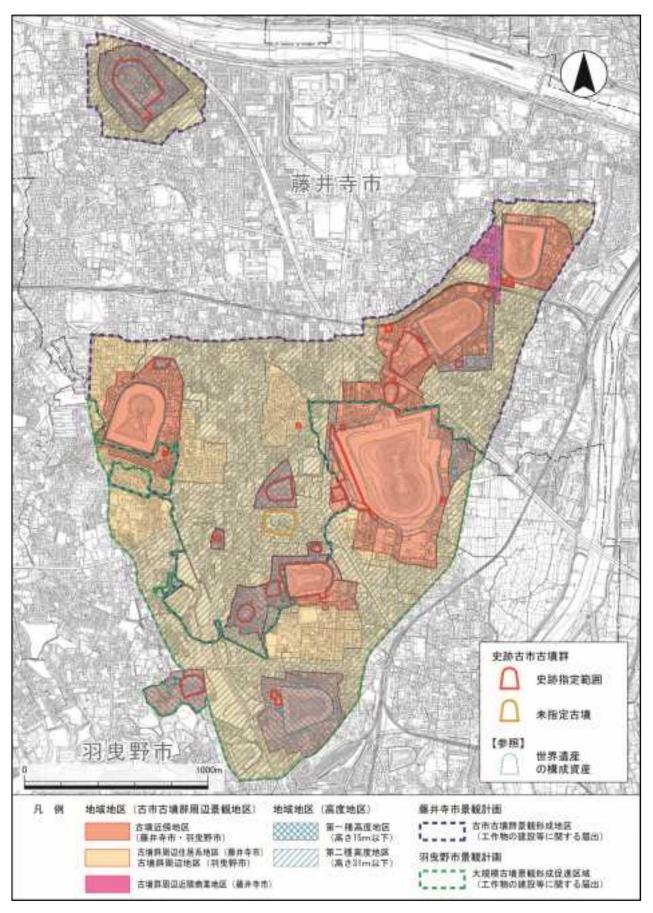


図 1-5 古市古墳群周辺 都市計画 (景観地区・高度地区) 及び景観計画の設定状況

イ. 関連計画

史跡古市古墳群保存活用計画の関連計画を整理する。

表 1-4 関連計画一覧

関連計画	担当部局	概要
百舌鳥・古市古墳 群・古代日本の墳 墓群・包括的保存 管理計画 (平成30年1月 策定)	大阪府 堺市 羽曳野市 藤井寺市	世界遺産としての百舌鳥・古市古墳群の保存管理の基本的な考え方を、包括的に示している。
大阪府文化財保存 活用大綱 (令和2年3月策 定)	大阪府教育庁 文化財保護課	歴史が輝き未来と織り成す魅力都市・大阪をめざすべき姿として、文 化財の適切な保存・活用による次世代への確実な継承、継続的な地域 の維持発展を基本理念としている。
第五次藤井寺市総合計画(平成28年6月策定)	藤井寺市政策企画部 政策推進課	「つどい つながり 育つまち ふじいでら」を将来像として、歴史文化 と調和し、多様な交流を広げるまちづくりなどに取り組んでいる。
第6次羽曳野市総合基本計画(平成28年3月策定)	羽曳野市市長公室 政策企画室 政策推 進課	「ひと、自然、歴史文化を育み 笑顔輝く はびきの 〜みんなでつくる だれもが住みたいまち〜」の将来像の実現に向けて、「歴史・文化が息 づき 心身ともに躍動するまち」まちづくりの目標の一つとして施策や 事業を体系的に位置づけている。
羽曳野市教育大綱 (令和4年3月策 定)	羽曳野市教育委員会 学校教育室 教育総 務課	基本理念の中で「羽曳野市に息づく歴史・文化を誇りに、心身ともに健やかに磨きをかける学びの実現」とし、史跡古市古墳群をはじめとする、身近にある歴史遺産を学校教育の学びや体験学習に積極的に取り入れる環境作りを進めると位置付けている。
藤井寺市教育大綱 (令和2年4月 改定)	藤井寺市教育委員会教育部教育部教育総務課	基本理念の中で「歴史・文化や自然とのつながりの中で学び、喜びを感じ、人への思いやりや知識を身につけるとともに、地域の人々が守り継いできた本市の歴史や文化、自然を次世代に継承する郷土を愛し、郷土に誇りを持つ子どもの育成をめざ」すとしている。そして、世界文化遺産に登録された古市古墳群をはじめとする、市内に所在する多くの文化遺産について、子どもや市民が大切にしようとする心情の醸成と、適切な形で保護・保全を図り、後世に引き継いでいくように努めるとしている。
藤井寺市教育振興 基本計画 (平成 28 年 5 月 策定)	藤井寺市教育委員会教育部教育部教育総務課	「藤井寺市教育大綱」に基づき策定された「藤井寺市教育振興基本計画」では、基本方針の一つである「歴史文化の薫るまちづくりの推進に努めます」では、史跡古市古墳群の保全について、計画的に公有化を図り、保全に努めることや公有化した国史跡指定地については、史跡古市古墳群整備計画を策定し、それに基づく整備を実施するという方向性が示されている。

関連計画	担当部局	概 要
国史跡古市古墳群 保存管理計画 (平成 26 年 3 月 策定)	藤井寺市教育委員会 教育部 文化財保護 課 羽曳野市教育委員会 世界遺産・文化財総 合管理室 文化財課	藤井寺市及び羽曳野市に跨る国指定史跡古市古墳群を、適切かつ計画的に保存管理し、次世代へと確実に伝達するため、史跡の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準を定めた。さらに、整備の基本的な考え方などを、史跡指定地内の関係者の合意を踏まえて示したものであり、文化財保護行政上の指針として位置づけられる計画である。
史跡古市古墳群整 備基本構想 (平成 28 年 3 月 策定)	藤井寺市教育委員会 教育部 文化財保護 課 羽曳野市教育委員会 世界遺産・文化財総 合管理室 文化財課	史跡古市古墳群の恒久的な保存や適切な公開・活用などの整備のため に基本方針及びその手法の概略、将来的な実現の展望、解決すべき課 題をまとめた基本構想。
史跡古市古墳群 整備基本計画 (第1次) (平成30年3月 策定)	藤井寺市教育委員会 教育部 文化財保護 課 羽曳野市教育委員会 世界遺産・文化財総 合管理室 文化財課	「史跡古市古墳群整備基本構想」をふまえ、史跡古市古墳群の恒久的 な保存や適切な公開・活用などの整備のための基本的な方向性を定め た計画。
藤井寺市緑の基本 計画 (平成 11 年3月 策定)	藤井寺市都市整備部 農とみどり保全課	古市古墳群などの歴史的資源を活用し緑地体系を構成するネットワークを構築し「緑や水、生活、歴史が融合する環境空間の創造」をめざす。
羽曳野市みどりの 基本計画 (平成 12 年 5 月 策定)	羽曳野市土木部 道路公園課	古市古墳群は市街地の自然植生地として、羽曳野市の特徴的景観形成 や緑量の充実面で大きな役割を担っており、古墳の景観を活かした一 体的な整備を行い、積極的な保全・活用を行う。 峯ヶ塚古墳を含む峰塚公園については、シンボル公園として位置付 け、周辺の文化施設や歴史資源との一体化を図り、「みどりのシンボル 核」を形成することが特記されている。
藤井寺市都市計画 マスタープラン (平成 29 年 3 月 改定)	藤井寺市都市整備部都市計画課	点在する歴史文化資産や緑を結ぶ回遊ルートを形成し、古市古墳群をより実感できるための視点場を散策ルートの中において位置付け、整備を検討する。そして、古市古墳群景観形成地区を中心とした古墳群や寺社などの歴史文化資産の連なりが感じられるように取り組む。
羽曳野市都市計画 マスタープラン (令和3年12月 改定)	羽曳野市都市開発部 都市計画課	「歴史と自然の魅力あふれる心豊かなにぎわいの都市はびきの」をま ちづくりの基本目標とし、古市古墳群などの歴史的な資源と自然を守 り、育て、活かすことで魅力があふれ誰もが住みたいまちをめざすと する。
藤井寺市景観計画 (平成 28 年 1 月 変更)	藤井寺市都市整備部 都市計画課	重点的な景観形成が必要な「古市古墳群景観形成地区」においては、 古墳群と調和した景観の形成とともに眺望景観の確保に努めるため に、都市計画で定めた景観地区との連携のもと、景観の規制誘導を図 っている。 また、藤井寺市公共施設景観ガイドラインのもと、景観に配慮した公 共施設の整備及び維持・管理を推進。

関連計画	担当部局	概 要
羽曳野市景観計画 (平成 26 年 10 月施行)	羽曳野市都市開発部 都市計画課	「大規模古墳景観形成促進区域」においては、古墳近傍における市街地の継続した景観の保全と、古墳とその周辺の都市活動との調和した景観の形成が推進されるよう、建築物や工作物等の景観形成基準を設けて、景観の規制誘導を図っている。さらに、積極的に良好な景観を形成するために、都市計画と連携して景観地区を指定している。
百舌鳥・古市古墳 群を活用した地域 活性化ビジョン (平成 26 年 3 月 策定)	百舌鳥·古市古墳群 世界文化遺産登録推 進本部会議	百舌鳥・古市古墳群を活かした地域の活性化に向けて、行政間の取り 組みを進めるとともに、地域住民、民間事業者、NPOなどが共通の 目的や方向性を共有し、各々が主体的に取り組み、役割を果たすため に策定。 「世界に誇れる百舌鳥・古市古墳群とともに輝くまち」を将来像に、 『古墳群と連なる』みどりや水のうるおいのあるまちの形成、『古墳群 に親しむ』快適で人にやさしいまちづくりの推進、『古墳群を楽しむ』 新たな魅力とにぎわいの創出の3つの基本方針を設定。

5. 計画の実施

この国史跡古市古墳群保存活用計画は、令和5 (2023) 年3月 31 日に発行し、同年4月1日から令和15 (2033) 年3月 31 日までを計画期間とする。なお、計画期間中においても、史跡を取り巻く環境の変化等により必要に応じて見直しを図ることとする。

第2章 史跡の概要

古市古墳群は、藤井寺市と羽曳野市に跨る 4 km 四方の広範囲に所在している。これまでの調査研究の成果から、前方後円墳 30 基、円墳 39 基、方墳 52 基、墳形不明 9 基などの計 130 基以上の大小の古墳の存在したことが明らかとなっている。そして、墳丘長 425mの応神天皇陵古墳をはじめ、墳丘長が 200mを超える前方後円墳が 7 基含まれ、 4 世紀後半から 6 世紀中頃にかけて形成されたことが知られている。これらの古墳は、築造以来、開発等、様々な要因のために墳丘を消失したものも多く、現在では 45 基の墳丘が遺存している。

日本有数の古墳群として知られる古市古墳群は、卓越した大きさの前方後円墳や多様な墳形が、被葬者の身分や権威を表出している。それとともに、副葬された装飾品や当時最新式の武具や馬具などから、大陸との交流が明らかとなり、日本の古墳文化の発展のみならず古代国家の形成過程を如実に示しているものと考えられる。

さらに、古墳の被葬者には、中国の史書、『宋書』倭国伝に登場する「倭の五王」が含まれていると考えられることから、文献史料が少ない5世紀の日本列島の実態を解明する上で重要な存在となっている。

墳丘が遺存する古墳のうち、国史跡に指定されているものは 22 基、陵墓とその陪塚、陵墓参考 地で宮内庁所管のものは 27 基である (重複 5 基)。

古市古墳群の特性としては、以下の点があげられる。

- ・国内でも特筆すべき規模の前方後円墳を複数有する古墳群であること
- ・ 奈良盆地から大阪平野へ巨大前方後円墳の造営地が移動してきたという歴史的に大きな意味 を持つ古墳群であること
- ・巨大古墳の被葬者を葬った棺が、それまでの割竹形木棺から長持形石棺に変化した時代の古 墳群であること
- ・武器や武具などの多量の鉄製品や、金銀製の副葬品が出土していること
- ・陵墓とその陪塚、陵墓参考地として宮内庁によって管理され、大きな改変等を受けることな く保存されてきた古墳を多く含むこと
- ・墳丘、周濠、周堤等の、古墳の本質的価値を有する範囲の輪郭が、道や水路、畔などにより 目に見える形で残されてきたこと
- ・住宅が密集する都市部にあって、地域の貴重な緑地空間、憩いの場となっていること

1. 指定に至る経過

古市古墳群は、昭和31 (1956) 年9月22日、鍋塚古墳、古室山古墳、赤面山古墳、大鳥塚古墳、助太山古墳が、貴重な古墳の消滅を防ぐため初めて国史跡に指定された。

昭和 33 (1958) 年1月 21 日には、城山古墳の墳丘と内濠部分が国史跡に指定された。昭和 41 (1966) 年3月14日には、同古墳の内濠部分の一部が追加指定されている。

昭和49(1974)年4月12日には峯ヶ塚古墳、昭和50(1975)年2月22日には墓山古墳が国史 跡に指定された。

昭和53(1978)年10月30日には、応神天皇陵古墳外濠外堤が国史跡に指定された。

昭和54(1979)年12月22日には、鉢塚古墳が国史跡に指定された。

平成7(1995)年2月21日には、野中古墳が史跡墓山古墳の陪塚として追加指定された。

平成8 (1996) 年3月29日には、はざみ山古墳が国史跡に指定された。

平成13(2001)年1月29日には、これまで国史跡に指定された上記の古墳を統合し、史跡名称を古市古墳群とする変更が行われた。合わせて、応神天皇陵古墳外濠外堤の一部と、未指定であった青山古墳、蕃所山古墳が、史跡古市古墳群へ追加指定された。

平成15 (2003) 年8月27日と平成23 (2011) 年2月7日には、応神天皇陵古墳外濠外堤の一部が、史跡古市古墳群へ追加指定された。

平成 26 (2014) 年3月には、『国史跡古市古墳群保存管理計画』を策定した。同計画では、史跡指定地外に遺構など本質的価値を有する範囲が広がる可能性が考えられる地区で、遺構及び開発等の状況を把握し、将来的に史跡の指定拡大等の措置を検討する範囲として、第3種地区を設定した。

同計画に基づき、各古墳の第3種地区の史跡古市古墳群への追加指定を進めることとなった。 合わせて、未指定古墳についても、追加指定を進めた。

平成 26 (2014) 年 10 月 6 日には、墓山古墳の一部と、未指定であった稲荷塚古墳、東山古墳、 割塚古墳が、史跡古市古墳群へ追加指定された。

平成 27 (2015) 年 3 月 10 日には、城山古墳の第 3 種地区の一部が、史跡古市古墳群へ追加指定された。合わせて、未指定であった唐櫃山古墳が史跡古市古墳群へ追加指定された。

平成28 (2016) 年3月1日には、未指定であった松川塚古墳が、同年10月3日には、同じく未 指定で墓山古墳の第3種地区となっていた浄元寺山古墳が、史跡古市古墳群へ追加指定された。

平成 29 (2017) 年 2 月 9 日には、墓山古墳の第 3 種地区の一部が、史跡古市古墳群へ追加指定された。

平成30(2018)年2月13日には、応神天皇陵古墳外濠外堤、浄元寺山古墳、鉢塚古墳の第3種地区の一部と、松川塚古墳の一部が、同年10月15日には、墓山古墳の第3種地区の一部が、史跡古市古墳群へ追加指定された。

平成31(2019)年2月26日には、唐櫃山古墳の一部が、史跡古市古墳群へ追加指定された。

令和2 (2020) 年3月 10 日には、応神天皇陵古墳外濠外堤の一部が、史跡古市古墳群へ追加指 定された。

このような中で、羽曳野市は平成 30 (2018) 年度、藤井寺市は令和 2 (2020) 年度に、第 3 種地区の見直しを行った。国史跡古市古墳群保存管理計画を策定した平成 26 (2014) 年 3 月時点で史跡に未指定であった古墳と、陵墓に治定された古墳の陵墓の範囲の外について、新たに第 3 種地区を設定することを主な内容とするもので、羽曳野市と藤井寺市で文化財分布図を改訂し、第 3 種地区を明示すること等で周知を図っている。

上記の第3種地区の見直しをふまえ、令和3 (2021) 年3月 26 日には、陵墓に治定されている 白鳥陵古墳と仲姫命陵古墳の第3種地区である周堤の一部が、史跡古市古墳群へ追加指定された。 また、令和3 (2021) 年10月11日には、応神天皇陵古墳外濠外堤と墓山古墳の第3種地区の一 部が、史跡古市古墳群へ追加指定された。

令和4 (2022) 年3月 15 日には、鍋塚古墳と白鳥陵古墳周堤の第3種地区の一部が、史跡古市 古墳群へ追加指定された。また、令和5 (2023) 年3月 20 日には、峯ヶ塚古墳の第3種地区の一 部で周堤が復元される部分が、史跡古市古墳群へ追加指定された。

2. 指定の状況

ア. 指定告示

名称: 史跡古市古墳群 古室山古墳 赤面山古墳 大鳥塚古墳 助太山古墳 鍋塚古墳、城山古墳 峯ヶ塚古墳 墓山古墳 野中古墳 応神天皇陵古墳外濠外堤 鉢塚古墳 はざみ山古墳 青山古墳 蕃所山古墳 稲荷塚古墳 東山古墳 割塚古墳 唐櫃山古墳 松川塚古墳 浄元寺山古墳 白鳥陵古墳周堤 仲姫命陵古墳周堤

指 定 面 積:212,192.17 (平方メートル) 令和4 (2022) 年3月末日

所 有 者:藤井寺市、羽曳野市 他

史跡等の類型: 古墳

員 数:1(22基)

指 定 基 準: 史跡の部 一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡

指定年月日:

昭和31 (1956) 年9月22日 史跡指定 文化財保護委員会告示第57号

古室山古墳 赤面山古墳 大鳥塚古墳 助太山古墳 鍋塚古墳

昭和33(1958)年1月21日 史跡指定 文化財保護委員会告示第1号 城山古墳

昭和41(1966)年3月14日 追加指定 文化財保護委員会告示第12号 城山古墳

昭和49(1974)年4月12日 史跡指定 文部省告示第48号 峯ヶ塚古墳

昭和50(1975)年2月22日 史跡指定 文部省告示第18号 墓山古墳

昭和53(1978)年10月30日 史跡指定 文部省告示第191号 応神天皇陵古墳外濠外堤

昭和54(1979)年12月22日 史跡指定 文部省告示第176号 鉢塚古墳

昭和60(1985)年1月31日 追加指定 文部省告示第14号 応神天皇陵古墳外濠外堤

平成元(1989)年1月24日 追加指定 文部省告示第11号 応神天皇陵古墳外濠外堤

平成4 (1992) 年 12 月 28 日 追加指定 文部省告示第 119 号 応神天皇陵古墳外濠外堤

平成6 (1994) 年3月23日 追加指定 文部省告示第32号 応神天皇陵古墳外濠外堤

平成7 (1995) 年2月20日 追加指定 文部省告示第17号 応神天皇陵古墳外濠外堤

平成7(1995)年2月21日 追加指定 文部省告示第18号 墓山古墳(野中古墳)

平成8 (1996) 年3月29日 史跡指定 文部省告示第55号 はざみ山古墳

平成 13 (2001) 年 1 月 29 日 統合・追加指定・名称変更 文部科学省告示第 13 号

青山古墳 蕃所山古墳 応神天皇陵古墳外濠外堤

平成 15 (2003) 年 8 月 27 日 追加指定 文部科学省告示第 141 号 応神天皇陵古墳外濠外堤

平成23(2011)年2月7日 追加指定 文部科学省告示第17号 応神天皇陵古墳外濠外堤

平成 26 (2014) 年 10 月 6 日 追加指定 文部科学省告示第 140 号 墓山古墳 稲荷塚古墳 東山古墳 割塚古墳

平成 27 (2015) 年 3 月 10 日 追加指定 城山古墳 唐櫃山古墳

平成 28 (2016) 年 3 月 1 日 追加指定·一部指定解除 文部科学省告示第 33 号 松川塚古墳 鉢塚古墳

平成 28 (2016) 年 10 月 3 日 追加指定 文部科学省告示第 144 号 浄元寺山古墳

平成29(2017)年2月9日 追加指定 文部科学省告示第13号 墓山古墳

平成 30 (2018) 年 2 月 13 日 追加指定 文部科学省告示第 18 号 応神天皇陵古墳外濠外堤 浄元寺山古墳 松川塚古墳 鉢塚古墳

平成 30 (2018) 年 10 月 15 日 追加指定 文部科学省告示第 195 号 墓山古墳

平成 31 (2019) 年 2 月 26 日 追加指定 文部科学省告示 26 号 唐櫃山古墳

令和 2 (2020) 年 3 月 10 日 追加指定 文部科学省告示第 23 号 応神天皇陵古墳外濠外堤

令和 3 (2021)年 3 月 26 日 追加指定 文部科学省告示第 48 号 白鳥陵古墳周堤 仲姫命 陵古墳周堤

令和3 (2021) 年10月11日 追加指定 文部科学省告示第169号 応神天皇陵古墳外濠外 場 墓山古墳

令和4 (2022) 年3月15日 追加指定 文部科学省告示第29号 鍋塚古墳 白鳥陵古墳周堤 令和5 (2023) 年3月20日 追加指定 文部科学省告示第18号 峯ヶ塚古墳

イ. 指定説明文とその範囲

古市古墳群 古室山古墳 赤面山古墳 大鳥塚古墳 助太山古墳 鍋塚古墳 城山古墳 峯ヶ塚古墳 墓山古墳 野中古墳 応神天皇陵古墳外濠外堤 鉢塚古墳 はざみ山古墳 青山古墳 蕃所山古墳 稲荷塚古墳 東山古墳 割塚古墳 唐櫃山古墳 松川塚古墳 浄元寺山古墳 白鳥陵古墳周堤 仲姫命陵古墳周堤

指定説明文: (平成13(2001)年1月、統合・名称変更・追加指定時)

大和川と石川が合流する部分に発達した段丘面には、応神天皇陵古墳を筆頭に大小112 基からなる我が国有数の古墳群が立地し、古代国家形成期の中央政権の構造を考える上で学術的価値が高いことから、その一部が史跡に指定されている。既指定の古墳を統合し、新たに青山古墳及び蕃所山古墳の全体と応神天皇陵古墳外濠外堤の一部を追加指定し、名称を古市古墳群に変更する。

平成 26 (2014) 年 10 月 追加指定・名称変更

古市古墳群は大阪府藤井寺市・羽曳野市に跨り、4世紀後半から6世紀前半の大型前方後円墳 や中・小型の円墳・方墳からなる古墳群である。

昭和31 (1956) 年に5基の古墳が史跡に指定されて以来、現在14基の古墳が指定され(平成26 (2014) 年追加指定時)、平成13 (2001) 年には古市古墳群として指定がなされている。これらは古墳時代中期を代表する古墳群であるとともに、当該時期の政治構造や社会状況を考える上で重要な古墳である。

これらの古墳群のうち、稲荷塚古墳は帆立貝形墳であり、墳丘中央部の盛土が残るものの、古代から中世にかけて墳丘が削られていったものと推定されている。平成8年に藤井寺市教育委員会によって実施された発掘調査によって、墳長50m、後円部径39m、前方部長11mに復元される。濠の埋土からは円筒埴輪片が出土しており、それらの特徴から築造時期は6世紀前半と考えられる。また、埋葬施設、副葬品は未確認であるが、濠の埋土中から、小型倭鏡の破片が出土しており、副葬品の一部の可能性がある。

東山古墳は、応神天皇陵古墳の外堤に接する位置にあり、応神天皇陵古墳の陪塚と考えられる 方墳である。その規模は一辺 50m、高さ7mと推定され、墳丘は二段築成で、周囲には濠をめぐ らせているが、埋葬施設や副葬品については不明である。墳丘の外表施設については、葺石、円 筒埴輪列が確認され、円筒埴輪の特徴から、5世紀前半の築造と考えられる。なお、北側に位置 するアリ山古墳と周濠を共有すると推定されている。

割塚古墳は、一辺 50mの方墳と推定されるが、現在は墳丘の一部が残存する状態である。平成

24・25 年度に範囲確認調査を実施し、墳丘盛土を確認することができた。出土した埴輪の特徴から、4世紀後半の築造と考えられる。

また、墓山古墳は、墳丘長 225mの大型の前方後円墳であり、墳丘部は応神天皇陵古墳の陪塚と して宮内庁によって管理されている。

このように、稲荷塚古墳、東山古墳、割塚古墳に関しては小規模な古墳ではあるが、古市古墳 群の一要素を成す上で重要な古墳であり、これまでの調査によって規模や時期等についても明ら かになったことから今回追加指定を行い、また、墓山古墳の周堤のうち条件が整った部分につい ても追加指定を行い、古市古墳群として保護の万全を図ろうとするものである。

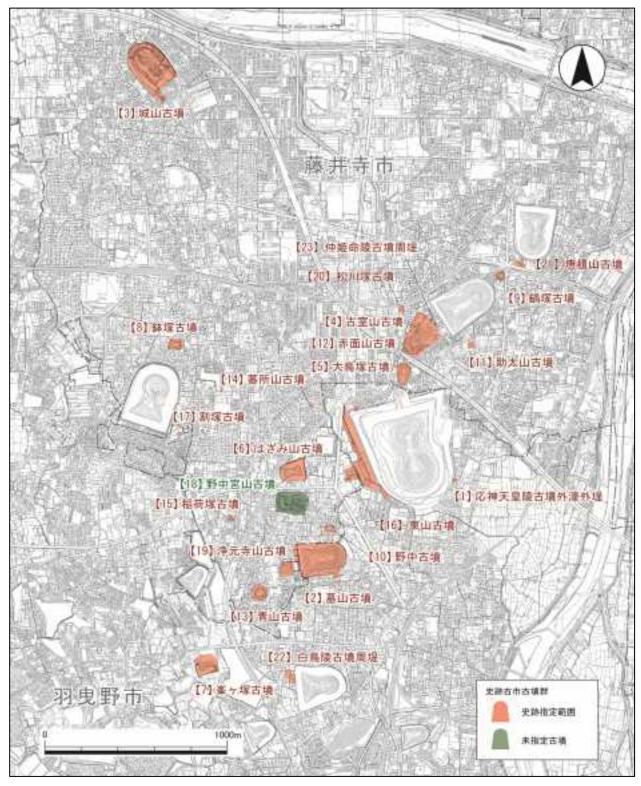


図 2-1 古市古墳群史跡指定地及び未指定古墳分布図

【1】応神天皇陵古墳外濠外堤

指定説明文:

大和川の南岸に所在する古市古墳群のうち最大の規模をもつのが、応神天皇の陵墓とされる 古墳であるが、この墳丘、内濠、内堤については宮内庁の所管として管理されている。宮内 庁所管地の外方には、外濠及び外堤があり、堤には円筒埴輪列がめぐらされている。この外 濠・外堤のうち古墳の西面部分のみが旧状をとどめているが、開発が波及しつつあり積極的 な保存が望まれているので、今回この一部を史跡に指定して保存を図るものである。

追加指定説明文:

応神天皇陵古墳の外濠と外堤については、西側部分が良く旧状をとどめており、既にその一部が史跡に指定されている。今回は、残る未指定地の一部を追加し、その保存を図ろうとするものである。(平成6 (1994) 年追加指定時)

指定範囲の地番:

大阪府羽曳野市誉田 3 丁目 456 番 1、456 番 2、456 番 3、457 番 1、457 番 2、458 番 1、458 番 2、459 番、誉田 3 丁目 22 番に東接する水路敷に挟まれ同誉田 3 丁目 459 番と藤井寺市野中 2 丁目 91 番に東接する水路敷に挟まれるまで道路敷のうち実測 404.90 ㎡、羽曳野市誉田 3 丁目 22 番と同誉田 3 丁目 459 番に西接する道路敷に挟まれ、同誉田 3 丁目 458 番 1 と同誉田 3 丁目 459 番に挟まれるまでの水路敷のうち実測 958.66 ㎡、誉田 5 丁目 519 番、520 番 1、521 番、522 番、523 番、524 番、526 番、528 番、529 番、530 番、531 番、532 番 1、532 番 2、532 番 3、532 番 4、532 番 5、535 番、536 番、537 番 2、537 番 3、538 番 2、540 番、541 番、542 番、543 番、544 番 1、544 番 2、544 番 5、544 番 6、545 番、546 番、547 番、548 番、549 番、550 番、551 番、552 番 6、552 番 7、553 番 1、554 番 2、554 番 13、554 番 14、556 番 4、556 番 20、556 番 21、誉田 6 丁目 623 番 1、623 番 2、623 番 3、569 番 大阪府藤井寺市道明寺 6 丁目 382 番 1、382 番 3

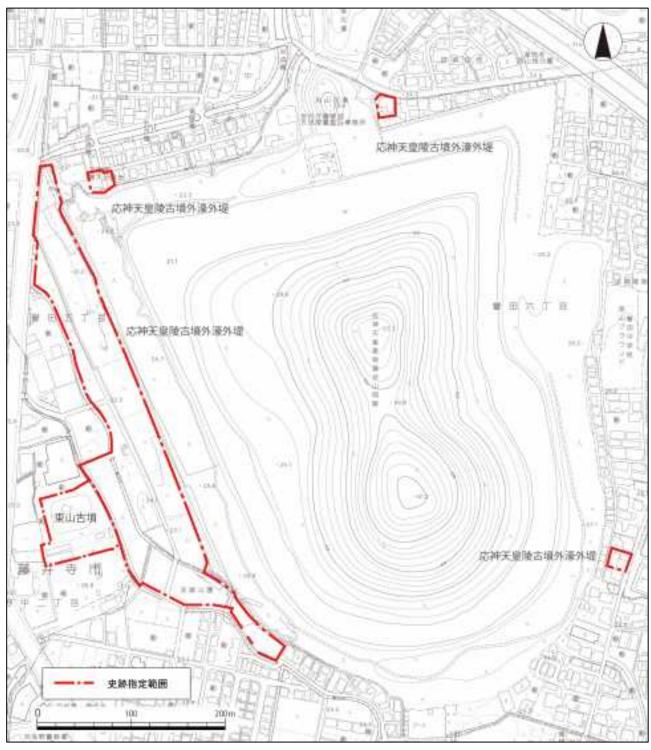


図 2-2 応神天皇陵古墳外濠外堤指定範囲図(縮尺 1/4000)

【2】墓山古墳

指定説明文:

墓山古墳は、羽曳野丘陵の北に広がる台地上の古市古墳群のほぼ中央応神天皇陵の南西約 500 mを隔てて位置する前方後円墳である。全長約 225m、後円部径約 130m、同高さ約 21m、前方部幅約 150m、同高さ約 19mであり、三段に築成され、くびれ部の両側に造出しがある。周

囲には幅約 25mの濠がめぐり、更にその外に幅約 25mのいわゆる周庭帯があるが周庭帯はほとんど宅地化されている。古市古墳群の中央部にある大規模な古墳の一つとして重要であるので、今回、墳丘、周濠部分及び周庭帯の一部を併せて指定する。(指定時の説明文)

指定範囲の地番:

大阪府羽曳野市白鳥 3 丁目 127 番、127 番 2、127 番 3、127 番 4、127 番 5、127 番 6、127 番 7、127 番 8、127 番 9、127 番 10、127 番 11、127 番 12、128 番、129 番 1、130 番 1、131 番、132 番、133 番、134 番、135 番、136 番、137 番 1、137 番 2、137 番 3、137 番 4、142 番、144 番 1、144 番 2

大阪府藤井寺市野中 3 丁目 840 番 1、840 番 2、842 番、843 番、1062 番、1063 番、藤井寺市 青山 1 丁目 821 番、830 番、右の地域内に介在する道路敷、水路敷を含む。

藤井寺市野中3丁目846番、838番1のうち実測91.69㎡、841番

備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を大阪府 教育委員会及び藤井寺市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

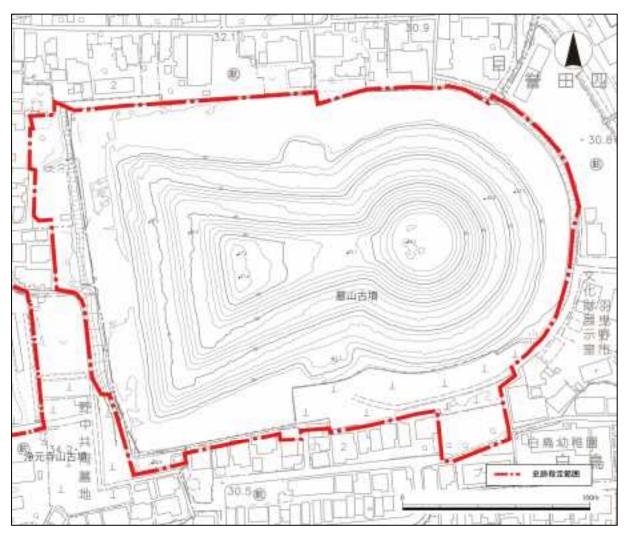


図 2-3 墓山古墳指定範囲図(縮尺 1/2000)

【3】城山古墳

指定説明文:

指定範囲の地番:

字城山の地域にあり、平地に営まれた壮大な前方後円墳で、東南に面しており、主軸の長さ約 200mを有し、二重堀の痕跡を示している。後円部は明治 45 年に発掘され竪穴式石室に巨大な長持形石棺の存することが明らかにされ、鏡鑑・勾玉・管玉・車輪石・石製模造品・鉄製刀身・鉄鏃等が発見され、一部地域は陵墓参考地となっている。

平地に営造された二重濠を有する宏壮な前方後円墳において内部構造主体及び出土品の明らかにされた事例は希有であり旧規模のほぼ推定できる外形と相俟って学術上の価値は高い。

大阪府藤井寺市津堂40番、41番、42番、43番、48番 1、48番 2、49番、50番、51番、52番、54番 1、54番 2、54番 3、55番、57番 1、57番 2、57番 3、57番 4、57番 5、59番 1、59番 2、59番 3、59番 4、59番 5、59番 6、59番 7、59番 8、59番 9、61番 1、61番 2、62番、63番、64番、65番 1、65番 2、66番、67番、38番、39番、68番、74番、83番、85番、105番、106番、107番、108番、109番、110番、114番、115番、123番、124番、636番、637番 1、637番 2、638番、44番、45番、46番、47番、640番、641番、642番、643番、644番、645番、645番、646番、659番、650番、651番、652番、653番、655番、655番、656番、657番、658番、659番、660番、661番、662番、663番、664番甲、664番乙、665番、665番、667番、668番、669番、670番、671番、672番、673番、674番、675番、676番、677番、678番、749番、750番、751番、752番、753番、754番、755番、734番、735番、736番、737番、738番、739番、740番、741番 1、741番 2、742番、743番、744番、745番、746番、747番、748番、藤井寺市小山1095番 1、1095番 3、1106番、1115番、1122番、1130番、1131番、1139番

一級国道 25 号線のうち大字津堂字道城畑 637 番 1 の南端と同 637 番 2 の南端をむすぶ線から 大字小山字地番地 1095 番 3 の北端と同 1106 番の東端をむすぶ線までの国道敷および右地域 内に介在するその他の道路敷を含む。

藤井寺市小山4丁目1296番、1296番2、1296番3、1296番4、1299番1、1299番24、1299番25、1299番27

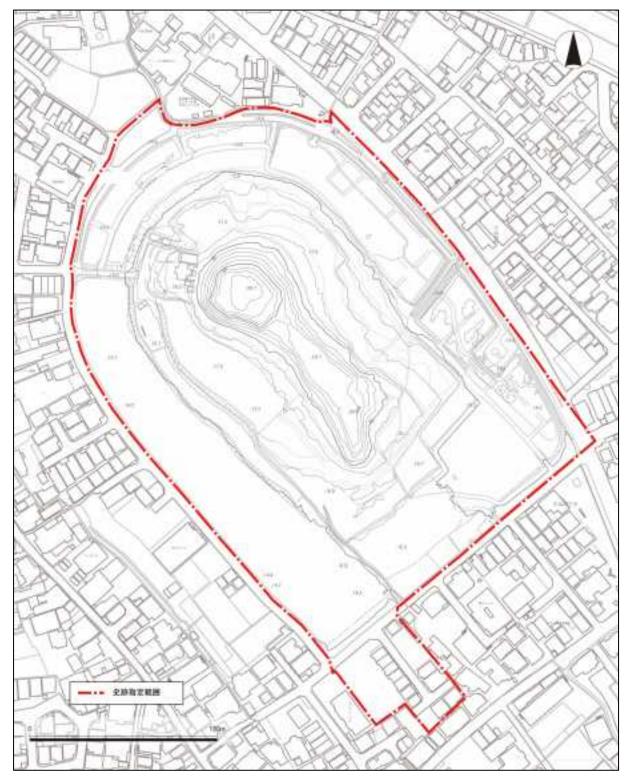


図 2-4 城山古墳指定範囲図 (縮尺 1/2000)

【4】古室山古墳

指定説明文:

古室山古墳は、応神天皇陵古墳と同皇后仲姫命陵との間に介在する前方後円墳で、前方部を 東北に面し主軸の長さ約 160mを有する宏壮な封土をなし周囲に堀の跡が存する。墳丘はほと んど開墾の厄にあっているが、よく旧規をとどめている。附近に赤面山古墳、大鳥塚古墳、助太山古墳、鍋塚古墳がある。赤面山古墳は古室山古墳後円部の背後に存する一辺の長さ約20mの小型の方形墳であり、大鳥塚古墳はその北に接して存する前方後円墳で、前方部を南に面し、主軸の長さ約120mを有し堀の跡をとどめている。助太山古墳は古室山古墳の東方に存する方形墳で、一辺の長さ約36mを有し、一部に堀の跡を存している。鍋塚古墳は古室山古墳の東北方に存する仲津姫命陵の後円部背後に見られる方形墳で、一辺の長さ約50mを測る。

これらはいずれも応神天皇陵を中心とする道明寺古墳群中における顕著な古墳であり、わが国における古墳文化を考察する上に重要な地位を占めるものである。

指定範囲の地番:

大阪府藤井寺市古室 2 丁目 388 番、389 番 1、389 番 3、390 番、391 番、392 番 1、393 番、394 番甲 1、394 番乙、395 番甲、395 番乙、396 番、397 番、398 番 1、398 番 2、399 番 1、399 番 2、400 番から 409 番まで、410 番甲、410 番乙、411 番、412 番 1 から 412 番 13 まで、413 番、414 番 1、414 番 2、415 番、無番地

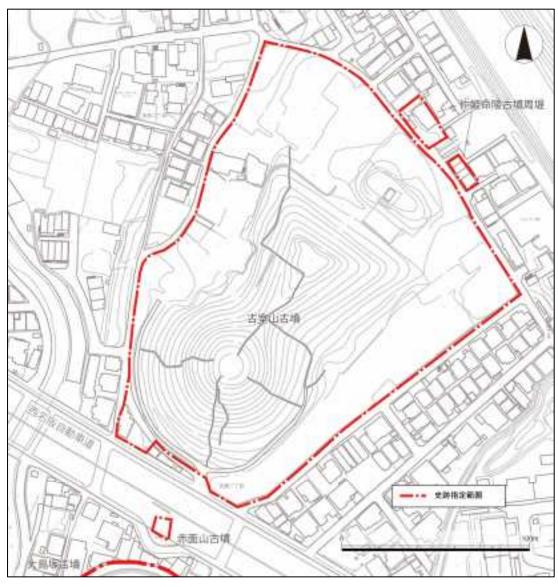


図 2-5 古室山古墳指定範囲図 (縮尺 1/2000)

【5】大鳥塚古墳

指定説明文:古室山古墳と同じ

指定範囲の地番:

大阪府藤井寺市古室 2 丁目 344 番 1 、345 番、357 番 1



図 2-6 大鳥塚古墳指定範囲図(縮尺 1/2000)

【6】はざみ山古墳

指定説明文:

はざみ山古墳は、古市古墳群のほぼ中央に造られた、墳丘全長 103mの前方後円墳である。墳丘くびれ部両側に造出しを設け、周囲に濠と堤が廻る。5世紀中葉の典型的な築造形態を完存している。日本有数の大古墳群である古市古墳群を構成する重要な前方後円墳として、古墳文化を理解する上で欠くことのできない重要な古墳である。よって、これを史跡に指定し、その保存を図るものである。

指定範囲の地番:

大阪府藤井寺市野中1丁目247番1、247番2、248番、249番1、249番2、右の地域内に介在する道路敷を含む。

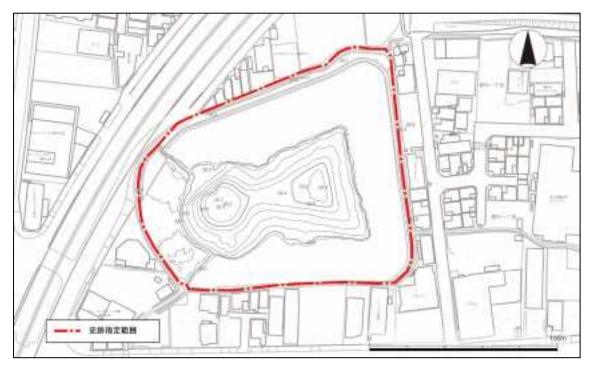


図 2-7 はざみ山古墳指定範囲図(縮尺 1/2000)

【7】峯ヶ塚古墳

指定説明文:

峯ヶ塚古墳は、古市古墳群の中西端に近く、仁賢天皇陵と清寧天皇陵の中間にある前方後円墳である。墳丘は全長約86m、後円部径約37m、同高さ約10m、前方部幅約55m、同高さ約8mであり、周囲に幅約20mの周濠が巡り、その一部が現在も池となっている。未調査のため内部主体等は不明であるが、墳丘には葺石、円筒埴輪が確認されている。峯ヶ塚古墳は、その立地、形態から古市古墳群のうちでは最後に近い時期に築造されたものの一つと考えられ、歴史上重要な意義を有する同古墳群の終局の姿を考える上で欠くことのできない遺跡である。

指定範囲の地番:

大阪府羽曳野市軽里2丁目42番1、42番2、42番3、42番4、70番1、76番1、76番2、76番3、77番1、77番2、77番3、77番4、78番1、78番2、78番3、79番、80番、81番1、81番2、81番3、81番4、81番5、82番2、82番3、82番4、82番5、82番6、(指定地域内に介在する道路敷、水路敷を含む)。



図 2-8 峯ヶ塚古墳指定範囲図(縮尺 1/2000)

【8】鉢塚古墳

指定説明文:

鉢塚古墳は、仲哀天皇陵に近接して所在する全長 59mの前方後円墳である。その形態から典型的な中期古墳と考えられ、著名な古市古墳群のうちの一つとして、この地域の歴史を理解する上で重要なものである。

指定範囲の地番:

大阪府藤井寺市藤井寺 4 丁目 384 番 1、384 番 13、384 番 16、584 番、384 番 14、793 番 2

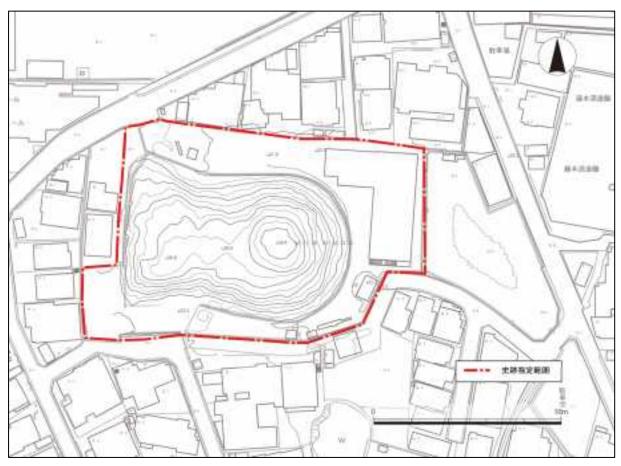


図 2-9 鉢塚古墳指定範囲図(縮尺 1/1000)

【9】鍋塚古墳

指定説明文:古室山古墳と同じ

指定範囲の地番:

大阪府藤井寺市沢田4丁目478番、482番1



図 2-10 鍋塚古墳指定範囲図 (縮尺 1/1000)

【10】野中古墳

指定説明文:

墓山古墳は応神天皇陵古墳などを含む古市古墳群にある超大型の前方後円墳であり、その陪塚の一つに野中古墳がある。野中古墳は5世紀中葉頃の方墳で大量の鉄製品・土器などの副葬品が出土したことで著名である。今回これを墓山古墳と一体のものとして追加指定する。

指定範囲の地番:

大阪府藤井寺市野中3丁目855番、856番、857番、949番

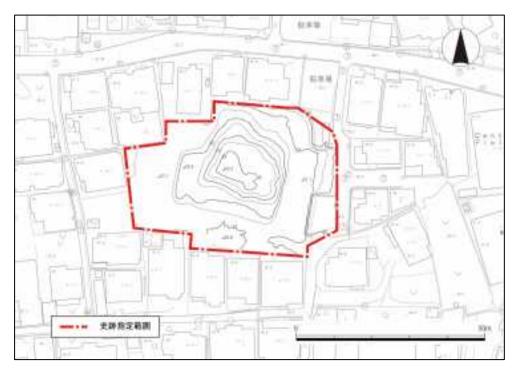


図 2-11 野中古墳指定範囲図 (縮尺 1/1000)

【11】助太山古墳

指定説明文:古室山古墳と同じ

指定範囲の地番:

大阪府藤井寺市道明寺6丁目450番



図 2-12 助太山古墳指定範囲図(縮尺 1/1000)

【12】赤面山古墳

指定説明文:古室山古墳と同じ

指定範囲の地番:

大阪府藤井寺市古室2丁目350番

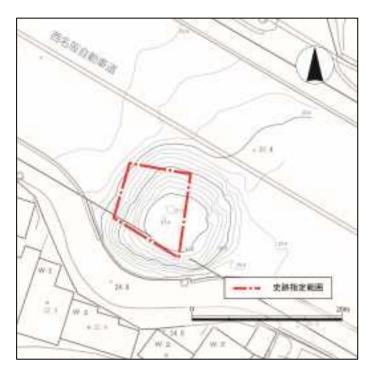


図 2-13 赤面山古墳指定範囲図(縮尺 1/500)

【13】青山古墳

指定説明文:古市古墳群と同じ

指定範囲の地番:

大阪府藤井寺市青山2丁目751番、752番、753番、754番、754番2

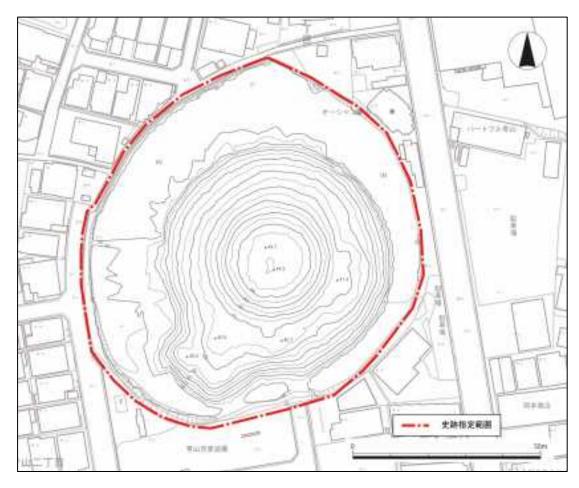


図 2-14 青山古墳指定範囲図(縮尺 1/1000)

【14】蕃所山古墳

指定説明文:古市古墳群と同じ

指定範囲の地番:

大阪府藤井寺市藤ヶ丘2丁目151番116

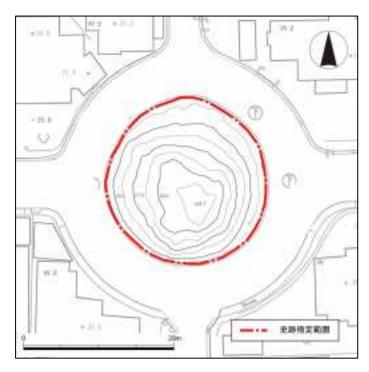


図 2-15 蕃所山古墳指定範囲図(縮尺 1/500)

【15】稲荷塚古墳

指定説明文:古市古墳群と同じ

指定範囲の地番:

大阪府藤井寺市野中5丁目557番

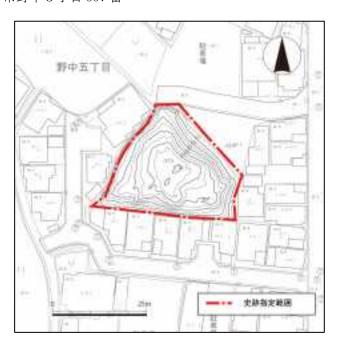


図 2-16 稲荷塚古墳指定範囲図(縮尺 1/1000)

【16】東山古墳

指定説明文:古市古墳群と同じ

指定範囲の地番:

大阪府藤井寺市野中 2 丁目 77 番、78 番、80 番、81 番、82 番、83 番、84 番、85 番、86 番、87 番、88 番

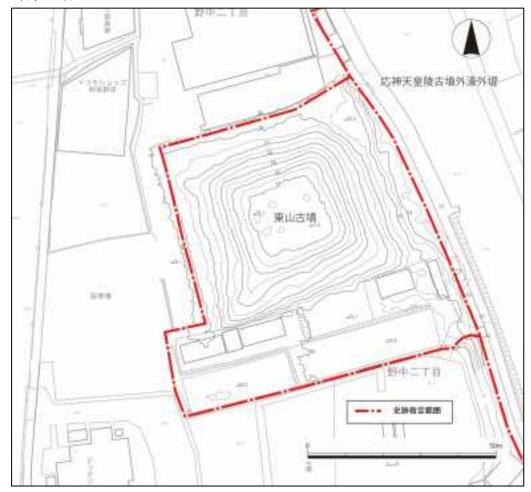


図 2-17 東山古墳指定範囲図(縮尺 1/1000)

【17】割塚古墳

指定説明文:古市古墳群と同じ

指定範囲の地番:

大阪府藤井寺市藤井寺4丁目387番

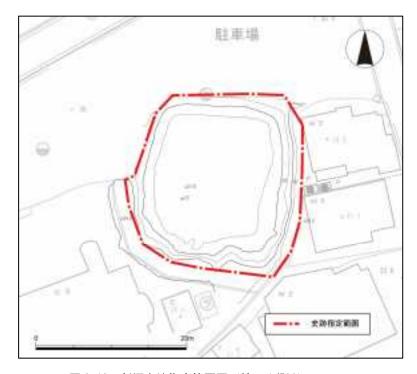


図 2-18 割塚古墳指定範囲図(縮尺 1/500)

【19】浄元寺山古墳

指定説明文:

4世紀後半~6世紀中葉にかけて形成された、応神天皇陵古墳を頂点とする列島を代表する 古墳群で19基が史跡に指定されている(平成28(2016)年追加指定時)。墓山古墳に付随す る、5世紀中頃の大型の方墳である浄元寺山古墳のうち、条件の整った範囲を追加指定する。 指定範囲の地番:

大阪府藤井寺市青山1丁目824番、831番、青山1丁目831番に西接し同824番に西接するまでの道路敷を含む、833番、1085番

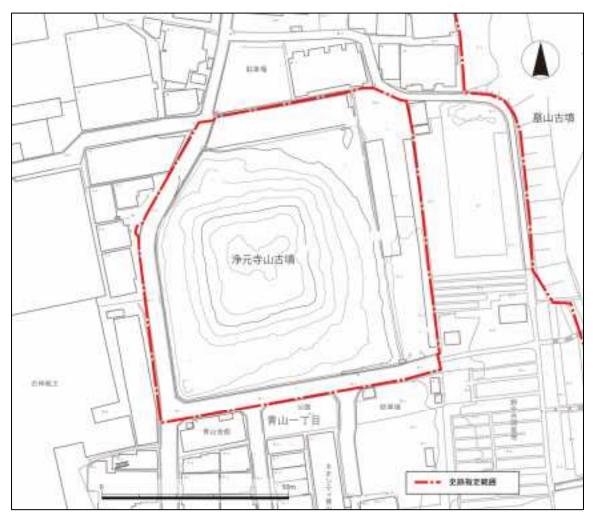


図 2-19 净元寺山古墳指定範囲図(縮尺 1/1000)

【20】松川塚古墳

指定説明文:

4世紀後半~6世紀中葉にかけて形成された、応神天皇陵古墳を頂点とする列島を代表する 古墳群で 18 基が史跡に指定されている (平成 28 (2016) 年追加指定時)。今回、5世紀後半 に築造された、一辺 30mの方墳松川塚古墳を追加指定し、指定地に錯誤のあった鉢塚古墳の 一部を指定解除する。

指定範囲の地番:

大阪府藤井寺市古室1丁目 427 番2、古室2丁目 426 番1、324 番4、425 番1、422 番5、431 番3、古室2丁目 324 番4 に北接する道路敷を含む、古室 430 番3



図 2-20 松川塚古墳指定範囲図 (縮尺 1/1000)

【21】唐櫃山古墳

指定説明文:

古市古墳群のうち、唐櫃山古墳は允恭天皇陵古墳の外堤に接して築造されている。昭和 30 (1955) 年に道路の敷設工事に先立って北野耕平によって発掘調査が行われ、その際に内法で長さ3.6m、幅1.1mの小規模な竪穴式石室が検出され、その中央に長さ2.14m、幅0.97m の刳抜式の家形石棺が納められていた。石室および石棺は盗掘を受けていたが、短甲2領、衝角付冑2点、眉庇付冑2点、鉄鏃十数点、f字形鏡板轡、金銅製三輪玉、金銅装帯金具、鹿角製刀装具、ガラス小玉900点以上が出土した。

その後、大阪府教育委員会や藤井寺市教育委員会によって調査が行われ、墳長 59m、後円部の直径 44m、前方部長 17mの帆立貝式古墳であることが明らかとなった。後円部の大半は削平を受け、竪穴式石室も消失してしまったが、後円部の一部と前方部は保存され、家形石棺も墳丘上に安置されている。外表施設としては、後円部一段目には円筒埴輪列が遺存しており、葺石も確認されている。また、後円部側では幅 4.2mの周濠も確認されている。先に出土

した副葬品や埴輪の年代から、5世紀後半の築造と考えられる。

指定範囲の地番:

大阪府藤井寺市国府 1 丁目 334 番 4 、334 番 7 、335 番 6 のうち実測 230.03 ㎡、353 番 9 のうち実測 8.44 ㎡、594 番 1 のうち実測 105.53 ㎡

備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を大阪府 教育委員会及び藤井寺市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

国府1丁目593番1、594番2、594番3



図 2-21 唐櫃山古墳指定範囲図 (縮尺 1/1000)

【22】白鳥陵古墳周堤

指定説明分:

白鳥陵古墳は、本古墳群の南側に所在する墳長200m、後円部径106m、前方部幅165mに及ぶ三段築成の前方後円墳である。周囲には幅約50mの周濠が巡り、北側くびれ部の前方部寄りには造出しを設ける。墳丘及び周濠は、日本武尊白鳥陵として宮内庁が管理を行っている。宮内庁による発掘調査では、第一段テラスには円筒埴輪が樹立されること、また造出し上面に須恵器が置かれ、その周辺でミニチュアの土製品などが出土することが確認されている。周濠の周囲には幅20mの周堤の存在が推定されていたが、羽曳野市教育委員会による発掘調査で、周堤とその外側を巡る区画溝が数か所で確認された。区画溝からは、家形、蓋形、短甲形、靫形、盾形などの形象埴輪と円筒埴輪が出土した。これらの出土した埴輪の特徴から、中期後半(5世紀後半)の築造と考えられている。また、平成31年及び令和元(2019)年の発掘調査では、南側くびれ部の延長部付近では区画溝は確認されず、ミニチュ

ア土器を含む土師器や須恵器などが出土する敷石を施した園池状遺構が確認された。本古墳 群では、大型前方後円墳の規模の縮小化に呼応するように、二重周濠の外濠が区画溝に変化 すると考えられている。白鳥陵古墳で区画溝が確認されたことは、本古墳群の大型前方後円 墳の外部施設の変遷を知る上で重要である。今回、宮内庁によって日本武尊白鳥陵として管 理されている白鳥陵古墳の周囲の周堤を追加指定し、保護の万全を図るものである。

指定範囲の地番:

大阪府羽曳野市軽里3丁目196番、197番、199番、200番、203番1、203番3、204番2、 軽里3丁目203番3に西隣し、これと同軽里3丁目202番1に挟まれ、同軽里3丁目197番 と同軽里3丁目198番に挟まれるまでの道路敷

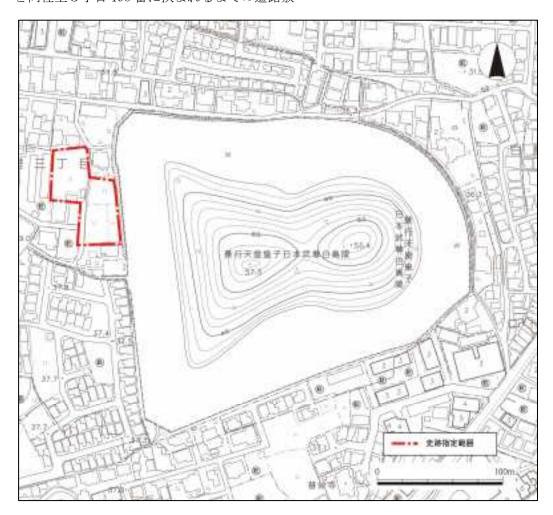


図 2-22 白鳥陵古墳指定範囲図(縮尺 1/3000)

【23】仲姫命陵古墳周堤

指定説明文:

仲姫命陵古墳は、本古墳群の東側に所在する墳長290m、後円部径170m、前方部幅193mに及ぶ三段築成の大型前方後円墳で、本古墳群では応神天皇陵古墳に次ぐ規模を誇る。周囲には幅約25mの周濠が巡り、くびれ部両側に造出しを設ける。墳丘及び周濠は、応神天皇皇后仲姫命仲津山陵として宮内庁が管理を行っている。その周囲で、昭和54(1979)年以降、大阪府教育委員会及び藤井寺市教育委員会により発掘調査が実施されてきた。その結果、周濠の周りには幅約45mの周堤が巡り、前方部の周堤上では円筒埴輪が樹立されていること、周堤外側斜面には葺石が施されていることが判明した。これらの調査で出土した円筒埴輪の特徴から、本墳は中期前半(5世紀前半)の築造と考えられている。今回、宮内庁によって応神天皇皇后仲姫命仲津山陵として管理されている仲姫命陵古墳の周囲の周堤を追加指定し、保護の万全を図るものである。

指定範囲の地番:

大阪府藤井寺市沢田4丁目600番1、601番、600番乙1

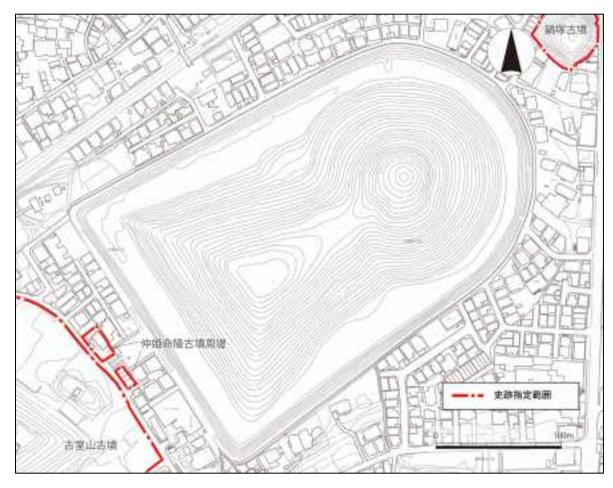


図 2-23 仲姫命陵古墳指定範囲図 (縮尺 1/2000)

ウ. 史跡指定地及び周辺の発掘調査履歴

本計画の対象古墳の史跡指定地及びその周辺において実施された発掘調査は、以下のとおりである。

【1】 応神天皇陵古墳外濠外堤

応神天皇陵古墳は、国府台地の南端に位置する前方後円墳である。墳丘長 425m、前方部幅 300m、長さ 213m、高さ 36m、後円部径 250m、高さ 35mを測り、濠・堤を含めた総全長は 650mを超える。

これまでの発掘調査で、外濠、外堤を検出し、葺石を確認している。そして、円筒埴輪、 朝顔形埴輪、形象埴輪等が出土している。

表 2-1 応神天皇陵古墳外濠外堤 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番号		調査年度	調査概要(実施主体)	検出遺構	出土遺物
	1	1975	確認調査	南西外濠外堤	
指定	2	2016	大阪府教育庁 住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	東側外濠外堤	
地内	3	2015	を	西側外濠外堤	円筒埴輪、葺石
	4	2018	施設建設に伴う確認調査(羽曳野市)	北側外濠外堤	円筒埴輪、葺石
	5	1976	住宅建設に伴う発掘調査(大阪府教育庁)	南側外濠	外濠テラス
	6	1979	河川改修工事に伴う発掘調査 (大阪府教育庁)	北側外堤 外堤法面、盛土、 溝、小穴	円筒埴輪、葺石
	7	1980	河川改修工事に伴う発掘調査 (大阪府教育庁)	北側外堤 溝 土壙	円筒埴輪 土器
	8	1986	河川改修工事に伴う発掘調査 (大阪府教育庁)	北側外堤 落ち込み	埴輪
	9	1987	河川改修工事に伴う発掘調査 (大阪府教育庁)	北側外堤 外堤を画する溝 落ち込み	埴輪 土器
	10	1988	河川改修工事に伴う発掘調査 (大阪府教育庁)	北側外堤 外堤を画する溝 落ち込み 河道 杭列等	埴輪 土器 笠形、鋤形、板形木 製品
	11)	1991	河川改修工事に伴う発掘調査 (大阪府教育庁)	北側外堤 古墳排水路	埴輪
指定	12	1980	水路改修に伴う発掘調査 (羽曳野市)	北西隅外濠	埴輪
地外	13	1980	住宅建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)	東側外濠	
	14)	1990	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	東側外堤	埴輪
	15	1991	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	東側外濠	
	16	1992	住宅建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)	北側外濠	円筒埴輪 土器
	17)	1992	住宅建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)	東側外堤(東縁)	
	18	1993	住宅建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)	北側外濠	円筒埴輪、板状木製品、土師器
	19	1994	住宅建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)	北側外濠	円筒埴輪
	20	1994	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	東側外濠	

番号		調査年度	調査概要(実施主体)	検出遺構	出土遺物
	21)	1994	宅地造成に伴う発掘調査 (羽曳野市)	東側外堤 二ツ塚古墳周濠	円筒埴輪、形象埴輪、葺石
	22	2003	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	北側外濠	円筒埴輪、形象埴輪
	23	2006	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	北側外濠	
	24	1980	施設建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	東側外堤 東馬塚古墳の円筒埴輪列	円筒埴輪
	25	2007	範囲確認調査 (羽曳野市)	東側外堤 二ツ塚古墳周濠	円筒埴輪、形象埴輪、葺石
	26	1986	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	北側外濠	円筒埴輪
	27	1991	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	北側外濠	円筒埴輪
	28	2016	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	北側外堤	円筒埴輪
	29	2021	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	北側外濠	円筒埴輪
	30	2020	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	北側外濠	葺石
指	31)	1998	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	東側外濠	
定地	32	1990	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	東側外濠か	
外	33	1999	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	東側外濠	
	34)	2001	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	東側外濠	円筒埴輪
	35	2015	施設建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	東側外堤、円筒棺	円筒埴輪、形象埴輪、葺石
	36	2012	駐車場造成に伴う確認調査 (羽曳野市)		円筒埴輪
	37)	2021	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	南側外濠	
	38	1990	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	南側外濠か	
	39	1998	住宅建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	南側外濠か	
	40	2016	施設建設に伴う確認調査 (羽曳野市)	南側外濠	
	41)	2006	河川改修に伴う確認調査 (羽曳野市)		
	42	1993	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	東側外濠外堤	埴輪
	43	1997	個人住宅建築 藤井寺市	東側外濠外堤	

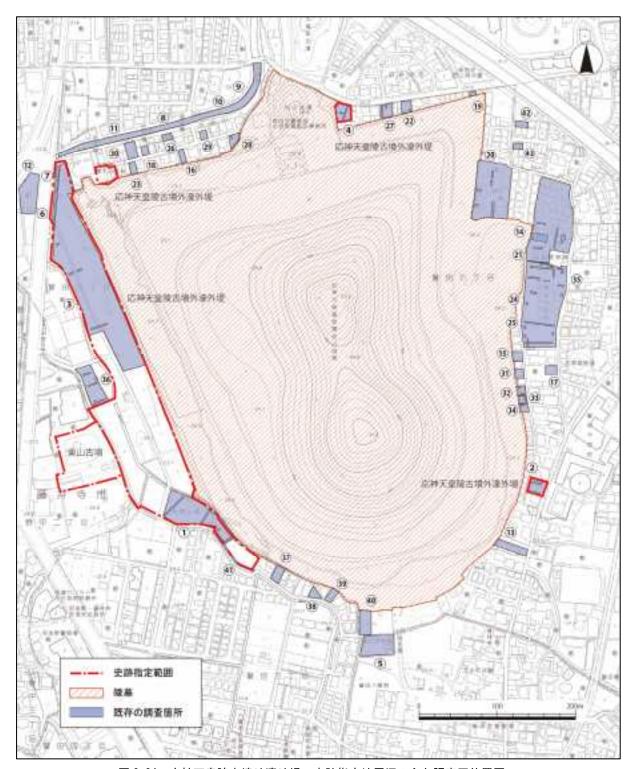


図 2-24 応神天皇陵古墳外濠外堤 史跡指定地周辺の主な調査区位置図

【2】墓山古墳

墓山古墳は、羽曳野丘陵から東に延びる低い台地上に位置する前方後円墳である。墳丘 長 225m、前方部幅 153m、高さ 19m、後円部径 135m、高さ 20.7mを測る。

これまでに史跡指定地内で発掘調査は行われていないが、指定地外の発掘調査では、昭和 51 (1976) 年度に、周堤の南西角部分の内側斜面と葺石、周濠を検出し、円筒埴輪、朝

顔形埴輪や、人物埴輪といった形象埴輪が出土している。また、それ以外にも発掘調査を 実施しており、周堤と、周堤を輪郭づける掘り込みを検出している。また、昭和 63 (1988) 年度には、同古墳に付随する古墳と考えられる向墓山古墳との間に陸橋を検出した。

表 2-2 墓山古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番	号	調査年度	調査概要(実施主体)	検出遺構	出土遺物
	1	1976	周堤内側斜面の発掘調査 (大阪府)	周濠、周堤、葺石	円筒埴輪、朝顔形埴輪、形象埴輪
	2	1980	周堤の発掘調査 (大阪府)	周堤	
	3	1980	住宅建設に伴う発掘調査 (大阪府)	周堤	
指定	4	1987	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤を輪郭づける掘り込み	
地外	5	1988	範囲確認調査(羽曳野市)	周堤、陵橋	埴輪
	6	1989	道路整備に伴う発掘調査 (羽曳野市)	周堤	埴輪
	7	1993	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤を輪郭づける掘り込み	
	8	2000	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤	

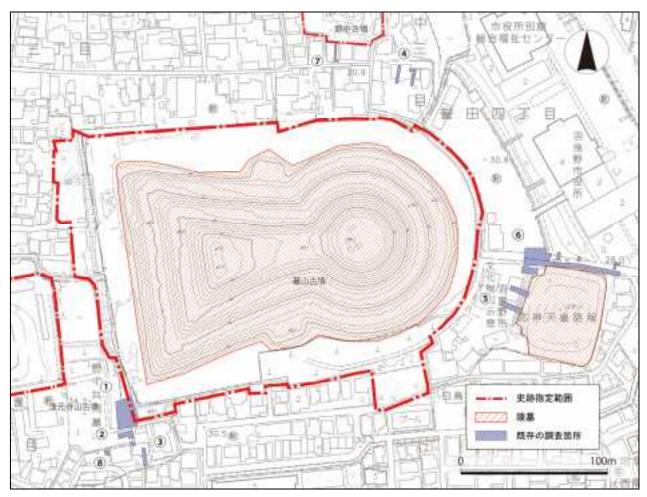


図 2-25 墓山古墳 史跡指定地周辺の主な調査区位置図

【3】城山古墳

城山古墳は、羽曳野丘陵から北に延びる段丘上に位置する前方後円墳である。墳丘長 210 m、前方部幅 117 m、高さ 12.7 m、後円部径 128 m、高さ 16.9 mを測る。

明治末(1912)年に、後円部頂で、竪穴式石槨に覆われた長持形石棺が見つかり、その内外から、鏡、武器・武具、各種の装身具や石製品といった多様な副葬品が出土した。

史跡指定地内の発掘調査では、昭和 58 (1983) 年度に、東側内濠内で島状遺構が見つかり、そこに立て並べられた3体の水鳥形埴輪が出土した。この調査により、同古墳の墳丘と内堤内側の輪郭の復元に資するデータを得た。平成 21 (2009) 年度には、後円部北東側で、墳丘斜面と葺石、墳丘テラス面に立て並べられた埴輪列を検出した。

史跡指定地外の発掘調査では、内堤、外濠、外堤を検出し、その輪郭が明らかとなっている。また、⑭⑮20の調査では、内堤、外堤の盛土による築造状況を確認できた。

表 2-3 城山古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番	号	調査年度	調査概要(実施主体)	検出遺構	出土遺物
指	1	1983	東側内濠史跡整備に伴う確認 調査(藤井寺市)	島状遺構、造出し、内濠、葺 石	円筒埴輪、形象埴輪、木製品
定地	2	2009	墳丘整備に伴う確認調査 (藤井寺市)	墳丘、テラス、葺石、円筒埴 輪列、中世遺構	円筒埴輪、形象埴輪、板石、割 石、白色玉石、土器
内	3	2021	範囲確認調査 (藤井寺市)	周濠、周堤	
	4	1975	住宅建設に伴う発掘調査 (大阪府)	外堤の縁辺をめぐる溝	
	5	1978	住宅建設に伴う発掘調査 (大阪府)	内堤外側斜面、葺石	円筒埴輪(鰭付)
	6	1979	住宅建設に伴う発掘調査 (大阪府)	外濠、葺石	
	7	1979	住宅建設に伴う発掘調査 (大阪府)	外堤内側斜面	
	8	1980	住宅建設に伴う発掘調査 (大阪府)	内堤、外濠	円筒埴輪(鰭付)、形象埴輪、布 留式土器
	9	1980	住宅建設に伴う発掘調査 (大阪府)	内堤、外濠	朝顔形埴輪
	10	1985	住宅建設に伴う発掘調査 (大阪府)	外堤	須恵器
指	11)	1987	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	内堤、外濠、外堤、葺石	埴輪、布留式土器、須恵器
定地	12	1989	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	外堤内側斜面	埴輪
外	13	1990	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	内堤外側斜面、葺石	埴輪
	14	1998	ガイダンス棟建設に伴う発掘 調査(藤井寺市)	内堤	
	(15)	2001	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	外堤、古墳築造前の土壙	土師器、弥生土器
	16	2004	宅地造成に伴う発掘調査 (藤井寺市)	内堤、外濠、古墳築造前の土 壙	埴輪、土師器、弥生土器
	17)	2004	宅地造成に伴う発掘調査 (藤井寺市)	内堤、外濠、葺石	埴輪、土師器
	18	2010	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	外濠	
	19	2019	建物建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	内堤、外濠	円筒埴輪、形象埴輪
	20	2021	建物建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	外堤	弥生土器

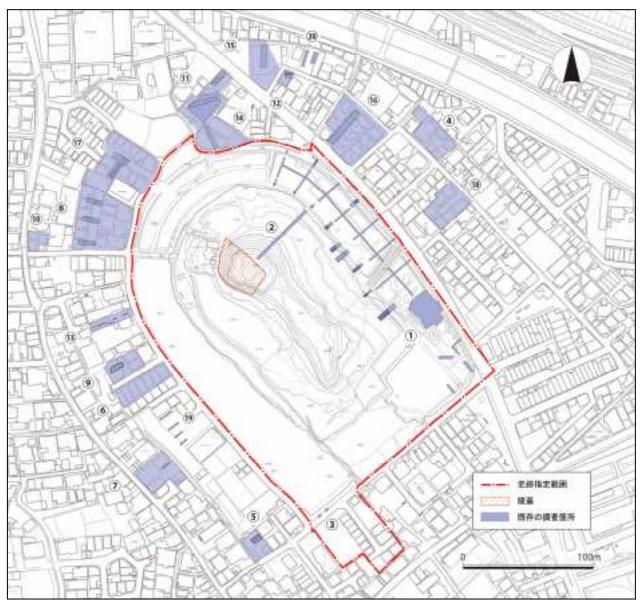


図 2-26 城山古墳 史跡指定地周辺の主な調査区位置図

【4】古室山古墳

古室山古墳は、国府台地の西側縁辺部に位置する前方後円墳である。墳丘長 150m、前方部幅 100m、高さ 9.3m、後円部径 96m、高さ 15.3mを測る。

史跡指定地内の発掘調査では、周濠、周堤を検出し、同古墳の本来の形が明らかとなった。円筒埴輪、形象埴輪が出土している。

表 2-4 古室山古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履

番号		調査年度	調査概要(実施主体)	検出遺構	出土遺物
指定	1	1984	排水管敷設に伴う確認調査 (藤井寺市)	墳丘、周濠、周堤、円筒埴輪 列、葺石	円筒埴輪、衣蓋形埴輪
地内	2	1984	住宅改築に伴う確認調査 (大阪府)	周濠、周堤、葺石	埴輪、土師器、須恵器
指定	3	1987	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	落ち込み	
地 外	4	1987	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)		円筒埴輪

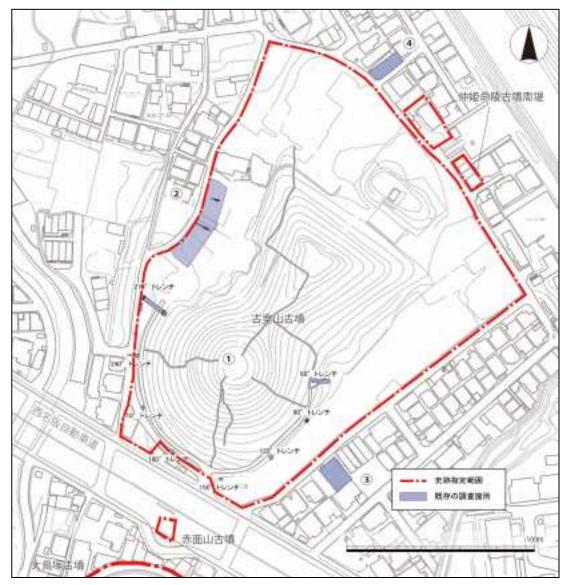


図 2-27 古室山古墳 史跡指定地周辺の主な調査区位置図

【5】大鳥塚古墳

大鳥塚古墳は、応神天皇陵古墳と古室山古墳との間に位置する前方後円墳である。墳丘長 110m、前方部幅 50m、高さ 6.1m、後円部径 72.6m、高さ 12.3mを測る。

史跡指定地内の発掘調査では、墳丘斜面と葺石、周濠を検出し、同古墳の本来の形があ きらかとなった。円筒埴輪、形象埴輪が出土している。

史跡指定地外の発掘調査では、⑤において周濠を検出している。

番号		調査年度	調査概要(実施主体)	検出遺構	出土遺物
指定地内	1	1983	水路改修に伴う前方部東辺から後円部背面の確認調査 (藤井寺市)	円筒埴輪列、葺石、造出し	円筒埴輪、形象埴輪
	2	2000	排水溝設置に伴う確認調査 (大阪府)	葺石	埴輪
指	3	1986	水道管入替工事に伴う発掘調 査(藤井寺市)		円筒埴輪
定地外	4	1987	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)		
	5	1990	配水管入替工事に伴う発掘調 査(藤井寺市)	周濠	埴輪

表 2-5 大鳥塚古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴



図 2-28 大鳥塚古墳 史跡指定地周辺の主な調査区位置図

【6】はざみ山古墳

はざみ山古墳は、羽曳野丘陵から東に延びる低い台地上に位置する前方後円墳である。 墳丘長 103m、前方部幅 66m、高さ 9.1m、後円部径 60m、高さ 9.5mを測る。

史跡指定地内の発掘調査では、前方部上で、方形壇と円筒埴輪列を検出し、新たな知見を加えることとなった。

史跡指定地外の発掘調査では、周堤と、周堤を輪郭づける掘り込みを検出し、同古墳の

周堤の本来の形が明らかとなった。円筒埴輪、形象埴輪が出土している。

表 ソード	けざみ川古墳	史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番	믕	調査年度	調査概要(実施主体)	検出遺構	出土遺物
指定	1	1981	周濠護岸改修工事に伴う発 掘調査(藤井寺市)	周堤	円筒埴輪、形象埴輪
地内	2	2018.2019	台風被害に伴う確認調査 (藤井寺市)	方形壇、円筒埴輪列	円筒埴輪、形象埴輪
	3	1974	環状線改修工事に伴う発掘 調査(大阪府)	周堤を輪郭づける掘り込み	円筒埴輪、形象埴輪
	4	1979	住宅建設に伴う発掘調査 (大阪府)	周堤を輪郭づける掘り込み	埴輪
	5	1981	住宅建設に伴う発掘調査 (大阪府)	周堤を輪郭づける掘り込み	
指	6	1984	住宅建設に伴う発掘調査 (大阪府)	周堤を輪郭づける掘り込み	埴輪
定地	7	1987	事務所建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤を輪郭づける掘り込み	埴輪
外	8	1989	倉庫建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤を輪郭づける掘り込み	埴輪
	9	1993	事務所建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤を輪郭づける掘り込み	埴輪
	10	1996	宅地造成に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤を輪郭づける掘り込み	埴輪
	11)	2007	建物建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤を輪郭づける掘り込み	埴輪



図 2-29 はざみ山古墳 史跡指定地周辺の主な調査区位置図

【7】峯ヶ塚古墳

峯ヶ塚古墳は、羽曳野丘陵の東側縁辺部に位置する前方後円墳である。墳丘長 96m、前方部幅 74.4m、高さ 10.5m、後円部径 56m、高さ 9mを測る。

昭和62 (1987) 年度から令和4 (2022) 年度までの間に、19 次の発掘調査を実施した。 その結果、南側を除いて二重目の濠も確認された。

埋葬施設は後円部墳頂から約 2.5m下で確認され、長さ 4.3m、幅 2.2m、高さ 1.9mの 竪穴式石室に九州産の舟形石棺を用いていた。石室からは銅鏡、武器・武具、馬具、金や 銀製の装飾品、ガラスや石製の玉類など 3,700 点以上の副葬品が出土した。

令和元(2019)年度からの調査では、墳丘北側で全長約20mを測る造出しを検出している。これまでの発掘調査では、円筒埴輪、形象埴輪、加工木製品、石見型の大型木製品等が出土している。

表 2-7 峯ヶ塚古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

翟	号	調査年度	調査概要(実施主体)	検出遺構	出土遺物
		1989	地中レーダー探査 墳丘盛土土木工学的調査 (羽曳野市)	内濠、外濠	
	1	1990	墳丘裾部範囲確認調査 (羽曳野市)	墳丘裾、内濠、造出し	円筒埴輪、葺石
	2	1991	後円部範囲確認調査 (羽曳野市)	墳丘盛土、石室、葺石	円筒埴輪、副葬品等、石棺材
	3	1992	前方部範囲確認醐査 (羽曳野市)	墳丘盛土、葺石、埴輪列	円筒埴輪、須恵器、葺石
	4	2008	墳丘南裾、内濠範囲確認調 査(羽曳野市)	墳丘盛土及び葺石、墳丘裾	円筒埴輪、葺石、新羅系陶質 土器、瓦質土器
指	(5)	2010	前方部南西部範囲確認調査 (羽曳野市)	墳丘裾、内濠	円筒埴輪、葺石、土師質小皿
定地内	6	2013	内堤南西部範囲確認 ((羽曳野市)	周堤盛土・内濠	円筒埴輪、葺石
	7	2014	前方部北西部範囲確認 (羽曳野市)	墳丘裾・内濠	円筒埴輪、形象埴輪
	8	2018	南及び東側周堤部確認調査 (羽曳野市)	ため池土手及び周堤盛土、墳 丘裾	円筒埴輪、葺石、伊万里焼
		2018	後円部墳頂地中レーダー探 査(羽曳野市)		
	9	2019	北側造出し部確認調査 (羽曳野市)	造出し東辺、区画溝、周濠	円筒埴輪、葺石、加工木製品
	10	2020	北側造出し部確認調査 (羽曳野市)	造出し北辺、周濠	円筒埴輪、葺石、須恵器
	11)	2021	北側造出し部確認調査 (羽曳野市)	造出し西辺、周濠	円筒埴輪、朝顔形埴輪、葺 石、加工木製品
	12	1987	古墳北側範囲確認調査 (羽曳野市)	外濠	円筒埴輪、葺石、ガラス玉
	13)	1993	古墳北東部範囲確認調査 (羽曳野市)	外濠	
指定	14)	2000	古墳西側確認調査 (羽曳野市)	外濠	円筒埴輪、人物埴輪、須恵 器、葺石
地外	15	2006	古墳南側範囲確認調査 (羽曳野市)		
	17)	2006	古墳北西部範囲確認調査 (羽曳野市)	内濠、周堤、外濠	円筒埴輪、葺石
	18	2008	南側堤範囲確認調査 (羽曳野市)	周堤盛土	

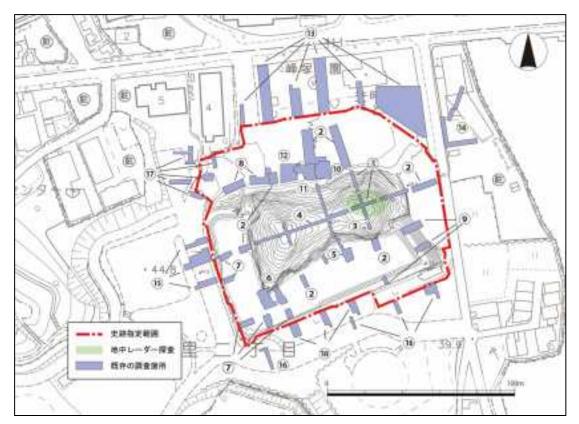


図 2-30 峯ヶ塚古墳 史跡指定地周辺の主な調査区位置図

【8】鉢塚古墳

鉢塚古墳は、仲哀天皇陵古墳の後円部北側に位置する前方後円墳で、同古墳に付随する 古墳と考えられる。墳丘長 60m、前方部幅 40m、高さ 4m、後円部径 38m、高さ 6.5mを 測る。

史跡指定地内では、周濠部分で確認調査を実施している。

史跡指定地外の発掘調査では、周濠、周堤を輪郭づける掘り込みを検出した。

表 2-8 鉢塚古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番	号	調査年度	調査概要(実施主体)	検出遺構	出土遺物
指定地内	1	2015	範囲確認調査 (藤井寺市)	周濠	
指	2	1979	排水路改修に伴う発掘調査 (藤井寺市)	落ち込み(周堤内側斜面の可能性)	
定地外	3	1996	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤を輪郭づける掘り込み	円筒埴輪
	4	2001	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周濠	

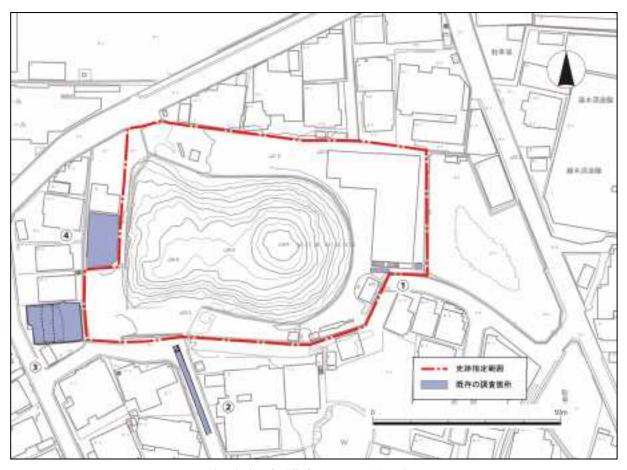


図 2-31 鉢塚古墳 史跡指定地周辺の主な調査区位置図

【9】鍋塚古墳

鍋塚古墳は、仲姫命陵古墳の後円部北東側に位置する方墳で、同古墳に付随する古墳と 考えられる。墳丘の一辺約63m、高さ約7mを測る。

これまで史跡指定地内で発掘調査は行われていないが、指定地外の発掘調査では、墳丘 斜面、周濠、周堤、葺石を検出し、円筒埴輪、形象埴輪が出土した。特に、⑤の調査では、 仲姫命陵古墳との間で、原位置を留めた2個体の埴輪が樹立されている状況を確認し、主 墳とそれに付随する古墳の間の利用状況について、新たな知見を加えることとなった。鍋 塚古墳は仲姫命陵古墳の周堤と接するように築造されており、両古墳は一体性をもって造 られたと考えられる。

퐡	号	調査年度	調査概要(実施主体)	検出遺構	出土遺物
	1	1991	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	墳丘斜面、葺石	円筒埴輪、形象埴輪
指	2	2014	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	墳丘	
定地	3	2015	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤内側斜面	土器片
外	4	2016	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	墳丘	円筒埴輪、形象埴輪
	5	2017	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤、周濠、樹立した埴輪、葺 石	円筒埴輪、形象埴輪

表 2-9 鍋塚古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

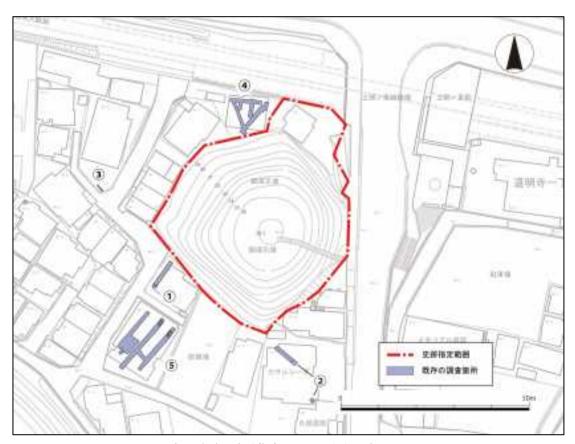


図 2-32 鍋塚古墳 史跡指定地周辺の主な調査区位置図

【10】野中古墳

野中古墳は、墓山古墳の後円部北側に位置する方墳で、同古墳に付随する古墳と考えられる。墳丘の一辺 37m、高さ5mを測る。

昭和 39 (1964) 年に、現在の史跡指定地内で、大阪大学が墳丘の調査を実施した。調査では、墳頂部で埋葬施設が見つかり、鉄製武器・武具、鉄製農工具、石製品が出土した。

史跡指定地外の発掘調査では、墳丘、周濠、周堤、葺石を検出し、同古墳の本来の墳形 が明らかとなっている。円筒埴輪、朝顔形埴輪、形象埴輪、滑石製模造品が出土している。

番	号	調査年度	調査概要(実施主体)	検出遺構	出土遺物
指定地内	1	1964	墳丘調査(大阪大学)	埋葬施設	円筒埴輪、形象埴輪、石製品、鉄 武具、鉄製武器、鉄製農工具他
	2	1986	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤	円筒埴輪
	3	1990	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤、葺石	円筒埴輪、朝顔形埴輪、形象埴 輪、滑石製模造品
指定	4	1990	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	墳丘、周堤、葺石	円筒埴輪
地 外	5	1993	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	墳丘、周濠、周堤、葺石	埴輪
	6	2012	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周濠、周堤、葺石	円筒埴輪、朝顔形埴輪
	7	2017	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	墳丘、周濠、周堤	円筒埴輪、朝顔形埴輪、形象埴輪

表 2-10 野中古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

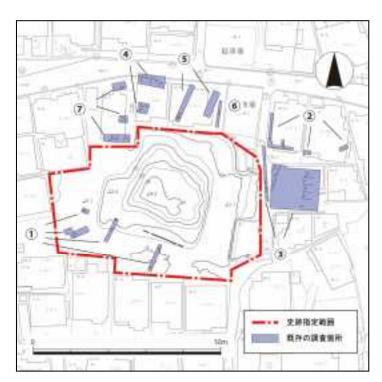


図 2-33 野中古墳 史跡指定地周辺の主な調査区位置図

【11】助太山古墳

助太山古墳は、仲姫命陵古墳の南側の三ツ塚古墳と総称される3基並んだ方墳の、最も 西側にある古墳である。墳丘の一辺36mを測る。墓山古墳の後円部北側に位置する方墳で ある。墳丘の一辺37m、高さ5mを測る。

これまで史跡指定地内で発掘調査は行われていないが、仮整備前には墳頂部に凝灰岩の巨石が露出しており、埋葬施設の一部と考えられる。

史跡指定地外においても、調査例が少ないが、北側の①では、調査成果から、この場所 が周堤にあたる可能性が考えられる。

番号		調査年度	調査概要(実施主体)	検出遺構	出土遺物
指定地内	1	2020	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)		

表 2-11 助太山古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

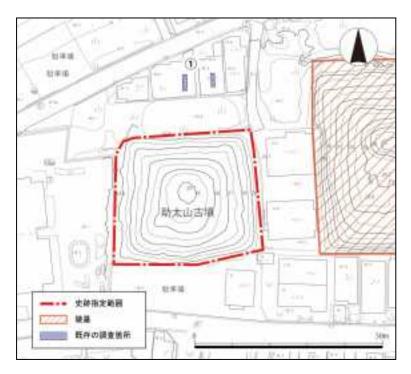


図 2-34 助太山古墳 史跡指定地周辺の主な調査区位置図

【12】赤面山古墳

赤面山古墳は、大鳥塚古墳と古室山古墳との間、西名阪自動車道の高架下に位置する方墳である。墳丘の一辺22m、高さ約2mを測る。

平成 27 (2015) 年度の確認調査では、墳丘、円筒埴輪列、葺石を検出した。円筒埴輪、 形象埴輪が出土している。

表 2-12 赤面山古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番号		調査年度	調査概要(実施主体)	検出遺構	出土遺物
指定地内	1	2015	範囲確認調査(藤井寺市)	円筒埴輪列、葺石	円筒埴輪、形象埴輪



図 2-35 赤面山古墳 史跡指定地周辺の主な調査区位置図

【13】青山古墳

青山古墳は、中位段丘上に位置する円墳である。径約 62mの墳丘に、幅 25m、長さ 12m の造出しが付き、造出しをあわせた墳丘長は 72mを測る。

これまで史跡指定地内で発掘調査は行われておらず、指定地外においても調査例は少ないが、①では周堤部分の発掘調査を実施している。調査場所は削平を受けていると思われ、遺物は出土しなかった。

表 2-13 青山古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番号		調査年度	調査概要(実施主体)	検出遺構	出土遺物
指定地内	1	2013	建物建設に伴う発掘調査(藤井寺市)	周堤	

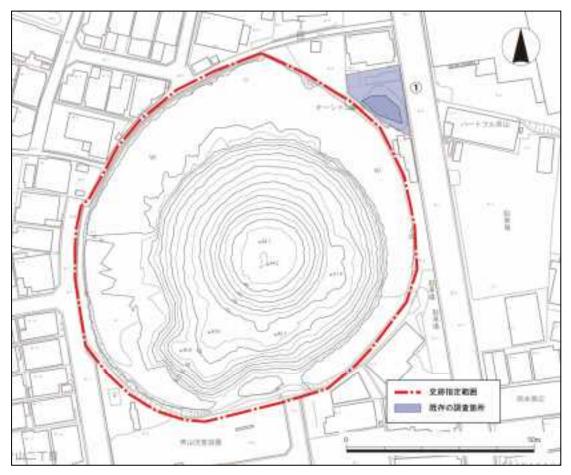


図 2-36 青山古墳 史跡指定地周辺の主な調査区位置図

【14】蕃所山古墳

蕃所山古墳は、中位段丘上、住宅地の中に位置する円墳である。現状では、墳丘は径 22 m、高さ3mを測る。

平成 10 (1998) 年度に墳丘の確認調査を行った。墳丘は削平を受けていると考えられる。

 番号
 調査年度
 調査概要(実施主体)
 検出遺構
 出土遺物

 指定地内内
 ① 1998
 墳丘確認調査(藤井寺市)
 墳丘
 ——

表 2-14 蕃所山古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

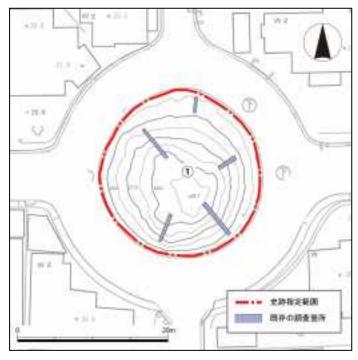


図 2-37 蕃所山古墳 史跡指定地周辺の主な調査区位置図

【15】稲荷塚古墳

稲荷塚古墳は、羽曳野丘陵の東側縁辺部に位置する帆立貝形墳である。墳丘長 50m、前 方部長 11m、後円部径 39mを測る。

これまで史跡指定地内で発掘調査は行われていないが、指定地外の発掘調査では、墳丘、 周濠を検出し、同古墳が帆立貝形墳であることが明らかとなった。主に周濠の埋土から、 円筒埴輪、形象埴輪、土師器、須恵器、小形仿製鏡片が出土した。

表 2-15 稲荷塚古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番号		調査年度	調査概要(実施主体)	検出遺構	出土遺物
指定地内	1	1995	宅地造成に伴う発掘調査(藤井寺市)	墳丘、周濠	円筒埴輪、形象埴輪、土師器、 須恵器、小形仿製鏡



図 2-38 稲荷塚古墳 史跡指定地周辺の主な調査区位置図

【16】東山古墳

東山古墳は、応神天皇陵古墳の西側に位置する方墳で、同古墳に付随する古墳と考えられる。墳丘の一辺 37m、高さ 5 mを測る。

平成 25・26 (2013・2014) 年度に史跡追加指定に際して実施した範囲確認調査では、墳丘、葺石、埴輪列、周濠を検出し、円筒埴輪、形象埴輪が出土した。

史跡指定地外の発掘調査では、②において周堤を検出し、埴輪が出土した。また、③では、北側に存したアリ山古墳との間の周濠と、東山古墳とアリ山古墳とをつなぐ陸橋を検出し、円筒埴輪、形象埴輪、土師器が出土した。

番号		調査年度	調査概要(実施主体)	検出遺構	出土遺物
指定地内	1	2013.2014	範囲確認調査(藤井寺市)	墳丘、周濠、埴輪列、葺石	円筒埴輪、形象埴輪
指定	2	2018	駐車場建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周濠内側斜面	埴輪
地 外	3	2018.2019	建物建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周濠、陸橋	円筒埴輪、形象埴輪、土師器

表 2-16 東山古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

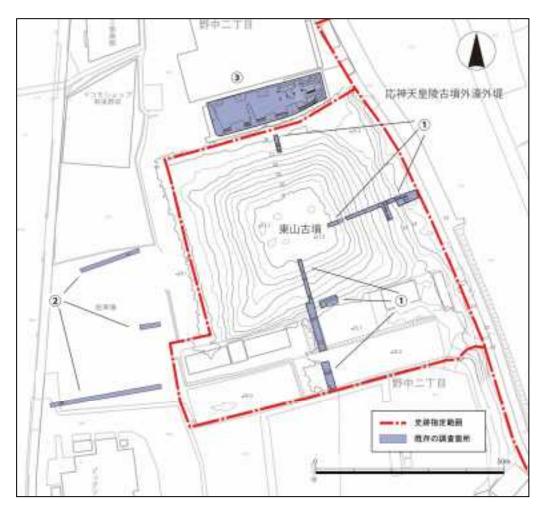


図 2-39 東山古墳 史跡指定地周辺の主な調査区位置図

【17】割塚古墳

割塚古墳は、仲哀天皇陵古墳の南東側、羽曳野丘陵の東側縁辺部に位置する方墳である。 墳丘の一辺 30mを測る。

平成 25 (2013) 年度に史跡追加指定に際して実施した範囲確認調査では、墳丘を検出したが、埋葬施設、葺石や埴輪列は未確認である。

表 2-17 割塚古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番号		調査年度	調査概要(実施主体)	検出遺構	出土遺物
指定地内	①	2013	墳丘確認調査(藤井寺市)	墳丘	

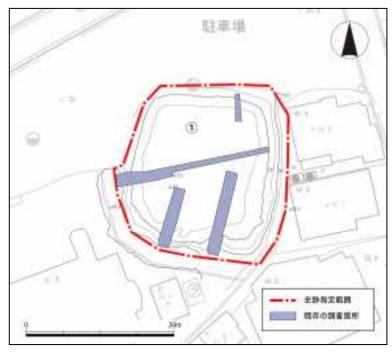


図 2-40 割塚古墳 史跡指定地周辺の主な調査区位置図

【19】浄元寺山古墳

浄元寺山古墳は、墓山古墳の西側に位置する方墳で、同古墳に付随する古墳と考えられ る。墳丘の一辺 67m、高さ 9.7mを測る。

令和3 (2021) 年度に史跡指定地内で行った範囲確認調査では、墳丘を検出した。 月

史跡	指定地	1外の発掘調査で	は、墳丘、	周濠、	周堤を検出し、	円筒埴輪、	形象埴輪が出土
した。	特に、	④の調査では、	墳丘斜面	と周堤内	対側斜面の葺石だ	ぶ二重に葺か	っれていることが
明らか	となり	、基底石も確認	できた。				

番号 調査年度 調査概要(実施主体) 検出遺構 出土遺物 定 1 2021 範囲確認調査 (藤井寺市) 墳丘 内 建物建設に伴う発掘調査 1980 周濠 円筒埴輪 (藤井寺市) 指 定 建物建設に伴う発掘調査 3 1981 周濠 円筒埴輪、形象埴輪 地 (大阪府) 外 住宅建設に伴う発掘調査 4 1986 墳丘、周濠、周堤 円筒埴輪、形象埴輪 (藤井寺市)

表 2-18 浄元寺山古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴



図 2-41 浄元寺山古墳 史跡指定地周辺の主な調査区位置図

【20】松川塚古墳

松川塚古墳は、国府台地の西側縁辺部に位置する方墳である。墳丘の一辺 25mを測る。 平成 24 (2012) 年度に史跡追加指定に際して実施した範囲確認調査では、墳丘を検出し、 円筒埴輪、形象埴輪が出土した。また、平成 27 (2015) 年度の範囲確認調査では、墳丘斜 面の葺石と、円筒埴輪列を検出し、円筒埴輪、形象埴輪が出土した。

表 2-19 松川塚古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番	믕	調査年度	調査概要(実施主体)	検出遺構	出土遺物
指定	1	2012	範囲確認調査(藤井寺市)	墳丘	円筒埴輪、形象埴輪
地内	2	2015	範囲確認調査(藤井寺市)	墳丘、円筒埴輪列、葺石	円筒埴輪、形象埴輪



図 2-42 松川塚古墳 史跡指定地周辺の主な調査区位置図

【21】唐櫃山古墳

唐櫃山古墳は、允恭天皇陵古墳の南側に位置する帆立貝形墳で、同古墳に付随する古墳と考えられる。墳丘長 59m、前方部長 17m、前方部幅 24m、後円部径 44mを測る。

昭和 30 (1955) 年の府道敷設に伴う確認調査では、竪穴式石槨に覆われた家形石棺を検 出し、副葬品として、ガラス玉、鉄製武具・武器、馬具などが出土した。円筒埴輪、形象 埴輪も出土している。

その後、主として府道敷設部分での発掘調査で、墳丘、周濠を検出している。

このような中で、残存している墳丘を中心とした部分の史跡追加指定をめざし、平成 24 (2012) 年度に、墳丘、周濠、周堤の範囲確認調査を実施した。その結果、残存している部分の墳丘、周濠、周堤は良好な状態であることが分かり、史跡追加指定されることとなった。

令和2~4 (2020~2022) 年度には、史跡指定地内で、史跡整備に伴う確認調査を実施し、主墳である允恭天皇陵古墳との間の周堤上の礫敷き遺構、墳丘上の埴輪列、造出しの確認といった、新たな知見を加えることとなった。これらは、同古墳の整備に資するデータとなった。

表 2-20 唐櫃山古墳 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番	号	調査年度	調査概要(実施主体)	検出遺構	出土遺物
指	1	2012	墳丘、周濠、周堤範囲確認 調査(藤井寺市)	墳丘、周濠、周堤、埴輪 列、葺石	円筒埴輪、形象埴輪
定地内	2	2020	墳丘、周濠、周堤範囲確認 調査(藤井寺市)	墳丘、周濠、周堤、礫敷き 遺構	円筒埴輪、形象埴輪
	3	2021,2022	墳丘、周濠範囲確認調査 (藤井寺市)	墳丘、周濠、造出し、埴輪 列	円筒埴輪、形象埴輪
	4	1955	府道敷設に伴う確認調査 (大阪府)	墳丘、竪穴式石槨	ガラス玉、鉄製武具、鉄製武 器、馬具、埴輪、石棺
指	5	1981	埋設管敷設に伴う確認調査 (大阪府)		
定地	6	2001	道路拡幅に伴う確認調査 (大阪府)	墳丘、周濠	埴輪
外	7	2007	交差点改良工事に伴う確認 調査(大阪府)	墳丘、周濠	
	8	2009	交差点改良工事に伴う確認 調査(大阪府)	墳丘、周濠	

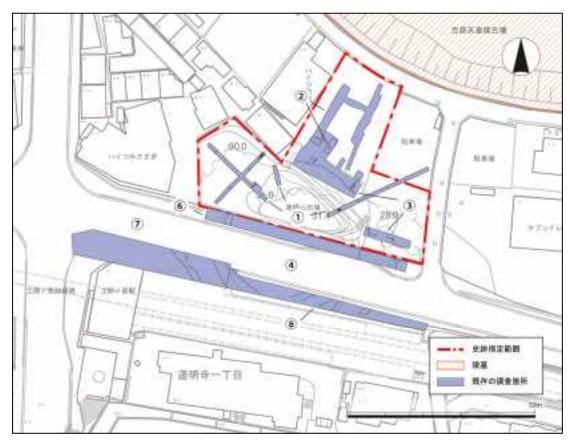


図 2-43 唐櫃山古墳 史跡指定地周辺の主な調査区位置図

【22】白鳥陵古墳周堤

白鳥陵古墳は、羽曳野丘陵の東側縁辺部に位置する前方後円墳である。墳丘長 200m、前方部幅 165m、高さ 23.3m、後円部径 106m、高さ 20.5mを測る。

これまでに周堤で実施した発掘調査では、周堤外側の区画溝を検出している。史跡追加 指定に際して実施した確認調査でも区画溝を確認した。これらの調査成果から、同古墳の 周堤の本来の形が明らかとなった。埴輪が出土している。

表 2-21 白鳥陵古墳周堤 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番号		調査年度	調査概要(実施主体)	検出遺構	出土遺物
指定地内	1	2018	駐車場造成に伴う確認調査 (羽曳野市)	周堤、区画溝	円筒埴輪、葺石
	2	1979	宅地造成に伴う発掘調査 (羽曳野市)	区画溝	
	3	1979	宅地造成に伴う発掘調査 (羽曳野市)	区画溝	
	4	1980	住宅建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)	区画溝	
	(5)	1993	住宅建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)	区画溝	円筒埴輪、形象埴輪
	6	1999	住宅建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)	区画溝	
	7	2001	住宅建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)		
指定	8	2004	宅地造成に伴う発掘調査 (羽曳野市)	区画溝、周堤盛土	円筒埴輪、須恵器
地外	9	2006	住宅建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)	周堤縁辺	
	10	2011	宅地造成に伴う発掘調査 (羽曳野市)	区画溝、周堤	円筒埴輪
	11)	2018	住宅建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)	周堤(上部削平)	
	12	2018	住宅建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)	周堤(上部削平)	
	13-1	2018	宅地造成に伴う確認調査 (羽曳野市)	区画溝	
	13-2	2019	宅地造成に伴う発掘調査 (羽曳野市)	園池状遺構、区画溝	円筒埴輪、須恵器、土師器、土堆、ミニ チュア製品
	14)	2020	住宅建設に伴う発掘調査 (羽曳野市)	区画溝、周堤(上部削平)	円筒埴輪、須恵器

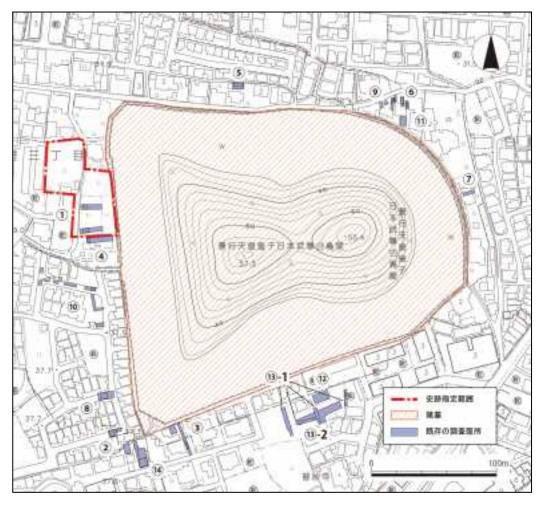


図 2-44 白鳥陵古墳周堤 史跡指定地周辺の主な調査区位置図

【23】仲姫命陵古墳周堤

仲姫命陵古墳は、国府台地に位置する前方後円墳である。墳丘長 290m、前方部幅 193m、 高さ 23.3m、後円部径 170m、高さ 26.2mを測る。

これまでに周堤で実施した発掘調査では、上面に立て並べられた埴輪列を検出している。また、周堤前方部南西側角部分の®では、周堤築造に際して多量の盛土の施工が確認された。④及び⑪では、周堤外側斜面と、そこに施された葺石を検出した。これらから、同古墳の周堤の本来の様子が明らかとなってきている。

表 2-22 仲姫命陵古墳周堤 史跡指定地周辺の主な発掘調査履歴

番	믕	調査年度	調査概要(実施主体)	検出遺構	出土遺物
	1	1981	宅地造成に伴う発掘調査 (大阪府)	周堤、埴輪列	埴輪
	2	1981	道路工事に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤、埴輪列	埴輪
	3	1985	住宅建設に伴う発掘調査 (大阪府)	周堤、埴輪列	埴輪
	4	1988	建物建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤、葺石	埴輪
	5	1991	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤、埴輪列	埴輪
指定	6	1991	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤、埴輪列	埴輪
地外	7	1993	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤、埴輪列	埴輪
	8	1993	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤、埴輪列	埴輪
	9	1997	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤、埴輪列	埴輪
	10	2003	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤、埴輪列	埴輪
	11)	2017	建物建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤、葺石	埴輪
	12)	2019	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周堤、埴輪列	埴輪

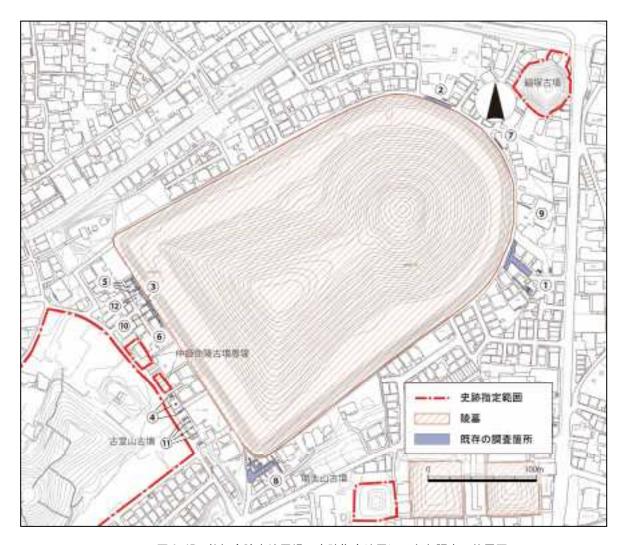


図 2-45 仲姫命陵古墳周堤 史跡指定地周辺の主な調査区位置図

【18】野中宮山古墳(未指定)

野中宮山古墳は、羽曳野丘陵から東に延びる低い台地上に位置する前方後円墳である。 墳丘長 154m、前方部幅 90m、後円部径 100m、高さ 14.1mを測る。

昭和59・60 (1984・1985) 年度の④⑤の発掘調査及び平成16 (2004) 年度の⑪の発掘調査によって、墳丘の葺石と円筒埴輪列を検出した。また、④の調査において、墳丘南側のくびれ部で造出しを検出し、円筒埴輪とともに、列状に配された壺形埴輪や、多様な形象埴輪が出土した。

周堤部分では、③⑨⑫⑮の発掘調査で、周堤を輪郭づけるための掘り込みを検出している。これらから、同古墳の墳丘や周濠、周堤の本来の形が明らかとなっている。

表 2-23 野中宮山古墳 周辺の主な発掘調査履歴

番号		調査年度	調査概要(実施主体)	検出遺構	出土遺物	
	1	1979	建物建設に伴う発掘調査 (大阪府)		瓦、陶磁器	
	2	(滕开寺巾)			円筒埴輪、形象埴輪	
	3	1982	住宅建設に伴う発掘調査 (大阪府)	ピット、溝	土師器、須恵器、瓦器、青磁碗	
	4	1984	公園設置に伴う発掘調査 (藤井寺市)	後円部の葺石、基底石、造出 し、後円部堤部	円筒埴輪、形象埴輪	
	5	1985	公園建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	前方部葺石、基底石、堤部	円筒埴輪、形象埴輪	
	6	1987	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周濠肩部	円筒埴輪、形象埴輪	
	7	1988	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	堤北西コーナー	円筒埴輪、形象埴輪	
指定	8	1994	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	落ち込み	円筒埴輪	
地外	9	1995	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	外堤を輪郭づける掘り込み	鰭付円筒埴輪、円筒埴輪、土師 器、須恵器	
	10	2000	建物建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	墳丘、葺石	円筒埴輪、形象埴輪	
	11)	2004	範囲確認調査 (藤井寺市)	埴輪列、葺石	円筒埴輪、形象埴輪	
	12	2010	宅地造成に伴う発掘調査 (藤井寺市)	堤、溝	埴輪	
	13	2011	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周濠		
	14)	2011	住宅建設に伴う発掘調査 (藤井寺市)	周濠		
	15)	2015	宅地造成に伴う発掘調査 (藤井寺市)	堤を輪郭づける掘り込み		
	16	2017	宅地造成に伴う発掘調査 (藤井寺市)	外堤内側斜面	円筒埴輪、土師器、瓦器	

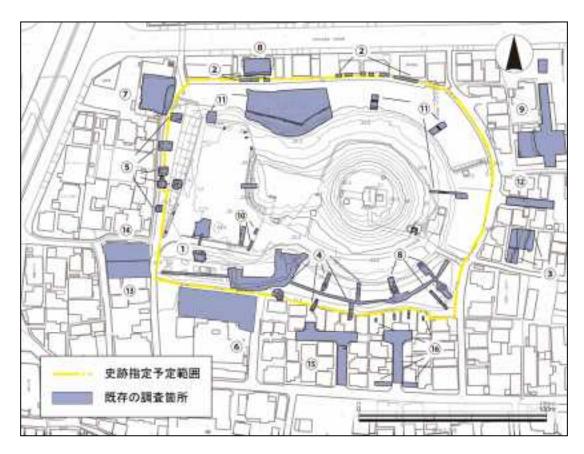


図 2-46 野中宮山古墳 周辺の主な調査区位置図

≪関連報告書等≫

応神天皇陵古墳外濠外堤

『節・香・仙 第31号』 1980年 大阪府教育委員会

『応神陵古墳外堤発掘調査概要』 1981 年 大阪府教育委員会

羽曳野市教育委員会 『古市遺跡群Ⅱ』 1981 年

大阪府教育委員会 『大水川改修に伴う発掘調査概要V』 1989 年

大阪府教育委員会 『大水川改修に伴う発掘調査概要VI』 1990年

『大水川改修に伴う発掘調査概要VII』 1991 年 大阪府教育委員会

大阪府教育委員会 『大水川改修に伴う発掘調査概要IX』 1992 年

羽曳野市教育委員会 『羽曳野市内遺跡調査報告書-平成3年度-』 1992 年

羽曳野市教育委員会 「誉田御廟山古墳」『古市遺跡群 X Ⅲ』 1992 年

「誉田御廟山古墳」『古市遺跡群XIV』 羽曳野市教育委員会 1993 年 羽曳野市 「誉田御廟山古墳」 『羽曳野市史 第3巻 資料編1』 1994年

羽曳野市教育委員会 「誉田御廟山古墳」『古市遺跡群XVI』 1994年

「誉田御廟山古墳」『石川流域遺跡群発掘調査報告XIV』 1999 年 藤井寺市教育委員会

羽曳野市教育委員会 「營田御廟山古墳」『羽曳野市内遺跡調査報告書-平成6年度-』 2002年

「營田御廟山古墳」『古市遺跡群 X X V 』 2004 年 羽曳野市教育委員会

羽曳野市教育委員会 「營田御廟山古墳」『古市遺跡群 X X Ⅷ』 2007 年

「營田御廟山古墳」『古市遺跡群XXIX』 2008 年 羽曳野市教育委員会

羽曳野市教育委員会 「營田御廟山古墳」『羽曳野市内遺跡調査報告書-平成27年度-』 2018年

「營田御廟山古墳」『古市遺跡群 X L』 2019年 羽曳野市教育委員会

墓山古墳

『はさみ山遺跡発掘調査概要』 1981年 大阪府教育委員会

羽曳野市教育委員会 「向墓山古墳」『羽曳野市内遺跡発掘調査報告書-平成元年度-』 1990 年

藤井寺市教育委員会 「墓山古墳と周辺の古墳」『新版 古市古墳群』 1993年

「墓山古墳」『羽曳野市史』 第三巻 史料編1 1994年 羽曳野市教育委員会

「墓山古墳外堤内斜面の調査」『西墓山古墳』 藤井寺市教育委員会 1997 年 藤井寺市教育委員会

古市古墳群世界文化遺産登録推進連絡会議 「墓山古墳」『古市古墳群を歩く』 2010 年

城山古墳

大阪府教育委員会編 『藤井寺市津堂所在城山古墳中堤外濠発掘調査概要』(現地説明会資料) 1980年

『林遺跡発掘調査概要・IV』 1982 年 大阪府教育委員会

へ阪府教育委員会 『昭和60年度はさみ山遺跡発掘調査概要』 1986年 大阪府教育委員会 『大水川改修にともなう発掘調査概要・V』 1988年

藤井寺市教育委員会 『石川流域遺跡群発掘調査報告V』 1990年

```
藤井寺市教育委員会 『石川流域遺跡群発掘調査報告VI』 1991 年
 藤井寺市教育委員会 『石川流域遺跡群発掘調査報告 X Ⅷ』 2003 年
 藤井寺市教育委員会
            『石川流域遺跡群発掘調査報告XXVI』 2011年
 藤井寺市教育委員会
            『津堂城山古墳』 2013 年
 藤井寺市教育委員会 『石川流域遺跡群発掘調査報告XXXVI』 2021年
 藤井寺市教育委員会 『藤井寺市発掘調査概報 第45号』 2022年
古室山古墳
 大阪府教育委員会 『昭和 60 年度国府遺跡発掘調査概要-国府台地北半上遺跡群の調査-』 1986 年
 藤井寺市教育委員会 『石川流域遺跡群発掘調査報告Ⅲ』 1988 年
 藤井寺市教育委員会 『古室山・大鳥塚古墳 附章 狼塚古墳』
大鳥塚古墳
 藤井寺市教育委員会 『石川流域遺跡群発掘調査報告Ⅱ』 1987 年
 藤井寺市教育委員会 『古室山・大鳥塚古墳 附章 狼塚古墳』 2017年
はざみ山古墳
 大阪府教育委員会
           『挾山遺跡発掘調査概要Ⅱ』 1975年
           『はさみ山遺跡発掘調査概要』 1980年
 大阪府教育委員会
 大阪府教育委員会
           『はさみ山遺跡発掘調査概要IX』 1982 年
 大阪府教育委員会
           『はさみ山遺跡発掘調査概要』大阪府文化財調査概要 1984 年度 1985 年
 藤井寺市教育委員会 『石川流域遺跡群発掘調査報告IV』 1989 年
                               1990年
 藤井寺市教育委員会
             『石川流域遺跡群発掘調査報告V』
            『石川流域遺跡群発掘調査報告X』 1995 年
 藤井寺市教育委員会
            『石川流域遺跡群発掘調査報告 X Ⅲ』 1998 年
 藤井寺市教育委員会
            『はざみ山古墳』 2018年
 藤井寺市教育委員会
 藤井寺市教育委員会
            『石川流域遺跡群発掘調査報告XXXVI』 2021年
 藤井寺市教育委員会 『石川流域遺跡群発掘調査報告 37』 2022 年
峯ヶ塚古墳
 羽曳野市教育委員会 『史跡峯ヶ塚古墳範囲確認調査報告書』 1988 年
            『史跡峯ヶ塚古墳予備調査報告』 1990 年
 羽曳野市教育委員会
 羽曳野市教育委員会 『史跡峯ヶ塚古墳平成2年度発掘調査概報』
                                    1991 年
 羽曳野市教育委員会 『史跡峯ヶ塚古墳後円部墳丘調査概報』 1992 年
 羽曳野市教育委員会
            『河内古市古墳群 峯ヶ塚古墳 概報』 1993年
 羽曳野市 「峯ヶ塚古墳」『羽曳野市史 第3巻 資料編1』
                                 1994年
 羽曳野市教育委員会 『史跡古市古墳群峯ヶ塚古墳後円部発掘調査報告書』 2002 年
 羽曳野市教育委員会
            「峯ヶ塚古墳」『羽曳野市内遺跡調査報告書-平成5年度-』 2003年
 羽曳野市教育委員会
            「峯ヶ塚古墳」『羽曳野市内遺跡調査報告書-平成13年度-』 2004年
 羽曳野市教育委員会
            「峯ヶ塚古墳」『古市遺跡群 X X IX』 2008 年
             「峯ヶ塚古墳」『古市遺跡群 X X X I 』 2010年
 羽曳野市教育委員会
             「峯ヶ塚古墳」『古市遺跡群 X X X Ⅲ』 2012 年
 羽曳野市教育委員会
             「峯ヶ塚古墳」『古市遺跡群XXXⅥ』
 羽曳野市教育委員会
 羽曳野市教育委員会
             「峯ヶ塚古墳」『古市遺跡群XXXVII』 2016年
 羽曳野市教育委員会
             「峯ヶ塚古墳」『古市遺跡群XLI』 2020年
 羽曳野市教育委員会
             「峯ヶ塚古墳」『古市遺跡群XLⅡ』 2021年
            「峯ヶ塚古墳」『古市遺跡群 X L Ⅲ』 2022 年
 羽曳野市教育委員会
鉢塚古墳
            『藤井寺市文化財保護事業年報 昭和54・55・56年度』 1987年
 藤井寺市教育委員会
 藤井寺市教育委員会
            『石川流域遺跡群発掘調査報告XII』 1997 年
 藤井寺市教育委員会 『石川流域遺跡群発掘調査報告 X X X I 』 2016 年
鍋塚古墳
 藤井寺市教育委員会
            『石川流域遺跡群発掘調査報告 X X Ⅷ』 2012 年
 藤井寺市教育委員会
            『石川流域遺跡群発掘調査報告XXXⅠ』
                                   2016年
 藤井寺市教育委員会
            『石川流域遺跡群発掘調査報告ⅩⅩⅩⅡ』
                                   2017年
                                   2018年
 藤井寺市教育委員会
            『石川流域遺跡群発掘調査報告ⅩⅩⅩⅢ』
 藤井寺市教育委員会 『石川流域遺跡群発掘調査報告XXXIV』
                                   2019 年
野中古墳
 大阪大学文学部国史研究室 『河内野中古墳の研究』 1976 年
 藤井寺市教育委員会 『石川流域遺跡群発掘調査報告Ⅱ』 1987年
 藤井寺市教育委員会
             『石川流域遺跡群発掘調査報告VI』
                               1991年
 藤井寺市教育委員会
            『西墓山古墳』 1997 年
 藤井寺市教育委員会
            『石川流域遺跡群発掘調査報告XXIX』 2014年
 藤井寺市教育委員会
            『石川流域遺跡群発掘調査報告ХХХⅢ』 2018年
赤面山古墳
```

亦田川古墳

藤井寺市教育委員会 『石川流域遺跡群発掘調査報告 X X X Ⅱ』 2017 年

青山古墳

藤井寺市教育委員会 『藤井寺市発掘調査概報 第16号』 2015年

稲荷塚古墳

藤井寺市教育委員会 『石川流域遺跡群発掘調査報告Ⅲ』 1997 年

東山古墳

藤井寺市教育委員会 『石川流域遺跡群発掘調査報告 X X X 』 2015 年藤井寺市教育委員会 『石川流域遺跡群発掘調査報告 X X X II 』 2017 年藤井寺市教育委員会 『石川流域遺跡群発掘調査報告 X X X V Ⅰ 2020 年藤井寺市教育委員会 『藤井寺市発掘調査概報 第44 号』 2020 年藤井寺市教育委員会 『石川流域遺跡群発掘調査報告 X X X V I 』 2021 年

割塚古墳

藤井寺市教育委員会 『石川流域遺跡群発掘調査報告 X X IX』 2014 年

浄元寺山古墳

大阪府教育委員会 『はさみ山遺跡発掘調査概要・IX』 1982 年

藤井寺市教育委員会 『藤井寺市文化財保護事業年報 昭和54・55・56年度』 1987年

藤井寺市教育委員会 『西墓山古墳』 1997年

松川塚古墳

藤井寺市教育委員会 『石川流域遺跡群発掘調査報告XXIX』 2014 年藤井寺市教育委員会 『石川流域遺跡群発掘調査報告XXXI』 2016 年

唐櫃山古墳

大阪府 「唐櫃山古墳」『大阪府の文化財』 1962 年

大阪大学文学部国史研究室 『河内野中古墳の研究』 1976年

大阪府教育委員会 『唐櫃山古墳発掘調査概要-国府遺跡 81-6・9 区の調査-』 1982 年

大阪府教育委員会 『唐櫃山古墳』大阪府埋蔵文化財調査報告 2000-9 2001 年

北野耕平 「唐櫃山古墳とその墓制をめぐる諸問題」『藤澤一夫先生卒寿記念論文集』 2002 年

大阪府教育委員会 『林遺跡・国府遺跡・土師の里遺跡』大阪府埋蔵文化財調査報告 2008-4 2009 年

大阪府教育委員会 『唐櫃山古墳』大阪府埋蔵文化財調査報告 2010-2 2011 年

藤井寺市教育委員会 『石川流域遺跡群発掘調査報告XXVII』 2013 年

白鳥陵古墳周堤

羽曳野市教育委員会 「前の山古墳」『古市遺跡群 I 』 1979 年

羽曳野市教育委員会 「前の山古墳」『古市遺跡群Ⅱ』 1980 年

宮内庁書陵部 「白鳥陵整備工事区域の調査」『書陵部紀要第33号』 1982年

羽曳野市 「前の山古墳」『羽曳野市史 第3巻 資料編1』 1994年

羽曳野市教育委員会 「前の山古墳」『古市遺跡群発掘調査報告書XXI』 2000年

宮内庁書陵部 「白鳥陵墳塋裾護岸その他工事区域の調査」 『書陵部紀要第54号』 2003年

羽曳野市教育委員会 「前の山古墳」『古市遺跡群 X V 』 1993 年

羽曳野市教育委員会 「前の山古墳」『古市遺跡群発掘調査報告書XXⅧ』 2007 年

羽曳野市教育委員会 「前の山古墳」『羽曳野市内遺跡調査報告書-平成16年度-』 2007年

羽曳野市教育委員会 「前の山古墳」『古市遺跡群XXXⅢ』 2012年

羽曳野市教育委員会 「前の山古墳」『古市遺跡群 X L』 2019 年

羽曳野市教育委員会 「前の山古墳」『古市遺跡群XLI』 2020年

羽曳野市教育委員会 「前の山古墳」『古市遺跡群 X L Ⅱ』 2021年

羽曳野市教育委員会 「前の山古墳」『羽曳野市内遺跡調査報告書ー令和元年度ー』 2022年

仲姫命陵古墳周堤

大阪府教育委員会 『昭和 60 年度 国府遺跡発掘調査概要-国府台地北半上遺跡群の調査-』 1986 年

藤井寺市教育委員会 『石川流域遺跡群発掘調査報告IV』 1989 年

藤井寺市教育委員会 『石川流域遺跡群発掘調査報告V』 1990年

藤井寺市教育委員会 『石川流域遺跡群発掘調査報告Ⅷ』 1993 年

藤井寺市教育委員会 『石川流域遺跡群発掘調査報告IX』 1994年 藤井寺市教育委員会 『石川流域遺跡群発掘調査報告XXVII』 2012年

藤井寺市教育委員会 『石川流域遺跡群発掘調査報告XXXⅢ』 2012 年

藤井寺市教育委員会 『石川流域遺跡群発掘調査報告XXXVI』 2021 年

野中宮山古墳

大阪府教育委員会 『昭和57年度はさみ山遺跡発掘調査概要』 1983年

藤井寺市教育委員会 「野中宮山(足塚)古墳」『古市古墳群-藤井寺の遺跡ガイドブック No. 1』 1986 年

藤井寺市教育委員会 『藤井寺市文化財保護事業年報 昭和 54・55・56 年度』 1987 年

藤井寺市教育委員会 『石川流域遺跡群発掘調査報告Ⅲ』 1997 年

藤井寺市教育委員会 『石川流域遺跡群発掘調査報告XXV』 2010年

藤井寺市教育委員会 『石川流域遺跡群発掘調査報告XXVI』 2011年

藤井寺市教育委員会 『藤井寺市発掘調査概報 第35号』 2017年

藤井寺市教育委員会 『藤井寺市発掘調査概報 第40号』 2018年

エ. 古市古墳群を取り巻く環境

①自然的環境

地形・地質

古市古墳群は、大和川と石川の合流地点の南西に広がる。各古墳は、北方向に緩やかに下降しながらのびる羽曳野丘陵上に位置している。羽曳野丘陵の地下には基盤となる花崗岩類が広く分布し、上部には被覆層である大阪層群、段丘層、沖積層が堆積している。

大阪層群は、淡水成の粘土層、砂層、砂礫層や海成の粘土層が互層をなす、数百mにも及ぶ未固結の堆積層で構成される。

大阪層群の上に堆積する段丘層は、石川水系が運んだ数mの厚さの砂礫層であり、石川と羽曳野丘陵に挟まれた地域には、段丘地形が発達している。段丘面は低地との比高により低位段丘面と中位段丘面の大きく二つに分類されており、これらの段丘地形を利用して古市古墳群が築造されている。大型前方後円墳は標高 10m~60mに立地している。

古市古墳群が立地する中位段丘層・低位段丘層は砂礫層のため、非常に強固で安定しており、 台地状の平坦な地形では水はけがよく、洪水の危険性もない場所である。

なお、応神天皇陵古墳を通過して南北方向に延びる崖地形は誉田断層面であり、約4km の長さで認められる。誉田断層は、応神天皇陵古墳に変位を与えていることから、5世紀以降の地震に伴う断層運動によって生じたものと考えられる。また、羽曳野丘陵の東側縁部には羽曳野撓曲が南北方向に走行しており、丘陵の東斜面は西斜面と比較して急傾斜となっている。

植生

本地域は、古くから人が居住し、森林を拓いて農地化したり、樹木を伐採し燃料としたため、 もともとの森林は残っていない。平地は古くから開発され、ほとんどが宅地化されており、現在 の森林は、いくつかの社寺境内や古墳の樹木として点在する状況である。

陵墓等においても明治時代に立ち入りが禁止されるまでは、地域の貴重な山林資源として薪炭利用されていた歴史を持つ。その後立ち入りが禁止されたため、樹木の伐採も保全管理上必要とする以外にはなされておらず、常緑樹を主とした状態が確認される。

史跡指定地の植生は、その土地利用の相違から差異が認められる。大鳥塚古墳やはざみ山古墳のクヌギなどは、樹木の薪炭利用のために戦前に植栽されたものが、その利用価値が失われ放置されたものと考えられる。また城山古墳や古室山古墳においては、墳丘部が複数の所有者によって利用されていたため、多様な樹木が混在する状況が認められた。峯ヶ塚古墳も戦中・戦後は薪炭や燃料利用のためマツやクヌギが伐採されたが、現在マツは枯渇しクヌギが放置されている。また、くびれ部北側の墳丘斜面では土砂の崩落防止のためクマザサなどを補植している。

近年、桜などの樹木に、クビアカツヤカミキリによる食害が発生している。古市古墳群においても、桜を中心とした被害が認められている。放置すると枯死してしまうことから、被害の拡散を防ぐための防虫ネットの設置や、樹木への防虫のための薬剤注入といった対策を講じているところである。しかしながら、被害は広範囲に及んでいると考えられ、継続的な防虫対策の実施が必要となっている。また、防虫対策を講じた樹木についても、被害が再発生する可能性も考えられることから、継続的な経過観察が必要である。

なお、古墳群の陵墓等では「ナラ枯れ」などの被害が確認されている。これは菌による感染であることから、史跡地へも広がることが懸念され、定期的な点検を実施する必要がある。

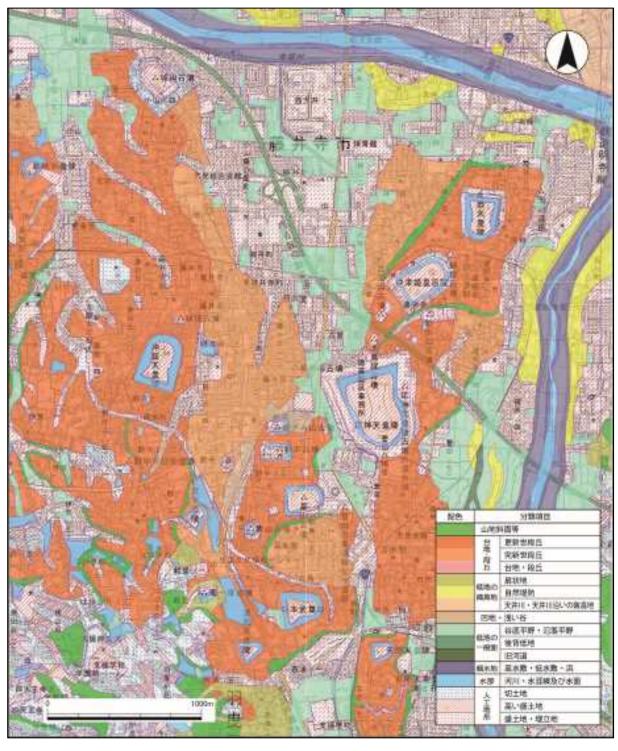


図 2-47 古市古墳群周辺地形分類図

(土地条件図(大阪東南部) 昭和56(1981)年調査 昭和58(1983)年3月発行 国土地理院)

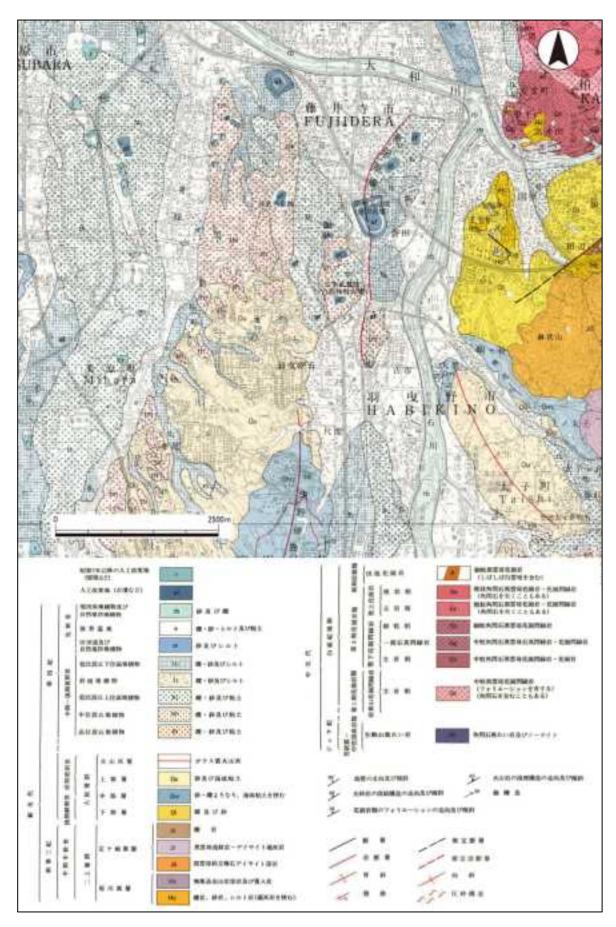


図 2-48 古市古墳群周辺地質図 (5万分の1地質図幅「大阪東南部」(1998年発行、産総研地質調査総合センター)

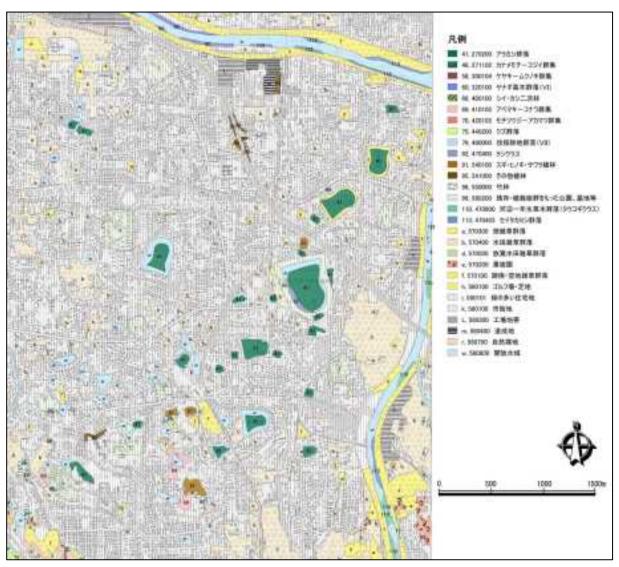


図 2-49 古市古墳群周辺植生図(平成 17(2005)年調査 環境省自然環境局 生物多様性センター)

水系、水質

古墳の立地する本地域は、段丘地形が発達している。このため、東側を北流する石川から直接 灌漑用水として水を引き込むためには長大な用水路が必要であり、藤井寺市南部の標高 27m以上 の地点においては、現在も石川から引水していない。

藤井寺市南部においては、ため池灌漑が卓越しており、国指定史跡の内、南側から峯ヶ塚古墳、青山古墳、墓山古墳、はざみ山古墳及び未指定古墳の野中宮山古墳等の周濠は、以前は灌漑用水として利用された。ため池は相互に水路によって連結し、用水として利用されていたが、これらの利用が農地の減少によって縮小し、ため池間の水の流入が無くなり、雨水に限られた貯水状況を示している。このため水の蒸散作用により、水質が悪化している。

また、墓山古墳においては、生活排水等が流入することによって濠水の水質悪化を引き起こしていたが、近年、下水道施設の敷設・普及によって水質が改善しつつある。そして、墓山古墳後円部の水際では、自生の花菖蒲が拡充しつつあったり、清水を好むとされるカワセミの飛来が確認されたりするなど、徐々にではあるが浄化の兆しが認められる。

動物等

墓山古墳や峯ヶ塚古墳などの周濠では、冬期にはカモなどの飛来が認められ、野鳥の生息環境 となっている。墓山古墳ではタヌキの生息も確認されている。

古墳に生息するこれらの動物は、地域内外の人々に広く親しまれ、観察や撮影の対象となっている。一方、特に近年、羽の飛散や糞害をはじめとするカラスやハト、カワウなどによる鳥害が社会問題化してきている。

また、アライグマ、ミシシッピアカミミガメ、ブルーギル、ブラックバス等の外来生物の生息が史跡指定地内の墳丘や周濠に確認されており、史跡に対する直接的な影響はないが、環境や生態系への影響がある。

②歴史的環境

旧石器時代

古市古墳群の周辺に人々の生活痕跡が認められるようになるのは、後期旧石器時代にあたる、およそ2万8千年前頃からである。羽曳野丘陵の縁辺や国府台地上では当時の石器が発見されている。石器は約4km離れた二上山周辺で原石を採取し、当地に持ち帰り、石器に加工していたことが明らかとなっている。特に、国府遺跡の発掘調査で出土した一群の石器からナイフ形石器の製作工程が復元され、瀬戸内技法と命名された。そして、同技法により製作された石器は、国府型ナイフ形石器と名付けられた。

また、はざみ山遺跡では、およそ2万年前の住居跡が発掘 調査で確認されている。

【国府遺跡・翠鳥園遺跡・はざみ山遺跡】



翠鳥園遺跡の旧石器出土状況

縄紋時代

日本列島における最古の土器である縄紋土器の出現は、1万3千年前から1万6千年前であると考えられている。古市古墳群の周辺でも、縄紋土器や石鏃が出土している。また、竪穴建物も確認されており、人々が生活を営んでいたことが分かる。

国府遺跡では、これまでの発掘調査で、同時代の多数の人 骨が埋葬された状態で出土した。この内の数体に、玦状耳飾 りの装着が認められた。また、抜歯を施していたことが明ら かとなっており、当時の社会状況を考察する重要な資料とな っている。

【国府遺跡・伊賀遺跡】



国府遺跡の縄紋時代人骨出土状況

弥生時代

今から2千8百年ほど前、中国南部や朝鮮半島から稲作が伝わり、本格的な農耕が始まった。

一帯では、前段階に引き続き石器の加工や流通に関与した人々の生活 領域が認められる。特に、国府遺跡では縄紋時代に引き続き、埋葬人 骨が確認されるとともに、複数の建物跡が見つかり、河内の拠点的集 落の一つであった。また、古市古墳群の周辺では、他にも複数の建物 跡が確認されている。

一方で、古市古墳群よりやや南に離れるが、羽曳野市西浦地区では、農耕祭祀の象徴的な器物とされる袈裟襷文銅鐸が発見され、一般的な集落とは異なった様相を示している。

【城山遺跡・国府遺跡】



国府遺跡出土土器 (弥生時代中期)

古墳時代

古市古墳群の各古墳が築かれ始める前、石川流域では前期古墳が継続的に築かれている。右岸では、玉手山古墳群をはじめ、駒ヶ谷や壺井地区でも粘土槨を埋葬施設とする古墳が築かれる。左岸では、前方後方墳の庭鳥塚古墳が築かれている。同古墳からは、三角縁神獣鏡が見つかった。【石川流域前期古墳群】

その後、4世紀後半に、墳丘の周囲に濠を巡らせた巨大な前方後円墳をはじめとした古墳が当地に築かれるようになり、古市古墳群の造営が始まった。

古市古墳群での古墳の築造は、6世紀中頃まで継続する。 同古墳群は、墳丘長 400mを超える応神天皇陵古墳のような 巨大な前方後円墳から、一辺 10mに満たない小型方墳ま で、墳形と規模が多様な古墳で構成されている点が、特徴の 一つとなっている。

古市古墳群の大型前方後円墳の埋葬施設は、長持形石棺を 竪穴式石槨で覆う構造が基本であると考えられ、石棺の材質



庭鳥塚古墳

として、兵庫県高砂市竜山付近で産する石を使用している。前期古墳に見られた長大な割竹形木棺を竪穴式石槨で覆う構造のものは見られなくなる。中・小型の前方後円墳、円墳や方墳の埋葬施設は、古市古墳群造営の初期の段階では割竹形木棺を粘土槨で覆う構造のものが基本で、中頃から後半には箱形木棺の直葬も行われ、横穴式石室も採用された。

副葬品では武器や武具が目立ち、鉄製品の数が非常に多くなる一方で、鏡や腕輪形石製品などの前期古墳に多く見られる副葬品は数が減少するか、副葬されなくなる。

また、誉田丸山古墳や長持山古墳から出土した鍍金を施した馬具に代表されるように、金や銀を用いた製品が副葬されるようになる。そして、古市古墳群の中でも後半に造られた峯ヶ塚古墳から出土した副葬品では、金銅製品に加えて、銀製品が目立つようになる。

古市古墳群は、以上の特徴から巨大な前方後円墳に象徴される大王を頂点として、その近親者及び大王に仕えた人々の墓を中心に構成されていると考えられる。墳形や規模、埋葬施設の構造の多様性は、被葬者の系譜や地位が古墳に反映された結果であると考えられる。また、副葬品に青銅鏡や石製腕飾りが減少し、鉄製の武器・武具や金銀製品が増加する傾向は、大王が宗教的司祭者の立場から軍事力を背景とした支配者へ性格が変わっていったことを示している。

4世紀後半以降の王墓築造は、古市古墳群と約 10km 西方の堺市に所在する百舌鳥古墳群とで行

われた。奈良盆地からの両古墳群への王墓築造場所の移動には、河内勢力の発展に伴う大和勢力 からの政権交替であるとの説や、大和勢力の拡大に伴う河内への王墓の墓域の拡大などの諸説が ある。関連遺跡の変遷も含めた政権の動向の解明が求められる。

古市古墳群と百舌鳥古墳群における巨大古墳の築造は5世紀を中心とする時期で、中国の史書『宋書』倭国伝に記述のある、倭の五王の時代に該当する。このことから、両古墳群に倭の五王の墓が含まれている可能性が考えられる。王墓として巨大古墳を築造したことは、当時の政権の勢力がおよぶ範囲での政治的安定策であるとともに、東アジアの国際社会における対外政策としても位置付けられる。

その後の古墳時代後期には、古市古墳群では大型前方後円墳は築かれなくなり、墳丘規模が 100 m余りの前方後円墳となり、仁賢天皇陵古墳や安閑天皇陵古墳が築かれる。その一方で、羽曳野市域の東方、寺山から鉢伏山の周辺の丘陵上には小型の円墳が多数築かれる。当初は横穴式石室を埋葬施設とする群集墳が築かれるが、その後、横口式石槨を埋葬施設とする終末期古墳が築かれるようになる。

【飛鳥千塚古墳群】

飛鳥・奈良時代

6世紀終わりから7世紀初め頃に、古市大溝が開削された。これと前後して、それまで古市古墳群の各古墳が築かれた丘陵上に掘立柱建物が多く建てられ、古代集落が展開するようになる。8世紀には、国府遺跡周辺に河内国府が設置されたと考えられる。

また、大陸から伝来した仏教思想により、大和を中心に広大な 伽藍配置を有する古代寺院が築かれるようになる。前代に古市古 墳群が築かれた丘陵上にも、有力な氏族により多くの寺院が創建 された。土師寺は、古墳造営や管理、葬送儀礼などの中心となっ た土師氏の後裔氏族により建立された。また、古市の中心部では 西文氏によって南河内でも早い段階で西琳寺が建立された。



衣縫廃寺塔心礎

古墳時代に存在した難波津と飛鳥の都を結ぶ丹比道は、律令体制の中でのプロジェクト、「大道」として整備され、古市古墳群を横断している。

【古市大溝・西琳寺・野中寺・葛井寺・土師寺・拝志廃寺・衣縫廃寺】

平安時代

この時期には律令に基づく公地公民制が解体し、各地に荘園が成立 する。前代に続き掘立柱建物が建てられ、集落が展開する。

中期の永承6 (1051) 年2月、後冷泉天皇の命によって、それまで 応神天皇陵古墳の後円部墳頂にあった小社が、現在の場所に移され東 面する社殿が建立された。

一方、後半には羽曳野市壺井・通法寺地区は「河内源氏」の拠点となり、氏神である応神天皇(八幡神)への信仰を深めていく。源氏が武士の棟梁であったことから、その後、誉田八幡宮は歴代幕府の庇護を受けることとなる。

【はざみ山遺跡・川ノ上遺跡・郡戸遺跡】



誉田八幡宮

鎌倉・室町時代

源氏の棟梁、源頼朝は、平氏との争いに勝利し、鎌倉幕府を開く。やがて、鎌倉幕府は、後醍醐天皇を中心とした勢力に攻められ、元弘3/正慶2(1333)年に滅亡する。その後、後醍醐天皇と対立した足利尊氏が室町幕府を開く。後醍醐天皇は吉野に逃れ、もとの京都の朝廷と並立することになる(南北朝時代)。南北朝時代は、当該地域周辺でもたびたび戦乱が起こったことが、古文書などに記録されている。

1392 年、南北朝時代が終わると、畠山氏が室町幕府から河内国の守護に任命された。やがて畠山氏は家督相続争いなどの内紛のため、二つに分かれて争うようになり、その争いに幕府の有力者が関わり、応仁の乱の一因となった。応仁の乱では、河内国でも戦いが行われた。乱が終わった後も畠山氏の内紛は収まらず、文明 11 (1479) 年頃には畠山義就が高屋城を築く。これは、安閑天皇陵古墳の墳丘を本丸として取り込んだものであった。これに対して、もう一方の畠山政長が対抗するようになり、その子孫に至るまで争いを続けた。やがて、戦国時代となり、河内国も戦乱に巻き込まれ、織田信長が直接河内国に攻め入ることもあった。このような中で、古市古墳群の大型前方後円墳で、城山古墳、仲哀天皇陵古墳のように、城として利用されたため、改変を受けた古墳もあった。



高屋城

【高屋城跡・北岡遺跡】

江戸時代

徳川家康によって武士が支配する政治の仕組みをさらに徹底させ、将軍に従う大名などの武士が政治を行う時代が約260年間続く。この頃、多くの古墳は、地域の村の共有財産となり、薪木の供給源として利用される一方、地元の人々によって下草刈りなどが行われ、古墳の保全が図られていた。また、古墳の周辺では水田の開発が進められ、灌漑用水の必要性から古墳の周濠も水利に組み入れられ、農業生産に利用された。当時、描かれた村絵図では古墳の周濠には「○○村用水」などと管理村が記され、「用水伏樋」の注記もあり、古墳の周濠が農村生活には不可欠なものであったことが伺える。

元禄年間(1688~1704 年)に、天皇陵の比定考証や陵墓修理が盛んに行われた。なお、これらの改修は当初は幕府負担によって行われたが、享保年

されることとなった。

文化 5 (1808) 年には陵墓に関する基本資料となる 『山陵志』が蒲生君平によって編纂される。この中に 記された河内国 13 陵のうち、古市古墳群では「仲哀・ 応神・允恭・雄略・仁賢・清寧・安閑」の各天皇陵に ついて記述されている。この編纂にあたっては、地元 金剛輪寺(駒ヶ谷)の住職阿闍梨覚峰の協力があった と言われている。その後も、林村尊光寺に生まれた伴 林光平も「山陵記事」を記すなど地元研究者の活躍が 伝えられている。

間(1716~1736年)からは、すべて地元の負担で実施



『文久山陵図』応神天皇陵・成功

文久年間(1861~1864年)には大規模な陵墓改修が行われ、拝所や灯籠の設置、後円部の周垣工事、外堤修理や周濠浚渫などが行われ、現在の景観に近い古墳の姿に整えられていった。その様子は改修前後を「荒蕪」と「成功」として鮮やかに記録され、『文久山陵図』としてまとめられている。一方、古墳の立入り竹木類の伐り取りなどが規制され、村役により厳重に管理されることとなり、人々がなれ親しんだ里山的存在から、幕府に保護されて隔離される「陵墓」へと変わっていった。

明治時代以降

江戸幕府は慶応3 (1867) 年に政権を返上し、近代 国家を目指した明治時代を迎える。

幕末から明治初期に陵墓に治定された古墳は、現在、「皇室典範」「宮内庁法」「国有財産法」等の法令に基づき、宮内庁によって皇室の祭祀と陵墓域の管理・保全が行われることとなった。政府による陵墓の拡張・美観整備が行われ、歴代天皇・皇后などの治定が進められた。

そして、明治 30 年代から大正・昭和初期にかけて陵墓の巡拝案内が盛んに行われるようになり、周辺の名所・旧跡と併せて学校教育や社会教育の見学地の一つとなった。



ガウランド撮影の仲哀陵

なお、帝国造幣局に雇われたウィリアム・ガウランドは、日本中の遺跡を探訪し、詳細な記録 や写真を残しており、古市古墳群内でもいくつかの古墳を撮影している。

江戸時代から古墳と一体的に形成された田園風景は、周辺住民が古墳との共存に努めてきた結果である。古墳を「応神さん」「仲哀さん」などと親しみを込めて呼ぶ一方で、その大きさや静寂に畏敬の念をもって接し、一定の距離を保って居住空間を作ってきたことで、古墳周辺の良好な景観を昭和の中頃までは維持してきた。

昭和中頃以降では、古市古墳群が位置する藤井寺市と羽曳野市は大阪市という大都市圏に隣接することから早くからベッドタウンとして住宅開発が進み、数多くの古墳が消滅した。そのような中、百舌鳥古墳群のいたすけ古墳における保存運動によって、市街化する地域での文化財が市民によって守られるようになり、危機的な状況は回避された。

古市古墳群においても昭和 31 (1956) 年、戦後間もない頃に古室山古墳をはじめ5基の古墳が 史跡指定されており、古墳の保存に対する意識が高い地域であることが伺える。現在、古市古墳 群内では 45 基が現存する。とは言え、個々の古墳が住宅に取り囲まれ、間近に見えなくなった古 墳も存在しており、その周辺環境も危惧されるところである。

古市古墳群は、百舌鳥古墳群とともに、令和元(2019)年に世界遺産に登録された。

③社会的環境

交通

a) 広域的な交通網

藤井寺市と羽曳野市は、大阪府の南東部に位置し、北部には大和川、東部には石川が流れ、藤井寺市の北東部で両河川が合流している。藤井寺市は、人口およそ63,000人、市域面積8.89kmで

ある。面積は大阪府内の市の中では最も小さく、全国的に見ても5番目に小さいが、人口密度は 府内で9番目に高い。一方、羽曳野市は、人口およそ109,000人、市域面積26.45 ㎡で、大阪府の 面積全体の1.45%を占めている(人口及び面積の数字は、令和4(2022)年12月末現在)。

両市域内には近畿日本鉄道南大阪線が敷設され、「恵我ノ荘」、「高鷲」、「藤井寺」、「土師ノ里」、「道明寺」、「古市」、「駒ヶ谷」、「上ノ太子」の8駅が設置されている。藤井寺駅あるいは古市駅から大阪阿部野橋駅までは十数分の利用時間で結ばれ、大阪の都心部へのアクセスは良好である

また、市域を通る幹線道路は、西名阪自動車道 (藤井寺I. C)、南阪奈道路(羽曳野I. C、羽曳野 東 I. C) のほか、国道 170 号(大阪外環状線)を はじめ、府道「堺大和高田線」、「堺羽曳野線」等 がある。

バスは、「恵我ノ荘」、「藤井寺」、「古市」、「上ノ 太子」の各駅から市内や近隣主要駅行きの路線が 運行されている。

空路は、大阪国際空港から高速バスと鉄道を利用して1時間ほど、関西国際空港からは鉄道を利用して1時間15分ほどの距離である。



図 2-50 藤井寺市・羽曳野市の位置図

b) 古市古墳群エリア内の交通手段

古市古墳群エリア内の交通手段としては、鉄道、バス(民営バス、市営循環バス)、自動車、自 転車、徒歩が考えられる。

鉄道は、近畿日本鉄道南大阪線が利用され、「高鷲」、「藤井寺」、「土師ノ里」、「道明寺」、「古市」が古市古墳群散策のエントランスとなっている。

バスは、民営バスと市営循環バスがあり、古市古墳群だけではなく、野中寺などの周辺文化財 を結ぶ手段となっている。

自動車は、西名阪自動車道や南阪奈道路、各幹線道があるため、藤井寺市、羽曳野市へのアクセスという面では利便性が高い。しかし、各古墳を訪れるにあたっては、周辺の道路は幅員の狭いものも多い。また、駐車スペースも公営、民営を含めて、各古墳から離れた場所に位置しているものが多い。

自転車は、平成 28 (2016) 年 11 月から「もずふるレンタサイクル」として、自転車の貸し出しサービスを行っている。これは、来訪者の古市古墳群内の周遊に供するとともに、約 10km 離れた百舌鳥古墳群との間の移動手段として両古墳群をつなぐことも目的の一つとしている。

以上のような交通手段とあわせて、多くの市民や来訪者が徒歩で散策を行っている。

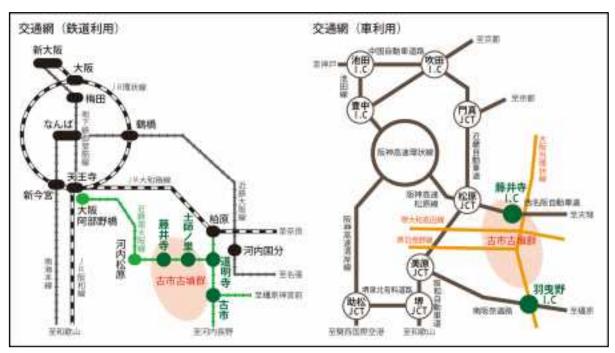


図 2-51 広域交通網図

土地利用

古市古墳群のエリア内は、昭和 30 (1955) 年以降に急速に宅地化が進み、それに伴い墳丘を消失した古墳も多い。そのため、各古墳を視認できるポイントは限られている。古市古墳群の全容や一体性、連続性を視認するには、飛行機やヘリコプターなどを利用した上空からの観察が有効な方法となっている。

商業施設は、駅周辺や幹線道路沿いに分布し、路線商業地域を形成している。また、古くからの既存集落とその外縁部及び幹線道路沿いに、近年、公益施設や店舗兼共同住宅の建設、一般住宅の宅地の開発などが進んでおり、農地が減少している。緑地空間としては、峯ヶ塚古墳が所在する峰塚公園や、寺社の境内などがあげられる。

史跡指定地では、豊かな樹木を残す古墳が多く、貴重な緑地空間を形成している。周濠は、水面がため池として利用されている古墳がある。また、応神天皇陵古墳外濠外堤や城山古墳、古室山古墳などでは、一部が畑地として利用されている。城山古墳では、後円部側に、津堂八幡神社が存する。

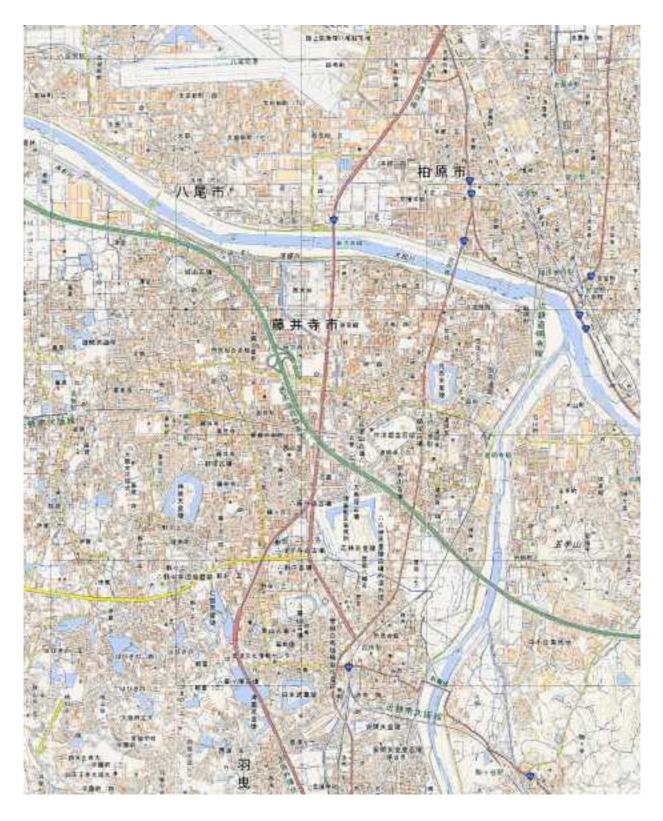


図 2-52 標準地図(国土地理院)

歷史文化関連施設

古市古墳群のエリア内には、藤井寺市と羽曳野市のホールなどのガイダンス・展示施設や文化施設が点在している。

ガイダンス・展示施設は、史跡に隣接するものとしては、城山古墳に隣接する「まほらしろやま」、峯ヶ塚古墳に隣接する「時とみどりの交流館」、鉢塚古墳や割塚古墳に近いアイセルシュラ

ホール 2 階展示室、応神天皇陵古墳外濠外堤に隣接する茶山テニスコート管理棟、墓山古墳に隣接する文化財資料展示室がある。この他に、陵南の森総合センター歴史資料室、藤井寺市立図書館展示室、はびきの市民ギャラリーがある。以上の 8 施設には、トイレや休憩施設を備え、来訪者の利便性に資するものとなっている。

なお、現在、アイセルシュラホールについて、観光拠点化に伴い、2階の展示を古市古墳群の 世界遺産としての価値理解に資する展示に改修する構想を進めている。

文化施設は、立地条件が史跡に近いものもあり、シンポジウムや講演会などでホールなどを活用するだけではなく、企画展や写真パネル展などを実施している。また、各施設はトイレや休憩施設を備えている。

表 2-24 既存のガイダンス・展示施設一覧

		12 24					
番号	施設名称	展示内容	開館日・時間	諸施設	建設年次	近隣の史跡	
1	史跡城山古墳ガイ ダンス棟 「まほらしろや ま」	城山古墳から出土した埴輪 や土器を展示し、イラスト や写真で解説。	開館時間:午前9時から 午後4時まで 休館日:年末年始 入館料:無料	トイレ 休憩施設	平成 11 (1999)年	城山古墳	
0	陵南の森総合セン ター歴史資料室	羽曳野市の通史を時代ごと に出土した遺物と写真パネ ルなどで解説。	開館時間:午前9時から 午後5時まで 休館日:土・日曜日、祝 日、年末年始 入室料:無料	トイレ 休憩施設 喫茶	昭和 58 (1983)年		
3	アイセル シュラ ホール 2 階展示 室	重要文化財の津堂城山古墳 出土水鳥形埴輪、西墓山古 墳鉄器埋納土壙などを展 示。	開館時間:午前9時30分から午後5時15分まで休館日:月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌日が休館日)、年末年始入館料:無料	トイレ休憩施設	平成 6 (1994)年	鉢塚古墳 割塚古墳	
4	市立図書館展示室	展示室には、重要文化財の 小修羅の実物と大修羅のレ ブリカや古墳の築造風景を イメージしたジオラマを展示。	開館時間:午前9時30分から午後5時15分まで休館日:月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌日が休館日)、年末年始入館料:無料	トイレ休憩施設	昭和 56 (1981)年		
(g)	茶山テニスコート管理棟	古市古墳群や応神天皇陵古 墳のパネル展示。少し高い デッキからは応神天皇陵古 墳を望める。	開館時間:午前9時から 午後5時まで (これ以外の利用は要予 約。平日、デッキテラスと トイレは利用可。) 休館日:平日、年末年始 入館料:無料	トイレ休憩施設	平成 25 (2013)年	応神天皇陵古 墳外濠外堤	
6	はびきの市民ギャ ラリー	年間5期の内、3期は文化 財資料を展示。ギャラリー に相応しい遺物や文化財資 料を展示。	開館時間:午前9時から 午後5時まで 休館日:祝日、年末年始 入室料:無料	トイレ 休憩施設 喫茶	平成3 (1991)年	營田白鳥埴輪 製作遺跡	
9	文化財資料展示室	市内の古墳の解説と、出土 した円筒埴輪やいろいろな 形象埴輪を一堂に展示。	開室時間:午前10時から 午後4時まで 休室日:土・日曜日、祝 日、年末年始 入室料:無料	トイレ休憩施設	平成 28 (2016)年	墓山古墳	
9	時とみどりの交流館	古市古墳群や世界遺産について、美しい写真などで説明するタッチパネル式の端末を設置。また、峯ヶ塚古墳出土の埴輪や魚佩(レプリカ)などを展示。	休館日:木曜日、年末年始	トイレ休憩施設	平成 23 (2011)年	峯ヶ塚古墳	



城山古墳ガイダンス棟まほらしろやま



羽曳野市文化財資料展示室

表 2-25 文化施設一覧

記号	施設名称	ホールなど	住所・開館日・時間	諸施設	建設年次	近隣の史跡
Α	藤井寺市役所	1Fロビー ※毎年度、発掘速報展を開催。	開庁時間:午前9時から 午後5時30分まで 閉庁日:土・日曜日、祝日、年末 年始	トイレ休憩施設	平成 6 (1994) 年	
В	藤井寺市市民 総合会館 本館(パープル ホール)、別館	本館 2 階: 大ホール(収容人数 1,400 人)小ホール(収容人数 250 人) ※大ホールでシンポジウムを開催。 別館 4 階:中ホール(収容人数 400 人)	開館時間:午前9時から 午後10時まで 休館日:木曜日、年末年始	トイレ休憩施設	本館: 昭和47 (1972) 年 別館: 昭和58 (1983) 年	
С	藤井寺市市民 総合会館 分 館	3·4階:会議室、和室、 談話室	開館時間:午前9時から 午後10時まで 休館日:日曜日、年末年始	トイレ休憩施設	昭和 47 (1972) 年	唐櫃山古墳 鍋塚古墳
D	アイセル シュラ ホール	3階:視聴覚室(収容人数 130人) ※毎年度、市民文化財講座 を開催。(定員 120名)	開館時間:午前9時30分から 午後5時15分まで 休館日:月曜日(月曜日が祝日の場 合はその翌日が休館日)、年末年始	トイレ 休憩施設 喫茶	平成 6 (1994) 年	鉢塚古墳 割塚古墳
Е	羽曳野市立文 化情報センタ ー (L C は びきの)	1階:ホールM(収容人数638人) ※講演会を開催するほか、ロビーなどで、古市古墳群などの写真パネルなどを臨時的に展示。	開館時間:午前9時から 午後5時まで 休館日:年末年始	トイレ 休憩施設 喫茶	平成 12 (2000) 年	峯ヶ塚古墳
F	羽曳野市民会 館	2階:市民ホール(収容人数308人) ※ロビーなどで、古市古墳群などの写真パネルなどを臨時的に展示。	開館時間:午前9時から 午後10時まで 休館日:年末年始	トイレ休憩施設	昭和 44 (1969) 年	



アイセルシュラホール



LIC はびきの

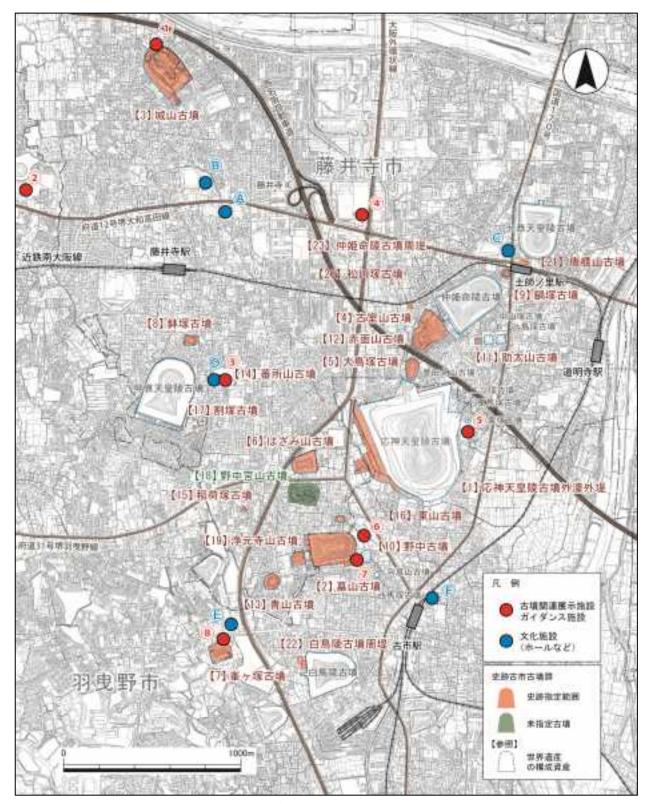


図 2-53 展示・ガイダンス施設、文化施設等位置図 (図中の番号は表 2-24・2-25 と対応)

オ. 指定地の状況

史跡指定地は、藤井寺市及び羽曳野市が所有しているほか、墓山古墳の墳丘と城山古墳の墳丘 後円部の一部は陵墓の陪塚と陵墓参考地にも治定されており、宮内庁が管理している。また、民 有地については所有者によって適切に管理されている。なお、藤井寺市及び羽曳野市は、現在の ところ管理団体になっていない。

表 2-26 史跡古市古墳群 各古墳の土地所有状況・土地利用状況等一覧

番号	古墳名	墳形	墳長 (m)	所在地	土地所有状況	土地利用状況	指定年月日
[1]	応神天皇陵古墳 外濠外堤	前方後円墳	425	羽曳野市 営田3・ 5・6丁目 藤井寺市 道明寺6丁 目	羽曳野市 個人	一般市街地 公園•緑地 田畑•休耕地	昭和53年10月30日 昭和60年1月31日 平成元年1月24日 平成4年12月28日 平成6年3月23日 平成7年2月20日 平成13年1月29日 平成15年8月27日 平成23年2月7日 平成30年2月13日 令和2年3月10日 令和3年10月11日
[2]	墓山古墳	前方後円墳	225	羽曳野市 白鳥3丁目 藤井寺市野 中3丁目	国 羽曳野市 藤井寺市 財産区 個人	公園·緑地 山林 水面	昭和50年2月22日 平成26年10月6日 平成29年2月9日 平成30年10月15日 令和3年10月11日
[3]	城山古墳	前方後円墳	210	藤井寺市津堂他	国 大阪府 藤井寺市 宗教法人 個人	公園・緑地 社寺敷地 墓地・陵墓 田畑・休耕地 道路	昭和33年1月21日 昭和41年3月14日 平成27年3月10日
[4]	古室山古墳	前方後円墳	150	藤井寺市 古室2丁目	藤井寺市個人	一般市街地公 園・緑地 道路	昭和31年9月22日
[5]	大鳥塚古墳	前方後円墳	110	藤井寺市 古室2丁目	藤井寺市	公園・緑地	昭和31年9月22日
[6]	はざみ山古墳	前方後円墳	103	藤井寺市野中1丁目	藤井寺市 共有地	公園 • 緑地 水面	平成8年3月29日
[7]	峯ヶ塚古墳	前方後円墳	96	羽曳野市 軽里2丁目	羽曳野市 個人	公園 · 緑地 田畑 · 休耕地	昭和49年4月12日 令和5年3月20日
[8]	鉢塚古墳	前方後円墳	60	藤井寺市藤井寺4丁目	藤井寺市	一般市街地 公園•緑地 旧幼稚園	昭和54年12月22日 平成30年2月13日
[9]	鍋塚古墳	方墳	63	藤井寺市 沢田4丁目	藤井寺市 個人	一般市街地 公園・緑地	昭和31年9月22日 令和4年3月15日
[10]	野中古墳	方墳	37	藤井寺市 野中3丁目	藤井寺市 個人	一般市街地 公園・緑地	平成7年2月21日

番号	古墳名	墳形	墳長 (m)	所在地	土地所有状況	土地利用状況	指定年月日
[11]	助太山古墳	方墳	36	藤井寺市 道明寺6丁目	藤井寺市	公園•緑地	昭和31年9月22日
[12]	赤面山古墳	方墳	22	藤井寺市 沢田2丁目	法人	道路	昭和31年9月22日
[13]	青山古墳	円墳	62 (72)	藤井寺市 青山2丁目	藤井寺市 個人 共有地	山林 水面	平成 13 年 1 月 29 日
[14]	蕃所山古墳	円墳	22	藤井寺市 藤ヶ丘2丁目	藤井寺市	公園•緑地	平成 13 年 1 月 29 日
[15]	稲荷塚古墳	前方後円墳	50	藤井寺市 野中5丁目	個人	山林	平成 26 年 10 月 6 日
[16]	東山古墳	方墳	50	藤井寺市野中2丁目	法人 個人	商業業務地 田畑・休耕地 山林	平成 26年 10月6日
[17]	割塚古墳	方墳	30	藤井寺市 藤井寺4丁目	個人	山林	平成 26 年 10 月 6 日
[19]	净元寺山古墳	方墳	67	藤井寺市 青山1丁目	藤井寺市 法人	工場地 公園・緑地 道路	平成 28年 10月3日 平成 30年2月 13日
[20]	松川塚古墳	方墳	20	藤井寺市 古室2丁目	藤井寺市個人	一般市街地 公園・緑地 山林	平成 28 年 3 月 1 日 平成 30 年 2 月 13 日
[21]	唐櫃山古墳	前方後円墳	57	藤井寺市 国府1丁目	藤井寺市	公園·緑地	平成 27年3月10日 平成 31年2月26日
[22]	白鳥陵古墳周堤	前方後円墳	200	羽曳野市 軽里3丁目	羽曳野市 個人	田畑・休耕地 道路	令和3年3月26日 令和4年3月15日
[23]	仲姫命陵古墳周 堤	前方後円墳	290	藤井寺市 沢田4丁目	個人	一般市街地	令和3年3月26日
[18]	野中宮山古墳	前方後円墳	154	藤井寺市 野中2丁目	藤井寺市 法人 宗教法人	公園·緑地 社寺敷地 水面	未指定

【1】 応神天皇陵古墳外濠外堤



応神天皇陵古墳全景



図 2-54 応神天皇陵古墳外濠外堤 土地所有区分図 (縮尺 1/8000)



図 2-55 応神天皇陵古墳外濠外堤 土地利用状況図 (縮尺 1/8000)

【2】 墓山古墳



墓山古墳全景



図 2-56 墓山古墳土地所有区分図 (縮尺 1/3000)



図 2-57 墓山古墳土地利用状況図(縮尺 1/3000)

【3】 城山古墳



城山古墳全景

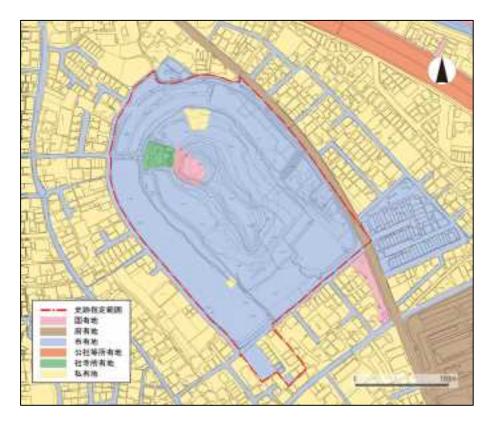


図 2-58 城山古墳土地所有区分図(縮尺 1/4000)

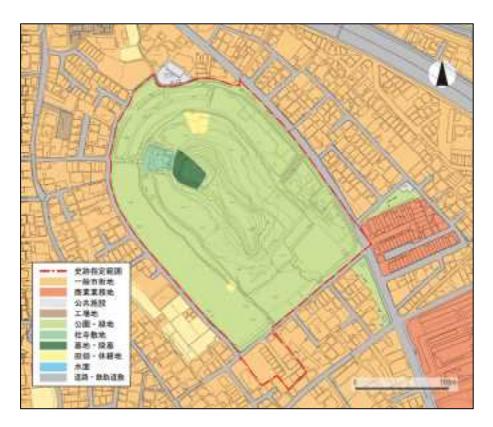


図 2-59 城山古墳土地利用状況図 (縮尺 1/4000)

【4】 古室山古墳 【5】 大鳥塚古墳 【12】赤面山古墳



古室山古墳全景

大鳥塚古墳全景



図 2-60 古室山古墳 大鳥塚古墳 赤面山古墳 土地所有区分図 (縮尺 1/4000)



図 2-61 古室山古墳 大鳥塚古墳 赤面山古墳 土地利用状況図(縮尺 1/4000)

【6】 はざみ山古墳



はざみ山古墳全景



図 2-62 はざみ山古墳土地所有区分図(縮尺 1/2000)



図 2-63 はざみ山古墳土地利用状況図(縮尺 1/2000)

【7】 峯ヶ塚古墳



峯ヶ塚古墳全景



図 2-64 峯ヶ塚古墳土地利用状況図 (縮尺 1/2000)



図 2-65 峯ヶ塚古墳土地利用状況図(縮尺 1/2000)

【8】 鉢塚古墳



鉢塚古墳全景



図 2-66 鉢塚古墳土地所有区分図 (縮尺 1/2000)

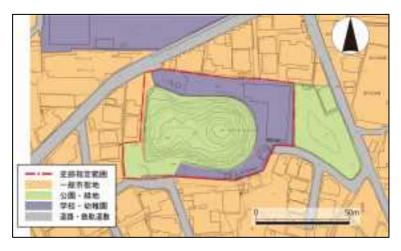


図 2-67 鉢塚古墳土地利用状況図 (縮尺 1/2000)

【9】 鍋塚古墳



鍋塚古墳全景



図 2-68 鍋塚古墳土地所有区分図(縮尺 1/2000)



図 2-69 鍋塚古墳土地利用状況図 (縮尺 1/2000)

【10】 野中古墳



野中古墳全景



図 2-70 野中古墳土地所有区分図 (縮尺 1/1000)



図 2-71 野中古墳土地利用状況図 (縮尺 1/1000)

【11】 助太山古墳



助太山古墳全景

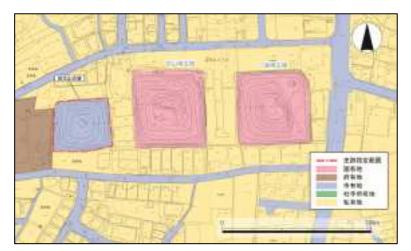


図 2-72 助太山古墳土地所有区分図 (縮尺 1/4000)



図 2-73 助太山古墳土地利用状況図 (縮尺 1/4000)

【13】青山古墳



青山古墳全景



図 2-74 青山古墳土地所有区分図 (縮尺 1/2000)

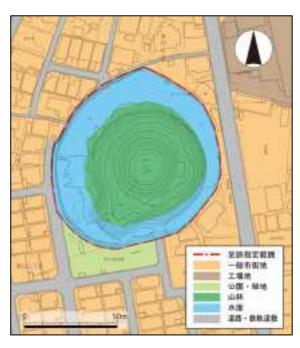


図 2-75 青山古墳土地利用状況図 (縮尺 1/2000)

【14】蕃所山古墳



蕃所山古墳全景



図 2-76 蕃所山古墳土地所有区分図(縮尺 1/1000)



図 2-77 蕃所山古墳土地利用状況図(縮尺 1/1000)

【15】稲荷塚古墳



稲荷塚古墳全景



図 2-78 稲荷塚古墳土地所有区分図 (縮尺 1/1000)



図 2-79 稲荷塚古墳土地利用状況図 (縮尺 1/1000)

【16】東山古墳



東山古墳全景



図 2-80 東山古墳土地所有区分図 (縮尺 1/2000)

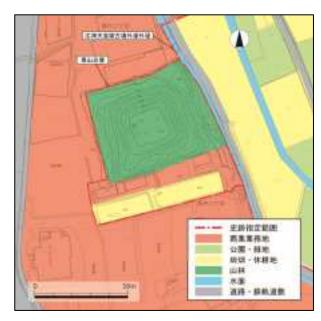


図 2-81 東山古墳土地利用状況図 (縮尺 1/2000)

【17】割塚古墳



割塚古墳全景



図 2-82 割塚古墳土地所有区分図(縮尺 1/1000)



図 2-83 割塚古墳土地利用状況図(縮尺 1/1000)

【19】浄元寺山古墳



浄元寺山古墳全景

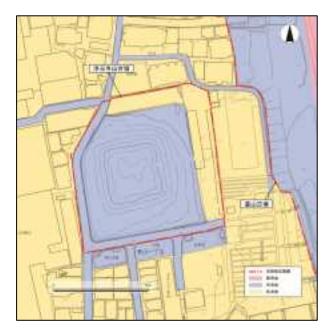


図 2-84 净元寺山古墳土地所有区分図(縮尺 1/2000)



図 2-85 净元寺山古墳土地利用状況図(縮尺 1/2000)

【20】松川塚古墳



松川塚古墳全景



図 2-86 松川塚古墳土地所有区分図(縮尺 1/1000)



図 2-87 松川塚古墳土地利用状況図 (縮尺 1/1000)

【21】唐櫃山古墳



唐櫃山古墳全景



図 2-88 唐櫃山古墳土地所有区分図 (縮尺 1/1000)



図 2-89 唐櫃山古墳土地利用状況図(縮尺 1/1000)

【22】白鳥陵古墳周堤



白鳥陵古墳周堤全景

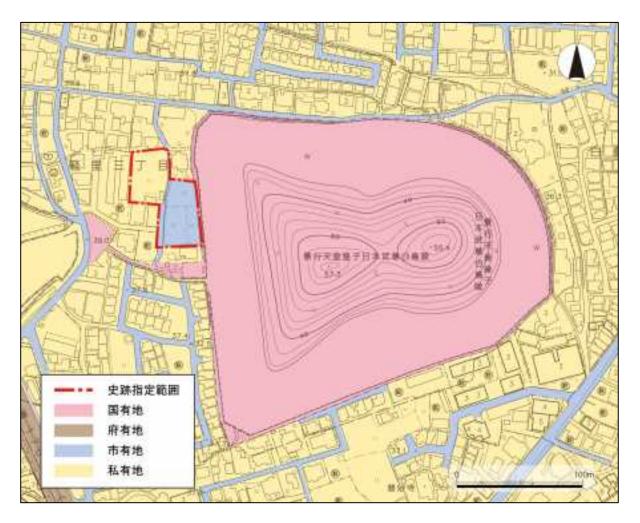


図 2-90 白鳥陵古墳周堤土地所有区分図 (縮尺 1/3000)

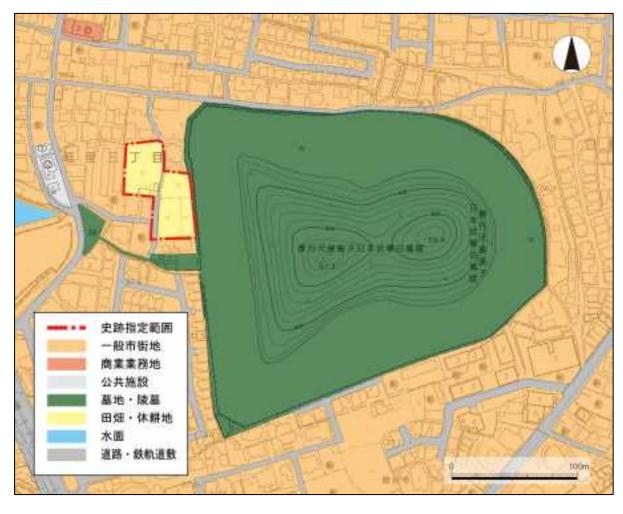


図 2-91 白鳥陵古墳周堤土地利用状況図 (縮尺 1/3000)

【23】仲姫命陵古墳周堤



仲姫命陵古墳周堤全景

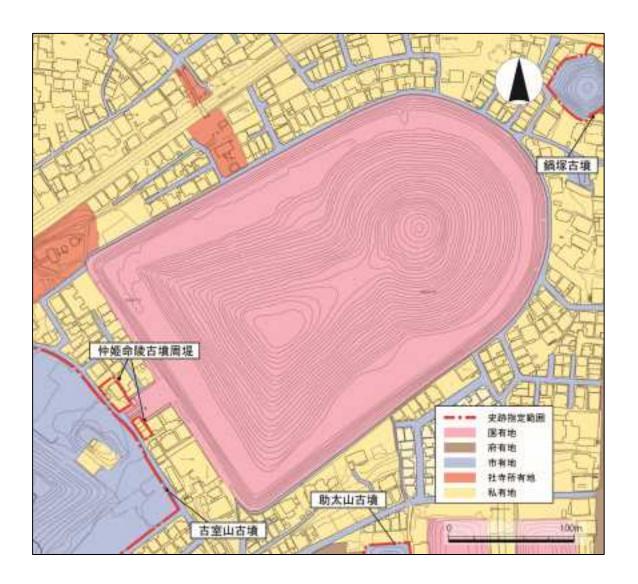


図 2-92 仲姫命陵古墳周堤所有区分図 (縮尺 1/3000)

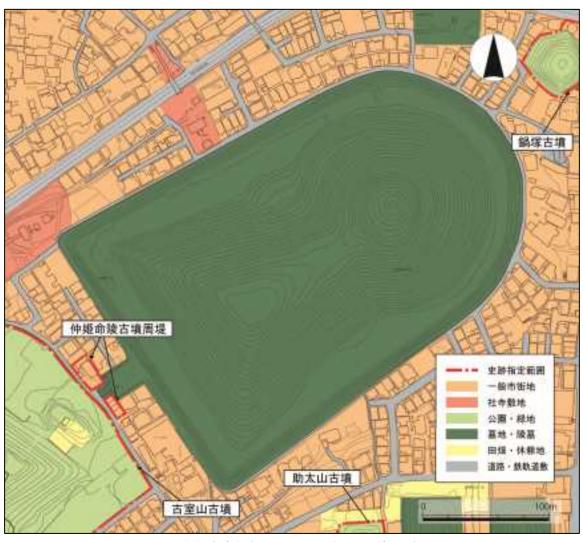


図 2-93 仲姫命陵古墳周堤土地利用状況図(縮尺 1/3000)

【18】野中宮山古墳(未指定)



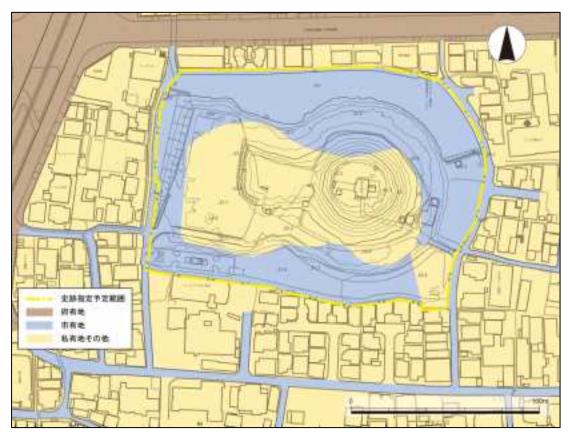


図 2-94 野中宮山古墳(未指定)土地所有区分図(縮尺 1/2000)

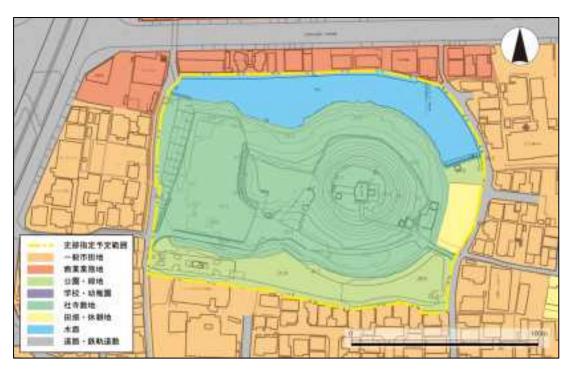


図 2-95 野中宮山古墳 (未指定) 土地利用状況図 (縮尺 1/2000)

3. 世界遺産への登録

ア. 世界遺産への登録

①世界遺産登録の経緯

世界遺産とは、昭和 47 (1972) 年のユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約) に基づいて世界遺産一覧表へ記載される人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」(Outstanding Universal Value) をもつ文化財とされている。日本は、平成4 (1992) 年に世界遺産条約を批准し、125番目の締結国となった。

世界遺産一覧表への資産の記載については、その資産が、①顕著な普遍的価値を有すること、 ②真実性・完全性をもつこと、③推薦国政府が保護に取り組んでいること、④バッファゾーンが 確保されていることなどの条件に基づき、条約締結国政府が推薦した資産の記載の可否について 世界遺産委員会が審議する。

世界遺産に値するか否かの評価基準は次の 10 項目である。このうち、 $(i) \sim (vi)$ が文化遺産の評価基準である。

世界遺産条約履行のための作業指針 ※

Ⅱ. D 顕著な普遍的価値の評価基準

- 77. 本委員会は、ある資産が以下の基準(の一以上)を満たすとき、当該資産が顕著な普遍的価値を有するものとみなす。
 - (i) 人間の創造的才能を表す傑作である。
 - (ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間 にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
- (iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明(の存在)を伝承する物証として無二の存在(少なくとも希有な存在)である。
- (iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観 (の類型・典型)を代表する顕著な見本である。
- (v) あるひとつの文化(または複数の文化)を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本、又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である。(特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの)
- (vi) 顕著な普遍的意義を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある(この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。
- (vii) 最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。
- (viii) 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地 形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本 である。
- (ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。
- (x) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物 多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

※「世界遺産条約履行のための作業指針 ユネスコ

世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会

世界遺産センター 文化庁 仮訳 2018年12月」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekai_isan/pdf/93716501_01.pdf より、引用。

3世紀中頃から6世紀後半にかけて日本列島では16万基以上に及ぶ膨大な数の古墳が築造された。これらは、しばしば複数が集まった群として形成され、前方後円墳に代表される独特な型式によって特徴づけられる。百舌鳥・古市古墳群は、数ある古墳群の中でも、墳形の多様性と規模の格差がもっとも顕著な事例であり、列島各地の古墳造りに大きな影響を与えた存在であった。列島最大かつ世界最大級の墳墓をはじめとする大小多様な墳墓によって構成され、このような古墳築造現象の中枢に位置しており、古墳という墳墓型式とそれが造られた時代およびその文化を最も象徴的に表現するものである。

このような百舌鳥・古市古墳群について、文化庁の全国の自治体に対する世界遺産暫定一覧表記載資産候補の公募に対し、平成 19 (2007) 年、大阪府・堺市・羽曳野市・藤井寺市が共同で、『世界遺産暫定一覧表記載資産候補提案書 百舌鳥・古市古墳群ー仁徳陵古墳をはじめとする巨大古墳群ー』を文化庁に提出した。

平成 20 (2008) 年には、国の文化審議会世界文化遺産特別委員会において「世界遺産暫定一覧表への記載が適当(但し条件付)」と評価され、平成 22 (2010) 年、ユネスコ世界遺産暫定一覧表に記載された。

その後、文化庁への登録推薦書(原案)を、平成25(2013)年、平成27(2015)年、平成28(2016)年の3回、文化庁に提出したが、いずれも推薦は見送られた。4回目となる、平成29(2017)年の登録推薦書(原案)の文化庁への提出において、国の文化審議会世界文化遺産部会で推薦候補に選定され、同年、ユネスコへ推薦書(暫定版)を提出した。

平成 30 (2018) 年には、ユネスコへ推薦書を提出し、同年、イコモスによる現地調査が行われた。

なお、本来、百舌鳥・古市古墳群では、4世紀後半~6世紀前半にかけて総数200基以上の墳墓が築造されたと考えられ、現在ではそのうちの89基が何らかの形で残存している。推薦にあたっては、古墳時代の文化の特質であり、本資産における顕著な普遍的価値の主題である墳墓による権威表象が最も強く意識され、かつ百舌鳥・古市古墳群の形成過程の中でも最も充実した段階を占める古墳時代中期に築造されたものを選択することとした。さらに、墳丘の保存状況や周辺環境をも加味した49基45件を構成資産とした。

令和元(2019)年には、イコモスによる「世界遺産一覧表への記載が適当」との評価結果の勧告がなされ、同年、第43回ユネスコ世界遺産委員会(アゼルバイジャン・バクー)において世界遺産一覧表への記載が決定した。

② 顕著な普遍的価値

世界遺産百舌鳥・古市古墳群は、第 43 回世界遺産委員会・百舌鳥・古市古墳群にかかる決議において、顕著な普遍的価値の評価基準の(iii)及び(iv)に基づき、顕著な普遍的価値を有していると評価された。

第43回世界遺産委員会における審議で採択された決議文は次のとおりである。

Decision: 43 COM 8B.18

The World Heritage Committee, 1. Having examined Documents HC/19/43.COM/8B and HC/19/43.COM/INF.8B1,

2. Inscribes the Mozu-Furuichi Kofun Group:

Mounded Tombs of Ancient Japan,

Japan, on

the World Heritage List on the basis of criteria (iii) and (iv);

3. Adopts the following Statement of Outstanding Universal Value:

Brief synthesis

Located on a plateau above the Osaka Plain, the Mozu-Furuichi Kofun Group is a serial property of 45 components which contains 49 kofun ('old mound'), a large and distinctive type of burial mound. The selected kofun are found in two major clusters, and are the richest tangible representation of the culture of the Kofun period in Japan from the 3rd to 6th centuries, a period before Japanese society became an established centralised state under the influence of the Chinese system of law. The kofun have a range of contents, such as grave goods (weapons, armour, ornaments); and clay figures used to decorated the mounds, known as haniwa (in the form of cylinders arranged in rows, or representations of objects, houses, animals and people). Understood as tombs for kings' clans and affiliates during this period, some of the kofun are Ryobo (imperial mausolea) and are managed by Japan's Imperial Household Agency. The serial components have been selected from a total of 160,000 kofun from around Japan and represent the 'middle kofun' period (late 4th to late 5th centuries) which is considered to be the peak of the Kofun period. The attributes of the property are the 49 burial mounds, their geometric forms, methods and materials of construction, moats, archaeological materials and contents (including grave goods, burial facilities and the haniwa). The settings of the kofun, their visual presence in the Osaka region, and the remaining physical and visual links between the kofun are important attributes; as is the evidence of the distinctive funerary practices and ritual uses.

Criterion (iii): While 160,000 kofun are found throughout Japan, the Mozu-Furuichi Kofun Group represents and provides exceptional testimony to the culture of the Kofun period of Japan's ancient history. The 45 components demonstrate the period's socio-political structures, social class differences and highly sophisticated funerary system.

決議: 43 COM 8B.18

世界遺産委員会は、 1.文書 WHC/19/43.COM/8B および

WHC/19/43.COM/INF.8B1 を確認し、

2.百舌鳥・古市古墳群―古代日本の墳墓群― (日本) を評価 基準 (iii) (iv) に基づき、世界遺産一覧表に記載し、

3.以下の顕著な普遍的価値の言明を採択し、

総合的所見

大阪平野の上の台地に位置する百舌鳥・古市古墳群は、45 の構成資産から成るシリアル資産であり、49基の古墳 ("古い""墳丘") が含まれる。古墳とは、大きくて独特な 墳墓である。これらの選ばれた古墳は二つの大きなまとま りで存在し、日本の古墳時代(3世紀から6世紀)の文化 を最も豊かに顕示するものである。古墳時代は、日本社会 が中国の法制度の影響のもと中央集権化される前の時代で あった。古墳は、副葬品(武器、武具、装飾品)や、埴輪 という呼称で知られる墳丘を装飾する土製品(列状に並べ られた円筒形のもの、あるいはモノ・家・動物・人物を象 ったもの) などさまざまなものを内包する。この時代の王 たちの一族や関係者の墓と理解され、一部の古墳は陵墓 (皇室の墓) として宮内庁によって管理されている。構成 資産は、日本全国にある16万基もの中から選ばれたもので あり、古墳時代の最盛期と考えられている古墳時代中期 (4世紀後半から5世紀後半)を代表するものである。本 資産の「属性」は、49基の墳墓、それらの幾何学的形状、 築造方法と材料、濠、考古遺物と内包物(副葬品、埋葬施 設、埴輪を含む)である。古墳のセッティング、大阪地域 における古墳の視覚的存在感、古墳間のいまも残る物理 的・視覚的つながりは、重要な属性である。また、独特な 葬送習慣と、儀礼のための使用の物証であることも同様で ある。

評価基準(iii)

古墳は日本各地に16万基存在するものの、日本古代の古墳 時代の文化を代表し、また類まれな物証を提供するものが 百舌鳥・古市古墳群である。45 の構成資産は、この時代の 社会政治的構造、社会的階層差および高度に洗練された葬 送体系を証明している。

Criterion (iv): The Mozu-Furuichi Kofun Group demonstrates an outstanding type of ancient East Asian burial mound construction. The role of the kofun in the establishment of social hierarchies within this particular and significant historical period, as well as the tangible attributes such as the clay sculptures, moats and geometric terraced mounds reinforced by stone, are outstanding.

Integrity

The Mozu and Furuichi groups of kofun provide a cohesive narrative of the kingly power expressed through the clustering of the 49 kofun, the range of types and sizes, the grave goods and haniwa, and the continuing ritual uses and high esteem that these sites hold within Japanese society. The integrity of the serial property is based on the rationale for the selection of the components and their ability to convey the Outstanding Universal Value of the kofun. The intactness of the individual components, the material evidence of the mounds and their context, and the state of conservation are also determinants of integrity. Issues that impact on the integrity of the serial property include loss of some features (such as moats), and changes to the uses and settings of the components due to the close proximity of urban development.

Authenticity

Despite changed uses and landscape treatments, and the high degree of 20th century urbanisation of the Osaka region, the kofun are a significant visible and historical presence within the present-day landscape. The authenticity of the selected kofun is demonstrated by their forms, materials and extensive archaeological contents, as well as the esteem which they engender in Japanese society. While the Ryobo generally demonstrate a high degree of authenticity, there are variations within the series. There is a need to ensure that seibi works are subject to impact assessment and reviewed in order to sustain the authenticity of the kofun.

Management and protection requirements

Legal protection of the components is provided by national and local government laws. *Ryobo* components are protected by the Imperial House Law and the National Property Act; and the 'Historic Site' components are protected by the Law for the Protection of Cultural Properties. Some components have both designations. The Municipal Historic Sites are designated on

評価基準 (iv)

百舌鳥・古市古墳群は、古代東アジアの墳墓築造のひとつの顕著な類型を示すものである。古墳、およびその有形の属性である土像、濠、幾何学的な段築をもち、石で補強した墳丘は、この歴史的に重要な時代における社会階層の形成のうえで顕著な役割を果たしたものである。

完全性

百舌鳥グループと古市グループの古墳は、ひとつの一貫した王権を物語るものである。それは、49 基の古墳の密集、さまざまな型式と規模、副葬品と埴輪、今日も続く儀礼における使用および日本社会の中で今なおたいへん重んじられていることによって表わされている。本シリアル資産の完全性は、構成資産選択の論拠、およびそれらの構成資産が古墳の顕著な普遍的価値を伝える能力に基づいている。個々の構成資産が原状通りであること、物証としての墳墓とその文脈、保全状況も完全性の決定要因である。本シリアル資産の完全性に影響する課題としては、特徴的な要素(例えば濠)が失われること、市街地開発に近接することからくる用途や周辺環境(セッティング)の変化などが挙げられる。

真実性

用途や景観が変化し、また大阪地域が 20 世紀に高度に市街化したにもかかわらず、古墳は今日の景観の中で重要な視覚的、歴史的存在感をもっている。構成資産に選ばれた古墳の真実性は、その形状、材料、豊富な考古学的内包物(遺構・遺物)、そしてそれらの古墳が日本社会から集めている尊敬の念によって証明されている。陵墓がおしなべて高度の真実性を証明している一方で、真実性の度合いは構成資産によってまちまちである。古墳の真実性保持のためには、「整備」活動/工事を遺産影響評価の対象とし、検証を確実に行う必要がある。

保存管理と保護の要件

国および地方政府の法令によって構成資産の法的保護がなされている。陵墓である構成資産は皇室典範と国有財産法により、「史跡」である構成資産は文化財保護法により保護されている。一部の構成資産はその両方として指定されている。市史跡は、文化財保護法に沿って制定された、市の文化財保護条例を基に指定されている。構成資産44につい

the basis of the City Ordinance for the Protection of Cultural Properties, established in accordance with the Law for the Protection of Cultural Properties. Expansion of the buffer zone for component 44 is in progress. Buffer zone protection includes regulations that control the height and design of new buildings, as well as outdoor advertisements, based on a number of local laws.

The management system is based on the establishment of the Mozu-Furuichi Kofun Group World Heritage Council (comprised of representatives of the Imperial Household Agency, and the relevant Prefectural and City Governments, with the Agency for Cultural Affairs as an Observer). The Council is advised by the Mozu-Furuichi Kofun Group World Heritage Scientific Committee. The Comprehensive Management Plan outlines the implementation of the protection and management of the property and the buffer zones. The Mozu-Furuichi Kofun Group World Heritage Council has overall responsibility for implementing the Action Plan and ensuring coordination between different organisations. The Osaka Prefecture and each of the relevant City governments has a Disaster Prevention Plan; and there are museums and interpretation facilities in the cities in Osaka Prefecture: Sakai, Habikino and Fujiidera. The Sakai City Government is planning a new interpretation facility in the Mozu area, which should be subject to Heritage Impact Assessment.

Factors affecting this property are those associated with the close proximity of urban development, creating significant potential pressures on the buffer zones. Pressures on the conservation of the kofun occur through the erosion of the earthen mounds, poorly managed vegetation growth, and the need to maintain water quality of the moats. These are actively managed. The conservation measures are appropriate and well-resourced, although actions by the various governments, private owners and communities must continue to be well-coordinated. The monitoring arrangements are adequate, although they could be further enhanced through further development of noninvasive techniques for periodically monitoring the structural condition of the mounds, and indicators for monitoring the interests and support of local residential communities.

- 4. <u>Recommends</u> that the State Party give consideration to the following:
- Continuing to document the intangible dimensions of the serial property,
- b) Completing the agreed adjustment to the buffer zone for Component 44,
- c) Completing the preparation of Basic Seibi Plans for the components

ては緩衝地帯の拡張措置がそれぞれ現在進行中である。緩 衝地帯の保護については、複数の地方条例によって、新築 建物の高さと意匠、および屋外広告物を規制している。

保存管理システムは、百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会 (宮内庁と関係自治体から構成され、文化庁がオブザーバーとして参加する)を中心とする。協議会は、百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会からアドバイスを受ける。包括的保存管理計画に、資産および緩衝地帯の保護と保存管理の実際の概要がまとめられている。百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産協議会が、行動計画の実行と組織間の調整の全体的な責任を負う。大阪府および関係するそれぞれの市が防災計画をもっている。博物館・ガイダンス施設が大阪府の堺市、羽曳野市、藤井寺市に存在する。堺市が百舌鳥エリアに計画中の新しいガイダンス施設については、遺産影響評価を実施する必要がある。

資産に影響を及ぼす要因としては、都市開発のごく近くに存在することに起因する事柄があり、それは緩衝地帯にただならない圧力となる潜在性がある。土製の墳丘の崩れ、管理不十分な植物の繁茂、濠の水質管理の必要性などが、保全上の主な圧力である。これらは、積極的に管理されている。保全措置は適切であり、十分な予算がとられているが、各行政庁、民間所有者およびコミュニティが良い連携を続ける必要がある。経過観察(モニタリング)にかかる措置は適切であるが、その一方で墳丘の構造的な状態についての定期的なモニタリングを、発掘を伴わない方法で行う手法を開発したり、地元住民のコミュニティの関心や支援を観察する指標を設けることを通して、モニタリングをより強化する余地がある。

4.締約国が以下を考慮することを勧告する。

- a) このシリアル資産における無形的な側面に関する記録を継続すること、
- b) 構成資産 44〔峯ヶ塚古墳〕の緩衝地帯についての範囲に関するすでに合意された調整を終えること、

- designated as 'Historic Sites', ensuring their coherence with conservation objectives and the protection of Outstanding Universal Value,
- d) Considering the future use of noninvasive techniques of assessing the structural stability of the mounds,
- e) Considering providing for greater formal involvement of local residents in the management system,
- f) Further exploring how the buffer zones relate to the broader setting and what, if anything, needs protecting in the broader setting; and implement the subsequent measures,
- g) Reviewing and deepening the Heritage Impact Assessment for the proposed new interpretation centre (Sakai City) in light of the World Heritage inscription and adopted Statement of Outstanding Universal Value,
- h) Developing and implementing Heritage Impact Assessment for all future development proposals, including: plans for park development/improvements, Bicycle Museum, Daisen Park Improvement Plan, new/improved viewing platforms and the Nankai Railway Koya Line Railroad Elevation Project; Continuing to develop processes for Heritage Impact Assessment, including more direct linkages with the management system and the framework for legal protection of the property.

- c) 史跡指定されている構成資産に対して準備されている整備基本計画を完成させること。その際、計画と保存の目的および顕著な普遍的価値(OUV)の保護との間の整合性を確実に担保すること、
- d) 発掘を伴わずに墳丘の構造的安定性を評価するため の方法の将来的な利用について検討すること、
- e) 管理システムにおける地域住民のよりフォーマルな 関与の在り方を検討すること、
- f) 緩衝地帯とその周辺環境の関係を踏まえて、必要に 応じて周辺環境においてさらに保護すべき対象とそ の手段について検討すること、
- g) 計画されているガイダンス施設(堺市)の遺産影響 評価について、世界遺産登録および採択された顕著 な普遍的価値の言明に基づき、より検討を深めるこ と、
- h) すべての将来的な開発計画について遺産影響評価の 手法を開発し実施すること。具体的には、公園の開 発・整備の計画、自転車博物館、大山公園整備計 画、展望場所の新設・改修、南海鉄道高野線の高架 化事業など。保存管理システムと、資産の法的保護 の枠組みをより直接結び付けることを含め、遺産影 響評価の手続きの開発を継続すること。

イ. 世界遺産の保存・管理

①保存・管理

世界遺産一覧表への文化遺産の記載に際しては、真実性(オーセンティシティ)や完全性(インテグリティ)の条件を満たさなければならない。

世界遺産百舌鳥・古市古墳群は、古墳時代の文化を特徴づける日本列島固有の墳墓型式である 古墳により、古代王権を視覚的に表現した物証として、完全性を十分に有している。本資産を構成する 49 基 45 件の古墳は、王権の統治のあり方を最も顕著に示す古墳時代中期に属する王権の古墳を選択し、保存状態が良好なものを網羅したグループである。

すべての墳墓が相互に関連し合った群としての本資産は、歴史的及び地理的にまとまった最良の事例として、古墳群の顕著な普遍的価値を伝える3つの属性、つまり密集した多様な古墳、4つの標準化された型式、入念で独特な葬送儀礼を表している。

各構成資産は、顕著な普遍的価値の証左となる墳丘等の遺構を含む範囲を確保している。構成 資産の保存状況で市街化が進んでいるが、十分な範囲の緩衝地帯を設定し、包括的保存管理計画 に基づいて保全のための対策を実施することにより、資産の適切な保護を実施している。

本資産の真実性は、顕著な普遍的価値に貢献する各構成資産の諸属性に関する十分な学術的・ 考古学的調査研究により裏付けられている。資産の真実性は、形態・意匠、材料・材質、用途・ 機能において維持されている。 資産である 49 基 45 件の古墳は、古墳時代中期に築造された考古学的遺跡として、ほぼ完全な状態で現在まで伝えられたものである。長い歴史の中で、一部の墳丘や濠については、山城(砦)やため池といった、本来の目的以外に使用されたものもあるが、古墳のデザイン・材質・内部施設等は、ほぼ原形のまま保たれている。また、近代以降、部分的に修繕が行われた古墳もあるが、本来の姿に十分な配慮がなされている。

資産の全範囲は、国と地域の行政が、民間所有者と連携して法に基づき適切に管理している。 構成資産の保護の制度は2つあり、陵墓に指定されている国有財産と、文化財保護法に基づく史 跡に指定されている財産のいずれかまたは双方に指定されている。

②世界遺産条約の履行に係る定期報告

構成資産及び緩衝地帯について、顕著な普遍的価値の確実な保持、ならびに修理又は復旧、維持管理、防災及び危機管理に関する体制の充実及び技術の向上を目的として、保全状況及び資産 全体に与える影響に対し定期的に経過観察を実施する。

経過観察にあたって、潜在的脅威に対し、以下の3点の観点の下、観察指標を設定する。

顕著な普遍的価値、ならびに価値を伝達するための属性、真実性及び完全性が維持されているか。

潜在的脅威(開発圧力・環境圧力・自然災害・来訪者)が資産にどのような影響を与えているか、与えたか。

資産の保護、緩衝地帯の保全、資産の公開・活用に関する取り組みが適切に機能しているか。 経過観察については、資産の所有者である宮内庁・大阪府・堺市・羽曳野市・藤井寺市が、文 化庁の助言の下に行う。

経過観察は担当組織によって実施し、記録作成を行う。また、観測結果は構成資産の関係者間で構成される「百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産協議会」において分析し、保全状況を管理するために必要な対応の方向性について協議したうえで、各担当組織によって適切な対策を実施するものとする。

蓄積した成果は、「世界遺産条約の履行のための作業指針」に基づき、年度ごとに情報収集及び 記録作成を行い、6年ごとに保存管理状況の評価としてまとめ、ユネスコ世界遺産センターを通 じて世界遺産委員会に定期報告書(英文)を提出する。

ウ. 緩衝地帯 (バッファゾーン) の概要

①範囲の設定及び考え方

資産本体の顕著な普遍的価値を守るため、資産と周辺の一体的な環境保全を行う緩衝地帯を設定する。その面積は、古市古墳群では373haである。緩衝地帯は、古墳の眺望景観を阻害する開発や各種行為の資産への負の影響を制御し、古墳と調和のとれた景観を形成・維持することを目的にする。その範囲は、古墳群の立地の前提条件となった丘陵・台地等の自然地形に即し、地形変換ラインや河川およびそれらに規定されて形成されてきた街区等に基づいて設定したものである。また、緩衝地帯内においても特に重点的に保全を図るべき区域を「重点ゾーン」としている。

緩衝地帯では、濠越しに巨大古墳を眺望する際の景観(建築物の高さ制限)、周囲の景観が多様な古墳の静寂さや雄大さに調和する景観(建築物の形態意匠や色彩の制限)、屋外広告物が制限された落ち着いた景観(屋外広告物の制限)を保全する。その中でも、重点ゾーンでは、特に、巨大古墳の巨大さが感じられる景観(建築物の高さ制限)、多様な古墳の静寂さや雄大さが感じられる景観(建築物の色彩等の形態意匠の制限・屋外広告物原則禁止)を保全する。

②保護の手法

緩衝地帯は、すべての構成資産を包含する十分な範囲を設定し、都市計画法・景観法・屋外広告物法に基づき、建築物の高さと形態意匠、屋外広告物の設置等に適切な制限を設けている。さらに、資産がもつ顕著な普遍的価値を保存継承していくために、包括的保存管理計画を策定した。これに基づき、保存管理及びその周辺環境の保全にかかる事項について関係機関が定期的かつ必要に応じて協議を行う体制をすでに整えている。

長期的な取り組みとして、資産がもつ顕著な普遍的価値を資産全体として、人々にわかりやすく伝えるため、個々の構成資産の性格をふまえ、地域住民の理解と協力を促しつつ、年次計画に沿って整備や来訪者受け入れのための施策を着実に進めていく。

第3章 史跡等の本質的価値

1. 史跡等の本質的価値の明示

史跡古市古墳群を適切に保存し、次世代に確実に伝えるため、その本質的価値を明確にする必要がある。そのため、指定説明文及び追加指定説明文をもととし、史跡古市古墳群の本質的価値について、次の通り整理して示す。

- ア. 古市古墳群は、大阪府の東南部、大和川と石川が合流する部分に発達した段丘面に4世紀後半から6世紀前半にかけて、約4km四方の範囲におよそ130基以上の古墳により形成された古墳群である。現在、45基の古墳が史跡及び陵墓・陵墓参考地等として保存されている。
- イ. 応神天皇陵(誉田御廟山) 古墳の墳丘長 425mを頂点として、墳丘長 200mを超える巨大前方 後円墳から一辺数mの小型方墳にいたるまで、多様な規模と墳形の古墳が密集して築造され ている。
- ウ. 古市古墳群を構成する各古墳の墳形は、前方後円墳、帆立貝形墳、円墳、方墳の4種類が認められる。そして、墳丘の巨大化、周濠・周堤の存在及び一部の多重化、造出しや墳丘の段築成の定型化など、古墳の最盛期のあり方を示している。また、巨大前方後円墳と中小古墳の配置といった古墳相互の関係性など、当時の政権構造や社会状況を反映する古墳群と言える。
- エ. 城山古墳から出土した長持形石棺や、長持山古墳、唐櫃山古墳から出土した家形石棺、野中 古墳の多量の鉄製品や峯ヶ塚古墳から発見された多様な装身具等は、当時の葬送儀礼を示す ものである。同時に、当時の地域間交流を示すとともに、大陸との交流の一端もよく表して いる。
- オ. 古市古墳群は、古墳の規模と形によって古墳時代の政権構造を表す古墳群として、学術上極めて価値が高く、世界的にも優れた人類の遺産である。

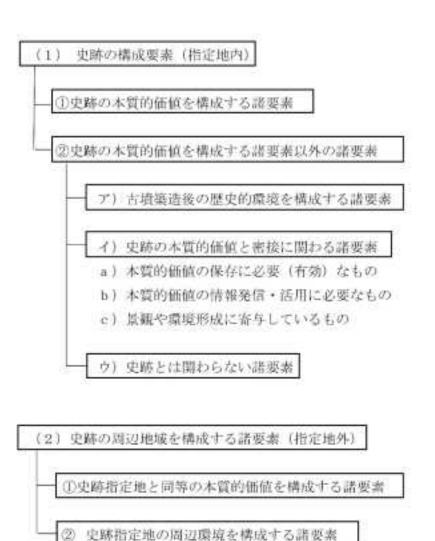
2. 新たな価値評価の視点の明示

史跡指定地及び陵墓・陵墓参考地等の周囲の墳丘や周濠・周堤(二重になっている場合は、内 濠・内堤及び外濠・外堤)といった、本来の古墳の一部や、古墳に属する施設等が認められる範囲 は、本質的価値を有する範囲として価値評価に加える。

3. 構成要素の特定

ア. 構成要素の分類

以上の史跡古市古墳群の本質的価値及び新たな価値評価の視点をもとに、史跡の構成要素(指定 地内)と史跡の周辺地域を構成する諸要素(指定地外)とに分けて、構成要素の分類と概要の説明 を行う。



- ア) 史跡に密接に関わる諸要素
- a) 史跡に関わり一体的に歴史的環境を構成するもの
- b) その他の歴史資産
- c) 本質的価値の保存に必要(有効)なもの
- d) 本質的価値の情報発信・活用に必要なもの
- e) 景観など自然環境を構成するもの

イ) その他の諸要素

(1) 史跡の構成要素(指定地内)

①史跡の本質的価値を構成する諸要素

史跡の指定理由・指定要件に示された特性や価値及び学術的評価の積み重ねにより加えられた価値を有する要素であり、改変することなく確実に保存するものである。

古墳を構成する墳丘や周濠、周堤、墳丘などの外表施設である葺石や埴輪、地下に埋蔵されている埋葬施設である石室や石棺などの遺構や、副葬品などの遺物は史跡の本質的価値を構成する要素である。

さらに、古墳群としてのあり方を示す主墳と周辺の中小古墳などの古墳間の関係性などが認められる要素についても、史跡古市古墳群の本質的価値を構成する要素とする。

②史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

史跡を構成する要素の中では本質的価値を構成するものではないが、時間的経過の中で史跡指定 地内に自然的ないしは人為的に付加された諸要素である。

ア) 古墳築造後の歴史的環境を構成する諸要素

史跡古市古墳群の本質的価値とは直接関連しないが、歴史的積み重ねの中で形成されたもので、 史跡の環境の一つとして守っていくべきものである。

城山古墳における古墳を利用した城郭の痕跡や、史跡指定地内に所在する神社などがあげられる。

- イ) 史跡の本質的価値と密接に関わる諸要素
- a)本質的価値の保存に必要(有効)なもの、b)本質的価値の情報発信・活用に必要なもの、
- c) 景観や環境形成に寄与しているもの、に分けられる。

a は、史跡標柱、柵、フェンス、車止め、土留め、管理用通路、古墳の保存に必要な水路、注意板などがある。 b は、説明板、見学用通路、遺構表示施設などがある。 c は、樹木、地被類などがある。

これらは、史跡指定地を良好に保存活用し、史跡の本質的価値を保つため正常に機能していることが求められる要素である。日常の維持管理を行い、滅失や棄損がないか確認し、老朽化の進行や機能の更新のための変更も視野に入れ、適切な対応が求められる要素である。

ウ) 史跡とは関わらない諸要素

史跡の本質的価値に関わらないそれ以外の要素である。

史跡指定地内に人為的もしくは自然的な要因で所在するもので、本質的価値を構成する要素に影響を及ぼしているか否か、将来的にその可能性があるか否かに関わらず除去や移転などを検討する要素である。

史跡と関わりのない工作物、遺構に悪影響を及ぼしている傾斜木、枯損木や竹などがあげられる。

(2) 史跡の周辺地域を構成する諸要素(指定地外)

①史跡指定地と同等の本質的価値を構成する諸要素

史跡指定地及び陵墓・陵墓参考地等の周囲の墳丘や周濠・周堤(二重になっている場合は、内 濠・内堤及び外濠・外堤)、古墳に属する施設等、本来の古墳の一部である要素である。

これらの要素については、遺構及び開発等の状況を把握し、将来的に史跡の指定拡大等の措置を検討する。

②史跡指定地の周辺環境を構成する諸要素

- ア) 史跡に密接に関わる諸要素
- a) 史跡に関わり一体的に歴史的環境を構成するもの、b) その他の歴史資産、c) 本質的価値

の保存に必要(有効)なもの、d)本質的価値の情報発信・活用に必要なもの、e)景観など自然環境を構成するものに分けられる。

aは、歴史的環境としての古市古墳群を構成する各古墳、及び同古墳群の形成に関わった生産遺構や集落遺構などである。bは、史跡古市古墳群の本質的価値とは直接関連しないが、歴史的積み重ねの中で形成されたもので、史跡の周辺環境の一部となっているものである。cは、史跡標柱、柵、フェンス、車止め、土留め、管理用通路、古墳の保存に必要な水路などのうち、史跡指定地外に存するものである。dは、注意板、説明板、見学用通路などのうち、史跡指定地外に存するものである。eは、史跡と一体的な緑地、公園など、周辺の自然環境を構成するものである。

イ) その他の諸要素

史跡の本質的価値に関わらない要素である。

便益施設、駐車場などがあげられる。

イ. 各古墳の構成要素の特定

上記の構成要素の分類に基づき、史跡古市古墳群の各古墳の構成要素を特定し、表にまとめる。

表 3-1 古市古墳群の構成要素の分類一覧

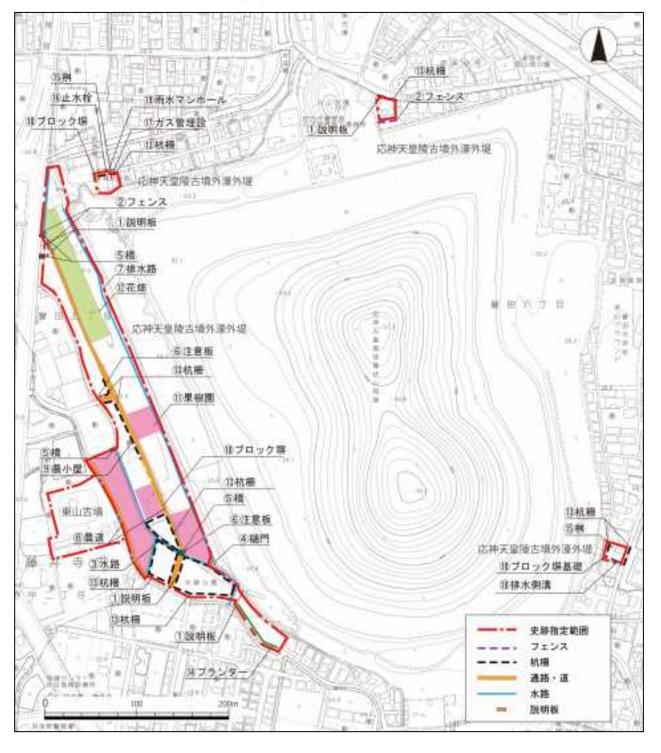
	番号名称		[1]	[2]	[3]	[4]	[5]	[6]	[7]	[8]	[9]	[10]	[11]	
分類				応神天皇陵古墳 外濠外堤	墓山古墳	城山古墳	古室山古墳	大鳥塚古墳	はざみ山古墳	峯ヶ塚古墳	鉢塚古墳	鍋塚古墳	野中古墳	助太山古墳
	①史跡の本質的価	地上なる。	いら視認できる諸	外濠、外堤	墳丘、周濠 周堤	墳丘	墳丘 周堤(一部)	墳丘	墳丘 周濠 周堤	墳丘 周濠 周堤	墳丘	墳丘	墳丘	墳丘
	9る諸要素本質的価値を構	地下に諸要素	一畑蔵されている	葺石、埴輪 地下に埋蔵されてい る遺構・遺物	外溝、葺石、埴輪 地下に埋蔵されてい る遺構・遺物	内濠、内堤、外濠、 外堤、島状遺構、葺 石、埴輪、竪穴式石 槨、長持形石棺 地下に埋蔵されてい る遺構・遺物		周濠、葺石 埴輪 地下に埋蔵されてい る遺構・遺物	周濠(一部)、葺石、 埴輪 地下に埋蔵されてい る遺構・遺物	葺石、竪穴式石室 石棺、埴輪、副葬品 地下に埋蔵されてい る遺構・遺物	周濠、埴輪 地下に埋蔵されてい る遺構・遺物	墳丘(一部)、周濠 (一部)、 葺石、埴輪 地下に埋蔵されてい る遺構・遺物	周濠、葺石地下に埋蔵されている遺構・遺物	埋葬施設 地下に埋蔵されてい る遺構・遺物
1			5墳築造後の歴史 竟を構成する諸要			中世城郭跡津堂八幡神社				ため池土手				
史跡の構成要素(指定地内)	②史跡の本場	イ) 史跡の	a)本質的価値の 保存に必要(有 効)なもの	杭柵、フェンス、注 意板	フェンス、注意板	史跡標柱、擬木柵、 フェンス、車止め、 園路、水路、注意板	史跡標柱、木柵、擬 木柵、車止め、排水 路、集水枡、注意 板、杭柵、フェンス	史跡標柱、擬木柵、 擬木護岸、フェン ス、水路、排水側 溝、注意板	フェンス	フェンス、竹柵、注意板、杭柵、管理用通路	フェンス、排水溝	史跡標柱、木柵、杭 柵	フェンス、排水溝、車止め	史跡標柱、土留め木棚
	質的価値を描	関わる諸要素の本質的価値に	し、土匪的運体の	説明板	説明板	説明板、周遊路(水 路暗渠)、島状遺構の 表示	説明板	説明板	説明板	説明板	説明板	説明板	説明板	説明板
	②史跡の本質的価値を構成する諸要素	素値と密接に	c)景観や環境形 成に寄与してい	花畑(暫定整備)、桜 植樹、サザンカ植 樹、ハナミズキ植 樹、地被類、プラン ター	墳丘上樹木、地被類	墳丘上樹木、地被 類、桜・梅植栽	墳丘上樹木、地被 類、桜・梅植栽	墳丘上樹木、地被類	墳丘上樹木、地被類	墳丘上樹木、地被 類、ため池	墳丘上樹木、地被類	墳丘上樹木、地被類	墳丘上樹木、地 被類	墳丘上樹木、地被類
	素以外の諸要素	ウ) 史路諸要素	跡とは関わらない ≅	水路、樋門、橋、排水路、農道、農小屋、ブロック塀、果樹園、桝、止水栓、ガス管埋設、排水側溝、雨水マンホール	コンクリート擁壁、 コンクリート板土止め、プロック積み接壁、間知石擁壁、水門、排水路、通路、電柱、周堤上の高木化した樹木	湿生植物、花しょう ぶ園、草花園、電 柱、標柱、花壇、引 込柱、街灯、公園施 設、畑、木柱、排水 側溝、入水口、出水 口、道標、マンホー ル、住宅	電柱、公有化前の建物等の痕跡、コンクリート舗装、畑、小屋、住宅、コンクリート土留め、止水栓、カーブミラー		護岸、入水口、出水口、電柱	水路、水門、コンク リート護岸、園路	門扉、水路、旧幼稚園(園舎、園庭、遊具)	階段、スロープ、フェンス、墳丘上植栽	コンクリート舗 装、コンクリー ト壁、駐車場、 カーポート、物 置、プロック 塀、電柱	階段、墳丘上植栽
2	①史跡:	史跡指定地と同等の本質的価 を構成する諸要素		墳丘・内濠・内堤 (陵墓)、外濠・外堤 (第3種地区)	周堤(第3種地区)	内堤(第3種地区) 外濠(第3種地区) 外堤(第3種地区)	周濠(第3種地区)	周濠(第3種地区) 周堤(第3種地区)	周堤(第3種地区) 周堤外側を区画する 溝(第3種地区)	外濠(第3種地区)	周濠(一部)(第3種地区)	墳丘(一部)(第3 種地区)、 周濠(第3種地区)	周濠(一部)(第 3種地区)	周濠(第3種地区)
史跡	2	ア)史跡に密接に関わる諸要素	り一体的に歴史		野中古墳、浄元寺山 古墳、向墓山古墳、 誉田白鳥埴輪製作遺 跡	津堂遺跡		赤面山古墳、古室山 古墳、応神天皇陵古 墳	野中宮山古墳		仲哀天皇陵古墳	仲姫命陵古墳 唐櫃山古墳	墓山古墳	中山塚古墳 八島塚古墳 仲姫命陵古墳 土師の里埴輪窯跡群
辺 地	②史跡指定地			誉田八幡宮・東高野 街道・茶山遺跡	外堤 (一部)	古室山古墳	古室山古墳			小口山古墳・水塚古 墳・クメ塚古墳				
の周辺地域を構成する諸要素(の周		c)本質的価値 の保存に必要 (有効)なもの	フェンス	フェンス	フェンス				フェンス・水路				
	辺環境を			誉田八幡宮宝物館	羽曳野市文化財展示 室	ガイダンス施設				管理棟 (展示台含む) 散策路				
	構成する		e)景観など自 然環境を構成す るもの	誉田八幡宮境内樹木	墳丘樹木					峰塚公園				
(指定地外)	る諸要素	イ) そ	その他の諸要素	児童公園	墓地					トイレ				

	番号名称 分類			[12]	[13]	[14]	[15]	[16]	[17]	[19]	[20]	[21]	[22]	[23]
分類				赤面山古墳	青山古墳	蕃所山古墳	稲荷塚古墳	東山古墳	割塚古墳	净元寺山古墳	松川塚古墳	唐櫃山古墳	白鳥陵古墳周堤	仲姫命陵古墳周堤
	①史跡の	地上か 要素	ら視認できる諸	墳丘	墳丘 周濠 周堤	墳丘	墳丘	墳丘	墳丘	墳丘	墳丘	墳丘 石棺	周堤	周堤
	①史跡の本質的価値	地下に埋蔵されている 諸要素		埴輪 地下に埋蔵されてい る遺構・遺物	埴輪 地下に埋蔵されてい る遺構・遺物	埴輪 地下に埋蔵されてい る遺構・遺物	埴輪 地下に埋蔵されてい る遺構・遺物	周濠、周堤、葺石 埴輪 地下に埋蔵されてい る遺構・遺物	埴輪 地下に埋蔵されてい る遺構・遺物	周濠、葺石、埴輪 地下に埋蔵されてい る遺構・遺物	周濠、葺石、埴輪 地下に埋蔵されてい る遺構・遺物	周濠、葺石、埴輪 地下に埋蔵されて いる遺構・遺物	区画溝、埴輪 地下に埋蔵されて いる遺構・遺物	埴輪 地下に埋蔵されて いる遺構・遺物
1	l	ア)古墳築造後の歴史 的環境を構成する諸要 素												
・史跡の構成要素	②史跡の本	関わる諸要素 関わる諸要素	a)本質的価値の 保存に必要(有 効)なもの	史跡境界標柱	フェンス、門扉	擬木柵				フェンス、門扉、注 意板		フェンス	フェンス、注意板	
			b) 本質的価値の 情報発信・活用 に必要なもの			説明板			説明板				説明板(予定)	
(指定地内)	質的価値を構成する諸型		c)景観や環境形成に寄与しているもの		墳丘上樹木、地被類	墳丘上樹木、地被類	地被類	墳丘上樹木、地被類	地被類	墳丘上樹木、地被類	地被類	墳丘上樹木、地被 類	地被類	
	諸要素以外の諸要素	ウ) 史跡とは関わらない 諸要素		高速道路高架	水門、コンクリート 護岸、排水路		墳丘上樹木	コンテナ、プレハ ブ、スクリーン、映 写台、通路		墓、電柱、建築物、 駐車場、電柱控え 柱、排水側溝、カー ポート、マンホー ル、ブロック塀、ガ ードレール、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	引線、電柱、駐車場		排水路、通路、石 積み、ブロック積	住宅、駐車場、電柱
2		指定地と 成する諸		墳丘(一部)(第3 種地区) 周濠(一部)(第3種 地区)	周濠(一部)(第3 種地区) 周堤(一部)(第3種 地区)		墳丘(一部)(第3 種地区) 周濠(第3種地区)	墳丘(一部)(第3 種地区)、周濠(一部)(第3種地区)	墳丘(一部)(第3 種地区)、周濠(第3 種地区)	墳丘(一部)(第3 種地区)、周濠(一部)(第3種地区)	周濠(一部)(第3種地区)	墳丘(一部)(第3種地区)、周濠(一部)(第3種地区)	陵墓(墳丘・周 濠)、周堤・区画溝 (第3種地区)、園 地状遺構	陵墓(墳丘·周 濠)、周堤(第3種 地区)
)史跡の周辺地域を構成する諸要素	2	ア)史跡に密接に関わる諸要素	a) 史跡に関わ り一体的に歴史 的環境を構成す るもの	大鳥塚古墳 古室山古墳				応神天皇陵古墳	仲哀天皇陵古墳	墓山古墳	古室山古墳	允恭天皇陵古墳 鍋塚古墳	丹治道(竹内街 道) 旧浅野家住宅(ガ イダンス施設予 定)・拝所・参道	鍋塚古墳、古室山 古墳、土師の里埴 輪窯跡群
地域を描	②史跡指定地の周辺環境を構成する諸要素		b)その他の歴 史資産										軽里古墳群・古市 大溝・小白髪山古 墳	古室八幡神社沢田八幡神社
博成する	の周辺環境		c)本質的価値 の保存に必要 (有効)なもの	フェンス									フェンス	
	児を構成す		d) 本質的価値 の情報発信・活 用に必要なもの		説明板									
(指定地外)	る諸要素		e)景観など自 然環境を構成す るもの		児童公園								墳丘樹木・周濠	
外		イ) そ(の他の諸要素											

			番号名称	[18]
		分類		野中宮山古墳 (未指定)
	を構成す	地上か 要素	ら視認できる諸	墳丘 周濠
	する諸要素の本質的価値	地下に諸要素	埋蔵されている	周濠、埴輪 地下に埋蔵されている遺構・ 遺物
1	2		墳築造後の歴史 を構成する諸要	野中神社
う古墳の構成要素	②古墳の本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	イ)古墳の木	a)本質的価値の 保存に必要(有 効)なもの	フェンス、車止め、擬木柵
_	値を構成す	の本質的価値と密	b)本質的価値の 情報発信・活用 に必要なもの	説明板
(指定地外)	る諸要素以外	密接に関わ	c)景観や環境形成に寄与しているもの	墳丘上樹木、地被類、桜植栽
	の諸要素	ウ) 古墳 諸要素	質とは関わらない	階段、舗装、柵、倉庫、護 岸、公園施設、パーゴラ、畑
	①古墳 成する		D本質的価値を構	周濠(一部)、周堤
(2)			a) 古墳に関わ り一体的に歴史 的環境を構成す るもの	はざみ山古墳
古墳の周	2	ア)直	b)その他の歴 史資産	
(2) 古墳の周辺地域を構成する諸要素(指定地外)	②古墳の周辺環境を構成する諸要素	古墳に密接に関わる諸要素	c)本質的価値 の保存に必要 (有効)なもの	
成する諸要	児を構成する諸	わる諸要素	d) 本質的価値 の情報発信・活 用に必要なもの	
· 素(指定	商要素		e)景観など自 然環境を構成す るもの	
地外)		イ) そ	の他の諸要素	

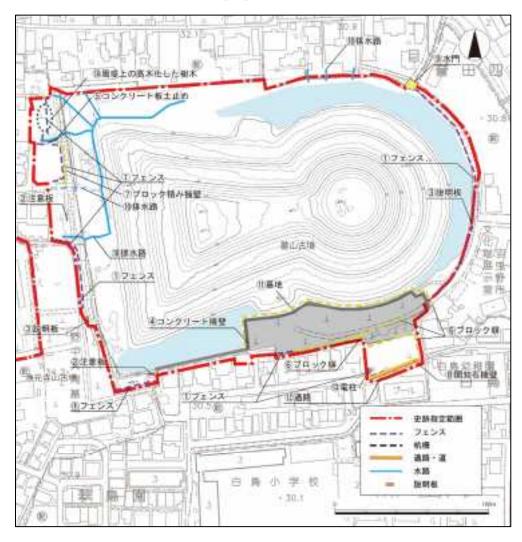
(3) 史跡の構成要素の位置

【1】応神天皇陵古墳外濠外堤



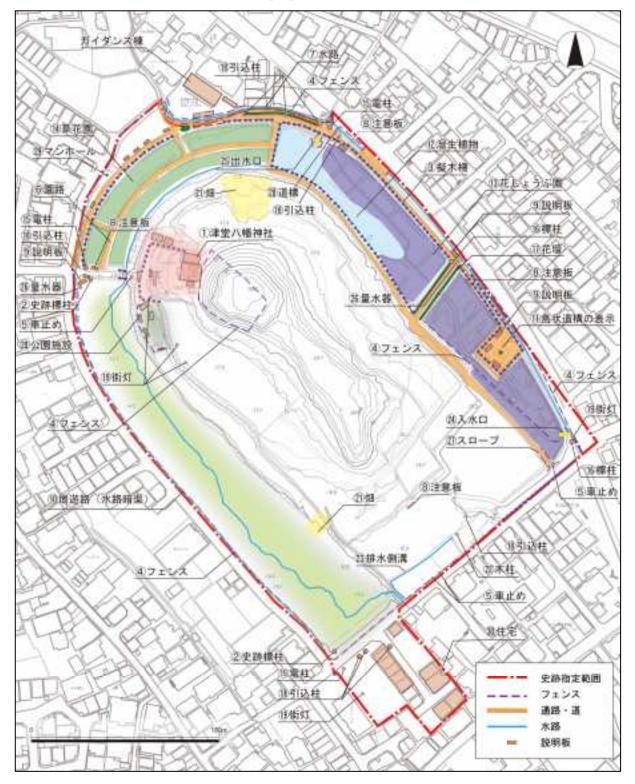
		(1)	史跡の構成要素(指定地内)				
①史跡の本 質的価値を	地上から視	認できる諸要素	外濠、外堤				
構成する諸 要素	地下に埋蔵	されている諸要素	量石、埴輪 地下に埋蔵されている遺構・遺物				
	ア) 古墳築 成する諸要	を造後の歴史的環境を構 素					
②史跡の本	イ)史跡 の本質的 価値と密 接に関わる諸要素 こ	a) 本質的価値の保存に 必要(有効) なもの	③杭柵、②フェンス、⑥注意板				
質的価値を構成する諸要素以外の		b) 本質的価値の情報発信・活用に必要なもの	①説明板				
諸要素		c) 景観や環境形成に寄 与しているもの	⑫花畑(暫定整備)、桜植樹、サザンカ植樹、ハナミズキ植樹、地被類、⑭ プランター				
	ウ)史跡とに	は関わらない諸要素	③水路、④樋門、⑤橋、⑦排水路、⑧農道、⑨農小屋、⑩ブロック塀、⑪ 果樹園、⑮桝、⑯止水栓、⑪ガス管埋設、⑱排水側溝、⑲雨水マンホール				

【2】墓山古墳



		(1)	史跡の構成要素(指定地内)
①史跡の本	地上から初	記できる諸要素	墳丘、周濠、周堤
質的価値を 構成する諸 要素	地下に埋蔵	はされている諸要素	外溝、葺石、埴輪 地下に埋蔵されている遺構・遺物
	ア) 古墳築成する諸要	経造後の歴史的環境を構 要素	
②史跡の本	イ)史跡	a) 本質的価値の保存に 必要(有効) なもの	①フェンス、②注意板
質的価値を 構成する諸	の本質的 価値と密 接に関わ	b) 本質的価値の情報発信・活用に必要なもの	③説明板
要素以外の諸要素	る諸要素	c) 景観や環境形成に寄 与しているもの	墳丘上樹木、地被類
	ウ)史跡と(は関わらない諸要素	④コンクリート擁壁、⑤コンクリート板土止め、⑥ブロック塀、⑦ブロック積み擁壁、⑧間知石擁壁、⑨水門、⑩排水路、⑪墓地、⑰通路、⑬電柱、⑭周堤上の高木化した樹木

【3】城山古墳



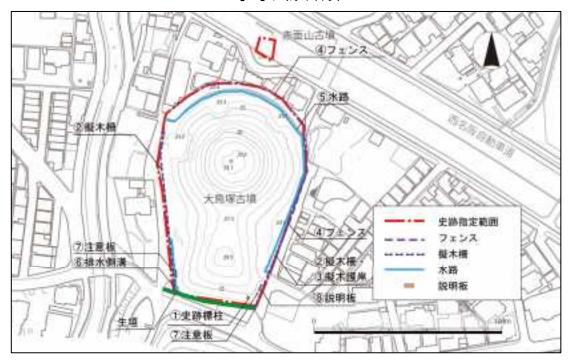
		(1)	史跡の構成要素(指定地内)
①史跡の本	地上から視認できる諸要素		墳丘
質的価値を 構成する諸 要素	地下に埋蔵されている諸要素		内濠、内堤、外濠、外堤、島状遺構、葺石、埴輪、竪穴式石槨、長持形石棺 地下に埋蔵されている遺構・遺物
	ア)古墳築造後の歴史的環境を構成する諸要素		中世城郭跡、①津堂八幡神社
②史跡の本	イ)史跡の本質的価値と密接に関わる諸要素	a) 本質的価値の保存に 必要(有効)なもの	②史跡標柱、③擬木柵、④フェンス、⑤車止め、⑥園路、⑦水路、⑧注意板
質的価値を 構成する諸		b) 本質的価値の情報発信・活用に必要なもの	⑨説明板、⑩周遊路(水路暗渠)、⑪島状遺構の表示
要素以外の諸要素		c) 景観や環境形成に寄 与しているもの	墳丘上樹木、地被類、桜・梅植栽
	ウ)史跡とは関わらない諸要素		⑫湿生植物、⑬花しょうぶ園、⑭草花園、⑮電柱、⑯標柱、⑰花壇、⑱引 込柱、⑲街灯、⑳公園施設、㉑畑、㉑木柱、㉓排水側溝、㉑入水口、筠出 水口、㉑量水器、㉑スロープ、㉑道標、㉑マンホール、㉑住宅

【4】古室山古墳



		(1)	史跡の構成要素(指定地内)	
①史跡の本	地上から視認できる諸要素		墳丘、周堤 (一部)	
質的価値を 構成する諸 要素	地下に埋蔵されている諸要素		周濠、周堤、葺石、埴輪 地下に埋蔵されている遺構・遺物	
	ア) 古墳築造後の歴史的環境を構成する諸要素			
②史跡の本	イ)史跡の本質的価値と密接に関わる諸要素	a) 本質的価値の保存に 必要(有効)なもの	①史跡標柱、②木柵、③擬木柵、④車止め、⑤排水路、⑥集水枡、⑦注意板、⑧杭柵、⑨フェンス	
質的価値を構成する諸要素以外の		b) 本質的価値の情報発信・活用に必要なもの	⑪説明板	
諸要素		c) 景観や環境形成に寄 与しているもの	墳丘上樹木、地被類、桜・梅植栽	
	ウ) 史跡とは関わらない諸要素		①電柱、⑫公有化前の建物等の痕跡、⑬コンクリート舗装、⑭畑、⑮小屋、⑯住宅、⑪コンクリート土留め、⑱止水栓、⑲カーブミラー	

【5】大鳥塚古墳



(1) 史跡の構成要素(指定地内)			
①史跡の本	地上から視認できる諸要素		墳丘
質的価値を 構成する諸 要素	地下に埋蔵されている諸要素		周濠、葺石、埴輪 地下に埋蔵されている遺構・遺物
	ア)古墳築造後の歴史的環境を構成する諸要素		
②史跡の本 質的価値を	イ)史跡 の本質的 価値と密接に関わ	a) 本質的価値の保存に 必要(有効)なもの	①史跡標柱、②擬木柵、③擬木護岸、④フェンス、⑤水路、⑥排水側溝、 ⑦注意板
構成する諸 要素以外の		b) 本質的価値の情報発信・活用に必要なもの	⑧説明板
諸要素	る諸要素	c) 景観や環境形成に寄 与しているもの	墳丘上樹木、地被類
	ウ)史跡とは関わらない諸要素		

【6】はざみ山古墳



	(1)史跡の構成要素(指定地内)			
①史跡の本	地上から視認できる諸要素		墳丘、周濠、周堤	
質的価値を 構成する諸 要素	地下に埋蔵されている諸要素		周濠(一部)、葺石、埴輪 地下に埋蔵されている遺構・遺物	
	ア) 古墳築造後の歴史的環境を構成する諸要素			
②史跡の本 質的価値を	イ)史跡 の本質的 価値と密接に関わる諸要素	a) 本質的価値の保存に 必要(有効)なもの	① フェンス	
構成する諸 要素以外の		b) 本質的価値の情報発信・活用に必要なもの	②説明板	
諸要素		c) 景観や環境形成に寄 与しているもの	墳丘上樹木、地被類	
	ウ)史跡とは関わらない諸要素		③護岸、④入水口、⑤出水口、⑥電柱	

【7】峯ヶ塚古墳



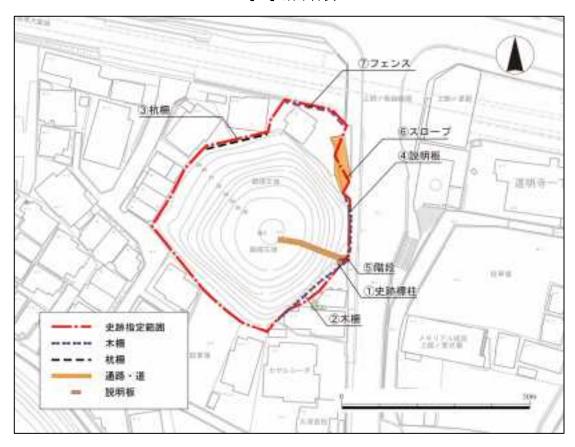
	(1)史跡の構成要素(指定地内)				
①史跡の本	地上から視認できる諸要素		墳丘、周濠、周堤		
質的価値を 構成する諸 要素	地下に埋蔵されている諸要素		葺石、竪穴式石室、石棺、埴輪、副葬品 地下に埋蔵されている遺構・遺物		
	ア)古墳築造後の歴史的環境を構成する諸要素		ため池土手		
②史跡の本 質的価値を	イ)史跡 の本質的 価値と密接に関わる諸要素	a) 本質的価値の保存に 必要(有効)なもの	②フェンス、⑧竹柵、注意板、⑦杭柵、⑨管理用通路		
構成する諸 要素以外の		b) 本質的価値の情報発信・活用に必要なもの	①説明板		
諸要素		c) 景観や環境形成に寄 与しているもの	墳丘上樹木、地被類、ため池		
	ウ) 史跡とは関わらない諸要素		③水路、④水門、⑤コンクリート護岸、⑥園路		

【8】鉢塚古墳



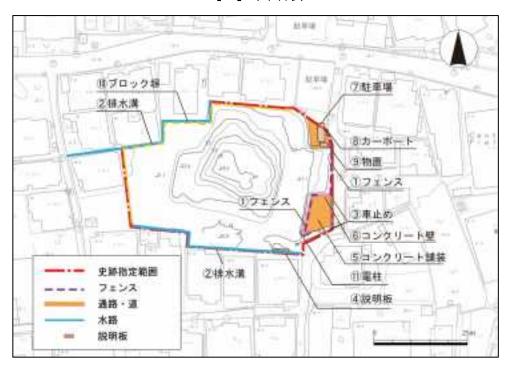
	(1)史跡の構成要素(指定地内)			
①史跡の本 質的価値を 構成する諸 要素	地上から視認できる諸要素		墳丘	
	地下に埋蔵されている諸要素		周濠、埴輪 地下に埋蔵されている遺構・遺物	
	ア) 古墳築造後の歴史的環境を構成する諸要素			
②史跡の本 質的価値を	イ)史跡 の本質的 価値と密 接に関わる諸要素	a) 本質的価値の保存に 必要(有効)なもの	①フェンス、②排水溝	
構成する諸 要素以外の		b) 本質的価値の情報発信・活用に必要なもの	③説明板	
諸要素		c) 景観や環境形成に寄 与しているもの	墳丘上樹木、地被類	
	ウ) 史跡とは関わらない諸要素		④門扉、⑤水路、⑥旧幼稚園(園舎、園庭、遊具)	

【9】鍋塚古墳



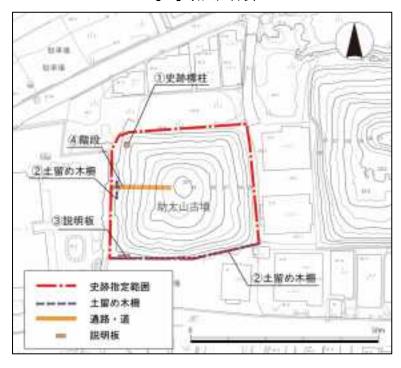
	(1)史跡の構成要素(指定地内)			
①史跡の本	地上から視認できる諸要素		墳丘	
質的価値を 構成する諸 要素	地下に埋蔵されている諸要素		墳丘(一部)、周濠(一部)、葺石、埴輪 地下に埋蔵されている遺構・遺物	
	ア)古墳築造後の歴史的環境を構成する諸要素			
②史跡の本 質的価値を	イ)史跡の本質的価値と密接に関わる諸要素	a) 本質的価値の保存に 必要(有効)なもの	①史跡標柱、②木柵、③杭柵	
構成する諸 要素以外の		b) 本質的価値の情報発信・活用に必要なもの	④説明板	
諸要素		c) 景観や環境形成に寄 与しているもの	墳丘上樹木、地被類	
	ウ)史跡とは関わらない諸要素		⑤階段、⑥スロープ、⑦フェンス、墳丘上植栽	

【10】野中古墳



		(1)	史跡の構成要素(指定地内)
①史跡の本	地上から視認できる諸要素		墳丘
質的価値を 構成する諸 要素	地下に埋蔵されている諸要素		周濠、葺石 地下に埋蔵されている遺構・遺物
	ア)古墳築造後の歴史的環境を構成する諸要素		
②史跡の本	イ)史跡 の本質的 価値と密 接に関わる諸要素	a) 本質的価値の保存に 必要(有効)なもの	①フェンス、②排水溝、③車止め
質的価値を構成する諸要素以外の		b) 本質的価値の情報発信・活用に必要なもの	④説明板
諸要素		c) 景観や環境形成に寄 与しているもの	墳丘上樹木、地被類
	ウ)史跡とは関わらない諸要素		⑤コンクリート舗装、⑥コンクリート壁、⑦駐車場、⑧カーポート、⑨物置、⑩ブロック塀、⑪電柱

【11】助太山古墳



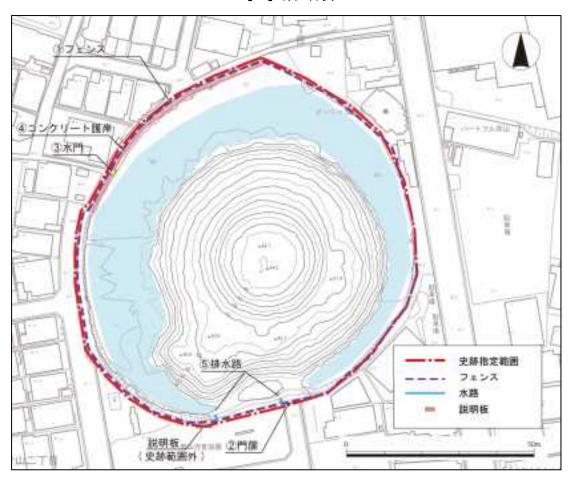
	(1)史跡の構成要素(指定地内)			
①史跡の本	地上から視認できる諸要素		墳丘	
質的価値を 構成する諸 要素	地下に埋蔵されている諸要素		埋葬施設 地下に埋蔵されている遺構・遺物	
	ア) 古墳築造後の歴史的環境を構成する諸要素			
②史跡の本 質的価値を	イ)史跡 の本質的 価値と密接に関わる諸要素	a) 本質的価値の保存に 必要(有効)なもの	①史跡標柱、②土留め木柵	
構成する諸要素以外の		b) 本質的価値の情報発信・活用に必要なもの	③説明板	
諸要素		c) 景観や環境形成に寄 与しているもの	墳丘上樹木、地被類	
	ウ)史跡とは関わらない諸要素		④階段、墳丘上植栽	

【12】赤面山古墳



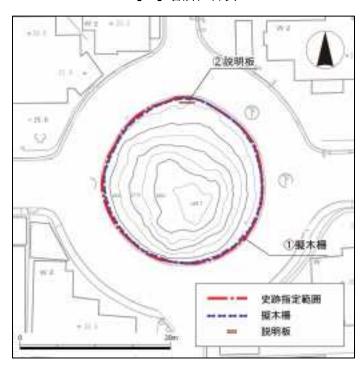
	(1)史跡の構成要素(指定地内)			
①史跡の本	地上から視認できる諸要素		墳丘	
質的価値を 構成する諸 要素	地下に埋蔵されている諸要素		埴輪 地下に埋蔵されている遺構・遺物	
	ア)古墳築造後の歴史的環境を構成する諸要素			
②史跡の本 質的価値を	イ) 史跡 の本質的 価値と密 接に関わ	a) 本質的価値の保存に 必要(有効)なもの	①史跡境界標柱	
構成する諸 要素以外の		b) 本質的価値の情報発信・活用に必要なもの		
諸要素	る諸要素	c) 景観や環境形成に寄 与しているもの		
	ウ)史跡とは関わらない諸要素		②高速道路高架	

【13】青山古墳



	(1)史跡の構成要素(指定地内)			
①史跡の本	地上から視認できる諸要素		墳丘、周濠、周堤	
質的価値を 構成する諸 要素	地下に埋蔵されている諸要素		埴輪 地下に埋蔵されている遺構・遺物	
ı	ア) 古墳築造後の歴史的環境を構成する諸要素			
②史跡の本 質的価値を	イ)史跡 の本質的 価値と密接に関わる諸要素	a) 本質的価値の保存に 必要(有効)なもの	①フェンス、②門扉	
構成する諸 要素以外の		b) 本質的価値の情報発信・活用に必要なもの		
諸要素		c) 景観や環境形成に寄 与しているもの	墳丘上樹木、地被類	
	ウ)史跡とは関わらない諸要素		③水門、④コンクリート護岸、⑤排水路	

【14】蕃所山古墳



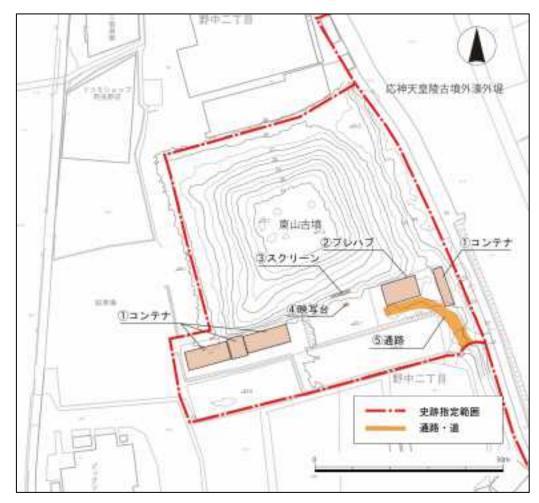
	(1)史跡の構成要素(指定地内)			
①史跡の本	地上から視認できる諸要素		墳丘	
質的価値を 構成する諸 要素	地下に埋蔵されている諸要素		埴輪 地下に埋蔵されている遺構・遺物	
	ア) 古墳築造後の歴史的環境を構成する諸要素			
②史跡の本 質的価値を	イ)史跡 の本質的 価値と密接に関わる諸要素	a) 本質的価値の保存に 必要(有効) なもの	①擬木柵	
構成する諸 要素以外の		b) 本質的価値の情報発信・活用に必要なもの	②説明板	
諸要素		c) 景観や環境形成に寄 与しているもの	墳丘上樹木、地被類	
	ウ)史跡とは関わらない諸要素			

【15】稲荷塚古墳

(1) 史跡の構成要素(指定地内)				
_	地上から視	墳丘		
①史跡の本 質的価値を 構成する諸 要素	地下に埋蔵	埴輪 地下に埋蔵され ている遺構・遺 物		
	ア)古墳築造後の歴史的環境を構成する諸要素			
②史跡の本 質的価値を	イ)史跡の本質的価値と密接に関わる諸要素	a) 本質的価値の保存に 必要(有効)なもの		
構成する諸 要素以外の		b) 本質的価値の情報発信・活用に必要なもの		
諸要素		c) 景観や環境形成に寄 与しているもの	地被類	
	ウ)史跡とは関わらない諸要素		墳丘上樹木	

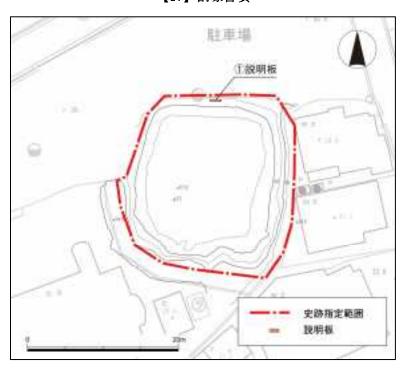


【16】東山古墳



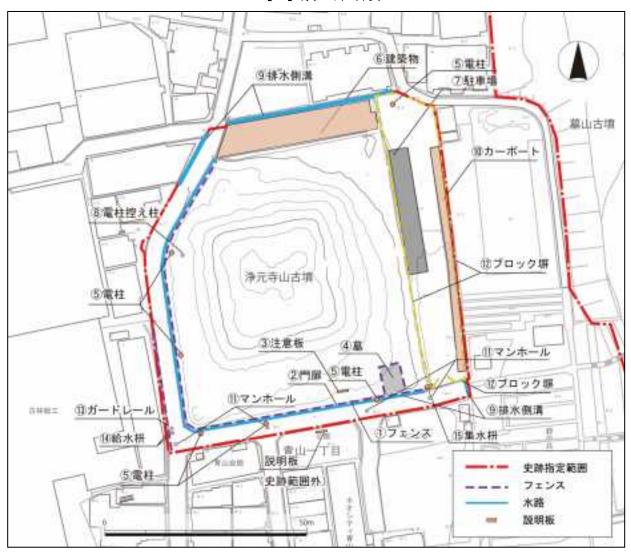
	(1)史跡の構成要素(指定地内)				
①史跡の本	地上から視認できる諸要素		墳丘		
質的価値を 構成する諸 要素	地下に埋蔵されている諸要素		周濠、周堤、葺石、埴輪 地下に埋蔵されている遺構・遺物		
	ア) 古墳築造後の歴史的環境を構成する諸要素				
②史跡の本 質的価値を	イ) 史跡 の本質的 価値と密接に関わ	a) 本質的価値の保存に 必要(有効)なもの			
構成する諸 要素以外の		b) 本質的価値の情報発信・活用に必要なもの			
諸要素	る諸要素	c) 景観や環境形成に寄 与しているもの	墳丘上樹木、地被類		
	ウ) 史跡とは関わらない諸要素		①コンテナ、②プレハブ、③スクリーン、④映写台、⑤通路		

【17】割塚古墳



	(1)史跡の構成要素(指定地内)			
①史跡の本	地上から視認できる諸要素		墳丘	
質的価値を 構成する諸 要素	地下に埋蔵されている諸要素		埴輪 地下に埋蔵されている遺構・遺物	
	ア) 古墳築造後の歴史的環境を構成する諸要素			
②史跡の本 質的価値を	イ)史跡 の本質的 価値と密接に関わ	a) 本質的価値の保存に 必要(有効) なもの		
構成する諸 要素以外の		b) 本質的価値の情報発信・活用に必要なもの	①説明板	
諸要素	る諸要素	c) 景観や環境形成に寄 与しているもの	地被類	
	ウ) 史跡とは関わらない諸要素			

【19】浄元寺山古墳



	(1)史跡の構成要素(指定地内)			
5 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -		記できる諸要素	墳丘	
質的価値を 構成する諸 要素	地下に埋蔵されている諸要素		周濠、葺石、埴輪 地下に埋蔵されている遺構・遺物	
	ア)古墳築造後の歴史的環境を構 成する諸要素			
②史跡の本	イ)史跡 の本質的 価値と密接に関わる諸要素	a) 本質的価値の保存に 必要(有効) なもの	①フェンス、②門扉、③注意板	
質的価値を構成する諸		b) 本質的価値の情報発信・活用に必要なもの		
要素以外の 諸要素		c) 景観や環境形成に寄 与しているもの	墳丘上樹木、地被類	
	ウ)史跡とは関わらない諸要素		④墓、⑤電柱、⑥建築物、⑦駐車場、⑧電柱控え柱、⑨排水側溝、⑩カーポート、⑪マンホール、⑫ブロック塀、⑬ガードレール、⑭給水枡、⑮集水枡	

【20】松川塚古墳



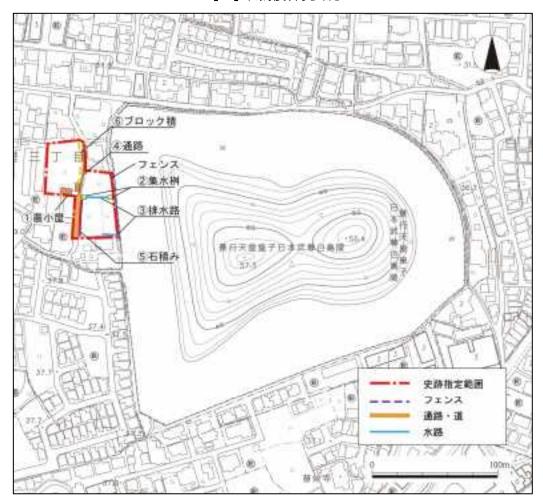
	(1)史跡の構成要素(指定地内)				
①史跡の本	地上から視認できる諸要素		墳丘		
質的価値を 構成する諸 要素	地下に埋蔵されている諸要素		周濠、葺石、埴輪 地下に埋蔵されている遺構・遺物		
	ア) 古墳築造後の歴史的環境を構成する諸要素				
②史跡の本 質的価値を	イ) 史跡 の本質的 価値と密接に関わ	a) 本質的価値の保存に 必要(有効)なもの			
構成する諸 要素以外の		b) 本質的価値の情報発信・活用に必要なもの			
諸要素	る諸要素	c) 景観や環境形成に寄 与しているもの	地被類		
	ウ) 史跡とは関わらない諸要素		①引線、②電柱、③駐車場		

【21】唐櫃山古墳



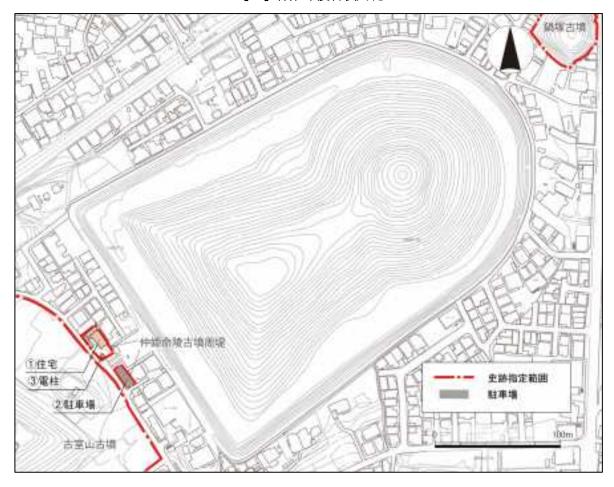
	(1)史跡の構成要素(指定地内)			
①史跡の本	地上から視認できる諸要素		墳丘、石棺	
質的価値を 構成する諸 要素	地下に埋蔵されている諸要素		周濠、葺石、埴輪 地下に埋蔵されている遺構・遺物	
	ア) 古墳築造後の歴史的環境を構成する諸要素			
②史跡の本	イ)史跡の価値と密接に関わる諸要素	a) 本質的価値の保存に 必要(有効)なもの	① フェンス	
質的価値を構成する諸要素以外の		b) 本質的価値の情報発信・活用に必要なもの		
諸要素		c) 景観や環境形成に寄 与しているもの	墳丘上樹木、地被類	
	ウ) 史跡とは関わらない諸要素		②階段、③石積み土留め、④ブロック土留め、⑤庭築石、⑥庭板石、⑦給水管、⑧汚水枡、⑨花壇跡	

【22】白鳥陵古墳周堤



	(1)史跡の構成要素(指定地内)				
①史跡の本	地上から視認できる諸要素		周堤		
質的価値を 構成する諸 要素	地下に埋蔵されている諸要素		区画溝、埴輪 地下に埋蔵されている遺構・遺物		
	ア) 古墳築造後の歴史的環境を構成する諸要素				
②史跡の本 質的価値を	イ)史跡の本質的価値と密接に関わる諸要素	a) 本質的価値の保存に 必要(有効)なもの	フェンス、注意板		
構成する諸 要素以外の		b) 本質的価値の情報発信・活用に必要なもの	説明板(予定)		
諸要素		c) 景観や環境形成に寄 与しているもの	地被類		
	ウ)史跡とは関わらない諸要素		①農小屋、②集水桝、③排水路、④通路、⑤石積み、⑥ブロック積み		

【23】仲姫命陵古墳周堤



	(1) 史跡の構成要素(指定地内)				
①史跡の本	地上から視認できる諸要素		周堤		
質的価値を 構成する諸 要素	地下に埋蔵されている諸要素		道輪 地下に埋蔵されている遺構・遺物		
	ア)古墳築造後の歴史的環境を構成する諸要素				
②史跡の本 質的価値を	イ)史跡の本質的価値と密接に関わ	a) 本質的価値の保存に 必要(有効)なもの			
構成する諸 要素以外の		b) 本質的価値の情報発信・活用に必要なもの			
諸要素	る諸要素	c) 景観や環境形成に寄 与しているもの			
	ウ) 史跡とは関わらない諸要素		①住宅、②駐車場、③電柱		

【18】野中宮山古墳(未指定)



	(1)古墳の構成要素(指定地外)			
①古墳の本	地上から視認できる諸要素		墳丘、周濠	
質的価値を 構成する諸 要素	地下に埋蔵されている諸要素		周濠、埴輪 地下に埋蔵されている遺構・遺物	
	ア)古墳築造後の歴史的環境を構成する諸要素		①野中神社	
②古墳の本 質的価値を	イ)古墳の本質的価値と密接に関わる諸要素	a) 本質的価値の保存に 必要(有効)なもの	②フェンス、③車止め、④擬木柵	
構成する諸 要素以外の		b) 本質的価値の情報発信・活用に必要なもの	⑤説明板	
諸要素		c) 景観や環境形成に寄 与しているもの	墳丘上樹木、地被類、桜植栽	
	ウ) 古墳とは関わらない諸要素		⑥階段、⑦舗装、⑧柵、⑨倉庫、⑪護岸、⑪公園施設、⑫パーゴラ、⑬畑	

第4章 現状・課題

史跡古市古墳群の各古墳は、群内に点在している。史跡としての本質的価値の明示には、個々の 古墳を保存するだけではなく、古墳相互の関連性が十分理解されるような周辺景観への配慮も必要 となる。本質的価値をふまえ、保存(保存管理)、活用、整備、運営・体制の整備に分けて、まず 共通の課題を述べ、その後、各古墳の現状と課題を述べる。

1. 保存(保存管理)

ア. 共通の現状と課題

- (1) 史跡指定地について、各古墳とも公有地についてはその存する自治体(羽曳野市・藤井寺市)が定期的な除草・清掃を実施し、適正な管理に努めている。しかし、面積が広いため雑草の生育に追いつかない箇所も認められる。
- (2) 古市古墳群の各古墳の中には、墳丘に削平や損壊を受けていたり、周濠をため池として 利用してきた古墳では墳丘裾部に洗掘を受けていたりするなど、遺構の損傷が見られる。 現状以上の崩落や洗掘の拡大を防ぐため保存対策を早急に実施すべき古墳がある。
- (3) 史跡指定地においては、高木化した樹木が墳丘上に生育し、根張りや強風による根返しによって古墳の外表施設などに損壊を与えている。また、高木化した樹木によって下草の生育が妨げられて墳丘表土の裸地化が進み、墳丘の土砂流出が多くの箇所で見られる。このため、遺構の保存の観点からは樹木の伐採や剪定を行う必要がある。
- (4) 湛水した濠を有する古墳については、水の供給の分断や雑排水の流入などによる水質悪化が認められ、遺構の保存環境を損なっているものがある。このため、維持管理方法を含めた濠の浄化と水質改善に向けた検討が必要である。

イ. 各古墳の現状と課題

【1】 応神天皇陵古墳外濠外堤

現 垘





西側 外濠外堤(北より)

東側 外濠外堤(北より)

- 古墳西側は連続した公有地となっているが、東及び北側は飛び地状態。
- 古墳西側の公有化した一部(約2,800㎡)を花畑として暫定整備し、秋はコスモス、春は菜の花を 植え、史跡の美化を図っている。
- 里道等に接している史跡地は、杭とロープで囲繞。

課 題

- ・公有化の面積が広いため、除草等に時間と費用がかかり、年2回の委託作業の除草では追いつかな い。
- 囲繞している杭やロープの老朽化が進行。

【2】墓山古墳

現 状





東側 墳丘・周濠・周堤(北東より)

- ・史跡指定地の内、墳丘は宮内庁、南側の墓地(3,431㎡)は地区が管理。それ以外は羽曳野市と藤 井寺市が管理。
- ・ 里道等に接する部分は、色調に配慮した安全フェンスで囲繞。
- ・史跡指定地内にある墓地で行われる墓石の設置等、あらゆる行為について「史跡現状変更許可申請 書」の提出を受けている(年5件程度、軽微な現状変更として市で事務処理)。
- 西側周堤部分などに、高木化した樹木が認められる。
- 周濠に生活排水の流入がある。
- ・特に冬場の落葉が著しく、周辺にも飛散して苦情もあるため、対策が必要である。

- ・高木化した樹木について、史跡の本質的価値を損なうことのないような方策を検討する必要があ
- ・周濠への生活雑排水の流入により、夏場には異臭が発生したり、水草が繁茂したりするなどの水質 の悪化や、流入による遺構の損傷が懸念される。

【3】城山古墳

現 状





墳丘・内濠(南より)

墳丘・内濠(南東より)

- ・史跡指定地の大部分が公有化されているが、北東側及び南西側の一部に民有地が残る。また、東側 の府道の一部、南西側の市道の一部も史跡指定地となっている。
- 墳丘には高木化した樹木の繁茂する部分がある。
- ・ 墳丘の表土が流失している9箇所について、土のうで覆い、その表面を植生シート・植生マットで 覆って保護している。
- ・公有地内の桜木については、年2回の防虫のための薬剤散布を委託業務として実施。

課 題

現 狀 ・墳丘は、中世の城としての利用や、長年の農地としての利用などのため、大きく改変を受けている 部分が多い。このため、新たに墳丘表土の流失する部分の生じる可能性も考えられる。今後の保存 管理にあたって対策を検討する必要がある。

・樹木の繁茂する部分については、史跡の本質的価値を損なうことのないような方策を検討する必要 がある。

【4】古室山古墳







墳丘・周濠(北東より)

- ・史跡指定地の大部分が公有化されているが、北側及び西側の一部に民有地が残る。また、南側の市 道の一部も史跡指定地となっている。
- ・公有地については、周囲を木柵もしくは擬木柵で囲い、3か所に注意板を設置するなど、適正な管 理に努めている。
- 特に冬場の落葉が著しく、周辺に飛散して苦情もあるため、落葉の著しい時期に周辺への飛散を防 止するためのネットを、道路沿いに設置している。
- ・後円部側の墳丘裾部付近に存する梅木については、年1回の剪定と年2回の防虫のための薬剤散布 を委託業務として実施。
- ・墳丘に樹立した樹木は、強風等で倒木の恐れがある場合、墳丘等を傷めたり、周囲への危険性が考 えられる場合については、伐採・剪定を行い、樹木の適正な管理に努めている。

課題

- 墳丘の、特に後円部側の表土に流失の認められる箇所があり、これ以上の流失を防ぐ対策が必要となる。
- ・令和元年度に公有化した史跡指定地西側で、墳丘の一部が削られて急斜面となっている部分があり、崩落等を防ぐための対策が必要となる。
- ・落葉については、対策の検討が必要となる。
- ・樹木について、伐採・剪定を行っても、再び生育してくるため、計画的な継続した管理が必要となる。

【5】大鳥塚古墳





現状

墳丘(南東より)

- ・史跡指定地はすべて公有化されている。
- ・公有地については、周囲を擬木柵もしくはスチール製柵で囲い、2か所に注意板を設置するなど、 適正な管理に努めている。
- ・特に冬場の落葉が著しく、周辺に飛散して苦情もあるため、落葉清掃を委託業務として実施。
- ・墳丘に樹立した樹木は、強風等で倒木の恐れがある場合、墳丘等を傷めたり、周囲への危険性が考えられる場合については、伐採・剪定を行っている。しかし、特に道沿いで高木化した樹木が認められる。

課

題

- ・落葉清掃業務を実施しているところではあるが、墳丘に落葉樹が多いためにすべてを賄うことができておらず、例年、周辺住民からの苦情や問い合わせがある。
- 高木化した樹木については、史跡の本質的価値を損なうことのないような方策を検討し、安全性にも配慮する必要がある。

【6】はざみ山古墳





現 状

墳丘・周濠(西より)

墳丘・周濠・周堤(北東より)

- ・史跡指定地はすべて公有化されている。
- 公有地については、出入り口付近を柵で囲うなど、適正な管理に努めている。
- ・墳丘に樹立した樹木は、強風等で倒木の恐れがある場合、墳丘等を傷めたり、周囲への危険性が考 えられる場合については、伐採・剪定を行っている。しかし、高木化したり、周濠へ張り出した樹 木が認められる。
- ・後円部側の周濠と周堤の一部が、国道170号線に張り出す形になっている。

課 題

現 状

- ・周濠はため池として利用されているが、その水により墳丘裾や周濠の埋没部分が浸食を受けてお り、保存のための対策が必要である。
- ・墳丘の後円部に削平された部分があり、これ以上の損傷を防ぐための対策が必要である。
- 高木化した樹木については、史跡の本質的価値を損なうことのないような方策を検討し、安全性に も配慮する必要がある。

【7】峯ヶ塚古墳







墳丘・周濠・周堤(西より)

- ・史跡指定地はすべて公有化されている。
- ・古墳を含む一帯は都市公園「峰塚公園」として、羽曳野市(道路公園課)が管理しており、防災拠 点でもある。
- ・西側及び南側にはため池があり、水利権は買上げの際、放棄しているが、整備までは地区の管理と なっている。
- ・ため池周辺では安全フェンス、墳丘の北及び東側は竹を利用した柵で囲繞している。
- ・墳丘に樹立した樹木のうち、高木化し強風等で倒木して墳丘盛土等を傷める危険性のある樹木につ いては伐採し、樹木の適正管理に努めている。

課 題

- ・史跡指定地の外側では外濠が確認されており、追加指定の予定であるが、その時期については未定
- ・ため池側の安全フェンスの老朽化や色調、墳丘の東及び北側の竹を利用した柵の老朽化が景観的に 不適切である。
- ため池の水際の墳丘裾部の洗掘は修復したが、上部の土砂の流出や崩落が生じている。

【8】鉢塚古墳





状

現

墳丘上面(前方部より後円部を望む)

- ・史跡指定地の大部分が公有化されているが、北西側の一部が民有地となっている。
- ・ 墳丘の樹木について、年2回の防虫のための薬剤散布を委託業務として実施している。
- ・墳丘に樹立した樹木は、強風等で倒木の恐れがある場合、墳丘等を傷めたり、周囲への危険性が考 えられる場合については、伐採・剪定を行っている。しかし、高木化した樹木で傾いたり枯損する 場合がある。
- ・南側周濠部分は、旧藤井寺西幼稚園の跡地となっており、園舎が残存している。

- ・墳丘の広い範囲で、表土に流出の認められる箇所が多く、これ以上の流失を防ぐ対策が必要となる。
- ・高木化したり、枯死した樹木については、史跡の本質的価値を損なうことのないような方策を検討 し、安全性にも配慮する必要がある。特に樹木が枯損した場合は、緊急に伐採を行う必要がある。
- 旧藤井寺西幼稚園の跡地については、史跡指定地として、墳丘と一体的な保存活用を検討する必要 がある。

現 状 横丘 (東より) 境丘 (北東より) ・ 史跡指定地は墳丘残存部分は公有化されているが、北東部分の墳丘及び周濠の一部は民有地である。・ 公有地については、東側道路との境を擬木柵などで囲い、適正な管理に努めている。・ 公有地で隣接地に接する、特に西側・南側部分については、仮整備により植生土のうが設置されている。

・公有地で隣接地に接する部分については、今後、表土の流失の可能性や木柵の老朽化が考えられ、

整備とも関わる対策を検討する必要がある。

現 状 境丘・周濠 (南西より) 填丘・周濠 (北西より) ・史跡指定地の大部分が公有化されているが、北東側の一部が民有地となっている。 ・北・西・南の三方が宅地に囲まれた状態になっている。 ・ 三方が住宅地に囲まれているため、管理業務を適切に実施する必要がある。

課

題

【11】助太山古墳





現 状

墳丘(南東より)

墳丘(北西より)

- ・史跡指定地はすべて公有化されている。
- ・公有地については、南側隣接地との境を擬木柵などで囲い、適正な管理に努めている。
- ・墳丘への降雨は、周囲に排水のための方策がなされていないため、特に東側及び南側隣接地への雨 水の流入が認められる。
- ・墳丘に樹立した樹木は、強風等で倒木の恐れがある場合、墳丘等を傷めたり、周囲への危険性が考 えられる場合については、伐採・剪定を行っている。しかし、傾いたり枯損する樹木がある。

課 題

- ・墳丘からの隣接地への雨水の流入が認められる部分については、対策を検討する必要がある。
- ・樹木の伐採・剪定については、史跡の本質的価値を損なうことのないような方策を検討し、安全性 にも配慮する必要がある。特に樹木が傾いたり枯損した場合は、緊急に対応を行う必要がある。

【12】赤面山古墳







墳丘(南東より)

墳丘(南より)

- ・ 史跡指定地は西名阪高速道路の高架下に存し、すべてNEXCO西日本の所有地となっている。
- ・史跡指定地はNEXCO西日本が管理し、周囲をフェンスで囲われており、立ち入ることはできな

課 題

・高速道路高架からの落水により、墳丘の一部に流水のためのくぼみが認められる。また、高架があ るために日陰となっており、下草が生育せず、表土の流失が認められる。保存のための対策が必要 である。

【13】青山古墳

現 状





墳丘・周濠(南東より)

墳丘・周濠(北西より)

- 史跡指定地は、墳丘が民有地、周濠と周堤が共有地となっている。
- ・史跡指定地は、周囲がフェンスで囲われている。
- ・墳丘には樹木が繁茂している。

課 題

- ・周濠の底にヘドロ状の堆積があり、水が腐敗して悪臭を発する時がある。また、そこに雑草が繁茂 し、種子が周囲の住宅地に飛散する時がある。このような時は、周辺住民から苦情が寄せられる。
- ・周濠の水により墳丘裾が浸食を受けており、保存のための対策が必要である。
- ・墳丘の樹木の繁茂は著しく、史跡の本質的価値を損なうことのないような方策を検討する必要があ る。

【14】蕃所山古墳

現 状



墳丘(西より)



墳丘(北より)

- ・史跡指定地はすべて公有化されている。
- ・公有地については、周囲を擬木柵で囲い、適正な管理に努めている。なお、周囲は円形に道路に囲 まれている。
- ・墳丘に樹立した樹木は、強風等で倒木の恐れがある場合、墳丘等を傷めたり、周囲への危険性が考 えられる場合については、これまでにも、伐採・剪定を行っている。しかし、再び生育し、繁茂が

- ・樹木の伐採・剪定については、史跡の本質的価値を損なうことのないような方策を検討し、安全性 にも配慮する必要がある。
- ・特に冬期の落葉が著しく、周辺にも飛散して苦情もあるため、対策が必要である。

【15】稲荷塚古墳

現 垘





墳丘(南東より)

墳丘 (東より)

- ・史跡指定地は、民有地となっている。
- ・ 墳丘に、楠の大木が1本、樹立している。
- ・残存している墳丘は急斜面となっている。
- ・周囲が住宅地や駐車場といった民有地に囲まれており、公道に接していない。

課 題

- ・個人所有者の管理となっているが、樹木の剪定、除草清掃などにかかる経費を個人が負担するのは 困難となっている。所有者をまじえ、管理方法を検討する必要がある。
- ・公道に接していないため、公有化は、保存管理の方策などを十分検討した上で実施する必要があ る。

【16】東山古墳

現 状



南側 周濠(東より)



墳丘・周濠(南より)

- ・史跡指定地は、民有地となっている。
- ・墳丘には樹木が繁茂している。
- ・史跡指定地の南側には、プレハブ・工作物・コンテナ等が設置されている。

- ・樹木の剪定、除草清掃などにかかる経費を所有者が負担するのは困難となっている。所有者をまじ え、管理方法を検討する必要がある。
- ・史跡指定地南側のプレハブ等について、適切な史跡管理、景観といった面から、所有者をまじえ、 取り扱いを検討する必要がある。

【17】割塚古墳

現 状





墳丘(南西より)

- ・史跡指定地は、民有地となっている。
- ・周囲が住宅地や駐車場といった民有地に囲まれており、公道に接していない。

課 題

- ・個人所有者の管理となっているが、除草清掃などにかかる経費を個人が負担するのは困難となって いる。所有者をまじえ、管理方法を検討する必要がある。
- ・公道に接していないため、公有化は、保存管理の方策などを十分検討した上で実施する必要があ る。

【19】 浄元寺山古墳

現 状



墳丘・周濠(南西より)



墳丘(南より)

- ・史跡指定地の大部分は公有化されているが、北側と東側の周濠部分は民有地となっている。
- ・史跡指定地の西側と南側は道路となっており、埋管等がある。
- 公有地のうち、墳丘残存部分を柵で囲うなど、適正な管理に努めている。
- 特に冬場の落葉が著しく、落葉清掃を委託業務として実施。
- ・墳丘に樹立した樹木は、強風等で倒木の恐れがある場合、墳丘等を傷めたり、周囲への危険性が考 えられる場合については、伐採・剪定を行っている。しかし、特に道沿いで高木化した樹木が認め
- ・公有地の墳丘部分の一部に、複数の墓が存在する。

- ・公有地で道路となっている部分については、埋管等の現状変更について、調整検討する必要があ
- ・落葉清掃業務を実施しているところではあるが、墳丘に落葉樹が多いために落葉が著しく、このた めに周囲の排水溝が詰まる場合がある。
- ・高木化した樹木については、史跡の本質的価値を損なうことのないような方策を検討し、安全性に も配慮する必要がある。
- 公有地に存する墓については、その取扱いを十分検討する必要がある。

【20】松川塚古墳

現 状





墳丘・周濠(南西より)

- ・史跡指定地は、周濠の一部を公有化しているが、墳丘部分等、その他は民有地となっている。
- 公有化した部分についても、道路との境に柵は設置していない。

課 題

・公有化した部分について、適切な保存管理の方法を検討する必要がある。

【21】唐櫃山古墳

現 垘



墳丘・周濠(北東より)



墳丘上面(前方部より後円部を望む)

- 史跡指定地はすべて公有化されている。
- 公有地については、柵で囲うなど、適正な管理に努めている。
- ・史跡指定地は、以前、住宅の庭として使われており、墳丘にはその際の階段や庭石などが残された ままになっている。
- 墳丘は、後円部の半分程度が道路敷設等により削平を受けている。

- 墳丘に後世に加えられた改変を本来の状態に戻す検討が必要である。
- ・史跡の確認調査のトレンチを埋め戻した箇所の適切な管理が必要となる。

【22】白鳥陵古墳周堤

現 垘





周堤(南より)

- ・白鳥陵古墳の周濠に隣接して宮内庁によりネットフェンスが設置されている。
- ・公有化した土地は羽曳野市、追加指定された史跡指定地は民有地で個人が管理している。

課 題

- ・墳丘や周濠が宮内庁の管理下であるので、一体的な整備や活用を図る上で、協議が必要である。
- ・史跡地までの周遊路に狭く居場所があり、見学ルートなどの設定が難しい。

【23】仲姫命陵古墳周堤

現 状







周堤(南より)

・史跡指定地は民有地で、家屋と駐車場になっている。

課 題

・史跡の本質的価値を損なわない、適切な管理が必要である

(18) 野中宮山古墳(未指定) 墳丘(南西より) 墳丘・周濠・周堤(西より) ・史跡には未指定である。 ・墳丘の後円部上に、野中神社がある。前方部には、墳丘を削平した幼稚園跡地があり、平坦になっている。 ・周濠北側はため池となっており、墳丘裾の崩壊が認められたため蛇籠を設置し、浸食防止に努めている。 ・史跡追加指定を推進する必要がある。 ・墳丘は改変を受けている部分があり、未指定ではあるが古市古墳群を構成する重要な古墳として、適切な管理が必要である。

2. 活用

課

題

現火

ア. 共通の現状と課題

- (1) 古市古墳群について、小学校の特定学年に対し世界遺産学習として副読本を用い出前授業及びフィールドワークを行っている。小中学校の歴史学習のカリキュラムと連動した授業へのさらなる活用を検討する必要がある。
- (2)公有化された古墳には、一般に開放されて立ち入ることができるものがある。これらは、 古墳に触れることができる憩いの場として、多くの人々に親しまれている。保存管理と も絡み、今後とも良好な状態を保つよう努める必要がある。
- (3) ガイドブックやパンフレットにおいて、各古墳の説明と推奨する見学ルートを示している。また、周辺には案内板を電柱等に設置し、来訪者の誘導に努めている。
- (4) 史跡の一部では、周濠のため池としての使用など危険な箇所が存在するために一般に開放できないものがある。範囲を限定して公開するなど見学可能な環境づくりを進める必要がある。
- (5) 公道に接していないか、接していても接道の幅が狭い古墳が存在する。公開や活用を図る上で、接道部を含めた周辺の公有化、適切な動線の確保が必要である。
- (6) 古市古墳群は、市民にとってごく身近な存在となっている。古市古墳群の本質的価値の 理解をより深めるための、さらなる情報発信・普及啓発が必要である。
- (7) 古市古墳群は、藤井寺市と羽曳野市の2市にまたがる古墳群であり、両市共同での活用 を行っているところである。2市共同での活用をさらに推進する必要がある。

イ. 各古墳の現状と課題

番号	古墳名	現状	課題
[1]	応神天皇陵 古墳外濠外 堤	・説明板を5か所設置し、来訪者の利便性の向上に努めている。 ・市民に親しんでいただけるように、花畑の摘み取り等の事業を実施している。	・北側及び東側の飛び地状の史跡指 定地を、どのように活用を図る か、検討する必要がある。
[2]	墓山古墳	・史跡指定地に立ち入ることはできないが、説明板を、羽曳野市側・藤井寺市側、各1か所設置し、来訪者の利便性の向上に努めている。 ・隣接する向墓山古墳の羽曳野市有地は暫定整備し、文化財資料展示室への誘導路としている。	・史跡指定地は、羽曳野市と藤井寺市の2市にまたがっており、一体的な活用方法を検討する必要がある。
[3]	城山古墳	・公有地については、市民や来訪者が自由に立ち入ることができる。・説明板を3か所設置し、来訪者の利便性の向上に努めている。・貴重な歴史資産としての城山古墳を現地で実感していただくことを主な目的に、関係部局と連携し、定期的なイベントを実施している。	・自由に立ち入ることができるため、市民や来訪者が多く訪れる憩いの場所となっている。一方、ボール等を用いた遊び、ペットの散歩等について、利用者から苦情や問い合わせが寄せられることがある。一定のルールを定め、周知する必要がある。
[4]	古室山古墳	 ・公有地については、市民や来訪者が自由に立ち入ることができる。 ・後円部の墳頂部からの眺望がよく、周辺を見通すことができるため、見学に適している。これを活かし、墳頂部から夜景を眺めて古墳築造当時に想いを馳せる、「ナイトツアー」を実施した。 ・周濠及び周堤部分は、広い面積の平坦地となっており、多くの人々が訪れている。 ・説明板を1箇所設置し、来訪者の利便性の向上に努めている。 ・小学校の世界遺産学習において、フィールドワークの際に、文化財担当職員が引率して一緒に墳丘に登り、古墳の説明を行って、その大きさや形状を体感することなどに活用している。 	・自由に立ち入ることができるため、市民や来訪者が多く訪れる憩いの場所となっている。一方、ボール等を用いた遊び、ペットの散歩等について、利用者から苦情や問い合わせが寄せられることがある。一定のルールを定め、周知する必要がある。 ・今後とも、後円部墳頂部からの眺望のよさや、広い面積の平坦面を活かした、人々が古墳に親しめる活用を検討する必要がある。
[5]	大鳥塚古墳	 ・公有地については、市民や来訪者が自由に立ち入ることができる。 ・説明板を1か所設置し、来訪者の利便性の向上に努めている。 ・小学校の世界遺産学習において、フィールドワークの際に、文化財担当職員が引率して一緒に墳丘に登り、古墳の説明を行って、その大きさや形状を体感することなどに活用している。 	・自由に立ち入ることができるが、 全体的に樹木が繁茂しており、開放的に感じられない部分もある。・立ち入りにあたっては、一定のルールを定め、周知する必要がある。
[6]	はざみ山古墳	・周濠は水を湛えているが、柵等がないため、市民や来訪者は、安全面から史跡指定地内への立ち入りを禁止している。 ・説明板を1か所設置し、来訪者の利便性の向上に努めている。	・市民や来訪者が安全に見学できる 方策を検討する必要がある。
[7]	峯ヶ塚古墳	 説明板を3か所設置し来訪者の利便性の向上に努めている。 小学校の古墳や世界遺産学習において、フィールドワークの際には文化財担当職員が引率して墳丘に登るなどして古墳の大きさや形状を体感することなどに活用している。 峰塚公園を会場とする市民フェスティバルの際には、古墳に登ったり、出土遺物や解説パネルを展示したりして、古墳の周知に努めている。 	・ため池があり、危険なため文化財 担当職員の引率が無いと古墳に登 れない。

番号	古墳名	現状	課題
[8]	鉢塚古墳	・公有地の墳丘部分については、市民や来訪者が自由に立ち入ることができる。・説明板を1か所設置し、来訪者の利便性の向上に努めている。	・自由に立ち入ることができるが、 全体的に樹木が繁茂しており、墳 丘の表土に流失の認められる場所 もある。 ・住宅地が隣接しており、立ち入り にあたっては、一定のルールを定 め、周知する必要がある。
[9]	鍋塚古墳	 ・近鉄土師ノ里駅前にあり、同駅からの周遊にあたって、まず最初に訪れる古墳の一つである。 利便性がよく、訪れやすい古墳である。また、 墳頂部からの眺望がよく、周辺を見通すことができるため、見学に適している。 ・説明板を1か所設置し、来訪者の利便性の向上に努めている。 ・小学校の世界遺産学習において、フィールドワークの際に、文化財担当職員が引率して一緒に墳丘に登り、古墳の説明を行って、その大きさや形状を体感することなどに活用している。 	・訪れやすい古墳であるため、古市 古墳群見学の拠点の一つとして、 今後、さらなる活用を検討する必 要がある。
[10]	野中古墳	・公有地については、市民や来訪者が自由に立ち 入ることができる。・説明板を1か所設置し、来訪者の利便性の向上 に努めている。	・自由に立ち入ることができるが、 三方を住宅地に囲まれているため、活用にあたっては、安全面を 含めた配慮が必要となる。一定の ルールを定め、周知する必要がある。
[11]	助太山古墳	・公有地とはなっているが、公道に接しておらず、出入り口は、西側に接する府営住宅との境のみに設けられている。このため、府営住宅敷地を通らなければ史跡指定地内に入ることができず、市民や来訪者が容易に立ち入ることはできない。 ・説明板を1か所設置しているが、近付いて見ることができない。	・容易に立ち入ることができず、説明板も近付いて見ることができないため、見学者の利便性の向上を検討する必要がある。・立ち入りにあたっては、隣接する住宅地への影響に留意する必要がある。
[12]	赤面山古墳	・NEXCO西日本の所有で、周囲をフェンスで囲われており、立ち入ることができないため、フェンス越しにしか墳丘を見学することができない。また、説明板等は設置されていない。	・史跡としての活用の方策について、説明板等や便益施設の設置も含め、所有者との協議検討が必要である。
[13]	青山古墳	・史跡指定地の墳丘は民有地、周濠及び周堤は共有地で、フェンスに囲まれており、市民や来訪者が立ち入ることは、できない。 ・史跡指定地の南側に接する公園に説明板を1か所設置し、来訪者の利便性の向上に努めている。	・史跡としての活用の方策につい て、水を湛えた周濠への安全対策 を含め、所有者との協議検討が必 要である。
[14]	蕃所山古墳	・公有地であるが、史跡の保全のため、市民や来 訪者の立ち入りを禁止している。 ・説明板を1か所設置し、来訪者の利便性の向上 に努めている。	・立ち入りを禁止しているが、保全の方策を含め、見学者の利便性の向上を検討する必要がある。
[15]	稲荷塚古墳	・民有地で、住宅地に囲まれて公道に接しておらず、市民や来訪者が立ち入ることは、できない。 ・説明板等は設置していない。	・史跡としての活用の方策について、所有者との協議検討が必要である。 ・住宅地に囲まれ、古墳の所在が分かりづらい。
[16]	東山古墳	・民有地で、市民や来訪者が立ち入ることは、できない。 ・説明板等は設置していない。	・史跡としての活用の方策について、所有者との協議検討が必要である。・古墳の所在が分かりづらいので、それを示して説明を行うような方策が必要である。

番号	古墳名	現状	課題
[17]	割塚古墳	・民有地で、住宅地や駐車場に囲まれて公道に接 しておらず、市民や来訪者が立ち入ることは、 できない。 ・説明板を1か所設置し、来訪者の利便性の向上 に努めている。	・史跡としての活用の方策について、所有者との協議検討が必要である。
[19]	浄元寺山古 墳	・史跡の保全のため、市民や来訪者の立ち入りを禁止している。 ・史跡指定地の南側に接する公園に、説明板を1か所設置し、来訪者の利便性の向上に努めている。	・史跡としての活用の方策、見学者 の利便性の向上を検討する必要が ある。
[20]	松川塚古墳	・ 墳丘部分については民有地のため、市民や来訪者が立ち入ることは、できない。また、周濠の東側部分は民有地で駐車場となっている。周濠の南側部分は公有化されているが、保全のため、立ち入りを禁止している。 ・説明板等は設置していない。	・墳丘部分に立ち入ることはできないが、公有化した周濠の南側部分を用いた、見学者の利便性の向上を検討する必要がある。 ・民有地の史跡としての活用の方策について、所有者との協議検討が必要である。
[21]	唐櫃山古墳	 ・整備完了後、一般公開する予定であるが、現状は未整備で、立ち入りを禁止している。 ・史跡の確認調査に際し、現地説明会を実施し、調査成果を公開した。 ・唐櫃山古墳に埋納されていた家形石棺が現地に保存されており、これまでも、日時を限って公開を行ってきた。今後も、公開を実施する予定である。 ・説明板等は設置していない。 	・近鉄士師ノ里駅から近く、古市古 墳群見学の拠点の一つとして、整 備を推進する必要がある。 ・墳丘の現状は、大きく改変を受け ている。このため、見学者が、現 状から本来の姿を理解することは 困難なところがある。見学者の理 解を促す整備を行う必要がある。
[22]	白鳥陵古墳 周堤	・説明板を1か所設置し、来訪者の利便性の向上に努めている。	・現状では史跡指定地までの進入路 が狭く、活用手法が限られる。
[23]	仲姫命陵古 墳周堤	・民有地で、市民や来訪者が立ち入ることは、できない。 ・仲姫命陵古墳の説明板を、同古墳東側の周堤上 (未指定地)に設置している。しかし、史跡指 定地からは離れた場所となっている。	・周堤の内、史跡指定地は一部のみである。今後、史跡指定地が拡大した際に、改めて活用について、 所有者との協議も含め、検討する必要がある。
[18]	野中宮山古 墳 (未指定)	・ 墳丘の大部分は、野中神社の境内となっている。また、前方部の幼稚園跡地は、地元地区が管理している。 周濠の公有地について、南側は児童公園、北側はため池、東側は学習畑となっている。 ・ 説明板を1か所設置し、来訪者の利便性の向上に努めている。	・活用の方策、見学者の利便性の向上を、所有者との協議も含め、検討する必要がある。

なお、史跡古市古墳群の各古墳について、積極的で適切な活用を図るため、史跡古市古墳群整備 検討委員会に諮り、以下の、『史跡古市古墳群の活用に関するガイドライン』を策定している。

史跡古市古墳群の活用に関するガイドライン

目的

史跡古市古墳群の各古墳について、積極的で且つ適切な活用を図るため、本ガイドラインを策定する。また、古墳に対する関心が高くない来訪者やこども等にも興味をもってもらえるような活用を推進し、本史跡の活用を図るものとする。

なお、世界遺産の構成資産でもあることから、その保全方針等が本ガイドラインと齟齬等がある 場合は内容の見直しを図るものとする。

活用の内容

活用については、古市古墳群の価値を多くの人に伝達し、その保護に対する理解を深め協力を得ることを目的とする。また、古墳ならではの体感ができる場としての魅力を効果的に発信し、地域コミュニティや振興、活性化を図るものとする。

具体的には、以下の内容のものとする。

- (1) 古市古墳群の魅力を情報発信するような内容の活用
 - ①古市古墳群の価値を分かりやすく発信するもの
 - ②各内外に向けた多様な情報媒体を活用するもの
- (2) 地域の誇りになる歴史体験の場としての活用
 - ①古市古墳群の特性を活かしたイベントを開催するもの
 - ②学校教育における体験学習の場として活用するもの
 - ③生涯学習における郷土の歴史を体感するもの
 - ④市民団体等との連携を図るもの
- (3) 多世代が古市古墳群に親しみを感じる憩いの場としての活用
 - ①日常生活における安らぎの場として活用するもの
 - ②自然環境と調和した憩いの場として活用するもの
 - ③地域の活動の中心の場としての活用するもの

活用の条件

活用にあたっては、史跡古市古墳群の適切な保存を条件とし、事前に十分な検討を行い、その事業の効果の検証を行うこと。

- (1) 文化財保護法に基づく現状変更許可申請を行い、許可を得ること。また、完了後は速やかに報告を行うこと。
- (2) 一度の活用期間は、1日程度を基準とする。
- (3) 遺構を損傷する、あるいは損傷する恐れのある行為は禁止する。
- (4) 古墳の景観に影響を及ぼす広告や看板等の設置は禁止する。
- (5) 墳丘部分に車両が乗り入れることは禁止する。なお、墳丘以外の部分については、遺構を 損傷しない方策を検討した上で、乗り入れの可否を判断する。
- (6) 史跡内での火気の使用は禁止する。
- (7) 実施内容については、事前に地域住民に説明し、承諾を得るものとする。
- (8) 上記以外の事項については、史跡の保護の観点から、個々の条件に応じて可否を判断する。



峯ヶ塚古墳 市民フェスティバル



応神天皇陵古墳外濠外堤 花畑の摘み取りイベント



古室山古墳 ナイトツアー



小学校 フィールドワーク



城山古墳 ハレマチビヨリ



唐櫃山古墳 発掘調查現地説明会

3. 整備

ア. 共通の現状と課題

- (1) 大きく形状が改変されている等各古墳の現状等をふまえ、史跡古市古墳群整備検討委員会に諮り、文化庁、大阪府、その他関係機関と十分協議を行い、各古墳に適切な整備を実施する必要がある。
- (2)整備を円滑に進めるにあたって、土地の管理者や近隣住民の理解と協力が不可欠である。
- (3) 墳丘や周濠、周堤に立ち入ることができる古墳では、見学者の踏圧が墳丘等の表土流失の原因の一つとなる恐れがある。このため、整備にあたっては遺構の保存を目的とした適切な動線を検討し、誘導する必要がある。
- (4) 古墳の中には築造後に城郭などに利用され、複数の時期の歴史的価値が含まれる場合がある。整備にあたっては歴史の重層性の取扱いについて検討する必要がある。

イ. 各古墳の現状と課題

番号	古墳名	現状	課題
[1]	応神天皇陵 古墳外濠外 堤	・古墳西側の公有化した一部(約2,800 ㎡)を花畑として暫定整備し、秋はコスモス・春は菜の花を植え、史跡の美化を図るとともに、市民に親しんでいただけるように摘み取り等の事業実施に努めている。	・古墳西側の広大な史跡指定地と、東及び北側の飛び地状の史跡指定地の一体的な整備 手法を検討する必要がある。
[2]	墓山古墳	・公有化された場所についても、整備は 未実施である。	・史跡指定地は、羽曳野市と藤井寺市の2市にまたがっており、一体的な整備方法を検討する必要がある。 ・現状は史跡指定地内に立ち入って見学することはできない。また、史跡指定地の周囲は、市道が巡る後円部以外は宅地・墓地が接しており、史跡の公開範囲が限定されている。周囲に複数の陪塚があり、これらを含めた周遊方法と公開方法を検討する必要がある。
[3]	城山古墳	・平成2(1990)年度に、東側内濠でハナショウブとヒメスイレンの植栽や濠内の島状遺構の整備を実施した。・平成10(1998)年度に、東跡指定地の隣接地に城山古墳ガイダンス施設を設置した。・平成27(2015)年度に、墳丘くびれ部南側の崩壊が著しいため、墳丘保護のための整備事業を実施した。また、古墳南側の平坦地が裸地となっており、墳丘表土の流出が認められるため、整地や盛土を行い植栽整備によって墳丘の保全を図った。・平成27・28・29(2015・2016・2017)年度に、南西側水路150mの改修を行い、その上に蓋を設け、遊歩道として整備した。・令和元・2(2019・2020)年度に、墳丘の表土が流出しており保護対策が必要な9箇所について、保護盛土等を行う緊急整備を実施した。	・見学者の利便性を促進するため、史跡指定 地南西側の外周に整備した遊歩道を延長 し、古墳の外周を全周できるような方策を 検討する必要がある。 ・墳丘上に存する公園遊具や記念植樹等につ いては、将来の移設に向けて検討を行う必 要がある。 ・周濠西側を中心とした未整備部分の整備に 向けた基礎データを得る必要がある。 ・墳丘表土の流出部分について緊急整備を実 施したが、今後、別の場所で墳丘表土の流 出等が発生する可能性がある。慎重な経過 観察が必要である。

番号	古墳名	現状	課題
[4]	古室山古墳	・後円部側の墳丘裾部には、梅木が植栽されている。 ・公有化された場所についても、整備は未実施である。 ・南側に存する赤面山古墳との間には家屋の存する部分がある。	 ・墳丘はもとの形状を良好に残しており、墳 頂等への動線と、墳丘を眺める視点場につ いて検討する必要がある。 ・墳丘表土の流失が認められる箇所について は、これ以上の流失を防ぐための緊急整備 が必要となる。 ・周辺の古墳との連続性が分かるような整備 を検討する必要がある。
[5]	大鳥塚古墳	・公有化された場所についても、整備は未実施である。・後円部斜面や墳頂部は、後世に改変を受けている部分がある。・北側に存する赤面山古墳との間は住宅地となっている。	 高木化した樹木等で、全体的に薄暗い雰囲気になっているので、立ち入りやすい環境の整備を検討する必要がある。 改変を受けている箇所については、これ以上の損傷を防ぐため、緊急整備を検討する必要がある。 周辺の古墳との連続性が分かるような整備を検討する必要がある。
[6]	はざみ山古墳	・公有化された場所についても、整備は未実施である。	 ・活用の課題等をふまえ、整備にあたっては、水面への転落防止等、見学の際の安全性を考慮した適切な動線を検討する必要がある。 ・国道170号(外環状線)野中交差点の立体交差と接している後円部側は、周濠の陸化した部分の公開に向けた整備の検討が必要である。
[7]	峯ヶ塚古墳	・公園部分で確認された外濠については、古墳北側では植栽、西側ではインターロッキングの色彩を変えて遺構表示している。 ・墳丘の南及び西側はため池になっているため、水際は洗掘によって大きく浸食されていた。平成30(2018)年度には、真砂土の補填など緊急の復旧工事を実施した。 ・洗掘が大きいところは、墳丘が大きく崩落している。	・崩落部分の修復を行う場合、大規模な盛土 などが必要となる。整備方法について、検 討が必要となる。
[8]	鉢塚古墳	・公有化された場所についても、整備は未実施である。 ・史跡指定地内の旧幼稚園敷地側の墳丘の流失土の墳丘外への流出を防ぐため、応急的に、足場板を横方向に重ね、土留めとしている。また、旧幼稚園敷地と墳丘の間にはフェンスが設置されている。しかし、いずれも老朽化している。 ・史跡指定地内の旧幼稚園敷地には、園舎が残存している。	 ・墳丘表土の流失が認められる箇所については、これ以上の流失を防ぐための緊急整備が必要となる。 ・土留め、フェンスについては、緊急整備の際に、撤去、改修など、整備方法を検討する必要がある。 ・園舎の除却と、史跡としての一体的な整備を検討する必要がある。
[9]	鍋塚古墳	・墳丘は、平成24(2012)年度に、保 護盛土を施し、樹木の整理、植栽等の 仮整備を実施した。	・史跡指定された民有地が公有化された後に、近鉄土師ノ里駅前にあるという良好な立地条件を活かした活用ができるよう、整備方法を検討する必要がある。・仮整備で設置した石製の階段の取り扱いについて、計画にもとづく検討が必要となる。
[10]	野中古墳	・公有化された場所についても、整備は 未実施である。	・主体部の発掘調査が行われ、大きな調査成 果があがった古墳として、見学者にその内 容をどのように伝えていくか、整備方法を 検討する必要がある。

番号	古墳名	現状	課題
[11]	助太山古墳	・墳丘は、平成24(2012)年度に、保護盛土を施し、樹木の整理、植栽等の仮整備を実施した。	・保存(保存管理)及び活用の課題をふまえ、墳丘からの流水の制御、出入り口の確保について、整備方法を検討する必要がある。 ・仮整備で設置した石製の階段の取り扱いについて、計画にもとづく検討が必要となる。
[12]	赤面山古墳	・西名阪高速道路の高架下に位置し、整備等は実施されていない。	 ・墳丘表土の流失が認められる箇所については、これ以上の流失を防ぐための協議検討が必要となる。 ・『史跡古市古墳群整備基本計画(第1次)』において、史跡指定地に隣接した古墳の範囲外に、便益施設(トイレ・展示兼休憩スペース)の設置計画を示している。これについては、引き続き関係機関と協議を行い、計画を推進する必要がある。
[13]	青山古墳	・史跡指定地は民有地及び共有地であり、整備は未実施である。	・整備を実施するにあたり、民有地及び共有地の公有化が必要である。 ・史跡指定地の周辺に、古墳を眺める視点場を一体的に整備する必要がある。
[14]	蕃所山古墳	・平成12(2000)年度に、墳丘の保護 盛土、北側斜面へのコグマザサ植栽、 管理用の擬木柵設置を行った。	・住宅地の中にあるため、例年、落ち葉等の 苦情が多い。古墳の特徴を活かすととも に、樹木の取り扱い等、周辺環境に即した 整備方法を検討する必要がある。
[15]	稲荷塚古墳	・史跡指定地は民有地であり、整備は未実施である。	・整備を実施するにあたり、民有地の公有化が必要である。 ・墳丘が急斜面となっており、周囲が民有地に囲まれているため、出入り口の確保を含め、周辺環境に即した整備方法を検討する必要がある。
[16]	東山古墳	・史跡指定地は民有地であり、整備は未実施である。	・整備を実施するにあたり、民有地の公有化が必要である。 ・主墳である応神天皇陵古墳との一体性を表す整備方法を検討する必要がある。
[17]	割塚古墳	・史跡指定地は民有地であり、整備は未 実施である。	・整備を実施するにあたり、民有地の公有化が必要である。・周囲が民有地に囲まれているため、出入り口の確保を含め、周辺環境に即した整備方法を検討する必要がある。
[19]	浄元寺山古 墳	・史跡指定地は、整備は未実施である。	・整備を実施するにあたり、民有地の公有化が必要である。 ・史跡追加指定も含め、主墳である墓山古墳との一体性を表す整備方法を検討する必要がある。 ・史跡指定地には道路部分が含まれており、整備にあたっての取り扱いを検討する必要がある。
[20]	松川塚古墳	・史跡指定地は、整備は未実施である。	・整備を実施するにあたり、民有地の公有化が必要である。 ・墳丘南側の公有化した周濠部分 に接する道路からの墳丘の眺望は良好であり、この環境を活かした整備方法を検討する必要がある。 ・墳丘東側は削平を受けており、その部分の整備方法を検討する必要がある。

番号	古墳名	現状	課題
[21]	唐櫃山古墳	・史跡指定地は、整備は未実施である。 ・令和2~5(2020~2023)年度 で、整備のデータを得るための確認調 査を実施している。 ・同古墳出土の家形石棺が現地に存する が、保存処理は完了している。	 ・確認調査のデータをふまえ、令和6 (2024)年度に設計業務を実施し、令和 7(2025)年度に整備工事を実施する予定である。 ・古市古墳群の見学者が、まず最初に立ち寄る古墳として、古市古墳群周遊の拠点の一つとなるような整備方法を検討する必要がある。 ・整備にあたっては、帆立貝形墳という特徴を活かした、見学者に理解されやすい整備方法を検討する必要がある。 ・現地に存する家形石棺については、墳丘等の整備と一体的な展示施設の検討が必要となる。 ・史跡追加指定も含め、主墳である允恭天皇陵古墳との一体性を表す整備方法を検討する必要がある。
[22]	白鳥陵古墳 周堤	・公有化された場所についても、整備は 未実施である。	・現状では史跡指定地までの進入路が狭く、 活用手法が限られる。
[23]	仲姫命陵古 墳周堤	・史跡指定地は民有地であり、整備は未 実施である。	・整備にあたっては、史跡指定地の公有化、 さらなる史跡追加指定及び公有化が必要と なる。・その上で、隣接する古室山古墳の存在もふ まえ、古市古墳群として一体性を表せるよ うな整備方法の検討が必要となる。
[18]	野中宮山古 墳 (未指定)	・古墳としての整備は未実施である。	・史跡追加指定を行った上で、地元地区や野中神社との協議も含め、整備について検討する必要がある。



峯ヶ塚古墳 墳丘整備



城山古墳 墳丘緊急整備



鉢塚古墳 墳丘流失状況

4. 運営・体制の整備

ア. 保存(保存管理)

①現状

史跡古市古墳群は、藤井寺市と羽曳野市にまたがって分布しており、各市域の公有地の保存 管理は各市教育委員会の文化財担当部局の主管業務となっている。そして、日常的な除草管理 や自然災害時における対応などを行っている。

史跡指定された民有地の管理は、原則として所有者が行っており、現状では藤井寺市と羽曳 野市は、文化財保護法による管理団体には指定されていない。しかし、所有者による管理が著 しく困難と認められる場合は、各市が公有地とあわせて除草対応などを検討している。

②課題

日常的な管理は、藤井寺市と羽曳野市がそれぞれ独自に実施している。このため、一つの古墳で両市にまたがるものは、場所によって除草などの実施時期が異なっている場合がある。また、実施回数についても両市で異なる場合がある。今後は両市で連携し、景観に配慮した効果的な保存管理を行う必要がある。

民有地を含めた史跡指定地の適切な保存管理のためには、藤井寺市と羽曳野市が文化財保護 法による管理団体となることが有効である。しかし、管理団体に指定された場合、両市にとっ ては、これまで以上に除草などの日常的な保存管理にかかる経費の増額が考えられる。より効 率的な保存管理を実施する必要がある。

イ. 活用

①現状

史跡指定された公有地については、市民や来訪者が身近に古市古墳群に親しめるような活用を、藤井寺市と羽曳野市で推進している。特に、立ち入ることのできる古墳については、各市の公園担当部局、観光担当部局等、関係部局と連携し、歴史文化の薫り高いまちづくりを進めている。

②課題

史跡指定地で行う企画やイベントについては、「史跡古市古墳群の活用に関するガイドライン」 をふまえた上で、民間団体等の活力を効果的に取り入れられるよう、協働して実施することも 検討する必要がある。

また、活用の推進にあたっては、各市の庁内体制についても関係部局とさらなる連携を深める必要がある。

ウ. 整備

①現状

史跡古市古墳群の整備事業は、藤井寺市と羽曳野市の文化財担当部局の主管事業として取り扱っている。平成30(2018)年3月に『史跡古市古墳群整備基本計画(第1次)』を策定したが、令和5(2023)年度と6(2024)年度の2か年で、同計画の改定を行う予定である。また、世界遺産の構成資産となっている古墳については、整備計画等を世界遺産担当部局と共有し、十分な連携を図っている。

実施にあたっては、文化庁、大阪府教育庁、史跡古市古墳群整備検討委員会の指導助言を得

ながら事業を行っている。

②課題

史跡古市古墳群の整備事業においては、文化財のみならず土木、治水、植生、景観など多分野の専門的な見識が必要であり、庁内関係部局との連携、専門性のある職員の確保が必要となる。そして、文化庁、大阪府教育庁をはじめとした関係機関との情報共有をさらに緊密にし、史跡古市古墳群整備検討委員会に諮り、計画的に取り組む必要がある。

史跡指定された古墳の中には、世界遺産の構成資産が含まれている。これらの古墳の整備の 在り方について、イコモスからの指摘事項などがあり、世界遺産の考え方と調和した整備の在 り方を検討する必要がある。

第5章 大綱•基本方針

1. 大綱

第3章での史跡等の本質的価値、第4章での史跡の現状と課題の整理をふまえ、史跡古市古墳群の望ましい将来像について下記のとおり大綱を定める。

ア. 保存(保存管理)

史跡古市古墳群の本質的価値を損なうことがないように保存管理を行い、確実に未来に継承 する。

イ. 活用

史跡古市古墳群の本質的価値を学び理解する場、市民の文化的活動及び憩いの場を提供し、 まちづくりと地域のアイデンティティを創出する。また、地域の生活と来訪者が共存する文 化的観光資源として活用する。

ウ. 整備

史跡古市古墳群の本質的価値を確実に保存し、史跡の本質的価値を顕在化して分かりやすく 伝達できるような整備を行う。

エ. 運営・体制の整備

史跡古市古墳群の保存(保存管理)、活用、整備を円滑に実施できるような運営・体制の整備を行う。

2. 基本方針

上記の大綱をもとに、史跡古市古墳群の現状等をふまえ、保存活用の基本方針を示す。

ア. 保存(保存管理)

- ①史跡古市古墳群の本質的価値を良好な状態で継承するため、日常的な保存管理を実施する。 周濠については、水位と水質の適正な管理を行う。
- ②史跡の保存すべき本質的価値を特定するため、調査研究を実施する。
- ③史跡指定地及び陵墓等の周囲で、遺構など本質的価値を有する可能性がある範囲の史跡追加指定を検討する。
- ④史跡指定された民有地の公有化を推進する。
- ⑤景観など本質的価値に影響を及ぼす樹木について、剪定・伐採を行うなど、植生管理を実施する。

イ. 活用

①史跡古市古墳群について、小中学校の歴史学習のカリキュラムと連動した授業へのさらなる活用を検討する。

- ②史跡古市古墳群の公開活用のための良好な状態を保持する。
- ③史跡古市古墳群の各古墳について、来訪者がスムーズに見学できるように見学ルート・動線を示す。
- ④史跡古市古墳群の未公開古墳について、公開のための方策を検討する。
- ⑤史跡古市古墳群の本質的価値の情報発信・普及啓発を推進する。なお、活用については、 指定範囲のみならず周辺環境との一体的な保全に努めることが重要であり、古墳が築かれ た周辺の関連する遺跡の情報についても発信するよう努める。
- ⑥藤井寺市と羽曳野市の2市共同での活用を推進する。

ウ. 整備

- ①史跡古市古墳群の本質的価値の保存について、各古墳の現状をふまえ保存のための整備を 行う。
- ②史跡古市古墳群の本質的価値を顕在化して分かりやすく伝達し、古墳相互の関係性も意識した整備を行う。

エ. 運営・体制の整備

- ①保存(保存管理)のための運営・体制の整備を行う。
- ②活用のための運営・体制の整備を行う。
- ③整備のための運営・体制の整備を行う。

第6章 保存管理

1. 方向性

ア. 保存管理の目的

史跡古市古墳群の各古墳について、史跡の本質的価値を損なうことがないよう確実に保存する ことが目的である。

さらに、古墳群内で古墳は点在しており、たとえば巨大前方後円墳の周囲にある中小古墳との 関連性、巨大な前方後円墳が連続して立地するなど相互に関連性を持つことがうかがえる。古 市古墳群は日本の古墳時代を代表する古墳群として、景観を含めた環境の保全も保存管理に必 要なことの一つである。

イ. 保存管理の方向性

史跡古市古墳群の保存管理について、上記の目的に則して、その方向性を示す。

① 日常的な保存管理の実施

日常的な保存管理は、藤井寺市・羽曳野市ならびに所有者が適切に実施する。現状を定期的に点検し、長期的に累積していく変化についても早期に修繕等の対応ができるようにする。 そして、史跡古市古墳群を良好な状態で継承するとともに、安全面にも配慮した適切な保存管理を行う。所有者が適切な管理をできない場合は、所有者の権利を尊重しつつ、藤井寺市及び羽曳野市が適切な措置を施す。周濠については、水位と水質の適正な管理を行う。

② 調査研究の実施

調査研究を継続して実施し、遺構の遺存状況を踏まえて、史跡の本質的価値を構成する諸要素の保存を図る。

③ 史跡追加指定の検討

史跡指定地及び陵墓等の周囲で、遺構など本質的価値を有する可能性がある範囲について、 調査研究の成果をふまえ、所有者の意向を尊重しながら史跡追加指定を検討する。

④ 公有化の推進

所有者の意向を尊重しながら、史跡指定地の公有化を順次進める。特に、活用や整備にとって重要な範囲は、早期かつ優先的な公有化をめざす。

⑤ 植生管理の実施

景観を考慮し、必要に応じて樹木の剪定・伐採を行う。また、高木化や枯損など、危険性のある樹木や下草の成育を阻害する樹木についても、剪定・伐採を行う。周辺の植生にそぐわない外来植物等は除去を行い、蔓延防止に努める。

2. 方法

上記の方向性に基づき、史跡指定地を所有状況・利用状況等により区分し、2つの地区の設定を 行う。そして、各古墳の共通事項として、保存管理の基本方針及び方法、現状変更の取扱い、公有 化の基本方針を述べる。その上で、古墳ごとにこれらについて個別に述べる。

史跡指定地及び陵墓等の周囲で、遺構など本質的価値を有する可能性がある範囲については、調 査研究の成果をふまえた史跡追加指定の基本的な考え方を示す。

ア. 地区の設定

本来、文化財保護法は文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資することを目的としたものであり、文化財の保存が適切になされることを原則としている。しかし同時に、「政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。」(同法第4条第3項)とされている。したがって、史跡の現状に変更が生じる場合には、文化財の保存と住民生活との調和を図りつつ、適切に行われる必要がある。

そこで、各古墳の史跡指定地について、次の2つの地区を設定する。

第1種地区: 史跡等の本質的価値の保存・活用以外の現状変更を認めない地区で、墳丘と周濠・周堤(二重になっている場合は、内濠・内堤及び外濠・外堤)の公有地部分。 第2種地区: 遺構の保存を前提とし、現状の利用状況に配慮する地区で、墳丘と周濠・周堤 (二重になっている場合は、内濠・内堤及び外濠・外堤)の民有地、共有地もし くは公共用道路、神社、墓地の部分。

なお、史跡指定地及び陵墓等の周囲で、遺構など本質的価値を有する可能性がある範囲については、第3種地区とする。同地区は調査研究の成果をもとに、開発計画等の状況の把握もふまえ、遺構の保存を積極的に図り、将来的に史跡の指定拡大等の措置を検討する範囲とする。

第3種地区は史跡指定地外になるため、保存管理の基本方針、保存管理の方法、現状変更等の 取扱いの基準は設けない。

イ. 史跡追加指定について

第3種地区の中で、調査研究の成果から明らかになった本質的価値の重要性等から、以下のようにさらに2つの地区に細分する。

① 史跡指定範囲の拡大を図る地区(A地区)

第3種地区のうち、次の要件を満たす範囲については、「指定範囲の拡大を図る地区」とし、 史跡追加指定を積極的に進める。

- a) 本質的価値の保存上特に重要な部分及び史跡の維持管理や活用において必要な下記に示す範囲。
 - 1) 墳丘の範囲
 - 2) 周濠の範囲(一重周濠の場合)
 - 3) 周堤の範囲(一重周堤の場合)
 - 4) 内濠の範囲(二重周濠の場合)
 - 5) 内堤の範囲(二重周堤の場合)
 - 3) 4) 5) の場合

近接する小古墳等との位置関係等を明瞭にできる範囲

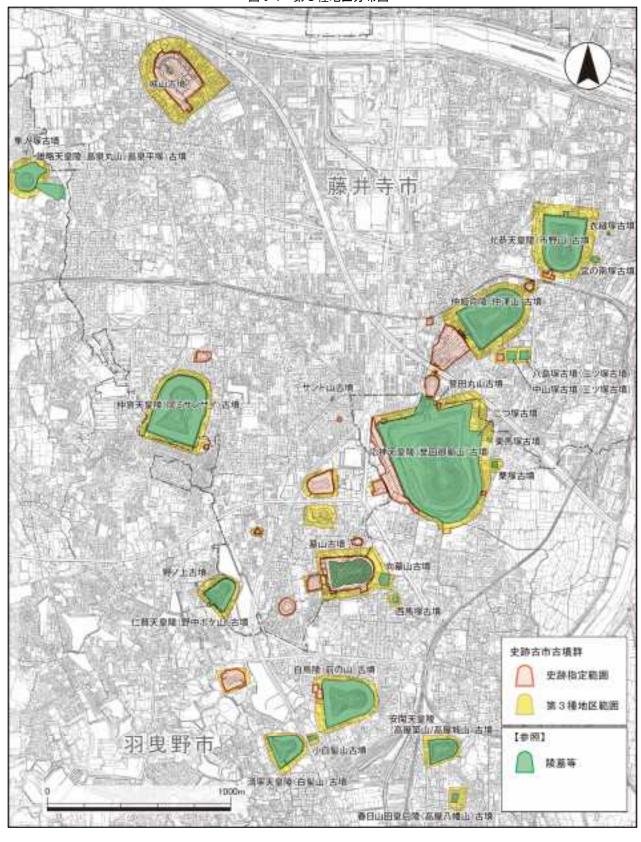
- 6) 陵墓等については、古墳の眺望の観点から拝所の周辺及び特徴的な墳形を観察できる 範囲
- b) 史跡指定地の外側において、古墳の本質的価値を示す遺構等が特に良好な状態で残されている範囲。

② 史跡指定範囲の拡大を検討する地区 (B地区)

第3種地区のうち、上記で「史跡指定範囲の拡大を図る地区」とした範囲以外において、 史跡の本質的価値を構成する要素と同等の要素(史跡指定地外にあるが、史跡と同等の価値 を有する遺構)が広がる範囲については「史跡指定範囲の拡大を検討する地区」とする。

同地区は、本来の外濠・外堤もしくは周堤部分等の範囲、古墳の一部もしくは古墳の本質的価値に関わる施設が広がる範囲のうち、A地区以外の範囲とする。

図 6-1 第3種地区分布図



ウ.保存管理の共通事項①基本方針及び方法

	史跡の本質的価値を構 成する諸要素	史跡の本質的価値 を構成する諸要素 以外の諸要素	保存管理の基本方針	保存管理の方法
第1種地区	墳丘 周濠・周堤 (二重になっている場合は、内濠・ 内堤及び外濠・外堤) 地下に埋蔵されている遺構・遺物 (葺石・埴輪・石棺・埋葬施設)	説明板 注意板 フェス 水路 墳丘上樹木 地被類 墓	本質のでは、 本質を はいい はいい を できる とのでは できる	 ・史跡がき損もしくは衰亡している場合には、必要に応じ、学術的調査の成果等を踏まえて、適切な復旧・修理を行う。 ・樹木の根系等が史跡の本質的価値を構成する諸要素の保全を脅かす場合には、保全を優先した対策をとるものとする。 ・防災等の対策にあたっては、極力、地形の変更や擁壁の設置を避け、植生等による斜面の維持に努めるものとする。 ・擁壁等工作物の設置が不可避である場合は、史跡への影響を最小限に抑えかつ景観に配慮した工法をとるものとする。
第2種地区	墳丘 周濠・周堤 (二重になっている場合では、内堤及び外濠・ 内堤及び外壕・ 地下に埋蔵されている遺構・道輪・ 首石・・埋葬施設)	古墳のでは、大学のでは、大学のでは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学	る。 住民総元 をきとを とを と	 ・史跡がき損もしくは衰亡している場合には、必要に応じ、学術的調査の成果等を踏まえて、適切な復旧・修理を行う。 ・擁壁等工作物及び住民生活に不可避な工作物の設置がある場合は、史跡への影響を最小限に抑え、かつ景観に配慮した工法をとるものとする。 ・住宅建物の外観等は、史跡としての環境及び景観との調和を図り、景観条例に準じたものとする。 ・生垣等の緑化を図るなど、景観の向上に努める。 ・防災工事にあたっては、極力地形の変更を避け、擁壁等工作物の設置が不可避である場合は、史跡への影響を最小限に抑えかつ景観に配慮した工法を検討する。 ・地形等を維持し、環境の保全に努める。

②現状変更等の取扱い

国指定史跡とは、「貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史 上又は学術上価値の高いもの(文化財保護法第2条)」として文部科学大臣によって指定さ れたものである。

指定された史跡は、その価値を損なうことなく保存し管理する必要があるため、史跡指定 地内において「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」 は、文化財保護法第 125 条に基づき文化庁長官などの許可(国の機関である場合は法第 168 条の同意)が必要となる。

表 6-1 現状変更等の許可を必要とする行為

根拠法令等と行為の内容(抜粋、要約)	権限を有するもの
●文化財保護法第125 条第1項	(申請先·許可者)
史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき	文化庁長官
は、文化庁長官の許可を受けなければならない。	
○現状変更	
・建築物その他の工作物の新築・増築・改築	
・土地の形質変更・発掘調査など	
【上記「ただし書き」】	
※現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を	
及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。	
※維持の措置の範囲は、文部科学省令(特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の	
現状変更等の許可申請等に関する規則第4条:次頁(表6-2)を参照)の規定に基づく	
●文化財保護法施行令第5条第4項	(申請先·許可者)
イ. 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建	羽曳野市
築面積(増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積)が百二十㎡以下のもの)で	藤井寺市
二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築	
ロ. 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあっては、建築の日から五十年を経過し	
ていない小規模建築物に係るものに限る。)であって、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール	
以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第	
一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけ	
るもの	
ハ. 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあっては、設置	
の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それ	
ぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)	
ニ. 法第百十五条第一項(法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含	
む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修	
ホ. 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修	
へ、建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限	
వ 。)	
ト、木竹の伐採	
チ. 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取 など	

表 6-2 現状変更等の許可を必要としない行為 (現状変更に該当しない行為)

区分 根拠法令等と行為の内容(抜粋、要約) ●法第 125 条 (第 1 項ただし書き) ・現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす 行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 ・前項ただし書きに規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。(下記) 維持の措置 ●特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(省 令)第4条(上記ただし書きの範囲) ・き損等からの原状復旧 き損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、その指定当時の原状に復すると ・き損等の拡大を防止する応急措置 き損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 ・除去(一部がき損し、かつ復旧が不可能)一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに 不可能である場合において、当該部分を除去するとき。 非常災害の 必要な応急措 ●法第 125 条 (第 1 項ただし書き) ・現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす ために 行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 置 ※同上 保存に影響 ぼす行為で影響 (主として、指定地外での行為により、指定地に影響が及ぶ行為を指す。) を 及

表 6-3 現状変更等の許可は必要ないが届出(文化庁長官)が必要な場合

区分	根拠法令等と行為の内容(抜粋、要約)
届出	●法第 127 条 ・史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。 ・許可を受ける必要のある場合は除く。

表 6-4 現状変更取扱基準一覧

地区区分現状変更等	第 1 種地区	第2種地区	特記事項
ア. 道路の改 修、新設な ど	O 公共・公益上必要な施設の維持のための改修などは認める。 1)	同左	1) 公共・公益上必要な施設の維持のための改修などは、遺構に影響のないよう図ったうえで、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認める。
イ. 公園施設・ 便益施設の 改修・新設 など	 史跡の利活用に関連する諸施設の維持のための改修などは認める。 2)	同左	2) 史跡の利活用に関連する諸施設の維持のため の改修などは、遺構に影響のないよう図った うえで、文化財としての価値および景観の保 全に大きく影響を及ぼさない場合は認める。

地区区分現状変更等	第 1 種地区	第2種地区	特記事項
ウ. 建築物の新 築、移築、 増築、改 築、移転ま たは除去	※ 新築、移築、増築、 改築または史跡指定 地内における移転 は、原則として認め ない。 Ο 除去は認める。3)	 ※ 新築、移築、増築、 改築または史跡指定 地内における移転 は、原則として認め ない。4) ○ 簡易な建築物の新 設、増設、改修、移 転は認める。5) ○ 除去は認める。3) 	3) 除去は、遺構に影響のないよう図った上で、認める。 4) 古墳築造後の歴史的環境を構成する神社については、既存の建築物等の同位置・同規模での改築のみ、地下遺構への影響や周辺景観が配慮されている場合において取扱いを判断する。 5) 基礎を伴わない車庫や物置などの「簡易な建築物」については、地下遺構への影響や周辺景観が配慮されている場合において認める。
エ. 工作物・土 木構造物の 設置・改修	○ 防災上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修は認める。 5) △ 新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。	同左	5) 防災上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修にあたっては、遺構に影響のないよう計画したうえで、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認める。
オ。地形の変更	× 原則として認めな い。6)	同左	6) 遺構復元や後世の地形改変の復旧といった文 化財保護のための地形変更は認める。
力。木竹の伐採・ 抜根、植樹	× 原則として認めない。7)	同左	7) 墳丘などの重要な遺構周辺の新たな植樹は、法面保護や植生復元のための地被類や低木は認める。 枯損木や遺構に影響を及ぼす樹木、景観の阻害となる樹木の伐採及び更新は認める。 周濠に植生し、景観の阻害、また生態系に悪影響を及ぼす恐れのある水生植物の伐根を含む除去や除去するために必要な浚渫等の措置は地下遺構に影響のない範囲で認める。
キ. 地下埋設物 の設置・改 修	O 公共・公益上必要な 地下埋設物は、認め る。8)	同左	8) 公共・公益上必要な地下埋設物は、地下遺構に影響のない範囲で認める。
ク. 建築物・エ 作物などの 色彩の変更	× 原則として認めな い。9)	同左	9) 建築物・工作物などの色彩の変更は、周辺景観に配慮し、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認める。
ケ. 発掘調査及 び保存整備	○ 遺構の保存や状況把握に関わる調査は認める。10) ○ 学術的調査の成果に基づく保存修理、整備は認める。11)	同左	10) 遺構の保存や状況把握に関わる調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合は認める。11) 学術的調査の成果に基づく保存修理、整備を行う場合は、その方法などを充分検討したうえで行う場合について認める。

- ◆この現状変更取扱基準において、現状変更を認める行為については、事業主体者は藤井寺市か 羽曳野市のいずれかの対象地の所在する市と協議を行った上で、国の許可を受けなければなら ない。なお、表中の下線の項目において、文化財保護法施行令第5条第4項で示す行為を行う 場合は、同項に基づき、市が許可を行う。
- ◆上記に従い、現状変更を認める場合は以下のとおりとする。
 - 1 現状変更に際しては、事前の発掘調査を実施(簡易な工作物は立会)し、重要遺構確認の場合は現状変更を認めないこととする。
 - 2 現状変更を認める場合は、遺構面を損しないこと、文化財としての価値および景観を大きく損なわないこと等の条件を付する。
 - 3 現状変更を認めない場合は、公有化等により補償することができる。

③公有化の基本方針

史跡指定された民有地で、公有化の必要のある土地については、計画的に買い上げ事業を 実施する。

公有化に当たっては、買上要望等、土地所有者の意向を尊重しつつ、緊急性のある場合、 史跡の保存管理・整備の観点から、市として重点的に公有化する必要がある場合などは優先 的に買い上げを実施する場合がある。

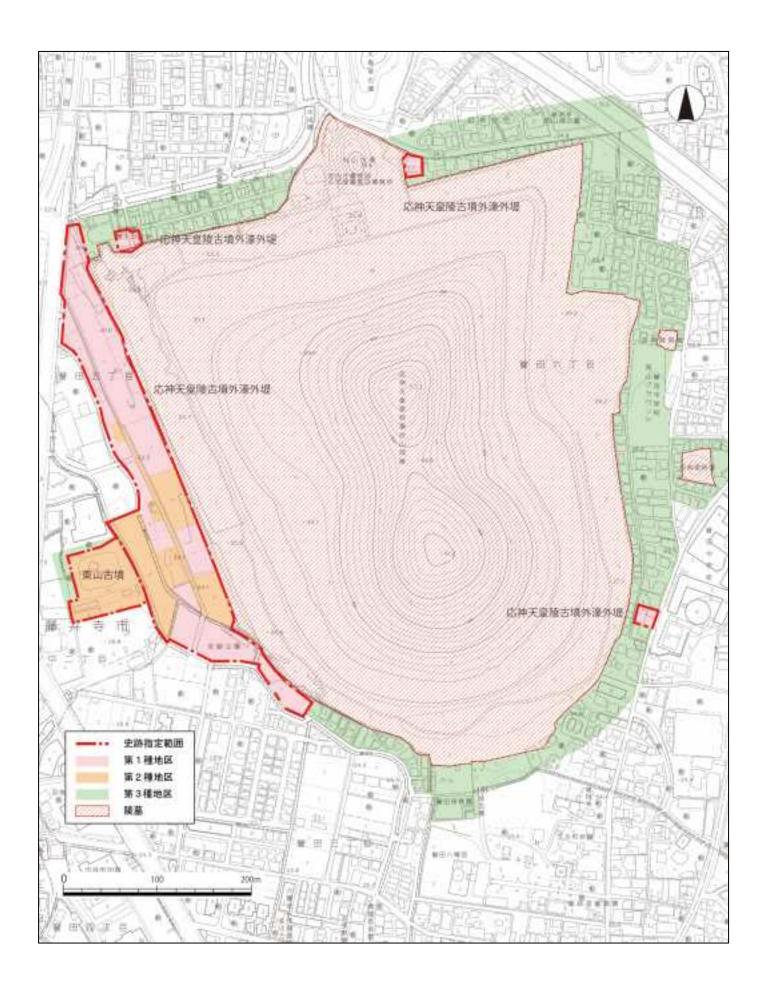
また、第3種地区で古墳の本質的価値を保存するために、土地所有者の同意を得て、市と して重点的な保全のために史跡追加指定を行う目的に鑑み、優先的に公有化が必要となる場 合がある。

エ. 保存管理の個別事項

上記の保存管理の共通事項をふまえ、古墳ごとに本質的価値を構成する諸要素の保全を図るための適切な保存管理について述べる。

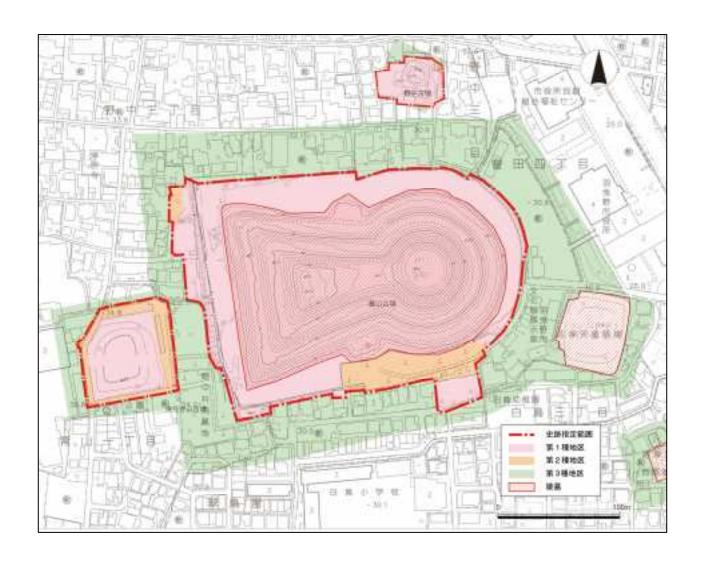
【1】応神天皇陵古墳外濠外堤

	【1】心性人至咳口頃2个像2个堤				
	保存管理の基本方針	保存管理の方法	現状変更等の取扱い		
第1種地区	・本質的価値を構成する諸要素の 保全を図るとともに、整備や公 開・活用を前提とした保存管理 を行う。	・本質的価値を構成する諸要素の 保全を図るとともに、整備や公 開を前提とした保存管理を行 う。 ・本質的価値を分かり易く解説し た案内板等を設置し、可能な範 囲を積極的に公開・活用を図 る。 ・現状で暫定整備している花畑に ついては、適切な日常管理に努 め、公開や活用に供する。	・史跡の維持管理、活用のための施設の設置や改修は、地下遺構への影響を抑える工法等を検討した上で、行う場合は認める。 ・樹木の伐採や植樹については、遺構に影響のない範囲で、周辺の景観に配慮した場合は認める。		
第2種地区	本質的価値を構成する諸要素の 保全を図るため適切な保存管理 を行う。	・現耕作地については、その重要性を地権者に周知し、現状を適切に維持管理する。	・史跡の維持管理、活用のための施設の設置や改修は、地下遺構への影響を抑える工法等を検討した上で、行う場合は認める。		



【2】墓山古墳

	保存管理の基本方針	保存管理の方法	現状変更等の取扱い
第1種地区	・史跡指定地は、複数の所有者が存するため、羽曳野市と藤井寺市で一体的な保存管理を図る。 ・周濠の水質について、環境悪化と生活雑排水の流入による遺構の損傷を防ぐため、適切な保存管理を行う。 ・墳丘裾の洗掘防止対策について検討を行う。	・除草などの日常管理において、 藤井寺市と羽曳野市で実施時期 などを協議し、効果的な業務の 遂行に努める。また、墳丘の管 理を行っている宮内庁との連携 を図り、史跡として適切に保存 する。 ・周濠への生活雑排水の流入を防止するため、関係部局と協議を 進める。また、流入による遺構 の損傷が認められる場合は、 らなる損傷防止のための緊急措 置を実施する。 ・墳丘裾の修繕について、宮内庁 と調整協議し、対策を検討す る。	 ・周濠の水質の適正管理措置や、生活雑排水の流入による遺構の損傷防止は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・墳丘裾の洗掘防止対策については、遺構への影響を抑え、周辺環境に配慮した工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・史跡の維持管理、活用のための施設の設置や改修は、地下遺構への影響を抑え、周辺環境に配慮した工法等を検討した上で行う場合は認める。 ・樹木の伐採は遺構に影響のない範囲で、周辺の景観に配慮した場合は認める。
第2種地区	・史跡指定地内にある墓地については、文化財保護法に基づく適切な保存管理を行う。 ・高木化した樹木について、公有化後、根による地下遺構の損壊を防ぎ、良好な景観を確保する方策を実施する。	・墓地内での墓石の設置・撤去などについても、現状変更の手続きの徹底を図る。 ・国庫補助金を得て、買い上げ事業の実施を検討する。 ・高木化した樹木の計画的な伐採を実施する。 ・民有地については、その重要性の周知を図る。	・墓地内での墓石の設置・撤去などは、地下遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮した場合は認める。 ・居宅及び墓地に係わる工作物等の設置、改修等は遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮したものは認める。



【3】城山古墳

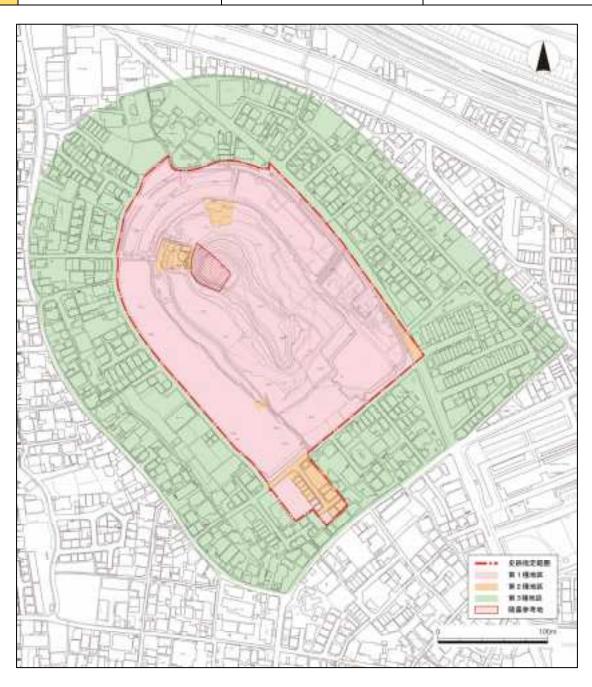
	[0] 城田日有			
	保存管理の基本方針	保存管理の方法	現状変更等の取扱い	
第1種地区	・新たに墳丘の表土の流失が認められた場合、保護のための方策を講じる。 ・植樹された桜などは、適切な管理を行い、景観に配慮する。 ・高木化した樹木については、根による地下遺構の損壊を防ぎ、良好な景観を確保する方策を検討する。	・墳丘の表土の流失箇所については、土のうや植生シートで覆うなど、さらなる流失防止のための緊急措置を実施する。必要に応じ後円部墳頂部分を管理する宮内庁と調整協議を行う。 ・定期的な防虫のための薬剤散布を行うほか、必要に応じて良好な状態を保つための措置を実施する。 ・必要に応じ後円部墳頂部分を管理する宮内庁と連携を図り、高木化した樹木の剪定・伐採を実施する。	・遺構の保護を図るための表土の 流出防止措置は、地下遺構に影響のないよう計画した上で認める。 ・樹木の剪定・伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮した場合は認める。	

・民有地、神社、府道及び市道に あたる部分については、住民生 活等に配慮しつつ、本質的価値 への影響を最小限に留める。

第2種地区

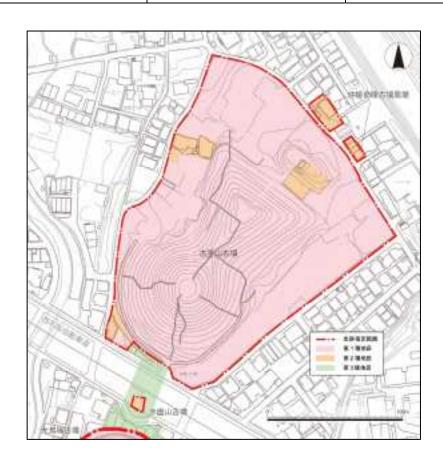
・府道及び市道部分は、ガス・水道・下水道などのライフラインも敷設されている。このため、修繕などの際は、地下遺構の保存を前提として、十分な対策を講じる。

- ・府道及び市道部分の舗装改修 や、ガス・水道・下水道などの ライフラインの敷設や修繕など は、遺構への影響を抑える工法 などを十分検討した上で行う場 合は認める。
- ・家屋等の除去は、遺構に影響のないよう図った上で認める。
- ・神社については、既存の建物等の同位置・同規模での改築のみ、地下遺構への影響や周辺環境が配慮されている場合において、取扱いを判断する。



【4】古室山古墳

	保存管理の基本方針	保存管理の方法	現状変更等の取扱い
第1種地区	・墳丘の表土の流失が認められる 部分や、崩落等の恐れのある部 分については、保護のための方 策を講じる。 ・植樹された梅などは、適切な管 理を行い、景観に配慮する。 ・樹木については、落葉を含め、 適切な管理を行い、景観に配慮 する。 ・史跡指定地の公有化以前から存 する建築物、工作物等の残置物 は、撤去を行う。	・墳丘の表土の流失部分や崩落等の恐れのある部分については、 土のうや植生シートで覆うなど、さらなる損傷防止のための緊急措置を実施する。 ・梅については、定期的な剪定や防虫のための薬剤散布を行うほか、必要に応じて良好な状態を保つための措置を実施する。・高木化した樹木の計画的な剪定・伐採を実施する。また、落葉の飛散防止対策を講じる。・残置物の撤去は、地下遺構に配慮しつつ行う。	・遺構の保護を図るための表土の 流出防止や崩落防止の措置は、 地下遺構に影響のないよう計画 した上で認める。 ・樹木の剪定・伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮した場合は認める。 ・残置物の撤去は、地下遺構に影響のないよう図った上で認める。
第2種地区	・高木化した樹木や竹が生育しているが、公有化後、根による地下遺構の損壊を防ぎ、良好な景観を確保する方策を実施する。 ・市道にあたる範囲については、住民生活に配慮しつつ、本質的価値への影響を最小限に留める。	・高木化した樹木や竹の剪定・伐 採を実施する。 ・市道部分の修繕などの際は、地 下遺構の保存を前提として、十 分な対策を講じる。	・樹木や竹の剪定・伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮した場合は認める。 ・市道部分の舗装改修などは、遺構への影響を抑える工法などを 十分検討した上で行う場合は認める。 ・家屋等の除去は、遺構に影響のないよう図った上で認める。



【5】大鳥塚古墳

	保存管理の基本方針	保存管理の方法	現状変更等の取扱い
第1種地区	 ・水路については、適切な排水機能を維持できるような方策を講じる。 ・高木化した樹木については、根による地下遺構の損壊を防ぎ、良好な景観を確保する方策を検討する。また、冬場の落葉についても配慮する。 	・落葉飛散時など、水路が詰まらないように、清掃を実施する。 ・高木化した樹木の計画的な剪定・伐採を実施する。また、落葉の飛散対策として、引き続き清掃業務を実施する。	・水路の改修については、事前 に発掘調査を行い、地下遺構 に影響のない範囲で認める。 ・樹木の剪定・伐採は、遺構に 影響のない範囲で周辺の景観 に配慮した場合は認める。



【6】はざみ山古墳

	保存管理の基本方針	保存管理の方法	現状変更等の取扱い
第1種地区	 ・墳丘裾や周濠の埋没部分の洗掘について、進行防止対策の検討を行う。 ・墳丘の後円部の削平部分については、保護のための措置を講じる。 ・高木化したり、周濠へ張り出した樹木については、根による地下遺構の損壊を防ぎ、良好な景観を確保する方策を検討する。また、冬場の落葉についても配慮する。 	・墳丘裾や周濠の埋没部分の洗掘について、これ以上の損傷を防止するための措置を実施する。 ・墳丘の後円部の削平部分については、土のうや植生シートで覆うなど、さらなる損傷防止のための措置を実施する。 ・高木化したり、周濠へ張り出した樹木の計画的な剪定・伐採を実施する。	 ・墳丘裾や周濠の埋没部分の洗掘防止対策については、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・遺構の保護を図るための削平部分を保護する措置は、地下遺構に影響のないよう計画した上で認める。 ・樹木の剪定・伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮した場合は認める。
第2種地区	・周濠について、周囲に設置されたフェンスの管理など、安全面に配慮すると同時に、破損等による地下遺構への影響を防ぐ方策を検討する。	・老朽化や周濠の洗掘などのため に傾きや歪みが生じているフェ ンスについて、改修の協議を行 う。	・フェンスの改修については、 事前に発掘調査を行い、地下 遺構に影響のない範囲で認め る。



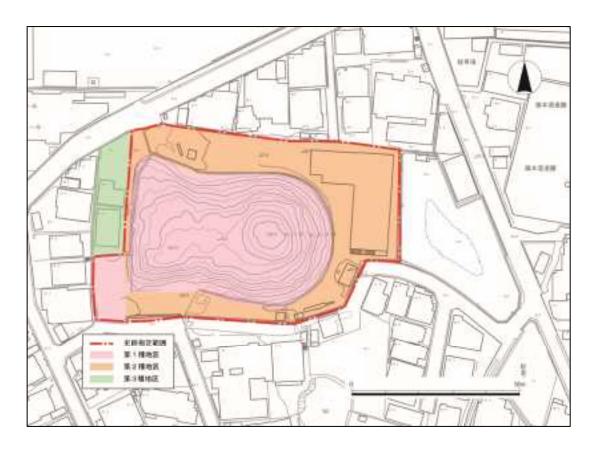
【7】峯ヶ塚古墳

	保存管理の基本方針	保存管理の方法	現状変更等の取扱い
第1種地区	・本質的価値を構成する諸要素の 保全を図るとともに、整備や公 開・活用を前提とした保存管理 を行う。	・主体部の石槨や埋蔵されている 副葬品等の取扱いについては整 備委員会で検討し、史跡の本質 的価値の保存を前提として、適 切な方法で調査や保存整備、公 開活用を行う。 ・学術的調査等により江戸時代の 嵩上げによるため池の堤と確認さ れた部分は撤去し、古墳築造時の 形態に復し、周濠洗掘部分の修復 や保全を図る。	・整備事業のために必要な遺構等の確認調査については、関係機関と調整を諮った上で、必要最小限度の調査は実施する。 ・史跡の維持管理、活用のための施設の設置や改修は、地下遺構への影響を抑える工法等を検討した上で、行う場合は認める。 ・木竹の伐採は遺構に影響のない範囲で、周辺の景観に配慮した場合は認める。
第2種地区	・現状を維持しつつ、整備事業の 進捗に合わせて、地権者に協力 を求めて早期の公有化を図る。	・現耕作地については、その重要性を地権者に周知し、現状を適切に維持管理する	・史跡の維持管理、活用のための施設の設置や改修は、地下遺構への影響を抑える工法等を検討した上で、行う場合は認める。



【8】鉢塚古墳

	【0】坪参口須		
	保存管理の基本方針	保存管理の方法	現状変更等の取扱い
第1種地区	 ・墳丘の表土の流失が認められる範囲については、保護のための方策を講じる。 ・高木化した樹木については、根による地下遺構の損壊を防ぎ、良好な景観を確保する方策を検討する。また、枯損した樹木については、安全のため、緊急に対策を講じる。 	・墳丘の表土の流失部分や崩落等の恐れのある部分については、 土のうや植生シートで覆うなど、さらなる損傷防止のための緊急措置を実施する。 ・高木化した樹木の計画的な剪定・伐採を実施する。また、枯損した樹木については、緊急に伐採を実施する。	・遺構の保護を図るための表土 の流出防止や崩落防止の措置 は、地下遺構に影響のないよ う計画した上で認める。 ・樹木の剪定・伐採は、遺構に 影響のない範囲で周辺の景観 に配慮した場合は認める。
第2種地区	・旧藤井寺西幼稚園の跡地については、史跡指定地としての良好な景観を確保し、墳丘と一体的な保存活用を検討する。	・将来的に、園舎等の除却を行う。	・園舎等の除去は、遺構に影響のないよう図った上で認める。



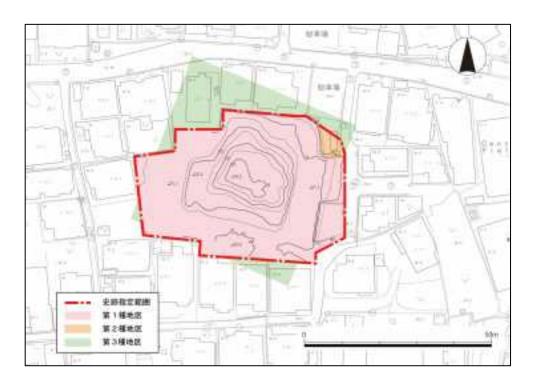
【9】鍋塚古墳

	保存管理の基本方針	保存管理の方法	現状変更等の取扱い
第1種地区	・公有地で隣接地に接する部分で表土の流失や木柵の老朽化が生じた場合、保護のための方策を講じる。	・表土の流失部分については、土 のうなどを用い、さらなる損傷 防止のための措置を実施する。 また、老朽化した木柵は、新た な木柵に交換する。	・遺構の保護を図るための表土 の流出防止措置は、地下遺構 に影響のないよう計画した上 で認める。また、木柵の交換 は、遺構に影響のないよう図った上で認める。
第2種地区	・史跡指定地としての良好な景観を確保し、墳丘と一体的な保存活用を検討する。	・公有化後、適切な保存管理を計画的に実施する。	・適切な保存管理のための措置 は、遺構に影響のない範囲で 周辺の景観に配慮した場合は 認める。



【10】 野中古墳

	保存管理の基本方針	保存管理の方法	現状変更等の取扱い
第1種地区	・樹木や雑草によって隣接地等に 悪影響をおよぼさないよう、良 好な景観を確保し、墳丘を保護 する。	・現状の確認を行い、除草等の維持管理を適切に行う。また、隣接地に影響を与える樹木の計画的な剪定・伐採を実施する。	・樹木の剪定・伐採は、遺構に 影響のない範囲で周辺の景観 に配慮した場合は認める。
第2種地区	・史跡指定地としての良好な景観 を確保し、墳丘と一体的な保存 活用を検討する。	・公有化に際し、舗装等、駐車場施設の除却を行う。	・工作物の除去は、遺構に影響 のないよう図った上で認め る。



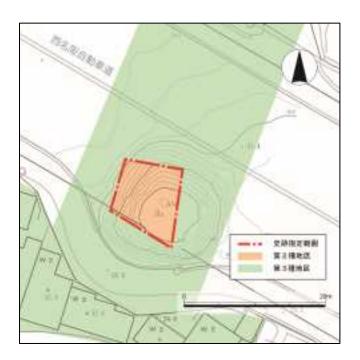
【11】助太山古墳

	保存管理の基本方針	保存管理の方法	現状変更等の取扱い
第1種地区	・周辺地に影響を及ぼさないよう、景観を保持する。	・隣接地への雨水の流入を抑止する方法を検討する。 ・傾いたり枯損した樹木については、緊急に伐採を実施する。	・雨水流入防止対策については、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮した場合は認める。 ・樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮した場合は認める。



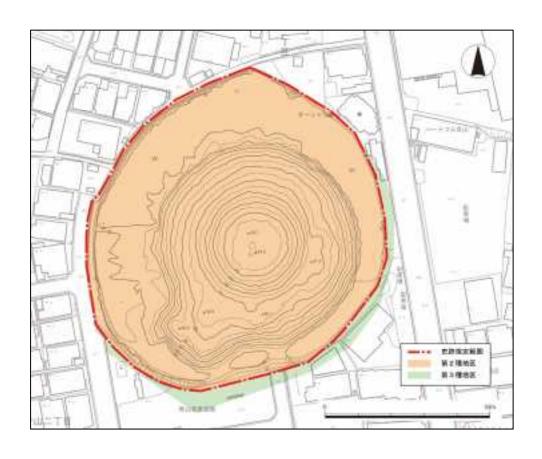
【12】赤面山古墳

	保存管理の基本方針	保存管理の方法	現状変更等の取扱い
第2種地区	・高速道路下にあるため、工事等の影響がないよう、保存のための措置を行う。・高架下で日陰になることが多く、墳丘の土が乾燥し、表土の流失が認められる部分がある。このような部分については、保護のための方策を講じる。	・NEXCO 西日本と保存管理の方 法について協議検討を行う。	・保存管理のための措置は、遺 構に影響のない範囲で周辺の 景観に配慮した場合は認め る。



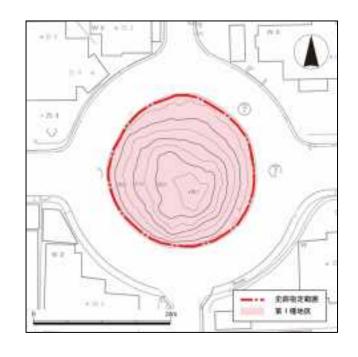
【13】青山古墳

	保存管理の基本方針	保存管理の方法	現状変更等の取扱い
第2種地区	 ・史跡指定地は、複数の所有者が存するが、保存管理について所有者と協議を行う。 ・周濠のヘドロ状の堆積等、水質の悪化を改善するため、適切な対策を講じる。 ・墳丘裾の洗掘防止対策について検討を行う。 ・樹木については、適切な管理を行い、景観に配慮する。 	・日常管理について、所有者と協議し、良好な環境の維持に努める。 ・公有化後、周濠のヘドロの除去等、水質浄化対策を行う。 ・公有化後、墳丘裾の洗掘について、これ以上の損傷を防止するための措置を実施する。 ・公有化後、樹木の剪定・伐採等、必要な措置を計画的に実施する。	 ・水質浄化対策は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮した場合は認める。 ・墳丘裾の洗掘防止対策については、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・樹木の剪定・伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮した場合は認める。



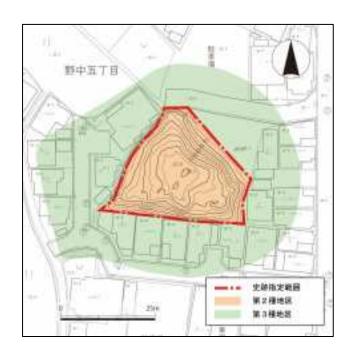
【14】蕃所山古墳

	保存管理の基本方針	保存管理の方法	現状変更等の取扱い
第1種地区	・樹木については、適切な管理を 行い、景観に配慮する。また、 冬場の落葉についても配慮す る。	・樹木の剪定・伐採等、必要な措置を計画的に実施する。	・樹木の剪定・伐採は、遺構に 影響のない範囲で周辺の景観 に配慮した場合は認める。



【15】稲荷塚古墳

	保存管理の基本方針	保存管理の方法	現状変更等の取扱い
第2種地区	・樹木については、所有者と協議	・公有化後、樹木の剪定・伐採	・樹木の剪定・伐採は、遺構に
	し、適切な管理を行い、景観に	等、必要な措置を計画的に実施	影響のない範囲で周辺の景観
	配慮する。	する。	に配慮した場合は認める。



【16】東山古墳

	保存管理の基本方針	保存管理の方法	現状変更等の取扱い
第2種地区	・史跡指定地は、複数の所有者が存するが、保存管理について所有者と協議を行う。・樹木の管理については、所有者と協議し、適切な管理を行い、景観に配慮する。	・日常管理において、所有者と協議し、良好な環境の維持に努める。また、将来的に、プレハブ、工作物、コンテナ等の除却について、協議を行う。 ・公有化後、樹木の剪定・伐採等、必要な措置を計画的に実施する。	・樹木の剪定・伐採は、遺構に 影響のない範囲で周辺の景観 に配慮した場合は認める。



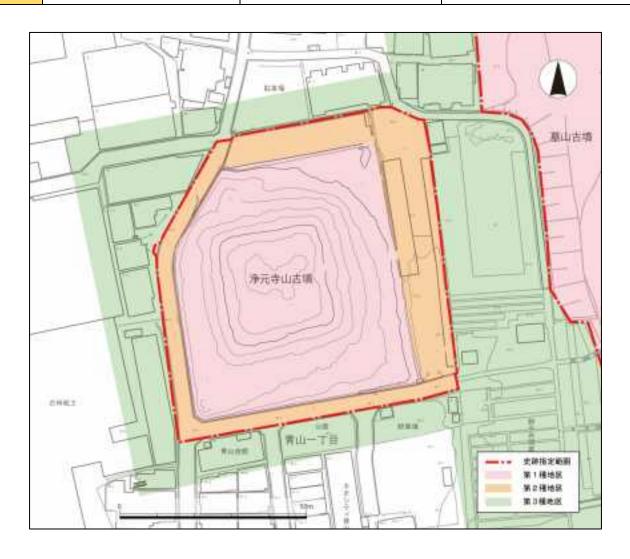
【17】割塚古墳

	保存管理の基本方針	保存管理の方法	現状変更等の取扱い
第2種地区	・史跡指定地としての良好な保存 活用を検討する。	・公有化後、適切な保存管理を計 画的に実施する。	・適切な保存管理のための措置 は、遺構に影響のない範囲で 周辺の景観に配慮した場合は 認める。



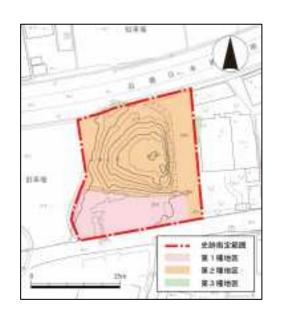
【19】浄元寺山古墳

	保存管理の基本方針	保存管理の方法	現状変更等の取扱い
第1種地区	・高木化した樹木については、根による地下遺構の損壊を防ぎ、 良好な景観を確保する方策を検討する。冬場の落葉についても配慮する。また、枯損した樹木については、安全のため、緊急に対策を講じる。 ・墳丘に存する墓について、取り扱いを検討する。	・高木化した樹木の計画的な剪定・伐採を実施する。また、枯損した樹木については、緊急に伐採を実施する。 ・墓の関係者を調査し、改葬の可否を調べる。	・樹木の剪定・伐採は、遺構に 影響のない範囲で周辺の景観 に配慮した場合は認める。 ・墓の移設については、遺構へ の影響を抑える工法などを十 分検討した上で行う場合は認 める。
第2種地区	・墳丘・内濠・内堤の一部で、市 道にあたる範囲については、住 民生活に配慮しつつ、本質的価 値への影響を最小限に留める。	・市道部分は、ガス・水道・電気・下水道などのライフラインも敷設されている。このため、修繕などの際は、地下遺構の保存を前提として、十分な対策を講じる。	・市道部分の舗装改修や、ガス・水道・電気・下水道などのライフラインの敷設や修繕などは、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・建物等の除去は遺構に影響のないよう図った上で認める。



【20】松川塚古墳

	保存管理の基本方針	保存管理の方法	現状変更等の取扱い
第1種地区	・道路に面しているため、適切 な保存管理の方策を検討す る。	・道路に面する部分に、保存管理のため、柵を設置する。	・柵の設置については、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。
第2種地区	・所有者と協議し、保存のため の適切な対策を講じる。	・公有化後、適切な保存管理を計画 的に実施する。	・適切な保存管理のための措置 は、遺構に影響のない範囲で 周辺の景観に配慮した場合は 認める。



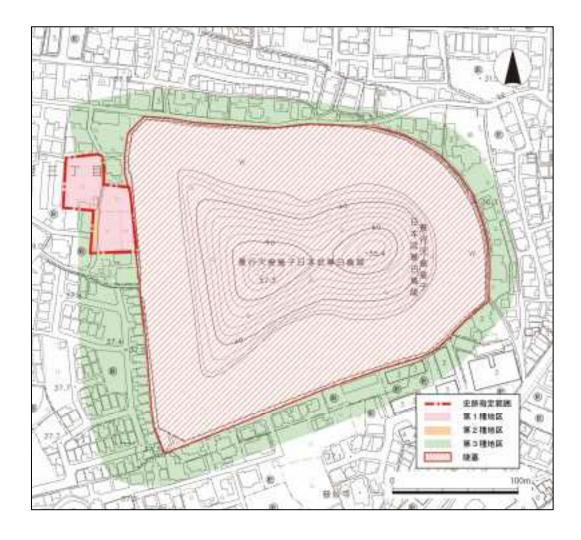
【21】唐櫃山古墳

	保存管理の基本方針	保存管理の方法	現状変更等の取扱い
第1種地区	・墳丘に存する後世の改変を元に 戻す方策を検討する。 ・墳丘の削平部分で、表土の流失 等が生じた場合は、保護のため の緊急措置を実施する。・史跡 指定地内に保存している同古墳 出土の石棺について、引き続き 適切な保存に努める。	・墳丘上の工作物等を除却し、良好な状態を保ち、適切な保存管理を実施する。 ・表土の流失等が生じた場合、土のうなどを用い、さらなる損傷防止のための緊急措置を実施する。 ・石棺の経年変化の有無を把握するため、定期的な状態の観察を行う。	・工作物等の除去は、遺構に影響のないよう図った上で認める。 ・表土の流失等への措置については、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。



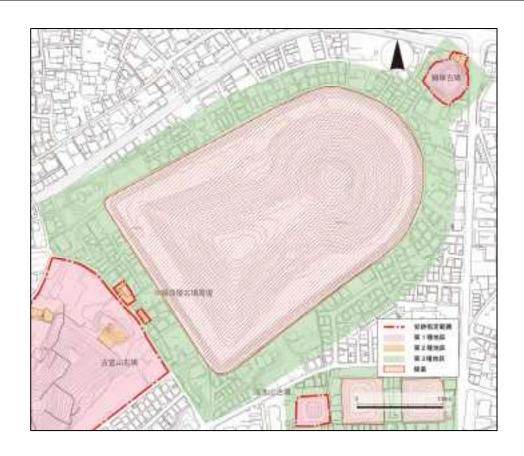
【22】白鳥陵古墳周堤

	保存管理の基本方針	保存管理の方法	現状変更等の取扱い
第1種地区	・本質的価値を構成する諸要素 の保全を図るとともに、整備 や公開・活用を前提とした保 存管理を行う。	・確認調査で検出した区画溝等を 埋没保存した上で、適切な遺構 表示の手法を検討する。	・史跡の維持管理、活用のための施設の設置や改修は、地下遺構への影響を抑える工法等を検討した上で行う場合は認める。
第2種地区	・公有地となった場合は、該当 する地区区分に基づいた保存 管理を行うものとする。	・現耕作地については、その重要性を地権者に周知し、現状を適切に維持管理する。	・史跡の維持管理、活用のための施設の設置や改修は、地下遺構への影響を抑える工法等を検討した上で行う場合は認める。



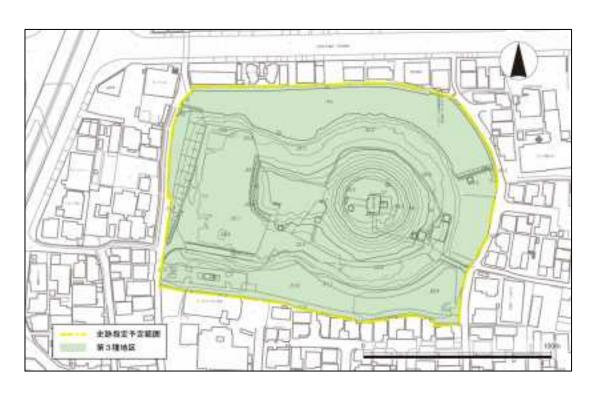
【23】仲姫命陵古墳周堤

	保存管理の基本方針	保存管理の方法	現状変更等の取扱い
第2種地区	・所有者と協議し、保存のための適切な対策を講じる。	・公有化後、適切な保存管理を計画的に実施する。	・適切な保存管理のための措置は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮した場合は認める。 ・建物等の除去は、遺構に影響のないよう図った上で認める。



【18】野中宮山古墳(未指定)

	保存管理の基本方針	保存管理の方法	史跡追加指定後の 現状変更等の取扱い
史跡追加指定予定地	 ・現状は史跡に未指定であるが、 古市古墳群の中でも重要な古墳 の一つである。このため、所有 者とも協議し、史跡追加指定を 推進する。 ・藤井寺市をはじめ、複数の所有 者が存するが、本質的価値を損 なうことのないよう、良好な景 観を確保し、一体的な保存活用 を検討する。 	・史跡追加指定を行い、適切な保存管理を計画的に実施する。	・適切な保存管理のための措置 は、遺構に影響のない範囲で 周辺の景観に配慮した場合は 認める。



第7章 活用

1. 方向性

ア. 活用の目的

史跡古市古墳群の各古墳について、史跡の本質的価値を学び理解する場、市民の文化的活動 及び憩いの場を提供し、まちづくりと地域のアイデンティティを創出することが活用の目的 である。また、地域の生活と来訪者が共存する文化的観光資源として活用していくことも目 的の一つである。

イ. 活用の方向性

史跡古市古墳群の活用について、上記の目的に則して、その方向性を示す。

①公開活用のための良好な状態の保持

公有化されて立ち入ることができる古墳について、良好な状態を保持するための方 策を施す。

②来訪者への見学ルート・動線の明示

来訪者が古墳間の関連性を理解しながらスムーズに見学できるように、見学ルートを設定し、その周知に努める。また、各古墳の見学に際し、動線の周知に努める。

③未公開古墳の公開についての検討

現状では危険性などのため、立ち入ることができない古墳について、見学可能な環境づくりを検討する。

④情報発信・普及啓発の推進

古市古墳群について、史跡の本質的価値の理解を促すために、さらなる情報発信・ 普及啓発を行う。

⑤ガイダンス施設・展示施設の活用

ガイダンス施設・展示施設は、古市古墳群の総合的理解を深める施設として、また、古墳見学の拠点となる施設として活用を行う。この目的を達するため、必要に応じ、展示内容の充実・更新、施設改修等を行う。

⑥藤井寺市と羽曳野市の2市共同での活用の推進

古市古墳群は、藤井寺市と羽曳野市の2市にまたがる古墳群である。このことから 2市でのイベント開催など、共同での活用を積極的に推進する。

2. 方法

上記の方向性に基づき、活用について、学校教育における活用、生涯学習における活用、地域に おける活用の観点から、具体的な方法を述べる。

学校教育における活用については、子どもたちの歴史文化の学習に資するよう、副読本を用いるなど、学校教育のカリキュラムと連動した活用をめざす。

生涯学習における活用については、本質的価値の理解を促すとともに、史跡等の活用が地域社会の活性化に及ぼす好影響を考慮し、相互の相乗効果のある活用をめざす。

地域における活用については、地域の自然的・歴史的・社会的文脈における史跡等の位置付け・

役割を把握した活用、地域住民の要請を把握した活用、地域外からの来訪者の要請を把握した活用をめざす。なお、藤井寺市と羽曳野市の2市共同で、古市古墳群ウォークや、解説を聞いて古墳を 巡りながら清掃活動を行うウォーク&クリーンといった活用を行っている。今後とも2市共同での 活用を推進する。

以上の活用については、デジタル技術などの先進技術を用い、情報ネットワークを有効に活用しながら行う。

まず、各古墳の共通事項として、活用の基本方針及び方法の基本方針を述べる。その上で、古墳ごとの活用について個別に述べる。

ア. 活用の共通事項

活用の基本方針	活用の方法
【学校教育における活用】 ・小・中学生の歴史学習への活用を図る。 【生涯学習における活用】 ・本質的価値の理解を促すとともに、地域社会の活性 化との相乗効果のあるような活用を図る。 【地域における活用】 ・市民の文化的活動及び憩いの場としての活用を図る。 ・文化的観光資源としての活用を図る。 ・藤井寺市と羽曳野市の2市共同での活用を図る。	 【学校教育における活用】 ・小・中学生の歴史学習の一環として、カリキュラムと連動した古墳の情報を発信し、現地で出前授業を行う。 【生涯学習における活用】 ・説明板を設置し、ガイドブックなどへの各古墳の説明の掲載、SNSなどでの情報発信により理解を促す。また、解説付きの古墳見学会等を実施する。 【地域における活用】 ・立ち入ることができる古墳について、文化的活動及び憩いの場としての活用ができる環境を保つ。 ・観光担当部局とも連携し、古墳の価値理解の促進にかかるイベント等を開催する。

イ. 活用の個別事項

【1】応神天皇陵古墳外濠外堤

活用の基本方針	活用の方法
【学校教育における活用】 ・小・中学校での地域の歴史の学習への活用を図る。 【地域における活用】 ・古墳北及び東側にあるパッチ状の史跡地についても 関連性や連続性が分かる活用を行う。 ・古墳西側で行っている暫定整備による活用を継続し つつ、史跡全体の活用計画を策定する。	【学校教育における活用】 ・小・中学校での地域の歴史の学習において、現地見学などに活用する。 【地域における活用】 ・巨大古墳を眺望できる場所があることから、見学ルートや学習の場として活用を図る。

【2】墓山古墳

活用の基本方針	活用の方法
【学校教育における活用】 ・小・中学校での地域の歴史の学習への活用を図る。 【生涯学習における活用】 ・羽曳野市と藤井寺市との2市共同で、一体的な活用を図る。 【地域における活用】 ・墳丘は陵墓として宮内庁が管理しているが、周濠と周堤の一部は藤井寺市と羽曳野市で管理を行っている。周濠と周堤の活用を図る。	【学校教育における活用】 ・小・中学校での地域の歴史の学習において、現地見学などに活用する。 【生涯学習における活用】 ・2市で連携し、情報発信・普及啓発等を行う。 【地域における活用】 ・周濠の西側部分は空濠となっており、周堤から立ち入ることができる。この部分から墳丘を間近に見て古墳の大きさを体感できる場所としての活用を行う。

【3】城山古墳

活用の基本方針	活用の方法
 【学校教育における活用】 ・小・中学校での地域の歴史の学習への活用を図る。 【生涯学習における活用】 ・隣接する城山古墳ガイダンス棟を活用し、城山古墳と古市古墳群について情報発信を行う。 【地域における活用】 ・自由に立ち入れる古墳として、すべての人々が快適に活用でき、古墳への理解が深まるような活用を図る。 ・巨大な前方後円墳を体感できるような活用を図る。 ・関係部局と連携したイベント等の開催を検討する。 	【学校教育における活用】 ・小・中学校での地域の歴史の学習において、現地見学などに活用する。 【生涯学習における活用】 ・城山古墳ガイダンス棟の展示で古墳の解説を行う。 【地域における活用】 ・動線設定を行い、古墳の形や大きさが体感できるようにする。なお、快適で良好な状態を保つため、利用にあたっての注意喚起を行う。 ・古墳の周囲を周遊し、墳丘等を眺めることにより、その巨大さを体感できるようにする。 ・史跡の保全を図りつつ、イベントを実施する。

【4】古室山古墳

活用の基本方針	活用の方法
 【学校教育における活用】 ・小・中学校での地域の歴史の学習への活用を図る。 ・前方後円墳の形状がよく分かることから、小学校の世界遺産学習への活用を図る。 【地域における活用】 ・自由に立ち入れる古墳として、すべての人々が快適に活用でき、古墳への理解が深まるような活用を図る。 ・墳頂部からの眺望の良さを活かした活用を図る。 ・関係部局と連携したイベント等の開催を検討する。 	 【学校教育における活用】 ・小・中学校での地域の歴史の学習において、現地見学などに活用する。 ・小学校の世界遺産学習において、墳丘上や周濠部分をフィールドワークに活用する。 【地域における活用】 ・動線設定を行い、古墳の形や大きさが体感できるようにする。なお、快適で良好な状態を保つため、利用にあたっての注意喚起を行う。 ・墳頂部からの眺望の良さを積極的にアピールし、それを活かしたイベント等を実施する。 ・史跡の保全を図りつつ、広い面積の平坦地を活用したイベント等を実施する。

【5】大鳥塚古墳

活用の基本方針	活用の方法
【学校教育における活用】 ・小・中学校での地域の歴史の学習への活用を図る。 ・前方後円墳の形状がよく分かることから、小学校の世界遺産学習への活用を図る。 【地域における活用】 ・自由に立ち入れる古墳として、すべての人々が快適に活用でき、古墳への理解が深まるよう、開放的で見学者が立ち入りやすい環境づくりに努める。	【学校教育における活用】 ・小・中学校での地域の歴史の学習において、現地見学などに活用する。 ・小学校の世界遺産学習において、墳丘部分をフィールドワークに活用する。 【地域における活用】 ・動線設定を行い、見学者が立ち入りやすい環境を整える。なお、快適に活用できる状態を保つため、利用にあたっての注意喚起を行う。

【6】はざみ山古墳

活用の基本方針	活用の方法
【地域における活用】 ・古墳への理解を深めるため、立ち入りや見学の方策を検討する。	【地域における活用】 ・日時及び見学範囲を限定して古墳に立ち入り、墳 丘等の形や大きさが体感できるような活用を図 る。立ち入りにあたっては、職員の誘導のもと、 安全面に十分配慮して実施する。

【7】峯ヶ塚古墳

活用の基本方針	活用の方法
【生涯学習における活用】【地域における活用】 ・羽曳野市では唯一、立ち入ることのできる大型前方後円墳である点を活かした活用を図る ・継続した発掘調査を実施しており、確認された成果を公開するなど、情報発信などで活用を図る。 ・公園に来訪された古墳を知らない方々にも興味や関心が持てる活用を行う。	【生涯学習における活用】【地域における活用】 ・地域学習やフィールドワーク等では職員が随伴して墳丘に立ち入り、古墳の大きさや形状が分かるよう活用を図る。 ・公園を会場とするイベントに際しては、墳丘に立ち入ったり、前面にブース等を設置したり、古墳周知の活用を行う。 ・隣接する文化情報センターのイベントとも連携し、活用を図る。

【8】鉢塚古墳

活用の基本方針	活用の方法
【学校教育における活用】 ・小・中学校での地域の歴史の学習への活用を図る。 【地域における活用】 ・自由に立ち入れる古墳として、すべての人々が快適 に活用でき、古墳への理解が深まるよう、良好な状態の保持に努める。	【学校教育における活用】 ・小・中学校での地域の歴史の学習において、現地見学などに活用する。 【地域における活用】 ・動線整備等、見学者が立ち入りやすい環境を整える。なお、住宅地が隣接している部分については、見学等にあたっての留意事項の周知を行う。

【9】鍋塚古墳

活用の基本方針	活用の方法
 【学校教育における活用】 ・小・中学校での地域の歴史の学習への活用を図る。 ・古墳の形状がよく分かり、墳頂部からの眺望が良いことから、小学校の世界遺産学習への活用を図る。 【生涯学習における活用】 ・近鉄土師ノ里駅前にあり、古市古墳群見学の拠点の一つとしての活用を図る。 【地域における活用】 ・自由に立ち入れる古墳として、すべての人々が快適に活用でき、古墳への理解が深まるよう、良好な状態の保持に努める。 ・墳頂部からの眺望の良さを活かした活用を図る。 	【学校教育における活用】 ・小・中学校での地域の歴史の学習において、現地見学などに活用する。 ・小学校の世界遺産学習において、墳丘上をフィールドワークに活用する。 【生涯学習における活用】 ・駅前という立地を生かした、古市古墳群の情報発信拠点としての活用を行う。 【地域における活用】 ・墳頂部からの眺望の良さを積極的にアピールし、主墳である仲姫命陵古墳との関係、台地上に大きな古墳が連綿と連なる様子を、来訪者が視覚的に理解できる場として活用する。また、眺望の良さを活かしたイベント等を実施する。

【10】野中古墳

活用の基本方針	活用の方法
【学校教育における活用】 ・小・中学校での地域の歴史の学習への活用を図る。 【地域における活用】 ・自由に立ち入れる古墳として、すべての人々が快適に活用でき、古墳への理解が深まるよう、良好な状態の保持に努める。	【学校教育における活用】 ・小・中学校での地域の歴史の学習において、現地見学などに活用する。 【地域における活用】 ・動線整備等、見学者が立ち入りやすい環境を整える。なお、住宅地が隣接している部分については、見学等にあたっての留意事項の周知を行う。

【11】助太山古墳

活用の基本方針	活用の方法
【地域における活用】 ・古墳への理解を深めるため、立ち入りや見学の方策を検討する。	【地域における活用】 ・隣接する府営住宅の管理者と調整し、日時及び見学範囲を限定して古墳に立ち入り、墳丘等の形や大きさが体感できるような活用を図る。立ち入りにあたっては、職員の誘導のもと、安全面に十分配慮して実施する。 ・墳丘上から隣接する住宅内が見えてしまう部分については、立ち入りの制限等の対策を行う。

【12】赤面山古墳

活用の基本方針	活用の方法
【地域における活用】 ・古墳への理解を深めるため、立ち入りや見学の方策を検討する。	【地域における活用】 ・所有者である NEXCO 西日本と調整し、日時及び見学範囲を限定して古墳に立ち入り、墳丘の近くで古墳の形や大きさを身近に体感できるような活用を図る。立ち入りにあたっては、職員の誘導のもと、実施する。

【13】青山古墳

活用の基本方針	活用の方法
【地域における活用】・安全面に配慮し、フェンス外からの見学にとどめる。・将来的には、より積極的な活用ができるような方策を検討する。	【地域における活用】 ・説明板を設置している児童公園を、フェンス外からの見学の視点場として、活用の拠点とする。

【14】蕃所山古墳

活用の基本方針	活用の方法
【地域における活用】 ・古墳への理解を深めるため、立ち入りや見学の方策を検討する。	【地域における活用】 ・日時及び見学範囲を限定して古墳に立ち入り、古墳の形や大きさを身近に体感できるような活用を図る。立ち入りにあたっては、職員の誘導のもと、実施する。 ・見学にあたっては、周辺への配慮など、留意事項の周知を行う。

【15】稲荷塚古墳

活用の基本方針	活用の方法
【地域における活用】 ・古墳への理解を深めるため、見学の方策を検討する。古墳の所在地の明示も含め、活用にあたっては、所有者と十分調整を行う。	【地域における活用】 ・住宅地に囲まれて公道に接しておらず、周辺への配慮が必要である。このため、古墳の所在の問い合わせや見学希望者には、古墳の現状と、周辺への配慮等、留意事項を説明の上、案内を行う。

【16】東山古墳

活用の基本方針	活用の方法
【地域における活用】 ・古墳への理解を深めるため、見学の方策を検討する。古墳の所在地の明示も含め、活用にあたっては、所有者と十分調整を行う。	【地域における活用】 ・民有地に囲まれて公道に接しておらず、周辺への配慮が必要である。このため、古墳の所在の問い合わせや見学希望者には、古墳の現状と、周辺への配慮等、留意事項を説明の上、案内を行う。

【17】割塚古墳

活用の基本方針	活用の方法
【地域における活用】 ・古墳への理解を深めるため、見学の方策を検討する。活用にあたっては、所有者と十分調整を行う。	【地域における活用】 ・民有地に囲まれて公道に接しておらず、周辺への配慮が必要である。このため、見学希望者には、古墳の現状と、周辺への配慮等、留意事項を説明の上、案内を行う。

【19】浄元寺山古墳

活用の基本方針	活用の方法
【学校教育における活用】 ・小・中学校での地域の歴史の学習への活用を図る。 【地域における活用】 ・古墳への理解を深めるため、立ち入りや見学の方策を検討する。	【学校教育における活用】 ・小・中学校での地域の歴史の学習において、現地見学などに活用する。 【地域における活用】 ・日時及び見学範囲を限定して古墳に立ち入り、墳丘等の形や大きさを身近に体感できるような活用を図る。立ち入りにあたっては、職員の誘導のもと、実施する。

【20】松川塚古墳

活用の基本方針	活用の方法
【社会教育における活用】 ・市有地である南側周濠部分を見学拠点として、情報発信を行う。 【地域における活用】 ・古墳への理解を深めるため、見学の方策を検討する。墳丘部分の活用については、所有者と十分調整を行う。	【社会教育における活用】 ・南側周濠部分に説明板を設置するなど、古墳への 理解を深める活用を行う。 【地域における活用】 ・南側周濠部分を墳丘見学場所として、立ち入れる ようにする。 ・見学にあたっては、周辺への配慮など、留意事項 の周知を行う。

【21】唐櫃山古墳

活用の基本方針	活用の方法
【学校教育における活用】 ・小・中学校での地域の歴史の学習への活用を図る。 【生涯学習における活用】 ・近鉄土師ノ里駅に近接しており、古市古墳群見学の 拠点の一つとして、唐櫃山古墳と古市古墳群への理 解を深めるため、情報発信を行う。 【地域における活用】 ・古墳への理解を深めるため、整備により、市民、来 訪者が、古墳の本来の形、埋葬施設などについてよ く分かるようにする。	 【学校教育における活用】 ・小・中学校での地域の歴史の学習において、現地見学などに活用する。 【生涯学習における活用】 ・古市古墳群見学にあたって、最初に訪れる古墳の一つとして、説明板を設置するなど、古市古墳群見学のガイダンス機能を担えるようにする。 ・唐櫃山古墳出土石棺を展示し、説明板を設置する。 【地域における活用】 ・整備後、墳丘等に立ち入れるようにし、その形や大きさを身近に体感できるようにする。また、その立地を活かしたイベント等を行う。

【22】白鳥陵古墳周堤

活用の基本方針	活用の方法
【学校教育における活用】 ・小・中学校での地域の歴史の学習への活用を図る。 【地域における活用】 ・史跡指定地の場所が分かり難いため、誘導板を早期 に設置し、解説板も設置する。 ・来訪者の多い拝所に近いため、ここからの誘導も行 う。	【学校教育における活用】 ・小・中学校での地域の歴史の学習において、現地見学などに活用する。 【地域における活用】 ・主要な見学路である「竹内街道」や拝所からの見学ルートから誘導し、動線を確保し活用を図る。

【23】仲姫命陵古墳周堤

活用の基本方針	活用の方法
【地域における活用】 ・現状は民有地で、市民や来訪者が立ち入ることはできないが、将来的には、より積極的な活用ができるような方策を検討する。	【地域における活用】 ・周辺の史跡追加指定も含め、活用方法を検討する。

【18】野中宮山古墳(未指定)

活用の基本方針	活用の方法
【学校教育における活用】 ・小・中学校での地域の歴史の学習への活用を図る。 【生涯学習における活用】 ・古市古墳群で墳丘長が5番目に大きな前方後円墳として、情報発信を行う。 【地域における活用】 ・古墳への理解を深めるため、所有者と協議を行い、より積極的な活用ができるような方策を検討する。	【学校教育における活用】 ・小・中学校での地域の歴史の学習において、現地見学などに活用する。 【生涯学習における活用】 ・古墳の発掘調査や、そこから明らかになった古墳の重要性を周知する。 【地域における活用】 ・古墳の保全を図りつつ、所有者等と連携してのイベント等を検討する。

第8章 整備

1. 方向性

ア. 整備の目的

史跡古市古墳群の各古墳について、史跡の本質的価値を確実に保存すること、史跡の本質的 価値を顕在化して分かりやすく伝達することが整備の目的である。

イ. 整備の方向性

史跡古市古墳群の整備について、上記の目的に則して、その方向性を示す。

①保存のための整備

史跡古市古墳群は複数の古墳で構成されており、各古墳の現状は画一的なものではない。 このことをふまえ、構成要素の保存について周辺の環境等も視野に入れた整備を検討する。

②活用のための整備

史跡古市古墳群の本質的価値を分かりやすく伝達し、体感できるようにするための整備を検討する。また、そのためには、全ての来訪者が古市古墳群を安全に見学できる必要がある。このため、各種便益施設を整備し、効果的な動線設定を行う。そして、案内・解説施設の整備など、情報発信に努める。

また、史跡古市古墳群では、各古墳の配置関係が当時の政権構造や社会状況を反映している。このような本質的価値について、巨大前方後円墳と中小古墳の配置をはじめとした、 古墳相互の関係性を意識した整備を検討する。

ウ. 世界遺産の構成資産の整備

史跡古市古墳群を構成する古墳の内、世界遺産の構成資産となっている古墳の整備については、 第 43 回ユネスコ世界遺産委員会における百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録時の決議文中で、 下記の勧告がなされている。

- c) 史跡指定されている構成資産に対して準備されている整備基本計画を完成させること。その際、計画と保存の目的及び顕著な普遍的価値(OUV)の保護との間の整合性を確実に担保すること。
- h) すべての将来的な開発計画について遺産影響評価の手法を開発し実施すること。(中略) 保存管理システムと資産の法的保護の枠組みをより直接結びつけることを含む、遺産影響 評価の手続きの開発を継続すること。

この勧告を踏まえ、構成資産の整備に関しては顕著な普遍的価値の完全性と真実性を担保し、「世界遺産百舌鳥・古市古墳群遺産影響評価マニュアル」に基づき影響評価を実施する。

2. 方法

上記の方向性に基づき、整備について、保存のための整備、活用のための整備の観点から具体的な方法を述べる。

保存のための整備については、構成要素の保存に必要な整備をめざし、本質的価値の普及・啓発 に必要な情報発信も含む。

なお、墳丘の表土の流失、後世の改変、遺構や環境に影響を与える樹木、墳丘裾の周濠の水による洗堀等、保存管理上の課題については第6章の中で保存管理の観点から保存管理の基本方針、方法として述べたものがあるが、本章で改めて保存のための整備の観点からその基本方針、方法を述べる。

活用のための整備については、史跡における遺構の復元展示・表示等の整備、案内・解説・展示 に必要な施設の整備、公開に必要な情報発信のための施設等の整備、便益管理施設の整備をめざし、 周辺に所在する他の文化財との連携を視野に入れた情報提供も含む。

なお、見学者の利便性の向上といった活用上の課題については、第7章の中で活用の観点から活用の基本方針、方法として述べたものがあるが、本章で改めて活用のための整備の観点からその基本方針、方法を述べる。

まず、各古墳の共通事項として、整備の基本方針及び方法を述べる。その上で、古墳ごとの整備 について個別に述べる。

ア. 整備の共通事項

整備の方法 整備の基本方針 【保存のための整備】 【保存のための整備】 ・墳丘上の樹木の生長により下草が生えなくなること(裸地化)、あ ・遺構を保護するための整備として るいは見学者が多く踏圧による影響などから地表面の土が流失して は、状況に応じて、保護盛土や樹 いる墳丘や、樹木根による遺構の損壊、周濠に長年湛えた水の影響 木剪定・伐採、古墳の保存に資す で墳丘裾が洗掘を受けている場合など、今後も遺構の損壊が危惧さ る見学ルート等の整備を実施す れる古墳に対しては遺構を保護するための整備を行う。 る。 【活用のための整備】 【活用のための整備】 ・調査により主体部の位置や墳丘の規模・形状が明らかであり、外表 ・遺構を表現するための整備として 施設、周濠、周堤なども確認されている古墳については、遺構を十 は、遺構展示、遺構表示、復元展 示について、個々の古墳に効果的 分保護した上で、判明した内容をもとに遺構を表現するための整備 を行う。 な方法を実施する。

※遺構の表現

- ・遺構展示…埋蔵遺構を露出して展示する方法。
- ・遺構表示…埋蔵遺構の規模や形態を遺構直上の盛土造成面に平面もしくは立体的に表示する方法。
- ・復元展示…調査成果に基づき、失われた構造物を遺構直上の盛土造成面において当初の材料や工法に配慮し復元する方法。

イ. 整備の個別事項

【1】応神天皇陵古墳外濠外堤

整備の基本方針	整備の方法
 【活用のための整備】 ・古墳西側の史跡指定地は長大で、外濠外堤の旧状を良好に留めているため、この状況がより分かり易く、また、巨大な前方後円墳を側面から見た形を体験できる整備を行う。 ・隣接する陪塚である東山古墳との関係性や眺望を確保する整備を行う。 ・古墳北及び東側にあるパッチ状の史跡地についても関連性や連続性が分かる整備を行う。 	【活用のための整備】 ・史跡指定地を周遊できる動線を確保し、巨大 古墳を眺望できる視点場を確保する。

【2】墓山古墳

整備の基本方針	整備の方法
【保存のための整備】 ・周堤部分の内側斜面等、表土の流失箇所が認められる場合は、遺構を保護するための整備を行う。 ・遺構や環境に影響を与える樹木について、悪影響を防ぐための整備を行う。 【活用のための整備】 ・史跡指定地は、藤井寺市と羽曳野市との2市にわたって所在するため、両市で十分な整備方法の検討を行う。 ・墳丘は宮内庁の管理で立ち入りできないが、それ以外の史跡指定地に立ち入り見学できる整備を行う。 ・周囲の付随する古墳との関係性を顕在化し、眺望を確保する整備を行う。	 【保存のための整備】 ・緊急に遺構を保護する必要が生じた場合、保護盛土等による緊急整備を行う。 ・史跡の良好な状態を保つため、計画的に周堤部分に生育する樹木の剪定・伐採を行う。 【活用のための整備】 ・見学のための動線設定、視点場の整備を行う。 ・周囲の付随する古墳との関係性を顕在化し、眺望を確保するため、古墳間をつなぐ整備を行う。このことを進めるため、史跡追加指定、公有化を検討する。

【3】城山古墳

整備の基本方針	整備の方法
 【保存のための整備】 ・自由に立ち入れる古墳なので、踏圧等による遺構への影響を防ぐための整備を検討する。 ・墳丘表土の流失箇所が認められる場合は、遺構を保護するための整備を行う。 ・遺構や環境に影響を与える樹木について、悪影響を防ぐための整備を行う。 【活用のための整備】 ・自由に立ち入れる古墳なので、来訪者が史跡指定地内を見学しやすいような整備を行う。 ・来訪者の利便性の向上を図るため、史跡指定地の外周を周遊できるような、隣接道路とのアクセス等を考慮した整備を行う。 ・周濠西側を中心とした未整備部分の整備を検討する。 ・南側の、史跡追加指定した内堤・外濠の一部の整備を検討する。 	 【保存のための整備】 ・遺構に影響を及ぼさない位置に見学者を誘導するような整備を行う。 ・緊急に遺構を保護する必要が生じた場合、必要に応じ後円部墳頂部分を管理する宮内庁とも調整協議し、保護盛土等による緊急整備を行う。 ・史跡の良好な状態を保つため、必要に応じ後円部墳頂部分を管理する宮内庁とも連携を図り、計画的に樹木の剪定・伐採を行う。 【活用のための整備】 ・見学のための動線設定を行い、樹木の剪定・伐採等、古墳各部の観察ができる整備を行う。 ・墳丘・周濠を周囲から俯瞰できるように、史跡指定地の外周を全周し、周遊できる周遊路を整備する。 ・周濠を周囲から俯瞰できるように、史跡指定地の外周を全周し、周遊できる周遊路を整備する。 ・両側を中心とした未整備部分の整備に向けた基礎データを得るため、範囲確認調査を実施する。 ・南側の、史跡追加指定部分の整備に向けた基礎データを得るため、範囲確認調査を実施する。

【4】古室山古墳

整備の基本方針	整備の方法
 【保存のための整備】 ・自由に立ち入れる古墳なので、踏圧等による遺構への影響を防ぐための整備を検討する。 ・墳丘表土の流失箇所が認められる部分は、遺構を保護するための整備を行う。 ・遺構や環境に影響を与える樹木について、悪影響を防ぐための整備を行う。 【活用のための整備】 ・自由に立ち入れる古墳なので、来訪者が史跡指定地内を見学しやすいような整備を行う。 ・周辺の古墳との連続性が分かるような、眺望を考慮した整備を行う。 	 【保存のための整備】 ・遺構に影響を及ぼさない位置に見学者を誘導するような整備を行う。 ・緊急に遺構を保護する必要のある場所については、保護盛土等による緊急整備を行う。 ・史跡の良好な状態を保つため、計画的に樹木の剪定・伐採を行う。 【活用のための整備】 ・見学のための動線設定を行い、樹木の剪定・伐採等、古墳各部の観察ができる整備を行う。 ・周辺の古墳との関係性を顕在化し、眺望を確保するため、古墳間をつなぐ整備を行う。このことを進めるため、史跡追加指定、公有化を検討する。

【5】大鳥塚古墳

整備の基本方針	整備の方法
 【保存のための整備】 ・自由に立ち入れる古墳なので、踏圧等による遺構への影響を防ぐための整備を検討する。 ・遺構や環境に影響を与える樹木について、悪影響を防ぐための整備を行う。 ・改変を受けている箇所については、遺構を保護するための整備を行う。 【活用のための整備】 ・自由に立ち入れる古墳なので、来訪者が史跡指定地内を見学しやすいような整備を行う。 ・周辺の古墳との連続性が分かるような、眺望を考慮した整備を行う。 	 【保存のための整備】 ・遺構に影響を及ぼさない位置に見学者を誘導するような整備を行う。 ・史跡の良好な状態を保つため、計画的に樹木の剪定・伐採を行う。 ・改変を受けている箇所については、保護盛生等による整備を行う。 【活用のための整備】 ・見学のための動線設定を行い、樹木の剪定・伐採等、古墳各部の観察ができる整備を行う。 ・周辺の古墳との関係性を顕在化し、眺望を確保するため、古墳間をつなぐ整備を行う。このことを進めるため、史跡追加指定、公有化を検討する。

【6】はざみ山古墳

整備の基本方針	整備の方法
【保存のための整備】 ・遺構や環境に影響を与える樹木について、悪影響を防ぐための整備を行う。 ・墳丘の改変を受けている箇所については、遺構を保護するための整備を行う。 【活用のための整備】 ・史跡指定地に立ち入って見学できる整備を行う。	【保存のための整備】 ・史跡の良好な状態を保つため、計画的に樹木の剪定・伐採を行う。 ・墳丘の改変を受けている箇所については、保護盛土等による整備を行う。また、墳丘裾の洗掘対策を施す。 【活用のための整備】 ・見学のための動線設定と安全対策を行い、樹木の剪定・伐採等、古墳各部の観察ができる整備を行う。

【7】峯ヶ塚古墳

整備の基本方針	整備の方法
 【保存のための整備】 ・現ため池側の墳丘裾の修復の経年変化を注視しつつ、墳丘の崩落部分の修復手法を検討し、全体的に墳丘修復を含めた整備を行う。 【活用のための整備】 ・世界遺産である古墳整備の方針に従って、復元整備を行い、墳丘に立ち入ってその大きさや形状を体験できる整備を行う。 ・公園に来訪された古墳を知らない方々にも興味や関心が持てる整備を行う。 	【保存のための整備】 ・墳丘上の動線を確保した際には、踏圧を受けないよう保護層を十分確保する。 【活用のための整備】 ・埋没保護している周濠や周堤部分は、現状の遺構表示と一体的な整備を行う。 ・ため池の堤で江戸時代に嵩上げした部分は除去し、本来の周堤を復元する。

【8】鉢塚古墳

整備の基本方針	整備の方法
 【保存のための整備】 ・自由に立ち入れる古墳なので、踏圧等による遺構への影響を防ぐための整備を検討する。 ・遺構や環境に影響を与える樹木について、悪影響を防ぐための整備を行う。 ・墳丘表土の流失箇所が認められる部分は、遺構を保護するための整備を行う。 ・史跡指定地内の旧幼稚園敷地との間の、老朽化した土留め、フェンスについて、対策を検討する。 【活用のための整備】 ・自由に立ち入れる古墳なので、来訪者が史跡指定地内を見学しやすいような整備を行う。 ・史跡指定地内の旧幼稚園敷地を含めた一体的な整備を検討する。 	 【保存のための整備】 ・遺構に影響を及ぼさない位置に見学者を誘導するような整備を行う。 ・史跡の良好な状態を保つため、計画的に樹木の剪定・伐採を行う。 ・緊急に遺構を保護する必要のある場所については、保護盛土等による緊急整備を行う。その際、旧幼稚園敷地の間のフェンスの撤去、改修を含めた一体的な整備を行う。 【活用のための整備】 ・見学のための動線設定を行い、樹木の剪定・伐採等、古墳各部の観察ができる整備を行う。 ・将来的に、史跡指定地内の旧幼稚園敷地に残存する園舎を除却し、周濠部分として来訪者が理解しやすい整備を行う。

【9】鍋塚古墳

整備の基本方針	整備の方法
 【活用のための整備】 仮整備を実施しているが、史跡追加指定された部分も含めて、あらためて整備の手法について検討を行う。 主墳である仲姫命陵古墳との関係性を顕在化し、唐櫃山古墳といった周辺の古墳との平面的なつながりが分かり、眺望を確保できるような整備を行う。 	 【活用のための整備】 ・墳頂からの眺望を活かした、見学のための視点場の整備を行う。 ・石製の階段については、撤去の方向性を検討する。 ・周辺の古墳と一体となった見学のための動線設定を行う。 ・周囲の古墳との関係性を顕在化し、眺望を確保するため、古墳間をつなぐ整備を行う。このことを進めるため、史跡追加指定、公有化を検討する。

【10】野中古墳

整備の基本方針	整備の方法
 【保存のための整備】 自由に立ち入れる古墳なので、踏圧等による遺構への影響を防ぐための整備を検討する。 遺構や環境に影響を与える樹木について、悪影響を防ぐための整備を行う。 墳丘表土の流失箇所が認められる場合は、遺構を保護するための整備を行う。 【活用のための整備】 自由に立ち入れる古墳なので、来訪者が史跡指定地内を見学しやすいような整備を行う。 発掘調査の成果をふまえた整備を検討する。 	 【保存のための整備】 ・遺構に影響を及ぼさない位置に見学者を誘導するような整備を行う。 ・史跡の良好な状態を保つため、計画的に樹木の剪定・伐採を行う。 ・遺構を保護する必要のある場合は、保護盛士等による整備を行う。 【活用のための整備】 ・見学のための動線設定を行い、古墳各部の観察ができ、主墳である墓山古墳への眺望を考慮した視点場の整備を行う。 ・発掘調査の成果から明らかとなった、古墳の形状や内部構造などを、来訪者が理解しやすい整備を行う。

【11】助太山古墳

整備の基本方針	整備の方法
【保存のための整備】 ・周辺環境への影響を視野に入れた整備を検討する。 ・遺構や環境に影響を与える樹木について、悪影響を防ぐための整備を行う。 【活用のための整備】 ・仮整備を実施しているが、古墳への出入り口の確保も含め、あらためて整備の手法について検討を行う。	【保存のための整備】 ・墳丘からの流水を制御するような整備を行う。 ・史跡の良好な状態を保つため、計画的に樹木の剪定・伐採を行う。 【活用のための整備】 ・石製の階段については、撤去の方向性を検討する。

【12】赤面山古墳

整備の基本方針	整備の方法
【保存のための整備】【活用のための整備】 ・整備について、NEXCO 西日本と十分調整を行う。 ・高架下にあって墳丘の土が乾燥し、地被類等が生育しないため、墳丘盛土の安定性をめざした整備を行う。	【保存のための整備】 ・遺構を保護する必要のある場所については、 保護盛土等による整備を行う。 【活用のための整備】 ・便益施設の設置について、本質的価値に影響を与えないことを考慮しつつ、引き続き、関係機関と協議を行う。

【13】青山古墳

整備の基本方針	整備の方法
 【保存のための整備】 ・周濠の水による墳丘裾の洗掘が進行しているので、洗掘等が生じている箇所については、遺構を保護するための整備を行う。 ・遺構や環境に影響を与える樹木について、悪影響を防ぐための整備を行う。 【活用のための整備】 ・古墳への立ち入りを可能にし、その形や大きさが体感できるような整備を行うため、民有地及び共有地の公有化を検討する。 ・古墳への出入り口の確保も含め、あらためて整備の手法について検討を行う。 ・外から古墳を見ることができるように、周辺の視点場の整備の検討を行う。 	【保存のための整備】 ・墳丘の洗掘等が生じている箇所については、保護盛土や洗掘防止等による整備を行う。 ・史跡の良好な状態を保つため、計画的に樹木の剪定・伐採を行う。 【活用のための整備】 ・公有化後、見学のための動線設定を行い、樹木の剪定・伐採等、古墳各部の観察ができる整備を行う。 ・史跡指定地の南側に隣接する青山2丁目児童遊園を、古墳を眺望でき、造出しを観察できる視点場として、一体的に整備する。

【14】蕃所山古墳

整備の基本方針	整備の方法
【保存のための整備】 ・周辺環境への影響を視野に入れた整備を行う。 ・遺構や環境に影響を与える樹木について、悪影響を防ぐための整備を行う。	【保存のための整備】 ・史跡の良好な状態を保つため、計画的に樹木の剪定・伐採を行う。

【15】稲荷塚古墳

整備の基本方針	整備の方法
【保存のための整備】 ・周辺環境への影響を視野に入れた整備を行う。 ・遺構や環境に影響を与える樹木について、悪影響を防ぐための整備を行う。 【活用のための整備】 ・住宅地の中にある古墳として、地域住民が親しみを持てるような整備を行うため、公有化を検討する。 ・古墳への出入り口の確保も含め、あらためて整備の手法について検討を行う。	【保存のための整備】 ・史跡の良好な状態を保つため、計画的に樹木の剪定・伐採を行う。 【活用のための整備】 ・公有化後、期間を限るなど、周辺住宅に配慮しながら、全体の墳形、墳丘が観察できるような動線設定を検討する。

【16】東山古墳

整備の基本方針	整備の方法
【保存のための整備】 ・遺構や環境に影響を与える樹木について、悪影響を防ぐための整備を行う。 【活用のための整備】 ・古墳への立ち入りを可能にし、その形や大きさが体感できるような整備を行うため、民有地の公有化を検討する。 ・主墳である応神天皇陵古墳との関係性を顕在化し、眺望を確保する整備を検討する。 ・古墳への出入り口の確保も含め、あらためて整備の手法について検討を行う。	【保存のための整備】 ・史跡の良好な状態を保つため、計画的に樹木の剪定・伐採を行う。 【活用のための整備】 ・公有化後、見学のための動線設定を行い、樹木の剪定・伐採等、古墳各部の観察ができる整備を行う。 ・周囲の古墳との関係性を顕在化し、眺望を確保するため、古墳間をつなぐ整備を行う。このことを進めるため、史跡追加指定、公有化を検討する。

【17】割塚古墳

整備の基本方針	整備の方法
【保存のための整備】 ・周辺環境への影響を視野に入れた整備を行う。 ・遺構や環境に影響を与える樹木について、悪影響を防ぐための整備を行う。 【活用のための整備】 ・住宅地の中にある古墳として、地域住民が親しみを持てるような整備を行うため、公有化を検討する。 ・古墳への出入り口の確保も含め、あらためて整備の手法について検討を行う。	【保存のための整備】 ・史跡の良好な状態を保つため、計画的に樹木の剪定・伐採を行う。 【活用のための整備】 ・公有化後、期間を限るなど、周辺住宅に配慮しながら、全体の墳形、墳丘が観察できるような動線設定を検討する。

【19】浄元寺山古墳

整備の基本方針	整備の方法
【保存のための整備】 ・遺構や環境に影響を与える樹木について、悪影響を防ぐための整備を行う。 【活用のための整備】 ・史跡指定された道路部分も含め、古墳の形や大きさが体感できるような整備を行うため、民有地の公有化を検討する。 ・主墳である墓山古墳との関係性を顕在化し、眺望を確保する整備を行う。	【保存のための整備】 ・史跡の良好な状態を保つため、計画的に樹木の剪定・伐採を行う。 【活用のための整備】 ・公有化後、道路部分も含め、見学のための動線設定を行い、樹木の剪定・伐採等、古墳各部の観察ができる整備を行う。 ・墓山古墳との関係性を顕在化し、眺望を確保するため、古墳間をつなぐ整備を行う。このことを進めるため、史跡追加指定、公有化を検討する。

【20】松川塚古墳

整備の基本方針	整備の方法
 【保存のための整備】 ・墳丘表土の流失箇所が認められる場合は、遺構を保護するための整備を行う。 【活用のための整備】 ・古墳への立ち入りを可能にし、その形や大きさが体感できるような整備を行うため、民有地及び共有地の公有化を検討する。 ・墳丘南側の公有化した周濠部分へ立ち入れるような整備を行う。 	【保存のための整備】 ・遺構を保護する必要のある場合は、保護盛土等による整備を行う。 【活用のための整備】 ・公有化後、見学のための動線設定を行い、古墳各部の観察ができる整備を行う。 ・周濠部分の道路に接する箇所に木柵と出入り口を設置し、公有化した周濠部分へ立ち入れるようにする。そして、説明板を設置する。

【21】唐櫃山古墳

整備の基本方針	整備の方法
【保存のための整備】 ・墳丘の改変を受けている箇所については、遺構を保護するための整備を行う。 【活用のための整備】 ・確認調査で得たデータをもとに、整備の設計を行い、整備を実施する。 ・見学者が墳形を理解しやすい整備を行う。 ・家形石棺の展示を行う。 ・主墳である允恭天皇陵古墳との関係性を顕在化し、 眺望を確保する整備を行う。	【保存のための整備】 ・墳丘の改変を受けている箇所については、崩落を防ぐため、保護盛土等による整備を行う。 【活用のための整備】 ・墳丘については、墳形が理解できるような復元展示を行う。 ・家形石棺については、出土状況等の理解できる展示を行う。 ・周濠や造出し、允恭天皇陵古墳との間に存する礫敷遺構などについては、遺構表示を行う。そして、允恭天皇陵古墳との関係性を顕在化し、眺望を確保するため、古墳間をつなぐ整備を行う。

【22】白鳥陵古墳周堤

整備の基本方針	整備の方法
【活用のための整備】・宮内庁の管理である墳丘や周濠と一体感のある整備を行う。・古墳の大きさに比して矮小な指定部分でるため、場所や位置などが分かる整備を行う。	【活用のための整備】 ・十分な保護層を確保した上で、遺構表示を行う。 ・主要な見学路である「竹内街道」からの見学ルートから誘導し、動線確保と明示を行う。 ・指定地が古墳全体のどの部分であるかが分かる表示や解説板の設置を行う

【23】仲姫命陵古墳周堤

整備の基本方針	整備の方法
【活用のための整備】 ・古墳への立ち入りを可能にし、その形や大きさが体感できるような整備を行うため、民有地及び共有地の公有化を検討する。	【活用のための整備】 ・公有化後、周堤と墳丘・周濠の関係が分かり、 史跡指定地が周堤のどの場所にあたるかが分かるように、説明板の設置など、表示を行う。

【18】野中宮山古墳(未指定)

整備の基本方針	整備の方法
【保存のための整備】【活用のための整備】 ・史跡追加指定を行った上で、地元地区、野中神社 と、整備について協議を行う。	【保存のための整備】 ・遺構を保護する必要のある場所については、保護盛土等による整備を行う。 【活用のための整備】 ・神社と古墳としての価値が共存できるような整備を行う。

第9章 運営・体制の整備

1. 方向性

ア. 運営・体制の整備の目的

史跡古市古墳群の各古墳について、保存(保存管理)、活用、整備を円滑に実施することが、 運営・体制の整備の目的である。

イ. 運営・体制の整備の方向性

運営・体制の整備について、上記の目的に則して、その方向性を示す。

①保存(保存管理)のための運営・体制の整備

史跡指定地の保存管理は、文化財保護法及び本保存活用計画に基づき、藤井寺市、羽曳野市と所有者等により十分な連携と意思の疎通を図りながら行う。また、藤井寺市と羽曳野市の文化財担当部局が主管となり庁内連携体制の充実を図る。

②活用のための運営・体制の整備

史跡指定地での企画やイベント等について、公園担当部局、観光担当部局等、関係部局 との連携を深めるような庁内体制の充実を図るとともに、民間団体等の活力を効果的に 取り入れられるような体制の整備を行う。

③整備のための運営・体制の整備

史跡指定地の整備にあたっては、文化庁、大阪府教育庁をはじめとした関係機関との協議調整や、史跡古市古墳群整備検討委員会の開催といったことが必要に応じて円滑に行えるような体制を維持する。その中で、土木、治水、植生、景観など多分野の専門的な見識が得られる体制を整える。

2. 方法

上記の方向性に基づき、運営・体制の整備について、その方法を述べる。

古市古墳群の保存活用については、これまで、藤井寺市と羽曳野市の主に文化財担当課によって行われてきた。しかし、古市古墳群を良好な状態に保全するには、行政が行う管理だけでは限界がある。地域住民やボランティア等の市民団体が多面的に古墳と関わりを持つことのできる機会を設け、地域への声掛けを行うことで史跡に対する興味が深まり、地域プライドとなることをめざす。また、大学などとの連携を図り、歴史や地域学習のフィールドワークとして活用する。

保存管理・活用及び整備にあたっては、一体的に取り組むことが重要である。一体的な取組みにより史跡の保存活用がより適切に行われ、市民の史跡への愛着心が育まれ見学者へのきめ細かな対応が可能となる。市民が多様な形で史跡と結びつき、史跡を通して地域に誇りを持つことができるよう、学校教育や生涯学習、健康増進事業を担当する関係部局と連携を図り、史跡の適切な保存管理、活用、整備を進めていく。また、これらを推進するための財源確保の方策を検討する。

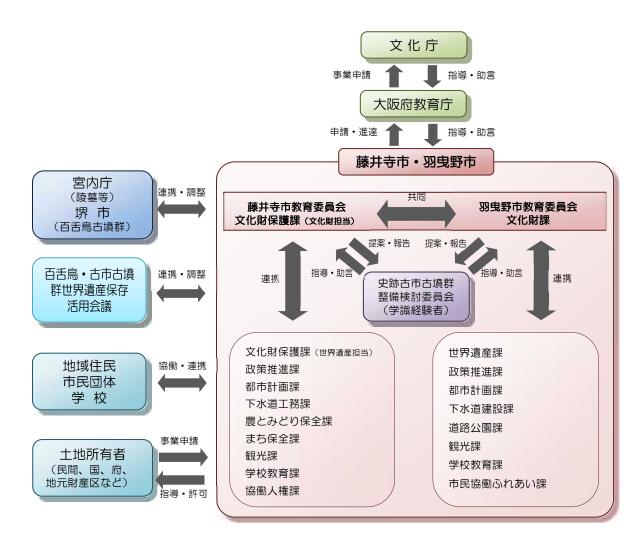


図 9-1 事業推進体制概念図

第10章 施策の実施計画の策定・実施

平成 30 (2018) 年3月に策定した、『史跡古市古墳群整備基本計画(第1次)』では、平成 30 (2018) 年度から令和9 (2027) 年度の計画期間を5年ごとに前半と後半に分け、それぞれ第1期、第2期とした。現時点は、同整備基本計画の第1期が終了する段階であり、その取組み状況を踏まえた上で、今後の取組みについて、今回の『国史跡古市古墳群保存活用計画』策定の中で改めて整理を行う。

本計画の計画期間は、令和5 (2023) 年度から令和14 (2032) 年度の10 か年としている。このうち前半の5か年を短期、その後の5か年を中期とする。そして、短期での取組み・成果及び課題等を踏まえ、中期において改めて計画内容等の見直しを行い、その実現を進める。

本計画の計画期間以降は長期とする。そして、短期・中期における保存・活用・整備等の取組み・成果を検証するとともに、その時点での整備の状況や新たな課題、社会情勢などをふまえ、本計画の改定を行う。なお、改定にあたっては、文化庁、大阪府教育庁と協議を行い、史跡古市古墳群整備検討委員会に諮り、指導助言を得て行う。

1. 短期•中期計画

史跡追加指定や公有化については、必要に応じて進め、所有者の意向を尊重し、理解と協力を得て取り組む。活用については、史跡の価値の解明のための調査を継続して実施し、調査成果に基づく暫定的な公開に取り組む。また、社会や学校、地域における活用は現状をより充実させていく。整備は唐櫃山古墳整備事業を『史跡古市古墳群整備基本計画(第1次)』に基づいて進める。なお、『史跡古市古墳群整備基本計画(第1次)』については、本計画策定後、その内容を踏まえ、改定を行う。管理・運営体制の整備については、引き続き関連団体等との連携に努め、その充実を図る。

2. 長期計画

長期計画では、短期・中期計画で実施している事業を踏まえた事業を行う。具体的には、これまで実施してきた事業を継続して行うとともに、その時点での保存管理や活用、整備等の状況や新たな課題等をふまえ、これまでに実施してきた内容の再検討も行う。そして、これらから以後の保存活用の方向性を検討し、保存活用計画の見直しを行う。

長期の取組みでは、整備事業で設置した施設等の保存管理が新たに必要となる。また、調査研究 を継続して進めていく中で新たな調査成果を盛り込んだ活用を行うことが想定される。このことか ら、長期計画においては各古墳の説明板等は調査成果を反映した更新を必要に応じて行う。



			短期	中期	長期
項目		目	(令和5(2023)年度	(令和10(2028)年度	(令和15(2033)年度~)
			~令和9(2027)年度)	~令和14(2032))年度	
東攵			→	── 継続実施 ──>	
整備		古墳整備	唐櫃山古墳		
整	活 用	(遺構表示・	実施設計→着工		
備	の	復元展示)	(R6年度) (R7年度)		
整備基本計画に	ため		調査	· 『成果に基づき適宜実施・再	整備
計画	の	史跡周辺施	>	── 継続協議 ──	\
[<u>[</u>	整備	設整備	視点場整備等	'	'
よる		+/=====================================	→	── 継続実施 ──	
		施設整備	説明板更新·修繕、便益施	。 設設置 等	<u>'</u>
	保存	(保存管理)		── 継続実施 ──	
運営	のための運営・体制の 整備		 所有者等との十分な連携	・ と意思の疎通を図る。	'
•			 庁内連携体制の充実を図	図る 。	
体制			→	—— 継続実施 — —>	\rightarrow
の	体	制の整備	 庁内関係部局との連携と	ともに、民間団体等の活え	・ りを効果的に取り入れる。
整備	整備の	のための運営・		—— 継続実施 ——>	>
	体	制の整備	関係機関と協議調整を行	fい、多分野の専門的な見	記識を得る。

第11章 経過観察

1. 方向性

史跡古市古墳群を適切に保存・活用し、次世代へと継承していくには、本計画を一時的な事業や取り組みで終わらせることなく、長期間にわたり継続的に実施していくことが必要である。本計画の推進にむけて、「第5章 大綱・基本方針」を基に、「第6章 保存(保存管理)」、「第7章 活用」、「第8章 整備」、「第9章 運営・体制の整備」で検討した事項の達成状況を把握し、確実に実行されるよう定期的な経過観察、自己点検を行う。

2. 方法

以下に、経過観察とそれをふまえた自己点検について、方法を述べる。

なお、経過観察と自己点検は、その結果を分析し、本計画の実施状況の把握と課題の抽出を行い、 保存活用計画の効果検証や見直しに活用する。そして、「計画の策定→計画の実施→経過観察→計 画の見直し」のサイクルで史跡古市古墳群の保存活用の推進と計画の適正化を進める。

ア. 保存(保存管理)に関する経過観察

史跡古市古墳群の保存管理においては、文化財保護法に基づいて、現状変更等の取り扱いが 適正に行われているかが経過観察の基本となる。

さらに、今後の保存を進める上で、第3種地区の調査研究の実施状況、そして調査研究の成果をふまえた第3種地区における史跡追加指定にむけた検討状況、史跡指定地の面積の増加状況を観察する必要がある。追加指定の後は公有化の進捗が経過観察の対象となる。

以下の項目で、経過観察を行う。

表 11-1 保存(保存管理)に関する経過観察の指標と手法・内容

項目	手法•内容	指標	周期
日常的な維持管理	・古墳群の景観の確認・史跡指定地の保存状況の確認	・史跡管理記録の情報更新の頻度・ 内容	毎年
現状変更の取り扱 い	・現状変更の実施状況の確認	・現状変更の届出状況及び件数	毎年
調査研究の実施	・第3種地区における調査研究の成果の確認	・第3種地区における調査研究の件 数及び内容	毎年
追加指定	追加指定候補地の検討及び追加指定の 状況の確認	・追加指定地の面積・追加指定の件数	毎年
公有化	・ 史跡指定地の公有化の進捗状況の把握	・史跡指定地に対する公有化率	毎年
植生管理	・墳丘上の樹木の植生の確認	・史跡管理記録の情報更新の頻度・ 内容	毎年

イ. 活用に関する経過観察

史跡古市古墳群の活用においては、史跡の本質的価値を学び理解する場、市民の文化的活動 及び憩いの場を提供し、まちづくりと地域のアイデンティティを創出できているかが経過観察 の基本となる。

以下の項目で、経過観察を行う。

表 11-2 活用に関する経過観察の指標と手法・内容

項目	手法•内容	指標	周期	
学校教育における 活用	・小・中学校での地域の歴史の学習への活用状況の確認・世界遺産学習に使用する資料の更新状況の確認・世界遺産学習の実施状況の確認	・小・中学校での地域の歴史の学習への活用校数及び活用回数・世界遺産学習に使用する資料の更新・世界遺産学習の実施校数及び実施回数	毎年	
生涯学習における活用	・説明板の設置・修繕の状況の確認 ・ガイドブック等の発行状況の確認 ・SNS等での情報発信状況の確認 ・古墳見学会等の実施状況の確認 ・古墳見学会等の実施状況の確認 ・古墳見学会等の実施状況の確認 ・古墳見学会等の実施数及び参加者数			
地域における活用	・立ち入ることができる古墳の利用状況の確認・古墳の価値理解の促進にかかる各種イベントの実施状況の確認	・見学者数 ・各種イベントの実施数及び参加者数	毎年	
藤井寺市と羽曳野 市の2市共同での 活用	_ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	・各種イベントの実施数及び参加者数	毎年	

ウ. 整備に関する経過観察

史跡古市古墳群の整備においては、史跡の本質的価値を確実に保存できているか、史跡の本質的価値を顕在化して分かりやすく伝達できているかが経過観察の基本となる。

以下の項目で、経過観察を行う。

表 11-3 整備に関する経過観察の指標と手法・内容

項目	手法・内容	指標	周期
保存のための整備	・古墳の修繕、樹木剪定・伐採等の実 施状況の確認	・修繕、樹木剪定・伐採等を実施した 古墳数及び実施回数	毎年
活用のための整備	・整備基本計画等の策定及び整備の実施状況の把握・活用に必要な便益施設等の整備状況の把握	・整備の進捗率 ・活用に必要な施設等の整備率	毎年

エ. 運営・体制の整備に関する経過観察

史跡古市古墳群の運営・体制の整備においては、保存(保存管理)、活用、整備を円滑に実施できているかが経過観察の基本となる。

以下の項目で、経過観察を行う。

表 11-4 運営・体制の整備に関する経過観察の指標と手法・内容

項目	手法・内容	指標	周期
運営・体制の整備	・地域住民との連携状況の把握・関係課、団体との連携状況の把握・連携事業の実施状況の把握・史跡古市古墳群整備検討委員会の活動状況の把握	・関係団体数・ボランティア等向けの研修回数・連携事業の数、人員、予算・史跡古市古墳群整備検討委員会の開催数	毎年

才. 自己点検

上記のアから工までの経過観察の結果をふまえ、本計画において計画されたことがどこまで 実現しているのか、今後何をするべきなのか等を確認するために下記の自己点検表により、2 年ごとに定期的な自己点検を実施する。

	取組状況				
実施例	要素以外の諸要素	取組未	取組中	取組済	備考(現状,目的,成果等)
計画	保存活用計画に基づいて実施されているか				
計画策定に関す	保存活用計画の見直しは実施されているか(概ね 10 年ごと)				
関す	総合計画と関連づけられているか				
	史跡の本質的価値を十分把握し適正な方法で確実に保護されているか				
保	現状変更の取扱基準は適正に運用されているか				
保存管理に関すること	史跡の保存・活用に有効でない要素の除却は遺構を傷つけることなく行われているか				
に 関 す	土地の所有者や地域の協力を得て適切な維持管理がなされているか				
るこ	定期的な点検により経年変化等を確認し、記録しているか				
٤	追加指定に向け,地権者を含め準備や働きがなされているか				
	公有化に向け,所有者等との協議が十分になされているか				

		取組状況				
-	[目 拖例	要素以外の諸要素	取組未	取組中	取組済	備考(現状, 目的,成果 等)
		史跡の現地公開が適切に行われているか				
		地域・関係団体・観光部局・近隣市と連携した活用を行っているか				
33	T.	歴史文化的観光資源としての活用がされているか				
F	舌用こ関すること	体験学習等は計画的に実施しているか				
[]	関する	パンフレット等は活用されているか				
	9 1 1	ガイダンス等の施設は十分に活用されているか				
		ガイドの育成や支援を行っているか				
		学校教育・生涯学習における活用がなされているか				
		情報発信を適切に行っているか				
	全般	整備基本構想・基本計画は策定しているか				
		整備基本構想・基本計画は見直しをしているか				
		整備基本構想・基本計画に基づいて整備しているか				
		整備後は整備地・施設の状況を常に点検・管理しているか				
		遺構等に影響がないよう整備しているか				
		修復は、伝統技術を尊重して実施したか				
整備	保	修復は専門技術者と連携し、専門技術を用いるよう検討したか				
整備に関すること	保存のため	経年変化や災害により、き損はないか。ある場合応急措置したか				
ること	めの整備	墳丘や景観に影響している樹木は伐採等適切に処理しているか				
	•	整備内容は学術的根拠に基づき検証しているか				
	活用のための整備	史跡の価値が適切に表現されているか				
	にめのな	遺構等本質的価値を保護して整備されているか				
	盤備	復元展示は、当時の技法、工法、材料について検討したか				
		案内板や解説板、便益施設(トイレ,四阿,ベンチ等)は適切な位置に配置されているか				
		施設は景観に調和したものとなっているか				

項目実施例	取組状況				
	要素以外の諸要素	取組未	取組中	取組済	備考(現状,目的,成果等)
運営・体制に関すること	史跡の保存管理・活用・整備に必要な体制が整えられているか				
	地域住民と協働した体制が整えられているか				
	国・府・市関連部局との連携体制が整えられているか				
	円滑な運営のため,適切な連絡調整を図っているか				
	維持管理・運営に必要な予算は十分確保されているか				
	予算確保のための取組みはあるか				

国史跡古市古墳群保存活用計画

発 行 日 令和5年3月

編集·発行 藤井寺市教育委員会

〒583-8583 大阪府藤井寺市岡 1 - 1 - 1

羽曳野市教育委員会

〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田 4-1-1

編集協力 株式会社文化財保存計画協会